別添

競争セーフガード制度に基づく検証結果(2010年度)

(案)

平成 23 年 3月 総 務 省

1 制度の概要

総務省は、指定電気通信設備の範囲や NTT グループに係る累次の公正競争要件(活用業務認可制度に係るものを含む。)の有効性について定期的に検証するため、平成 19 年4月、「競争セーフガード制度の運用に関するガイドライン」(以下「運用ガイドライン」という。)を策定・公表した。

また、平成 20 年 3 月 27 日付け情報通信審議会答申「次世代ネットワークに係る接続ルールの在り方について」(以下「NGN答申」という。)を踏まえ、平成 20 年 7 月、運用ガイドラインを改定し、本制度に基づく検証対象にアンバンドル機能の対象の妥当性を追加した。

2 今回の検証プロセス

上記1を受け、平成22年9月、競争セーフガード制度の運用に関する意見募集を行ったところ、11件の意見が提出された。同年10月、当該意見募集の結果を公表するとともに再意見の募集を行ったところ、13件の意見が提出された(同年11月、再意見募集の結果を公表)。

これらを踏まえ、寄せられた意見(56 項目に整理)に対する総務省の考え方(参考資料)を別添のとおり取りまとめたが、これを基に今回の検証結果を以下のとおり整理した。

なお、本文中括弧書きで意見番号が付されているが、これは参考資料の意 見番号に対応するものである。

3 検証結果

(1) 第一種指定電気通信設備に関する検証

本件について、主たる意見に対する検証結果は以下のとおりである。

なお、今回の検証結果において、「注視すべき機能」(運用ガイドライン2(2)イ④参照)はないが、事業者間協議では、早期の解決が困難等と考えられる事項については、平成21年10月16日付け情報通信審議会答申「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について」(以下「接続ルール答申」という。)を踏まえるとともに、当該検証に際して有機的な連携を図ることとしている「電気通信事業分野における競争状況の評価」の議論も参考にし、ブロードバンド市場における公正競争環境の整備等を図る観点から、適切に対処する。

ア 指定要件に関する検証

指定しない設備を具体的に列挙する方式(ネガティブリスト方式)を採用すべきか、端末系伝送路設備の種別(メタル・光)を区別して指定すべきか等の論点(意見5~6)について

昨年度の検証過程においても示されたものであり、今回の検証において、これらの意見に対する考え方を変更すべき特段の事情は認められないことから、昨年度の検証過程で示した考え方を踏襲し、指定要件に係る現行制度の枠組み及び運用は、引き続き維持することが適当である。

イ 指定の対象に関する検証

次世代ネットワーク(以下、「NGN」という。)、地域 IP網、ひかり電話網等のIP通信網について、第一種指定電気通信設備の対象から除外すべきかという 論点(意見8~9)について

昨年度の検証過程においても示されたものであり、今回の検証において、 これらの意見に対する考え方を変更すべき特段の事情は認められないことか ら、昨年度の検証過程で示した考え方を踏襲し、引き続き指定の対象とするこ とが適当である。

ウ アンバンドル機能の対象に関する検証

(ア) NGN に係る収容ルータ等における加入者単位での接続機能をアンバンドル機能の対象とすべきかという論点(意見23)について

IPネットワークは、PSTNに比べると構築が容易であり、独自のIPネットワークを構築して独自のサービス等を提供している事業者も多いところである。したがって、競争事業者が自らのIPネットワークにユーザを収容することが可能であれば、IPネットワーク同士の競争を促進することが可能となる。

ただし、現状では、①ユーザは、NTT の FTTH サービスを選択すると、コア網は NTT(NGN)を選択するしかないといった実態にあり、②FTTH サービスにおける NTT 東西のシェアは 74%を超え、上昇傾向にある状況である。

以上を踏まえ、総務省においては、NGN において実現すべきアンバンドル機能・サービスや IP 網への移行に伴う課題について、その実現方法やコスト負担の在り方を含め、総務省及び関係する通信事業者・ISP などにおいて、速やかに検討の場を設け、本年中を目途に成案を得ることとしている。

(イ) 加入光ファイバにおいて、1分岐単位での接続機能をアンバンドル機能の対象とすべきかという論点(意見25)について

グローバル時代におけるICT政策に関するタスクフォース取りまとめ「「光の道」構想実現に向けて」(平成22年12月14日)において示されたとおり、1芯(8分岐)単位での接続料設定と1分岐単位での接続料設定には、以下のようなメリット・デメリットが考えられる。

- ① 1芯単位の接続料設定は、相対的には設備競争に配慮した方式であるが、少ない分岐回線のみ利用する事業者にとっては割高となる。
- ② 分岐回線単位の接続料設定は、利用分岐回線分だけのコスト負担となるため、サービス競争が促進されると考えられるが、設備競争への影響や効率的な利用のインセンティブが低下するといった懸念が想定される。

上記の点も踏まえ、総務省及び関係事業者において、分岐回線単位での接続料設定を含め、平成 23 年度以降の接続料算定方法の見直しに向けた具体的な検討を行うことされている。

総務省においては、NTT東西から申請のあった接続料変更案について、平成23年1月25日に認可の適否を示さずに情報通信行政・郵政行政審議会に諮問を行ったところであり、平成22年度内を目途に成案を得る予定である。

(ウ) NGN の帯域制御機能や認証・課金機能等(プラットフォーム機能)をアンバンドル機能の対象とすべきかという論点(意見26)について

NGN上においては、NTT 東西が提供する回線情報通知機能やデータコネクト等の新サービスが登場するなど、UNI/SNI 接続によるサービスの多様化が見られるところである。

これら以外のプラットフォーム機能(認証、QoS、帯域制御、位置固定等)のオープン化については、まずは当該機能のオープン化を求める事業者が具体的要望内容をもとに、NTT東西と協議をすることが適当である。

また、ブロードバンド利活用の促進のためには、多様な事業者による多様なコンテンツ・アプリケーション等の提供が重要であることから、NGNにおける通信プラットフォーム機能の在り方や、NGNにおいて実現すべきアンバンドル機能等について、その実現方法やコスト負担の在り方を含め、速やかに検討の場を設け、本年中を目途に成案を得る予定である。

(2) 第二種指定電気通信設備に関する検証

本件について、主たる意見に対する検証結果は以下のとおりである。

なお、事業者間協議では、早期の解決が困難等と考えられる事項については、接続ルール答申及び平成22年3月に接続ルール答申を受けて策定した二種指定ガイドラインを踏まえるとともに、当該検証に際して有機的な連携を図ることとしている「電気通信事業分野における競争状況の評価」の議論も参考にし、モバイル市場における公正競争環境の整備等を図る観点から、適切に対処する。

ア 指定要件に関する検証

全ての携帯電話事業者又は上位3事業者を第二種指定電気通信設備規制の対象にすべきとの指摘(意見28)について

接続ルール答申で示されたとおり、二種指定事業者に指定する端末シェアの閾値(25%)については、他に採用すべき合理的な割合も存在しないことから、現時点でこの考え方を変更する積極的理由は認められないが、二種指定制度の規制根拠については、指定電気通信設備制度の包括的な見直しが必要となった場合に、当該見直しの中で改めて検証を行うことが適当である。

なお、接続ルール答申を受けて策定した二種指定ガイドラインで示したとお

り、二種指定事業者以外の携帯電話事業者についても、検証可能性に留意した上で二種指定ガイドラインを踏まえた積極的な対応を行うことが適当である。

イ 指定の対象に関する検証

注視すべき機能として、パケット着信機能とIMEI通知機能を追加すべきとの 指摘(意見29)について

パケット着信機能は、MVNO網からのパケット通信の開始を可能とする機能であるところ、当該機能の提供を受けることにより、MVNOにおいても、M2 M端末の呼起し等、端末の能動的な制御が可能となるものであり、必要性・重要性の高いサービスに係る機能であると考えられる。

IMEI通知機能(以下「端末情報提供機能」という。)は、通信中の端末の種類・個体を識別する番号(IMEI)をMVNO網へ通知する機能であるところ、当該機能の提供を受けることにより、MVNOにおいても、端末種類別の帯域制御等、端末ごとの異なるサービス提供が可能となるものであり、必要性・重要性の高いサービスに係る機能であると考えられる。

したがって、パケット着信機能及び端末情報提供機能については、二種指定ガイドラインにおいて「注視すべき機能」に位置付け、一定期間、事業者間協議の状況を注視することとする。

(3) 指定電気通信設備制度に係る禁止行為規制等の検証

本件について、主たる意見に対する検証結果は以下のとおりであり、NTT 東西に所要の措置を要請する事項、引き続き注視する事項に区分して列挙する。

ア NTT 東西に所要の措置を要請する事項

NTT 東西の県域等子会社等において、禁止行為規制の潜脱行為が行われており、規制の実効性を確保する観点から、禁止行為規制の対象を県域等子会社等にも適用する等の措置を講じるべきとの指摘(意見34)について

本意見で指摘されている事項について、NTT 東西から県域等子会社への 業務委託は NTT 東西の経営の効率化の観点から行われていることから、それを制限するような措置をとることは望ましくないが、禁止行為規制の趣旨を 踏まえれば、NTT 東西がその子会社に業務委託した場合に当該子会社が委 託を受けた業務に関し反競争的な行為を行うことは当該規制を事実上潜脱す るものとして看過し得ないと考えられる。このことから「グローバル時代におけるICT政策に関するタスクフォース」の「過去の競争政策のレビュー部会」及び「電気通信市場の環境変化への対応検討部会」(以下「合同部会」という。)の取りまとめ等を踏まえて「光の道」構想に関する基本方針等を策定・公表したところである。当該基本方針等に基づき、子会社等との一体的経営への対応を含む電気通信事業法等の改正案が、今通常国会への提出に向けて閣議決定されている。

なお、本件については、これまでの競争セーフガード制度の運用においても、NTT 東西と県域等子会社との間の役員兼任の実態の報告を要請する等の対応を行ってきたが、上記改正法案に係る規定の整備等と並行して、NTT 東西と県域等子会社との間の役員兼任に伴い公正競争確保上の問題が発生しないかどうか引き続き注視していく必要があるため、NTT 東西に対し、当該実態の本年度の状況について報告を求めることとする。

イ 引き続き注視する事項

(ア) 昨年の NTT 西日本の業務改善命令に象徴されるように、NTT 東西が接続の業務に関して知り得た情報を目的外利用している実態があるとの指摘(意見32)について

一昨年 NTT 西日本及びその県域等子会社において接続情報が目的外に 提供された事案が発生したことを受け、昨年2月、他事業者情報の取扱いに 関する業務の在り方について、NTT 西日本に対して業務の方法の改善及びそ の他の措置を講じることを命令するとともに、NTT 東日本に対して業務の運営 の在り方について要請を行った。今後はNTT 西日本の業務改善計画、NTT 東 日本の実施計画の履行状況等を引き続き注視していくこととする。

(イ) NTT 東西の 116 窓口において、接続に関して知り得た情報を用いたフレッツ 光の営業活動が行われているとの指摘(意見33)について

本意見に指摘されている事案について、NTT 東西は、116 番への加入電話 又は INS ネット 64 の移転申込みを行う顧客に対し、当該顧客からの要望が無 いにもかかわらずフレッツ光の営業活動を行うことを厳格に禁じており、これま でもその周知・徹底について要請及び取組状況の注視を行ってきたところであ る。また、上記 NTT 西日本に対する業務改善命令等を受けて、NTT 東西にお いて、116 窓口における他事業者情報の閲覧規制を実施している。仮に、NTT 東西による措置が徹底されず 116 窓口において他事業者情報の目的外利用 が行われた場合には、電気通信事業法第 30 条第3項第1号に抵触し又は潜 脱することとなるおそれがある。 このため、NTT 東西における改善計画、実施計画等の適切な履行が図られるよう、引き続き注視していくこととする。

(ウ) ドコモショップは NTT ドコモの顧客対応部門と同一とみなし、NTT ドコモと同等の禁止行為規制の適用等を行うべきとの指摘(意見35)、家電量販店等において、OCNの優先的取扱いやフレッツ光とNTTドコモの携帯電話の同時加入に対する高額ポイントの付与は、関連事業者のサービスを排他的に組み合わせた割引サービスの提供に相当するとの指摘(意見36)について

本件について、NTT 東西は販売代理店が自ら営業戦略に基づいて選択した結果であるとし、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社(以下「NTT コミュニケーションズ」という。)は家電量販店を通じた営業活動を NTT 東西とは独立して実施しているとし、NTTドコモは販売代理店が NTTドコモの代理店契約とは別に、販売代理店自らの経営判断で NTT 東西とフレッツサービスの販売に関する代理店契約を締結し販売促進施策を実施しているとしており、当該代理店の販売施策が「自己の関係事業者のサービスを排他的に組み合わせた割引サービスの提供」に該当するとの論拠は十分でないが、本指摘に関連して公正競争確保を阻害する行為が行われていないかについて引き続き注視していくこととする。

(エ) NTT ファイナンスの NTT グループカードによるセット割引や、NTT が検討中であるとされる NTT ファイナンスによる料金一括請求については、NTT グループの排他的な連携により公正競争を害するものであるとの指摘(意見37)について

本意見において指摘されているセット割引等は、自己の関係事業者のサービスを排他的に組み合わせた割引サービスの提供等が禁止されている NTT 東西又は NTT ドコモにおいて実施されているものではなく、また、NTT ファイナンスによるセット割引については、NTT グループ以外の事業者の電気通信サービスも組み合わせて提供されていることから、現行の法制度上直ちに禁止されるものとはいえない。

しかし、これらは特典の提供方法や料金請求一本化の方法如何によっては、「自己の関係事業者のサービスを排他的に組み合わせた割引サービスの提供」等を禁止した電気通信事業法第30条第3項第2号や同法第31条第2項第2号、「日本電信電話株式会社の移動体通信業務の分離の際における公正有効競争条件」(2)及び「日本電信電話株式会社の事業の引継ぎ並びに権利及び義務の承継に関する基本方針」(平成9年12月4日)における承継会社への事業の引継ぎに当たって電気通信の分野における公正な競争

の確保に関し必要な事項に関する基本的な事項(以下「NTT の承継に関する 基本方針」という。)(七)(八)を事実上潜脱するおそれがあるため、引き続き 注視していくこととする。

(オ) コンテンツのメニューリストへの掲載については、通信事業者による不当な扱いを受けているといった状況はなく、禁止行為規制は円滑に運用されているとの指摘(意見39)について

本意見では特にメニューリストへの掲載について、通信事業者より不当な扱いを受けるといった状況は見当たらないとしているが、第二種指定電気通信設備を設置する事業者のうち禁止行為規制の適用を受ける者が特定のコンテンツプロバイダに対し不当な規律・干渉を行っていると認められる場合は、第30条第3項第3号に抵触するおそれがあることから、引き続き注視していくこととする。

(カ) 公正競争環境を確保するため、NTT ドコモ、NTT データ等の電気通信事業者や県域等子会社等の非電気通信事業者を NTT 東西の特定関係事業者に追加すべきであるとの指摘(意見41)について

電気通信事業法第31条第1項及び第2項は、同法第30条第3項に係る禁止行為規制には該当しない行為について、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が特定関連事業者に比べて他の電気通信事業者に不利な取扱いをした場合に電気通信事業者間の公正な競争及び電気通信の健全な発達に及ぼす弊害が大きいことを鑑み、第一種指定電気通信設備を設置する事業者に対し、特定関連事業者との間においてさらに厳格なファイアウォールを設ける趣旨で規制を課すものである。

子会社等との一体経営への対応については、これまでも競争セーフガードの検証等に基づきその状況を注視してきており、今般、合同部会の取りまとめ等を踏まえて「光の道」構想に関する基本方針等を定めたところである。当該基本方針等に基づき、電気通信事業法の改正案が今通常国会への提出に向けて閣議決定されている。

また、上記の措置を含む当該とりまとめに盛り込まれた措置については、 毎年度の継続的なチェックに加え、制度整備の実施後3年を目処に、その有 効性・適正性について、包括的な検証を行うこととしている。

よって、特定関係事業者の指定範囲の拡大については、上記の措置の有効性を検証することが適当であり、引き続き注視していくこととする。

(キ) NTTコミュニケーションズがNTT再編成時に取得した加入者情報を活用した

アウトバウンド営業を行っている不適切な事例が存在しているとの指摘(意見 42)について

NTT コミュニケーションズによれば、そのアウトバウンド営業は、自社サービスの利用実績のある利用者に対して実施しているものであるとしているところであるが、NTT 再編成の際に継承した加入者情報であって他事業者が用いることができないものを用いて、NTT 再編成後に NTT コミュニケーションズの利用実績のない利用者に対して営業活動を行うことは、「NTT の承継に関する基本方針」(九)に抵触する又は潜脱するおそれがある。NTT コミュニケーションズによる営業活動について引き続き注視していくこととする。

(ク) NTT 東西とNTT コミュニケーションズの法人営業の集約に関連して、NTT 東西及び NTT コミュニケーションズが共同営業を行っている事例が見受けられており、禁止行為規制及び NTT 再編成時の公正競争要件に抵触しているおそれがあるとの指摘(意見43)について

本意見において指摘されている事案について、NTT 東西は、NTT コミュニケーションズの販売業務を受託する場合の条件や、同社に提供する顧客情報その他の情報は他の電気通信事業者との間のものと同一であるとしており、公正競争上の問題が発生しているという十分な論拠が得られているわけではない。しかし仮に当該措置の運用が徹底されない場合には、電気通信事業法第30条第3項第2号及び「NTT の承継に関する基本方針」(八)(九)に抵触するおそれがあることから、NTT 東西による当該措置の運用について引き続き注視していくこととする。

(ケ) 活用業務制度の導入により日本電信電話株式会社等に関する法律(以下、「NTT 法」という。)や NTT 再編成の本来の目的と齟齬をきたし、また NTT 東西の業務範囲規制が形骸化しているとの指摘(意見44)、IP化の進展と多様なユーザニーズに対応し、より低廉で多様なサービスの提供が可能となるよう、活用業務制度をこれまで以上に迅速かつ柔軟に運用すべきとの指摘(意見45)について

本指摘について、総務省は、NTT法第2条第5項の規定及び「東・西NTTの 業務範囲拡大の認可に係る「公正な競争の確保に支障を及ぼすおそれ」のあ る場合等の考え方(平成 13 年 12 月 11 日公表、平成 19 年7月 18 日改正。 以下「東・西 NTT の業務範囲拡大に係る公正競争ガイドライン」という。)に従 い、NTT 東西が営もうとする活用業務がこれら要件を満たすか否かを審査した上で、認可に係る判断を行ってきたところ。

グローバル化、IP化、ブロードバンド化等への積極的な対応を可能にするとともに、ICTの利活用を促進し、ブロードバンドの普及を図る観点からは、機能分離や子会社等との一体経営への対応等により更なる公正競争確保を図ることを前提に、市場環境の変化や消費者のニーズに迅速に対応できるよう制度・ルールの見直しが必要である。こうした観点から、合同部会の取りまとめ等を踏まえて「光の道」構想に関する基本方針等を定めたところである。当該基本方針等に基づき、NTT東西の業務範囲の弾力化を内容とするNTT法の改正案が、今通常国会への提出に向けて閣議決定されている。

また、上記の措置を含む当該とりまとめに盛り込まれた措置については、 毎年度の継続的なチェックに加え、制度整備の実施後3年を目処に、その有 効性・適正性について、包括的な検証を行うこととしている。

(コ) NTT 東西の「フレッツ・テレビ」サービスは、依然として NTT 東西が放送サービスの提供主体であると誤認されている状況に変わりがないため、追加的措置を講じる必要があるとの指摘(意見46)について

NTT 法においては NTT 東西が放送業を営むことは認められておらず、「東・西 NTT の業務範囲拡大に係る公正競争ガイドライン」においても活用業務に放送業は含まないとしていることを踏まえると、利用者が「フレッツ・テレビ」サービスを NTT 東西による放送サービスと誤解することのないよう、 NTT 東西は放送サービスの提供主体が他社であることについて利用者が明確に理解できるようにする措置を十分に講じることが適切である。

このため、一昨年度の検証結果に基づく要請を受けて講じている措置の運用状況等について引き続き注視していくこととする。

(サ) 「NTT IDログインサービス」、「NTT ネット決済」等の上位レイヤサービスを 通して NTT グループの不当なグループ連携が進められているとの指摘(意見 47)について

NTTコミュニケーションズ及びNTTドコモは、他事業者からの要望がある場合には認証・決済基盤を同様に提供するものであり、特定の事業者について排他的な差別的取扱いを行うものではないとしており、公正競争上の問題が発生しているという十分な論拠が得られているわけではない。

しかし、当該特典の提供方法の実態如何によっては、自己の関係事業者の

サービスを排他的に組み合わせた割引サービスの提供等を禁止した電気通信事業法第30条第3項第2号及び「日本電信電話株式会社の移動体通信業務の分離の際における公正有効競争条件」(2)を事実上潜脱するおそれがあるため、引き続き注視していくこととする。

(シ) NTT グループの実質的な一体経営を防止する観点から、現行の公正競争 要件に加え、NTT グループ会社間の役員等の人事異動を禁止する等の追加 措置が必要であるとの指摘(意見48)について

本意見において指摘されている事案について、NTT 東西は、「日本電信電話株式会社の移動体通信業務の分離の際における公正有効競争条件」や「日本電信電話株式会社の事業の引継ぎ並びに権利及び義務の承継に関する基本方針」で示されたルールを遵守しており、また、「会社間人事異動時には役員を含めた全従業員を対象として退任・退職(転籍)後を含めた守秘義務等の遵守に関する誓約書の提出を義務付けるなどの取組を実施している」としている。

しかし、当該措置の運用が徹底されない場合には、「NTT の承継に関する基本方針」(一)(二)等に抵触するおそれがあることから、NTT 東西による当該措置の運用について引き続き注視していくこととする。

(ス) NTT ブランドカは競争環境に大きな影響を及ぼすため、そのブランドカの影響を検証し、早急にブランド使用に係るルールを確立する必要があるとの指摘(意見49)について

ブランド力が公正競争にもたらす影響については、豊富なデータに基づく緻密な分析を行った上で十分な議論を行うことが必要であり、NTT のブランド力と公正競争の関係について引き続き注視していく。また、「NTT 東日本一〇〇」等の県域等子会社の社名については、法制上特段の制約はないものの、NTT 東西と誤認される可能性は否定できないことから、公正競争確保及び利用者保護の観点から問題が生じていないかどうか引き続き注視することとする。

(セ) NTT 西日本が恒常的に提供している「光ぐっと割引」は、適正コストを下回る料金設定になっていないかとの指摘(意見50)について

競争事業者を排除又は弱体化させるために適正なコストを著しく下回る料

金を設定すること等、競争阻害的な行為がなされていないかどうか引き続き注視していくこととする。

競争セーフガード制度の運用に関する意見及びその考え方(案)

総論

意見1 現行の規制には限界があり、公正な競争 再意見1 考え方1
が確保されていない。よって、NTT グループ組織
の抜本的な見直し、または公正競争ルールの再
構築と独立した第三者による監査の仕組みの導
入が必要である。

|■ はじめに

平成22年8月に総務省「グローバル時代におけ るICT政策に関するタスクフォース」によって公表さ れた「光の道」戦略大綱においては、「光の道」推 進の3つの柱の一つとして、「NTT の在り方を含め た競争ルールの見直し」が挙げられており、公正競 争の一層の活性化のための環境整備が必要との 方向性が示されています。

その一方で、現実に目を向けると、我が国の電 気通信市場は、自由化されてから25年が経過した 現在においても、NTT グループが、「ボトルネック設 備」と「顧客基盤」を公社時代から継承、保有してい ることに加え、持株会社体制の下、グループ各社 が連携して圧倒的な市場支配力を保持し続けてい ます。

これまでも、NTT グループにおける累次の公正 競争に関する措置、ルール整備が行われきました が、NTT 西日本による他の電気通信事業者の電気 通信設備との接続の業務に関して入手した情報の 目的外利用(2009年11月)(以下「NTT 西日本事 案」という。)等、いまだに公正競争に関する問題が 発生している状況が続いています。これは、現行の 規制が適確に運用し切れていないことに加え、現 行の規制だけでは公正な競争が確保されていない NTT 西日本情報漏洩問題や NTT グループの一体 的な営業(子会社を通じた共同営業、人事交流等) 等の NTT グループの市場支配力の濫用が懸念さ れる事例に対して数多くの意見が各社より主張さ れており、公正な競争環境確保を考える上で課題 となっている NTT グループの公正競争要件の再構 築については、今後「光の道」戦略大綱に基づき早 急に検討される必要があります。

そのような中で、各社殿が共通的に意見されて いる NTT グループの各公正競争要件の遵守状況 に対する実効性のある検証及び監査スキームの 導入について、弊社としても賛同致します。

本来は競争セーフガード制度がその大きな役割 を担うひとつと考えますが、NTT 西日本情報漏洩 の問題だけを取り上げても、スキームによる効力の 拡充が必要と考えます。

となりますが、それに加えて各社殿のご意見にある ような第三者の監査機関の導入検討も必要である と考えます。NTT 西日本情報漏洩問題に関して は、以前から各競争事業者より数多くの問題点の 指摘が示されていたにも拘らず、NTT 東西殿から の報告内容を確認すること以外措置はなく、結果

|■ 本年度の意見募集においても、昨年発覚した|■ 本競争セーフガード制度は、PSTN(回線交換 網)からIP網へのネットワーク構造の変化や市場 統合の進展が見込まれる中、電気通信事業法に 基づく指定電気通信設備制度及び日本電信電話 株式会社等に関する法律(以下「NTT 法」という。) に関連したNTTグループに係る累次の公正競争要 件の有効性・適正性を確保するため、これらを定期 的に検証する仕組みとして運用するものである。

> 総務省としては、当該検証の結果を踏まえ、必 要に応じて、指定電気通信設備の対象やNTT等に 係る公正競争要件の見直し等の所要の措置を凍 やかに講じることとなるが、これらについては、市 場実態等に応じて、従来の公正競争要件等を緩 和・撤廃するだけでなく、追加的措置等を講じること もあり得るところであり、個別の事例・事案ごとに必 要な措置を判断することになると考えている。

具体的には前回当社意見でも述べた通り(※1) ■ 一昨年に西日本電信電話株式会社(以下「NTT 西日本 という。)及びその県域等子会社で接続情 報が目的外に提供された事案の発生を受け、昨年 2月、他事業者情報の取扱いに関する業務の在り 方について、NTT 西日本に対して業務の方法の改 善及びその他の措置を講じることを命令するととも に、東日本電信電話株式会社(以下「NTT 東日本」

ことの証左であり、今後の電気通信市場のさらなる 発展に向けて、ブロードバンド基盤整備やICT利活 用を促進するためには、「光の道」戦略大綱に述べ られている方向性のとおり、真の公正な競争状況 を作り出すことが必要であると考えます。

そのためには、ドミナント事業者である NTT グル ープによる「ボトルネック設備の保有」、「(公社時代 から継承した)顧客基盤の活用」、「グループドミナ ンスの行使」による競争阻害行為を根絶する必要 があります。「ボトルネック設備の保有」や「顧客基 盤の活用」については、電気通信事業法に基づき 対象事業者に対する行為規制が定められてはいる ものの、規制当局に実効的な調査権限が付与され ていないため、組織内部に立ち入っての調査等に より違反行為を立証することができないという制度 的な限界があります。現行の規制を実効あるもの とするためには、独立的な第三者機関によるモニタ リングや監査等を行ってその結果を公表することな どにより、競争事業者等外部からも公正競争確保 の実態を確認できる何らかの仕組みが必要と考え ます。

「グループドミナンスの行使」に関しても、行為 規制が及ばない NTT 東·西の県域等子会社を介し たフレッツとドコモ携帯電話のセット販売や、市場 支配的事業者と関係事業者による排他的なグルー プ連携等の禁止にもかかわらず、形式的にオープ ンであるという体裁によりNTTファイナンスを通じて グループ各社請求を一本化するなど、脱法的な行 為が公然と行われています。

これらの問題は、ボトルネック設備を保有する 部門をNTT東・西の組織内に留めたこと、及び、持 株会社体制を維持してきたことに根本的な原因が あり、NTT グループの組織の在り方を抜本的に見 直さない限り完全に払拭することは困難と言わざる を得ません。現行の制度では、上記に述べたような 的に当該問題発覚が遅れた大きな原因になったと 考えます。現行制度では各公正競争要件の遵守 状況について、実際の状況を確認し担保できるよう な手段は存在せず、その解決方法のひとつとして、 第三者の監査機関の導入は非常に有用であると 考えます。

参照※1 平成 22 年度競争セーフガード制度意 見書 当社意見

■競争セーフガード制度の在り方

競争セーフガード制度は、今までも公正競争 確保のために一定の成果を挙げてきた有用な制 度であると考えますが、NTT 西日本情報漏洩問 題を契機に、本来の競争セーフガード制度整備 の目的に立ち戻り、具体的事例に対しては、検 証後の各公正競争要件見直し検討への道筋が より明確となるような実効性の高いスキームへ の再構築が必要であると考えます。具体的な見 ■ また、合同部会の最終取りまとめに盛り込まれた 直し内容としては、以下のような点が挙げられま す。

- 報告内容に対する検証 要請事項に対する報告内容(NTT 東西殿等) について、実効性の有無等の検証を実施
- ・実効的な検証・検討スキームの構築 注視すべき事項については、現在まで指摘の あった事例を調査し、報告書同様に今後の検 討の道筋や具体的な指標の設定が必要であ り、あわせて各研究会や競争評価等とより密 接な連携を構築
- PDCAサイクルの確立

制度全体の運用状況を定期的(例:3 年毎) に検証し、市場環境や NTT グループの組織・ 業務形態の変化等を鑑みて問題点があれ ば、公正競争要件の見直しを含め随時改善を

という。)に対して業務の運営の在り方について要 請を行った。今後は NTT 西日本の業務改善計画、 NTT東日本の実施計画の履行状況等を引き続き注 視し、必要に応じて適切な措置を講ずることとして いる。

- NTT に係る公正競争要件を含めた競争政策の在 り方については、「グローバル時代における ICT 政 策に関するタスクフォース」の「過去の競争政策の レビュー部会 |及び「電気通信市場の環境変化への 対応検討部会」(以下「合同部会」という。)の取りま とめ等を踏まえ、昨年 12 月「光の道」構想に関する 基本方針等を策定・公表したところである。当該基 本方針等に基づき、機能分離の実施、子会社等と の一体経営への対応、業務範囲の弾力化に関する 電気通信事業法等の改正案が今国会への提出に 向けて閣議決定された。
- 措置については、毎年度の継続的なチェックに加 え、制度整備の実施後3年を目処に、その有効性・ 適正性について、包括的な検証を行うこととしてい る。これに関連して、競争セーフガード制度の在り 方についても必要に応じて検討が加えられるものと 考える。

監視機関がないことや「活用業務」による NTT 東・ 西の事業領域の拡大などによって累次の公正競(イー・アクセス、イー・モバイル) 争ルールの実効性が益々失われる恐れがありま す。抜本的な見直しが行われないのであれば、■ NTTグループの総合的な市場支配力に着目した公 正競争ルールの再構築と実効力のある外部監査 が可能な仕組みの導入を急ぐ必要があると考えま す。

(KDDI)

行うといったPDCAサイクルの確立

- 我が国の電気通信市場は、1985年の電電公社 民営化以降、NTT に対する累次の構造的措置(88) 年のデータ通信事業の分離、92年の移動体通信 事業の分離、99年の NTT 再編成)に加えて、接続 規制・行為規制措置が累積的に適用されるなど、 世界でも最も徹底した公正競争環境が整備されて います。
- この間、NTTは、電気通信市場における激しい競 争の中、上記の公正競争条件を遵守しつつ、持株 会社方式によるグループ経営を通じて、業務のア ウトソーシングや代理店等の活用などに積極果敢 に取り組むことにより、経営の効率化による低廉な ユーザ料金・接続料金の実現やお客様サービスの 充実など消費者利便の向上に邁進してきました。
- こうした様々な経営改善施策については、我が 国のあらゆる産業分野と同様、もはや一企業だけ の力で実現できるものではなく、子会社・関連会社 を含む多数のビジネスパートナーとの幅広い提携・ 協業が不可欠となっています。
- NTT としては、今後とも、グループの主要通信会 社がお客様ニーズに対応して積極果敢な事業運営 を行うとともに、様々なビジネスパートナー自身の 創意工夫により生み出される付加価値を大いに活 用し、消費者利便の向上に最大限貢献していく考 えです。また、このことが、我が国の電気通信市場 における競争のダイナミズムを一層活性化させるも のと確信しています。
- ・ このような観点から、NTT 東西及び NTT ドコモに 対する禁止行為規制の適用については、法律に定 められた違反行為の要件に基づき厳密に行って頂 きたいと考えます。

- ・ 仮に違反行為の要件が拡大解釈等により不明確となれば、規制の対象となる NTT 東西及び NTT ドコモはもとより、当該企業との取引を重要なビジネス領域とする子会社・関連会社や多数のビジネスパートナーの予見可能性は著しく低下し、本来正当な事業活動まで制約を受けざるを得なくなります。結果として、消費者利便が大きく損なわれることとなります。
- ・ 近年、我が国の電気通信市場においては、ブロードバンド化・IP化の急速な進展に伴い、様々なサービスの連携・融合が実現しつつあります。公正競争の確保についても、こうした市場実態を的確に反映したものとすることが必要であり、電話時代の競争を前提とした制度から、ブロードバンド・IPの設備競争を前提とした制度(事後規制)に転換するべきであると考えます。
- ・ それが直ちに実現できないとしても、他事業者が 既に提供しているお客様利便について、規制が非 対称であるが故に NTT グループのお客様だけが 享受できないという現状は早急に改善すべきであ り、市場実態や消費者利便等を踏まえた規制の緩 和をお願いしたいと考えています。

(NTT)

■ そもそも活用業務制度については、IP化の進展と 多様なお客様ニーズに対応し、より低廉で多彩な サービスを提供できるようにするとの趣旨から、当 時県内通信に限定されていた NTT 東西の業務範 囲の拡大が 2001 年に法制化されたものと認識して います。

また、当社は活用業務の実施にあたって、NTT 法、「東・西 NTT の業務拡大に係る公正競争ガイドライン」、活用業務認可時の認可条件等を遵守しており、公正競争上の問題は生じていないものと考えます。

	当社は、今後も光サービスの利活用促進に向け	
	て、お客様のより高度で多様なニーズに対応した	
	多彩なブロードバンドサービスを提供していく考え	
	です。	
	(NTT 東日本)	
意見2 公正な競争環境を保つためには、本年度	再意見2	考え方2
の競争セーフガードの運用に当たり、検証プロセ		
スの明確化等の運用面の改善に加え、新たなル		
ール整備を伴う指導や抜本的な措置の実現が		
必要である。		
■ <総論>	■ これまでも、NTT グループにおける累次の公正競	■ 考え方1に同じ
・ 近年の IP 化・ブロードバンド化の進展により、通	争に関する措置、ルールの整備が行われてきまし	
信インフラの中心は旧来のメタルから光ファイバへ	たが、NTT グループによる「ボトルネック設備の保	
と移行していますが、この流れの中で東日本電信	有」、「(公社時代から継承した)顧客基盤の活	
電話株式会社(以下、「NTT 東日本」という。)殿及	用」、「グループドミナンスの行使」等の問題につい	
び西日本電信電話株式会社(以下、「NTT 西日本」	ては、ブロードバンド・IP時代への移行期である現	
という。)殿(以下、合わせて「NTT 東西」という。)が	在においても未だ解決に至っていません。	
アクセス網をはじめとするボトルネック設備を保有し	むしろ、NTT 西日本による接続情報の目的外利	
ていることにより、NTT グループのドミナンス性はさ	用(以下「NTT 西日本事案」という。)のような公正	
らに強まり、あたかも独占回帰の様相を呈していま	競争上の問題が発生するとともに、活用業務によ	
す。	る NTT 東・西の業務範囲拡大などによって競争事	
・ 現に、FTTH 市場(戸建て/ビジネス)における	業者との同等性が損なわれており、公正競争環境	
NTT グループのシェアは、2010 年 3 月末で 74.4%※	が確保されている状況にあるとは到底いえませ	
1 まで上昇しており、これに加えて NTT 東西殿の次	λ_{\circ}	
世代ネットワーク(以下、「NTT-NGN」という。)はボ	加えて、NTT 東・西のNGNはボトルネック設備で	
トルネック性を有するアクセス回線と一体的に構築	ある光アクセス回線と一体で構築されており、競争	
されていることから NTT 東西殿の独占化拡大傾向	事業者との接続を前提としていないことから、これ	
が見込まれます。	まで実現していた有効な競争が損なわれてきてお	
・ さらに NTT 東西殿は、NTT-NGN をはじめとして、	り、NTT グループは、競争を排除し、NGNを梃子に	
地域電気通信業務の枠を超えた活用業務による	市場支配力の拡大、グループ連携の強化を図るな	
サービス展開、サービス拡大を図っており、業務範	ど、状況はますます悪化していると言わざるを得ま	
囲規制が有効に機能していない状況です。	せん。	
・ これらの傾向が今後も継続していけば、早晩、ブ	これらの問題は、ボトルネック設備を保有する部	
ロードバンド市場をはじめとする電気通信市場の健	門を NTT 東・西の組織内に留めたこと、持株会社	

全な競争は完全に機能不全に陥ることは間違いな く、サービスの多様化・料金の低廉化の実現に悪 影響を及ぼす懸念が非常に大きいと考えます。

- また、日本電信電話株式会社(以下、「NTT 持株」 という。)殿を中心とした NTT グループの一体経営 や、NTT グループによる排他的サービスの提供等 が当然の如く横行することで、NTT 再編の趣旨が 形骸化している状況です。このような状況下で NTT グループの規制緩和を求める主張を認めるようなこ とがあれば、公正競争市場のゆがみは著しいもの となり消費者利便に悪影響を与え、今まで推進され てきた競争政策の成果が水泡に帰す恐れがあると 考えます。
- そもそも、「公正競争確保」を目的とした本制度の 運用において、総務省殿は、NTT 東西殿が県域等 子会社等の子会社・関連会社を通じ、自社に課せ (KDDI) られている規制を回避している疑いのある事例に や日本雷信雷話株式会社等に関する法律といった 現行法令をもとに形式的に判断するにとどまってい る状況です。
- 本制度については、競争阻害事例に対する挙証 責任を競争事業者のみに負わせるといった運用上 の限界や、NTT東西殿に対するその違反事案の防 止に向けた周知徹底と報告にとどまる形式的な行 政指導といった結果から見ても、公正競争環境の 実現に向けて十分な効果を上げていないことも事 実です。
- 従って、今年度の本制度に関する運用において は、検証プロセスの明確化、より厳格な指導の実施 等、運用面の改善に加え、現行制度そのものの妥 当性や実効性を検証した上で、現実に即した新た なルール整備を伴う効果的な指導がなされることが 必要です。
- なお、本制度の妥当性、実効性を検証するうえで

体制を維持してきたこと、それらを解消しないまま、 活用業務による NTT 東・西の業務範囲拡大を認め たことに根本的な原因があるため、本質的な問題 解決のためには、活用業務制度の是非を含む、持 株会社体制の廃止やグループ解体を視野に入れ た NTT の在り方についての抜本的な見直しが不可 欠と考えます。

加えて、「ボトルネック設備の保有」、「(公社時代 から継承した)顧客基盤の活用」などに起因する NTT 東・西の利用部門と競争事業者との同等性の 問題、および、NTT グループの総合的な市場支配 カを背景とした「グループドミナンスの行使」の問題 への対処として、第三者機関による監視体制の導 入等や行為規制の範囲の子会社等への拡大を直 ちに実施すべきと考えます。

ついても問題の本質を注視せず、電気通信事業法 ■ 本年度の意見募集においても、昨年発覚した NTT 西日本情報漏洩問題や NTT グループの一体 的な営業(子会社を通じた共同営業、人事交流等) 等の NTT グループの市場支配力の濫用が懸念さ れる事例に対して数多くの意見が各社より主張さ れており、公正な競争環境確保を考える上で課題 となっている NTT グループの公正競争要件の再構 築については、今後「光の道」戦略大綱に基づき早 急に検討される必要があります。

> そのような中で、各社殿が共通的に意見されて いる NTT グループの各公正競争要件の遵守状況 に対する実効性のある検証及び監査スキームの 導入について、弊社としても賛同致します。

> 本来は競争セーフガード制度がその大きな役割 を担うひとつと考えますが、NTT 西日本情報漏洩 の問題だけを取り上げても、スキームによる効力の

ひとつの材料となるのが、昨年 11 月に発覚した NTT 西日本殿における情報漏洩事件です。この問題は、これまでも本制度において競争事業者が何度となく、指摘していた問題が明らかになったものです。2008 年 2 月 18 日に NTT 東西殿に対する行政指導が行われ、NTT 東西殿からは適切な対応を実施した旨の報告があったところですが、実際にはその対応が有名無実であったと言わざるを得ません。総務省殿においては、これまで問題解決に至らない要因が、本質的には設備管理部門と設備利用部門が同一企業体に存在しているという NTT 東西殿の組織構造上の問題であることを認識いただく必要があると考えます。

- ・ 従って、上記の問題を抜本的に解決するために、総務省殿は、「グローバル時代における ICT 政策に関するタスクフォース」(以下、「タスクフォース」という。)等において、NTT の組織の在り方に踏み込んだ議論を実施し、「競争セーフガード制度の運用に関する意見募集(2009 年度)に対する弊社共意見書(2009 年7月31日)」において述べた、NTT グループの「アクセス分離」、「資本分離」、「ブランドの分離」、「人事の分離」の「4つの分離」等、抜本的な措置を実現すべきと考えます。
 - ※1 電気通信事業分野の競争状況に関する四半期データ(2009 年度第 4 四半期(3 月末))(2010 年 7 月 6 日)

以上を踏まえた上で、以下に、本制度の検証項目に関する弊社共意見としてそれぞれの問題事例に対して講ずべき対策等について詳述します。 (ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル) 拡充が必要と考えます。

具体的には前回当社意見でも述べた通り(※1)となりますが、それに加えて各社殿のご意見にあるような第三者の監査機関の導入検討も必要であると考えます。NTT 西日本情報漏洩問題に関しては、以前から各競争事業者より数多くの問題点の指摘が示されていたにも拘らず、NTT 東西殿からの報告内容を確認すること以外措置はなく、結果的に当該問題発覚が遅れた大きな原因になったと考えます。現行制度では各公正競争要件の遵守状況について、実際の状況を確認し担保できるような手段は存在せず、その解決方法のひとつとして、第三者の監査機関の導入は非常に有用であると考えます。

参照※1 平成 22 年度競争セーフガード制度意 見書 当社意見

■競争セーフガード制度の在り方

~略~

競争セーフガード制度は、今までも公正競争確保のために一定の成果を挙げてきた有用な制度であると考えますが、NTT 西日本情報漏洩問題を契機に、本来の競争セーフガード制度整備の目的に立ち戻り、具体的事例に対しては、検証後の各公正競争要件見直し検討への道筋がより明確となるような実効性の高いスキームへの再構築が必要であると考えます。具体的な見直し内容としては、以下のような点が挙げられます。

- ・報告内容に対する検証 要請事項に対する報告内容(NTT 東西殿等)に ついて、実効性の有無等の検証を実施
- ・実効的な検証・検討スキームの構築 注視すべき事項については、現在まで指摘の

あった事例を調査し、報告書同様に今後の検討の道筋や具体的な指標の設定が必要であり、あわせて各研究会や競争評価等とより密接な連携を構築

·PDCAサイクルの確立

制度全体の運用状況を定期的(例:3 年毎)に 検証し、市場環境やNTTグループの組織・業務 形態の変化等を鑑みて問題点があれば、公正 競争要件の見直しを含め随時改善を行うといっ たPDCAサイクルの確立

(イー・アクセス、イー・モバイル)

- 我が国の電気通信市場は、1985年の電電公社 民営化以降、NTTに対する累次の構造的措置(88 年のデータ通信事業の分離、92年の移動体通信 事業の分離、99年の NTT 再編成)に加えて、接続 規制・行為規制措置が累積的に適用されるなど、 世界でも最も徹底した公正競争環境が整備されて います。
- ・ この間、NTTは、電気通信市場における激しい競争の中、上記の公正競争条件を遵守しつつ、持株会社方式によるグループ経営を通じて、業務のアウトソーシングや代理店等の活用などに積極果敢に取り組むことにより、経営の効率化による低廉なユーザ料金・接続料金の実現やお客様サービスの充実など消費者利便の向上に邁進してきました。
- こうした様々な経営改善施策については、我が 国のあらゆる産業分野と同様、もはや一企業だけ の力で実現できるものではなく、子会社・関連会社 を含む多数のビジネスパートナーとの幅広い提携・ 協業が不可欠となっています。
- NTT としては、今後とも、グループの主要通信会 社がお客様ニーズに対応して積極果敢な事業運営 を行うとともに、様々なビジネスパートナー自身の

創意工夫により生み出される付加価値を大いに活用し、消費者利便の向上に最大限貢献していく考えです。また、このことが、我が国の電気通信市場における競争のダイナミズムを一層活性化させるものと確信しています。

- ・ このような観点から、NTT 東西及び NTT ドコモに 対する禁止行為規制の適用については、法律に定 められた違反行為の要件に基づき厳密に行って頂 きたいと考えます。
- ・ 仮に違反行為の要件が拡大解釈等により不明確となれば、規制の対象となる NTT 東西及び NTT ドコモはもとより、当該企業との取引を重要なビジネス領域とする子会社・関連会社や多数のビジネスパートナーの予見可能性は著しく低下し、本来正当な事業活動まで制約を受けざるを得なくなります。結果として、消費者利便が大きく損なわれることとなります。
- ・ 近年、我が国の電気通信市場においては、ブロードバンド化・IP化の急速な進展に伴い、様々なサービスの連携・融合が実現しつつあります。公正競争の確保についても、こうした市場実態を的確に反映したものとすることが必要であり、電話時代の競争を前提とした制度から、ブロードバンド・IPの設備競争を前提とした制度(事後規制)に転換するべきであると考えます。
- それが直ちに実現できないとしても、他事業者が 既に提供しているお客様利便について、規制が非 対称であるが故に NTT グループのお客様だけが 享受できないという現状は早急に改善すべきであ り、市場実態や消費者利便等を踏まえた規制の緩 和をお願いしたいと考えています。

(NTT)

■ 当社は、これまでも公正競争確保に十分配慮して 事業活動を行ってきたところですが、他事業者情報 を不適切に取扱う可能性を排除し、より厳格な仕組みを構築する観点から、お客様利便の確保にできるだけ配意しつつ、システム面に踏み込んだ措置、体制等の見直しを講じることとし、実施計画(2010年3月2日)を策定しました。

現在、この実施計画の内容に沿って、セキュリティ強化の取組みを着実に実行しているところです。 具体的には、

- ・ システム面の措置として、他事業者情報の 一括抽出規制及び閲覧規制
- ・体制整備として、情報セキュリティ推進部の 設置、他事業者情報を扱う業務の設備部門 への移管、県域等子会社における情報セキュ リティマネジメント体制の明確化
- ・ 社員教育等の充実として、子会社も含めた 規程類の充実、研修の拡充
- ・ 点検・監査の徹底として、子会社も含めた自 主点検周期の短縮化監査項目の追加 等を実施しています。

この取り組みについては、外部機関より、実施計画の有効性及び実施状況についてチェックを受け、8月末で完了しています。

今後も、点検・監査については、必要に応じて外 部機関の力も活用しながら、継続的かつ徹底して 繰り返し実施していきます。加えて、社員教育の充 実を行い、情報セキュリティ強化について社員の意 識向上を継続的かつ徹底的に図っていく考えです。

したがって、公正競争は確保されていると考えて おり、機能分離、構造分離や禁止行為規制の見直 し等の追加的措置は必要ないと考えます。

また、資本分離を行うと、多様化し高度化するユーザニーズに応えていくことが難しくなり、かえってユーザの利便性を低下させる等の問題があると考えます。

(参考)実施計画に基づいて実施した主な取組み

項目	実施内容	実施時期
・他事業者情報の 抽出規制	・すべての顧客情報管理システム端末からの他事業者情報の一括抽出を不可とするためシステム上の措置を実施。	H21. 12月
・他事業者情報の 閲覧規制	・他事業者情報について、顧客情報管理システムの改修 を行い、営業部門での閲覧を原則不可とした。	H22. 5月
・他事業者情報を 扱う業務の設備 部門への移管	・営業部門で実施している受注等処理業務のうち、他事業者情報を取り扱う業務を設備部門へ移管。 自社サービスの販売に携わる担当とは原則、別ビルまたは別フロア化。例外的に同一フロアの場合、別部屋・別入口として電子的認証装置等により入室管理を徹底。	H22. 6月
・情報セキュリティ 推進部の新設	・NTT東日本グループにおける情報セキュリティの横断的かつ統一的な取組みを実施する組織として設置。 ・県域等子会社における情報セキュリティマネジメント体制の明確化	H22.4月 H22.6月
・規程類の見直し	・お客様情報保護に関する社内規程類について、他事業 者情報の取扱いに関する規定を追加・充実。 ・県域等子会社における当該規程類の遵守義務を業務 委託契約に規定。	H22. 5月
・研修の充実	・当社及び県域等子会社を対象に、他事業者情報の適 正利用に関する研修を実施。	H22. 7月
・アクセスログ監査	・アクセスログ監査について、監査する周期を四半期に 一度から毎月に見直し。	H22. 5月
・自主点検の充実	・アクセス権限等の登録状況の確認の自主点検の周期 について、半期に一度から四半期に一度に見直し。	H22. 5月
•業務監査	・実施計画に基づく「顧客情報管理システムの閲覧規制」、 「規程類の見直し」等について、当社及び県域等子会社 に対する業務監査項目に追加。	H22. 5月
・外部機関の チェック	・外部機関による実施計画の有効性及び実施状況につ いてチェック	H22. 8月

(NTT 東日本)

■ 県域等子会社への業務の委託は、経営の効率化を図る観点から行っているものであり、こうした経営努力の成果は、お客様サービスの向上、更にはユーザ料金や接続料金の低廉化にも反映しています。

会社の形態等に関わらず、当社の業務を委託する際には、従来より当社からの委託業務で知り得た情報の目的外利用の禁止について業務委託契約に規定する等、適切な措置を講じるとともに、一層の公正競争の遵守・徹底に向けて、営業部門における他事業者情報の閲覧を原則不可とするシステム改修や、他事業者情報を取り扱う受注等処理業務の営業部門からの分離及び設備部門への移管

	など、他事業者情報の不適切な取扱いが生じる余地を一切残さない厳格な仕組みを構築しており、公正競争上の問題はないと考えます。 また、県域等子会社による NTT ドコモの代理店業務については、当社からの受託業務とは組織を分け、当社から受託した業務に係る顧客情報の目的外利用の禁止について業務委託契約に規定する等、公正競争確保のための適切な措置が講じられており、排他的な一体営業はありません。 したがって、県域等子会社を特定関係事業者に指定して規制を強化する必要はないと考えます。	
意見3 競争セーフガード制度の整備の目的に立	再意見3	考え方3
ち戻り、実効性の高いスキームへの再構築する		
必要がある。また、NTT グループの共同的・一体		
的な市場支配に対する公正競争要件の見直し		
が必要である。		
■ 競争セーフガード制度の見直しにあたって	■ これまでも、NTT グループにおける累次の公正競	■ 考え方1に同じ。
競争セーフガード制度については、「光の道構想		
実現に向けて」(2010年5月16日 総務省殿)にお		
いて、総合的な市場支配力に着目したドミナント規		
制の導入検討に際し「(略)競争セーフガード制度、	用」、「グループドミナンスの行使」等の問題につい	
競争評価制度の在り方も再検討することが望まし	ては、ブロードバンド・IP時代への移行期である現	
い。」とあらためて指摘されており、今後具体的な検	在においても未だ解決に至っていません。	
討が始まるものと考えます。	むしろ、NTT 西日本による接続情報の目的外利	
検討にあたっては、過去の競争セーフガード制度	用(以下「NTT 西日本事案」という。)のような公正	
の運用状況の検証はもちろんのこと、本制度の整	競争上の問題が発生するとともに、活用業務によ	
備を提起した「IP化の進展に対応した競争ルール	る NTT 東・西の業務範囲拡大などによって競争事	
の在り方について-新競争促進プログラム 2010		
一」報告書(2006 年 9 月 総務省)(以下、報告書)	が確保されている状況にあるとは到底いえませ	
において示された競争セーフガード制度整備の目	$\delta \lambda_{\circ}$	
的や当時指摘されたドミナント規制に関する各検討	加えて、NTT 東・西のNGNはボトルネック設備で	
課題事例の現状についても、あわせて検証する必	ある光アクセス回線と一体で構築されており、競争	
要があると考えます。	事業者との接続を前提としていないことから、これ	

■ 競争セーフガード制度の在り方

報告書では、指定電気通信設備制度(ドミナント 規制)に関する見直しの検討の方向性が整理され ており、現行制度の運用改善等に係る措置全体 を、競争セーフガード制度の整備と位置付けられ、 提起されています。当時検討された指定電気通信 設備制度(ドミナント規制)に関する見直しの検討の 方向性について、現在の進捗状況を別添資料に纏 めました。こちらをみて分かるとおり、当時指摘され たそれぞれの問題点において、その後、抜本的な 措置が行われるまでには至っておりません。特に 「共同的・一体的な市場支配力の濫用防止のため の競争ルールの整備」における「NTT 東西殿とその 県域等子会社等の一体的な事業運営」について は、競争セーフガード制度においても競争事業者よ り数多くの指摘が行われてきました。しかしながら 昨年発覚した NTT 西日本情報漏洩問題をみると、 情報漏洩を実際に起こした NTT 西日本-兵庫殿、 NTT 西日本-北陸殿に対しては各公正競争要件に 何ら抵触することはなく、指摘された問題が現実に 発生する結果となっています。

競争セーフガード制度は、今までも公正競争確 あると考えますが、NTT 西日本情報漏洩問題を契 機に、本来の競争セーフガード制度整備の目的に 立ち戻り、具体的事例に対しては、検証後の各公 正競争要件見直し検討への道筋がより明確となる ような実効性の高いスキームへの再構築が必要で あると考えます。具体的な見直し内容としては、以 下のような点が挙げられます。

報告内容に対する検証 要請事項に対する報告内容(NTT 東西殿等) について、実効性の有無等の検証を実施

まで実現していた有効な競争が損なわれてきてお り、NTT グループは、競争を排除し、NGNを梃子に 市場支配力の拡大、グループ連携の強化を図るな ど、状況はますます悪化していると言わざるを得ま せん。

これらの問題は、ボトルネック設備を保有する部 門を NTT 東・西の組織内に留めたこと、持株会社 体制を維持してきたこと、それらを解消しないまま、 活用業務による NTT 東·西の業務範囲拡大を認め たことに根本的な原因があるため、本質的な問題 解決のためには、活用業務制度の是非を含む、持 株会社体制の廃止やグループ解体を視野に入れ た NTT の在り方についての抜本的な見直しが不可 欠と考えます。

加えて、「ボトルネック設備の保有」、「(公社時代 から継承した) 顧客基盤の活用 はどに起因する NTT 東・西の利用部門と競争事業者との同等性の 問題、および、NTT グループの総合的な市場支配 カを背景とした「グループドミナンスの行使」の問題 への対処として、第三者機関による監視体制の導 入等や行為規制の範囲の子会社等への拡大を直 ちに実施すべきと考えます。

(KDDI)

保のために一定の成果を挙げてきた有用な制度で ■ 県域等子会社への業務の委託は、経営の効率 化を図る観点から行っているものであり、こうした経 営努力の成果は、お客様サービスの向上、更には ユーザ料金や接続料金の低廉化にも反映していま す。

> 会社の形態等に関わらず、当社の業務を委託す る際には、従来より当社からの委託業務で知り得 た情報の目的外利用の禁止について業務委託契 約に規定する等、適切な措置を講じるとともに、一 層の公正競争の遵守・徹底に向けて、営業部門に おける他事業者情報の閲覧を原則不可とするシス

・ 実効的な検証・検討スキームの構築

注視すべき事項については、現在まで指摘の あった事例を調査し、報告書同様に今後の検討 の道筋や具体的な指標の設定が必要であり、あ わせて各研究会や競争評価等とより密接な連携 を構築

PDCAサイクルの確立

制度全体の運用状況を定期的(例:3 年毎)に 検証し、市場環境や NTT グループの組織・業務 形態の変化等を鑑みて問題点があれば、公正競 争要件の見直しを含め随時改善を行うといったP DCAサイクルの確立

■ NTT グループドミナンスの公正競争要件の見直し について

競争セーフガード制度では、「共同的・一体的な 市場支配力の濫用防止のための競争ルールの整 備」への該当事例として、「NTT 東西殿とその子会 社等の一体的な事業運営」の他にも「県域等子会 社における NTT ドコモ殿商品・サービスの販売」、 「グループ間の人事交流」など数多くの事例が注視 すべき事項として挙げられており、NTT グループの 共同的・一体的な市場支配力の問題は、1999年の NTT 再編成以来においても競争環境における継続 的な課題になっていると考えます。前述の NTT 西 日本情報漏洩問題の発生を踏まえれば、NTT グル ープの共同的・一体的な市場支配力に対する公正|■ 当社は、「日本電信電話株式会社の移動体通信 競争要件の見直しは喫緊の課題であると考えま す。

なお、具体的な見直し内容としては、以下のよう な点が挙げられます。

禁止行為規制の見直し

テム改修や、他事業者情報を取り扱う受注等処理 業務の営業部門からの分離及び設備部門への移 管など、他事業者情報の不適切な取扱いが生じる 余地を一切残さない厳格な什組みを構築していま す。

したがって、公正競争上の問題はなく、県域等子 会社を禁止行為規制の対象及び特定関係事業者 とする必要はないと考えます。

また、情報通信市場は、技術のイノベーションが 非常に早く、モバイル化、ブロードバンド化が大きく 進展し、同時にサービスやプレイヤーのグローバ ル化が急激に進むなど、大きなパラダイム変化が 進展しており、現に NTT グループ以外の他社は、 固定・携帯事業を同一の会社が提供するのみなら ず、同一会社あるいは同一グループ内の固定電話 携帯電話相互間のみの通話を無料化するなど、 市場環境・競争環境は大きく変化しています。

このような中で当社だけが柔軟なサービス提供・ 連携ができないとすると、IPブロードバンドの利活 用促進やお客様利便の向上を阻害することになり ます。

当社は従来より事業法等の法令及び各種ガイド ラインを遵守して事業活動を行ってきたところであ り、公正競争上の問題はないことから、NTT ドコモ やNTT データ等を特定関係事業者に指定して規制 を強化する必要はないと考えます。

(NTT 東日本)

業務の分離の際における公正有効競争条件」や 「日本電信電話株式会社の事業の引継ぎ並びに権 利及び義務の継承に関する基本方針」で示された ルールを遵守しており、また、接続や取引条件等に 関して、NTTドコモ殿等のNTTグループ各社に比し

NTT 東西殿の実質的な業務を行う県域子会 社を禁止行為規制の対象として追加すること により、接続情報の目的外利用禁止をより厳 格化する必要があると考えます。更には NTT グループの巨大な市場支配力の濫用を抑止 する観点から、グループ会社間の優先的な共 同営業、連携サービスの禁止規定が必要であ ると考えます。

特定関係事業者制度の見直し

上記と同様の理由から、NTT 東西殿の実質 的な業務を行う県域等子会社を特定関係事業 者の対象として追加する必要があると考えま す。また、固定とモバイルの融合が見込まれる 中、共に指定電気通信設備を有する NTT 東西 殿と NTT ドコモ殿間の一体的な事業運営によ め、NTTドコモ殿についても特定関係事業者に 追加することが適切と考えます。

活用業務制度の在り方の見直し

活用業務制度は、本来、NTT 東西殿間のヤ ードスティック競争促進を目的に導入されまし たが、NTT 持株会社体制の下では、グループ 内の会社間同士の利益を互いに奪い合うよう な競争は現実的には有り得ないこと、また、IP 電話や NGN 等で既に県間業務の提供を行っ ていること等から、今後想定される業務を見据 えつつ制度の見直しを図る時期にきているも のと考えます。

(イー・アクヤス、イー・モバイル)

て、他の電気通信事業者に不利な取扱いを行って おらず、公正競争上問題ないものと考えます。

- また、県域等子会社の当社からの委託業務を実 施する組織に対しては、公正競争面における顧客 情報の適切な取扱いや顧客情報の目的外利用の 禁止について業務委託契約に規定する等の措置 を講じてきたところであり、また、業務改善計画(平 成22年2月26日)の策定・実行を通じ、他事業者 情報の適正利用に向けた措置を講じております。
- 以上のとおり、当社は、事業法等の法令及び共 同ガイドライン等の各種ガイドラインを遵守した事 業活動に向けた措置を既に講じていることから、特 定関係事業者の拡大は必要ないと考えます。

(NTT 西日本)

- る市場支配力の濫用を抑制する必要があるた|■ 我が国の情報通信市場においては、情報通信技 術の革新や多種多様な事業者の積極的な市場参 入によって激しい競争が繰り広げられており、当社 がこれまで営んできた活用業務によって、競争を阻 害するような状況にないことは明らかです。むしろ、 本制度により、IPブロードバンド市場の競争がより 一層促進され、世界に類を見ないダイナミックな発 展に大きく寄与したものと認識しています。
 - 情報通信市場は、IP化の進展により、県内/県 間等の区分のないシームレスなサービスが主体と なってきており、更に今後は固定/移動や通信/ 放送等の融合化の進展し、また、コンテンツ・アプリ ケーションや端末など通信サービスの上下のレイ ヤとの一体性が高いビジネスモデルなどが登場し 始めています。

こうした技術・市場環境の中で、当社がお客様の より高度で多様なニーズに対応した多彩なブロード バンド・ユビキタスサービスを提供していくために は、活用業務制度をより積極的に利用していくこと が不可欠であり、また、多様な競争の創出による市

	場の活性化といった観点からも、当社が活用業務の枠組みを用いて新たなサービスを弾力的に提供していくことが望ましいことから、今後も、①「地域通信業務の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがない」こと、②「公正な競争の確保に支障を及ぼすおそれがない」ことの2つの要件を踏まえ、活用業務を実施していく考えです。 (NTT 西日本)	
	■ 当社は、特定関係事業者の指定に相当する「日本電信電話株式会社の移動体通信業務の分離の際における公正競争条件」(平成4年4月)や電気通信事業法による禁止行為規制を遵守していることから、特定関係事業者への指定等を導入する必要はないと考えます。 (NTTドコモ)	
意見4 指定電気通信設備制度の導入、及びNTT グループに係る累次の公正競争要件の設定が なされた当時とは競争環境が変化している。顧 客利便等の観点から、指定電気通信設備制度 やNTTグループに係る累次の公正競争要件を 緩和・撤廃する方向で抜本的に検証・見直しを 行うべき。	再意見4	考え方4
■ 情報通信市場は、技術のイノベーションが非常に早く、モバイル化、ブロードバンド化が大きく進展し、同時にサービスやプレイヤーのグローバル化が急激に進むなど、大きなパラダイム変化が進展	■ これまでも、NTT グループにおける累次の公正競争に関する措置、ルールの整備が行われてきましたが、NTT グループによる「ボトルネック設備の保有」、「(公社時代から継承した)顧客基盤の活	■ NTT に係る公正競争要件を含めた競争政策の在り方については、合同部会の取りまとめ等を踏まえて「光の道」構想に関する基本方針等を策定・公表したところである。当該基本方針等に基づき、機能
しております。その市場の一部である固定系ブロードバンド市場だけ見ても、FTTH、ADSL及びCAT V等、他事業者が多種多様なアクセスラインを提供するとともに、ルータ等の局内装置については他事	用」、「グループドミナンスの行使」等の問題については、ブロードバンド・IP時代への移行期である現在においても未だ解決に至っていません。 むしろ、NTT 西日本による接続情報の目的外利	分離の実施、子会社等との一体経営への対応、業 務範囲の弾力化に関する電気通信事業法等の改 正案が、今国会提出に向けて閣議決定された。
まるともに、ルータ寺の局内表直については他争業者が自ら設置しており、当社の局内装置を利用するケースはほとんどない等、現実に設備ベースの競争が進展しており、指定電気通信設備制度が		■ また、合同部会の最終取りまとめに盛り込まれた 措置については、毎年度の継続的なチェックに加え、制度整備の実施後3年を目処に、その有効性・

導入されたり、NTT グループに係る累次の公正競争要件が設定された当時のように、当社以外に設備を構築する事業者がなく、他事業者は当社が設置した設備を利用せざるを得ないといった状況からは大きく変化しております。

特に、西日本のブロードバンド通信市場では、当社・電力系事業者・CATV事業者が健全な設備競争を繰り広げており、当社のシェアは西日本マクロで53%、府県別では最小で36%、FTTH市場での競争が激しい関西エリアでは、京都を除く1府4県でシェア50%を下回る状況(平成22年3月末)になっています。

こうした中で、当社は、これまでも光サービスを世界に先駆けて本格展開し、利用可能エリアを拡大する等ブロードバンドの普及に全力で取り組んでまいりましたが、更なる普及に向けてドライブをかけてゆくためには、情報通信市場のパラダイム変化を十分踏まえ、従来の電話を前提とした規制を見直し、ブロードバンド・IPの設備競争を前提とした政策に転換する必要があると考えます。

具体的には、事態の推移を先回りした想定や懸念に基づいて事前規制をかけるという従来の発想を転換して、万一問題が生じたとしても、事後的に問題を解決する姿勢に徹する政策に舵を切り、各事業者が自らのリスクで設備を設置し、技術を開発し、それぞれの創意工夫によりお客様のニーズに即したサービスを提供するよう促す競争環境を整備することで、お客様利便の向上、ICT産業の成長・拡大、ひいては我が国全体の経済の活性化、国際競争力の維持・向上を図るべきです。

したがって、今年度の検証にあたっては、過去に 導入された指定電気通信設備制度や NTT グルー プに係る累次の公正競争要件を緩和・撤廃する方 向で抜本的に検証・見直しを行っていただき、各事 業者が自由に事業展開を行うことができる環境を 業者との同等性が損なわれており、公正競争環境 が確保されている状況にあるとは到底いえませ ん。

加えて、NTT 東・西のNGNはボトルネック設備である光アクセス回線と一体で構築されており、競争事業者との接続を前提としていないことから、これまで実現していた有効な競争が損なわれてきており、NTT グループは、競争を排除し、NGNを梃子に市場支配力の拡大、グループ連携の強化を図るなど、状況はますます悪化していると言わざるを得ません。

これらの問題は、ボトルネック設備を保有する部門を NTT 東・西の組織内に留めたこと、持株会社体制を維持してきたこと、それらを解消しないまま、活用業務による NTT 東・西の業務範囲拡大を認めたことに根本的な原因があるため、本質的な問題解決のためには、活用業務制度の是非を含む、持株会社体制の廃止やグループ解体を視野に入れた NTT の在り方についての抜本的な見直しが不可欠と考えます。

加えて、「ボトルネック設備の保有」、「(公社時代から継承した)顧客基盤の活用」などに起因するNTT東・西の利用部門と競争事業者との同等性の問題、および、NTTグループの総合的な市場支配力を背景とした「グループドミナンスの行使」の問題への対処として、第三者機関による監視体制の導入等や行為規制の範囲の子会社等への拡大を直ちに実施すべきと考えます。

(KDDI)

適正性について、包括的な検証を行うこととしている。その結果、特に、公正競争環境が十分に確保されていない場合には、ボトルネック設備の更なるオープン化や、構造分離・資本分離を含めたファイアウォール規制の強化など、公正競争環境を整備するための更なる措置について検討を行う。

整備していただきたいと考えます。	
(NTT 西日本)	

1 指定電気通信設備制度に関する検証

から見て代替性の高いブロードバンドサービスの

提供に用いられていること、②既存の電柱・管路

(1) 第一種指定電気通信設備に関する検証 ア 指定要件に関する検証		
意見	再 意 見	考 え 方
意見5 第一種指定電気通信設備の指定について	再意見5	考え方5
は、状況の変化は認められないことから、①「指		
定しない設備を具体的に列挙する方法(ネガティ		
ブリスト方式)」とする、②端末系伝送路設備の		
種別(メタル・光)を区別しないという現行の考え		
方を継続すべき。		
■ 第一種指定電気通信設備の指定に当たりネガテ	■ 先般の当社意見で述べたとおり、現行制度の下	■ 第一種指定電気通信設備の指定については、伝
ィブリスト方式を採用し、また端末系伝送路設備の	においては、NTT 東西のほぼ全ての県内電気通信	送路設備及び交換等設備に対する指定方法をネ
種別(メタル・光)を区別せずに行う現行方式につ	設備が、ボトルネック性の有無についての十分な	ガティブリスト方式(指定しない設備を具体的に列
いては、本制度の検証において示されている以下	検証がされないままに、ボトルネック性を有すると	挙する方式)からポジティブリスト方式(指定する設
の考え方について、これまでの検証においても、特	の蓋然性があるという理由で、原則として全て指定	備を具体的に列挙する方式)に変更した場合、ボト
段の事情の変化が認められないことから、その考	電気通信設備とされるネガティブリスト方式が採用	ルネック性を有する設備であるにもかかわらずー
え方を踏襲するとされているところです。	されておりますが、本来、規制の対象となる設備	定期間指定されない場合が生じ得るため、電気通
- ポジティブリスト方式はボトルネック性を有する	は、行政当局が個別に不可欠性を挙証できた必要	信市場の健全な発達が損なわれる可能性がある
設備であるにもかかわらず一定期間指定されな	最小限のものに限定すべきであると考えます。	旨、平成 19 年3月付答申「コロケーションルールの
い場合が生じ得るリスクがあり、ネガティブリスト	なお、昨年度の検証において「ポジティブリスト	見直し等に係る接続ルールの整備について」(以下
方式の採用がNTT東西殿による迅速なサービス	方式に変更した場合、ボトルネック性を有する設備	「3月答申」という。)において示されているところで
提供に対し重大な支障となっているという事実	であるにもかかわらず一定期間指定されない場合	ある。
や、NTT東西殿を競争上不利な状況に置くまたは	が生じ得るため、電気通信市場の健全な発達が損	昨年度の検証結果では、ネガティブリスト方式の
お客様利便を損ねている等の状況も認められな	なわれる可能性がある」とされておりますが、新た	採用が NTT 東西による迅速なサービス提供等に
いことから、ネガティブリスト方式の採用は第一種	に導入する設備が不可欠性を有することになるか	対し重大な支障となっているという事実は認められ
指定電気通信設備制度の趣旨に照らして妥当。	どうかは、導入当初では判断できないはずであり、	ないとしたところであるが、現時点においても、依然
- メタル回線と光ファイバ回線は、①共に利用者	むしろ現に指定されているルータ等の局内装置	NTT 東西が指摘するような「NTT 東西を競争上不

利な状況に置く」又は「お客様利便を損ねている」

等の状況も認められない。

は、他事業者が自ら設置し、当社の局内装置を利

用するケースはほとんど皆無であることを踏まえれ

等の共通の線路敷設基盤の上に敷設されている こと、③実態としてNTT東西殿はメタル回線を光フ ァイバ回線に更新する際のコスト・手続の両面に おいて優位性を有していることから端末系伝送路 設備の種別(メタル・光)を区別せずに第一種指定 電気通信設備の指定を行うことには合理性があ る。

- 今年度においても、上記の考え方に変更を加え るべき状況の変化は認められないことから、ボトル ネック性の有無を判断する基準として用いられて いる加入者回線シェアの計算方法と併せて、現行 方式を維持すべきと考えます。
- なお、この点に対しNTT東西殿は、自身の迅速な サービス提供ができないことを理由にポジティブリ スト方式の採用を主張していますが、この方式は 競争事業者がボトルネック設備を利用したサービ ス提供を迅速に行えない結果を招くことからNTT東 西殿のより一層の独占化につながり、公正競争環 境確保の観点から認められません。

(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンク モバイル)

■ 指定要件は現行維持が必要

- ネガティブリスト方式の現行維持が必要であると 考えます。ネガティブリスト方式は、接続事業者が ボトルネック設備を用いたサービスを NTT 東西殿 に遅れをとることなく迅速に提供することを可能とし ており、日本の通信市場の公正競争確保において 非常に重要な役割を担っているルールであると考 えます。
- 端末系伝送路設備の種別(メタル・光)について は、昨年度の検証結果の考え方 5(※1)にて示さ ■ れた内容において変化した状況はないと考えられ るため、引き続き種別を区別せずに指定することが 必要と考えます。特に考え方「①共に利用者から見

ば、不可欠性を有すことになる蓋然性は極めて低 いと考えます。

それにもかかわらず、新たに導入する設備をす べて指定電気通信設備の対象とする現行の指定 方法は、「必要以上の設備を指定電気通信設備と して指定することは回避されなければならない」と する「コロケーションルールの見直し等に係る接続 ルールの整備について | 答申(2007年3月30日) の趣旨にも反していると考えます。

加えて、昨年度の検証において「現時点におい ても、ネガティブリスト方式の採用が NTT 東西によ ■ 端末系伝送路設備については、昨年度の検証 る迅速なサービス提供等に対し重大な支障となっ ているという事実は認められない」とされております が、熾烈な競争が繰り広げられているブロードバン ド市場においては、たとえ「数ヶ月」であっても、サ ービス開始前に接続約款の認可又は告示改正等 の行政手続きが必要となること、また事実上、認可 申請前にも事前説明に一定の時間が必要となるこ とは、当社を競争上極めて不利な立場に置くだけ でなく、お客様に対して新サービスの提供や料金 値下げが遅れる結果となり、お客様利便を著しく損 ねていると考えます。

したがって、行政当局においては、現行の指定 告示の規定方法である「指定しない設備を具体的 に列挙する方法」を「指定する設備を具体的に列挙 する方法」に見直すとともに、指定電気通信設備の 対象とする具体的な基準を明らかにし、その対象 設備は、行政当局が個別にボトルネック性を挙証 できた必要最小限のものに限定すべきであると考 えます。

- なお、昨年度の検証では、メタル回線と光ファイ バ回線は、
 - バンドサービスの提供に用いられていること、

また、新たに導入する設備は、アクセス回線と一 体的に機能する蓋然性は高いものと考えられるこ とに加え、当セーフガード制度において毎年度指定 対象設備を検証していることを踏まえると、現行の 指定方法は、「必要以上の設備を指定電気通信設 備として指定することは回避されなければならな い」とする3月答申の趣旨に反しているものではな く、第一種指定電気通信設備制度の趣旨に照らし て妥当である。

結果において、メタル・光の種別を区別せずに第 一種指定電気通信設備として指定することは、① 共に利用者から見て代替性の高いブロードバンド サービスの提供に用いられていること、②既存の 電柱・管路等の共通の線路敷設基盤の上に敷設 されていること、③実態として NTT 東西はメタル回 線を光ファイバ回線に更新する際のコスト・手続の 両面において優位性を有していること等に鑑みれ ば、合理性があると認められるとの考え方を示し たところである。

また、ボトルネック性の判断に当たり、ブロード バンドに利用されていない CATV 回線や高速無線 アクセス回線については、利用者からみてメタル 回線で提供されるサービスと代替性があるとは必 ずしも言えない点で異なることから、これらを含め て判断することは適当でない。

NTT 東西の今回の意見を考慮しても、この考え 方を変更すべき特段の事情は依然認められないこ とから、端末系伝送路設備については、引き続きメ タル・光の種別を区別せずに第一種指定電気通信 設備として指定することが適当である。

① 共に利用者から見て代替性の高いブロード ■ 加入光ファイバの指定を除外すべきとの再意見 については、考え方 11 に同じ。

て代替性の高いブロードバンドサービスの提供に 用いられていること」については、光の道構想にお いて超高速ブロードバンドの普及が推進されていく 現状において、その有する意義は更に強くなってい くものと考えます。

参照:※1 平成22年2月 総務省資料「競争セーフガード制度の運用に関する意見及びその考え方」考え方5「①共に利用者から見て代替性の高いブロードバンドサービスの提供に用いられていること、②既存の電柱・管路等の共通の線路敷設基盤の上に敷設されていること、③実態としてNTT東西はメタル回線を光ファイバ回線に更新する際のコスト・手続の両面において優位性を有していること等にかんがみれば、合理性があると認められるとの考え方を示したところである。」

(イー・アクセス、イー・モバイル)

- ② 既存の電柱・管路等の共通の線路敷設基盤の上に敷設されていること、
- ③ 実態として NTT 東西はメタル回線を光ファイ バ回線に更新する際のコスト・手続の両面に おいて優位性を有していること、

から、メタルと光を区別せずに指定を行うこととされております。

しかしながら、こうした理由は、以下の観点から、 メタルと光を区別せずに指定電気通信設備とする 合理的な理由にはならないと考えます。

- ・メタル回線(DSLサービス)と光ファイバ(光サービス)との間でサービスの代替性があることと、設備のボトルネック性とは直接関係がないこと。
- ・電柱・管路等の線路敷設基盤は、徹底したオープン化により、他事業者は、構築意欲さえあれば、光ファイバを自前敷設することが可能であること。
- ・当社は、メタル回線とは別に光ファイバを重畳的に敷設しており、メタル回線を保有していることで他事業者よりも安く光ファイバを敷設できるわけではないため、当社にコスト面での優位性もないこと。

また、他事業者も計画的に光ファイバを敷設することにより、個々のお客様からの申込みに対して当社と同等の期間でサービス提供することは可能となっており、当社に手続面での優位性はないこと。(NTT 東日本)

- 現行の固定系の指定電気通信設備規制は、端末系伝送路設備(メタルと光の区別がない)の50%以上の使用設備シェアを保有する場合には、これと一体として設置される電気通信設備を指定電気通信設備として規制する仕組みとなっています。
- しかしながら、指定電気通信設備規制(ボトルネッ

ク規制)の根幹となる端末系伝送路設備については、電柱等ガイドラインに基づく線路敷設基盤のオープン化や電柱の新たな添架ポイントの開放・手続きの簡素化等により、他事業者が自前の加入者回線を敷設するための環境が整備された結果、他事業者の参入機会の均等性は確保されており、IPブロードバンド市場においては、アクセス区間においても現に「設備ベースの競争」が進展しています。

- ・現に、光ファイバについては、電力会社殿が当社の約2倍の電柱を保有しており、電力系事業者殿は相当量の設備を保有する等、当社と健全な設備競争を展開していますし、CATV事業者殿も、通信と放送の融合が進む中、電力会社殿や当社の電柱を利用して自前アクセス回線を敷設し、過去9年間で契約数を1.7倍の3,264万世帯(平成22年3月末。再送信のみを含む)に増加させています。
- ・したがって、端末系伝送路設備については、既に 敷設済のメタル回線と、競争下で敷設されている光 ファイバ等のブロードバンド回線の規制を区分し、 光ファイバについては諸外国での規制の状況も踏 まえ、指定電気通信設備の対象から除外していた だきたいと考えます。
- ・ また、ブロードバンドアクセスのボトルネック性の判断にあたっては、設備競争における競争中立性を確保する観点から、通信・放送の融合等を踏まえ、CATV回線(現にブロードバンド通信に使用されていないものを含む)や、今後新たな技術革新が期待される高速無線アクセス等を含めるよう見直すことについて検討していただきたいと考えます。
- ・ 更に、現行のシェア基準値(50%超)による規制 は、事業者間のシェアが50%前後で拮抗する場合 でも、50%超か否かで事業者間に規制上の大きな 差が生じる仕組みとなっているため、競争中立性を 確保する観点から、一定のシェアを有する事業者

	に対する規制の同等性を確保するよう見直すこと	
	について検討していただきたいと考えます。	
	・また、第一種指定電気通信設備の指定方法に関	
	しては、ソフトバンク殿及びイー・アクセス殿より、昨	
	年度の総務省の検証結果を引用し、現行の指定方	
	法を継続すべきとの主張がなされていますが、ほと	
	んど全ての県内設備に事前規制をかける現行の	
	第一種指定電気通信設備の指定方法を継続した	
	場合、健全な競争が繰り広げられているブロードバ	
	ンド通信市場においても、サービス開始前に接続	
	約款の認可又は告示改正等の行政手続きが必要	
	となり、また、認可申請前の事前説明にも一定の時	
	間が必要となるため、お客様に対する新サービス	
	の提供や料金値下げを遅らせる原因となり、当社	
	を他事業者との競争上極めて不利な立場に置くこ	
	とになるだけでなく、更なるブロードバンド普及に向	
	けたインフラ整備や新規サービス開発の芽を摘む	
	ことによって、お客様の利便の向上を妨げることに	
	なると考えます。	
	・ したがって、第一種指定電気通信設備の指定方法	
	については、「指定しない設備を具体的に列挙する	
	方式」(ネガティブリスト方式)から「指定する設備	
	を具体的に列挙する方式」(ポジティブリスト方式)	
	に見直すとともに、指定電気通信設備の対象とす	
	る具体的な基準を明らかにしていただきたいと考え	
	ます。その上で、第一種指定電気通信設備につい	
	ては、規制当局が個別にボトルネック性を挙証でき	
	た必要最小限のものに限定していただきたいと考	
	えます。	
	(NTT 西日本)	
意見6 第一種指定電気通信設備の指定について	再意見6	考え方6
は、サービス開始前に認可申請が必要になるな		
ど、競争上不利となることから、ネガティブリスト		
方式からポジティブリスト方式に見直すとともに、		

必要最小限のものに限定すべき。

する方式」に見直し】

現行制度の下においては、NTT東西のほぼ全て の県内電気通信設備が、ボトルネック性の有無に ついての十分な検証がされないままに、ボトルネッ ク性を有するとの蓋然性があるという理由で、原則 として全て指定電気通信設備とされるネガティブリ スト方式が採用されています。

しかしながら、本来、規制の対象となる設備は、 行政当局が個別に不可欠性を挙証できた必要最 小限のものに限定すべきであると考えます。

なお、昨年度の検証において「ポジティブリスト 方式に変更した場合、ボトルネック性を有する設備 であるにもかかわらず一定期間指定されない場合 が生じ得るため、電気通信市場の健全な発達が損 なわれる可能性がある」とされておりますが、新た に導入する設備が不可欠性を有することになるか どうかは、導入当初では判断できないはずであり、 むしろ現に指定されているルータ等の局内装置 は、他事業者が自ら設置し、当社の局内装置を利 用するケースはほとんど皆無であることを踏まえれ ば、不可欠性を有すことになる蓋然性は極めて低 いと考えます。

それにもかかわらず、新たに導入する設備をす べて指定電気通信設備の対象とする現行の指定 方法は、「必要以上の設備を指定電気通信設備と して指定することは回避されなければならない」と する「コロケーションルールの見直し等に係る接続 ルールの整備について | 答申(2007 年 3 月 30 日) の趣旨にも反していると考えます。

|■ 【現行指定告示を「指定する設備を具体的に列挙 |■ 「コロケーションルールの見直し等に係る接続ル |■ 考え方5で示したとおり、ネガティブリスト方式を ールの整備について(平成19年3月30日)」で示さ れているとおり、「ポジティブリスト方式に変更した 場合、ボトルネック性を有する設備であるにもかか わらず一定期間指定されない場合が生じ得るた め、電気通信市場の健全な発達が損なわれる可 能性がある」ため、現行どおりネガティブリスト方式 が適当と考えます。

(KDDI)

- 【指定電気通信設備制度について】
 - ・ 本年の本制度における弊社共意見書(2010 年 10月8日)でも述べたとおり、第一種指定電気通信 設備の指定方法については、特段の環境変化が 認められないため、引き続き、ネガティブリスト方式 を採用し、端末系伝送路設備の種別(メタル・光)を 区別せずに指定を行う現行方式を維持すべきと考 えます。

(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンク モバイル)

■ ネガティブリスト方式の現行維持が必要と考えま す、

ポジティブリスト方式を採用した場合、ボトルネッ ク性を有する設備が一定期間指定されない場合が あり、その際に接続事業者がボトルネック設備を用 いたサービスを迅速に提供することが不可能とな るリスクがあります(※8)。総務省ICTタスクフォー ス第1・2部会にて、ボトルネック設備利用の同等 性確保があらためて議論される中において、ネガ ティブリスト方式による指定設備の指定方法は、そ の根幹を支える重要な役割を果たしており、現行 維持が必要であると考えます。

採用することは、第一種指定電気通信設備制度の 趣旨に照らして妥当である。

加えて、昨年度の検証において「現時点においても、ネガティブリスト方式の採用がNTT東西による迅速なサービス提供等に対し重大な支障となっているという事実は認められない」とされておりますが、熾烈な競争が繰り広げられているブロードバンド市場においては、たとえ「数ヶ月」であっても、サービス開始前に接続約款の認可又は告示改正等の行政手続きが必要となること、また事実上、認可申請前にも事前説明に一定の時間が必要となることは、当社を競争上極めて不利な立場に置くだけでなく、お客様に対して新サービスの提供や料金値下げが遅れる結果となり、お客様利便を著しく損ねていると考えます。

したがって、行政当局においては、現行の指定 告示の規定方法である「指定しない設備を具体的 に列挙する方法」を「指定する設備を具体的に列挙 する方法」に見直すとともに、指定電気通信設備の 対象とする具体的な基準を明らかにし、その対象 設備は、行政当局が個別にボトルネック性を挙証 できた必要最小限のものに限定すべきであると考 えます。

(NTT 東日本)

■ 【現行の指定方法の見直しについて】

・ ほとんど全ての県内設備に事前規制をかける現 行の第一種指定電気通信設備の指定方法を継続 した場合、健全な競争が繰り広げられているブロー ドバンド通信市場においても、サービス開始前に接 続約款の認可又は告示改正等の行政手続きが必 要となり、また、認可申請前の事前説明にも一定 の時間が必要となるため、お客様に対する新サー ビスの提供や料金値下げを遅らせる原因となり、 参照: ※8

平成22年2月 総務省資料「競争セーフガード制度の運用に関する意見及びその考え方」考え方5

「第一種指定電気通信設備の指定については、 伝送路設備及び交換等設備に対する指定方法を ネガティブリスト方式(指定しない設備を具体的に列 挙する方式)からポジティブリスト方式(指定する設 備を具体的に列挙する方式)に変更した場合、ボトルネック性を有する設備であるにもかかわらず一 定期間指定されない場合が生じ得るため、電気通 信市場の健全な発達が損なわれる可能性がある 旨、2007年3月付情報通信審議会答申「コロケー ションルールの見直し等に係る接続ルールの整備 について」(以下「3月答申」という。)において示さ れているところである。」

(イー・アクセス、イー・モバイル)

当社を他事業者との競争上極めて不利な立場に置くことになるだけでなく、更なるブロードバンド普及に向けたインフラ整備や新規サービス開発の芽を摘むことによって、お客様の利便の向上を妨げることになると考えます。

・したがって、第一種指定電気通信設備の指定方法については、「指定しない設備を具体的に列挙する方式」(ネガティブリスト方式)から「指定する設備を具体的に列挙する方式」(ポジティブリスト方式)に見直すとともに、指定電気通信設備の対象とする具体的な基準を明らかにしていただきたいと考えます。その上で、第一種指定電気通信設備については、規制当局が個別にボトルネック性を挙証できた必要最小限のものに限定していただきたいと考えます。

(NTT 西日本)

イ 指定の対象に関する検証

. INC		
意見	再 意 見	考え方
意見7 設備ベース競争の進展を鑑み、不可欠性	再意見7	考え方7
の無い設備については、早急に指定対象から除		
外すべき。		
■【基本的な考え方】	■ NGNは、指定設備である光アクセス回線と一体	■ 第一種指定電気通信設備の対象については、本
現行の指定電気通信設備制度は、従来の電話	で構築されており、さらに接続事業者との接続を前	制度による運用を通じて毎年度検証することとして
のメタル回線やネットワークを前提に、当社以外に	提としていないため、これまで実現していた有効な	おり、今年度においても「競争セーフガード制度の
設備を構築する事業者がなく、他事業者は当社が	競争が損なわれてきており、ボトルネック性はむし	運用に関するガイドライン」に規定する考え方に基
設置した設備を利用せざるを得ないといった状況を	ろ強まっている状況にあります。このため、ボトルネ	づき検証し、その妥当性・適正性の確保に努めるこ
念頭に導入されてきたものですが、その後、我が国	ック設備のオープン化において真の同等性が担保	ととしている。
では、世界で最もオープン化が進展しており、ブロ	されない限り、ドライカッパ、ダークファイバ及びこれ	なお、IP 通信網同士の接続に関するご意見につ
ードバンド市場においては、FTTH、ADSL、CATV	らと一体として構築される局内装置類、局内光ファ	いては、グローバル時代におけるICT政策に関する
及び高速無線アクセス等、他事業者による多種多	イバ等は引き続き指定設備の対象とすべきと考え	タスクフォース取りまとめ「「光の道」構想実現に向
様なアクセスラインが提供されるとともに、ルータ等	ます。	けて」(平成22年12月14日。以下「光の道報告書」

の局内装置については他事業者が自ら設置し当社 なお、NGNについては、競争促進の観点から、 という。)において、NGN は、我が国の基幹的な中 の局内装置を利用するケースはほとんどない等、 早急にオープン化し、あらゆるプレーヤーが多様な 継 IP 網になると考えられる中で、適時適切にオー 現実に設備ベースの競争が進展しており、その市 サービスを自由に提供できる環境を整備する必要 プン化されることが重要と指摘されていることを踏 場環境・競争状況は大きく変化しています。 があると考えます。 まえると、NGN 等を一種指定設備として維持するこ 昨年度の検証においては、NGN・地域IP網・ひ (KDDI) とが、現時点で不適切とまでは言えないと考える。 かり電話網といったIP通信網や局内装置類及び加 入者光ファイバ等について、シェアや他事業者が当 社の設備・ネットワークに接続している又は接続す る可能性があること等を理由として、引き続き指定 の対象としております。 しかしながら、シェアについては、公正な競争環 境下における競争の結果に過ぎず、指定電気通信 設備としての不可欠性に起因しているものではない と考えます。 また、現実的にアクセス設備が当社の固定電話 網しかなく、他事業者は当社の固定電話網と接続し なければ電話サービスを提供できないといった時代 のPSTNの接続とは異なり、IP通信網同士の接続 は、当社及び他事業者双方にとって相互接続性を 確保することが必要であるため、当社の設備・ネッ トワークに接続していることを以って指定電気通信 設備の対象にすることは不適切であると考えます。 したがって、今年度の検証にあたっては、現時点 における市場環境・競争環境を十分に検討した上 で、「不可欠性」のない以下の設備については、早 急に指定電気通信設備の対象から除外していただ きたいと考えます。 (NTT 東日本) 意見8 NGN、地域 IP 網及びひかり電話等の IP 通 再意見8 考え方8 信網は、現に他事業者は独自のIP網を構築する など、ボトルネック性はないことから、指定電気通 信設備の対象から除外すべき。 ■ 【NGN、地域IP網及びひかり雷話】 |■ 情報通信審議会答申「次世代ネットワークに係る|■ NGNについては、情報通信審議会答申「次世代 当社のNGN、地域IP網及びひかり電話網等のI 接続ルールの在り方について」(平成20年3月27 ネットワークに係る接続ルールの在り方について」

P通信網については、以下の観点から、指定電気 通信設備の対象から除外していただきたいと考え ます。

- (1)世界で最も徹底したオープン化を図ってきた結 果、他事業者は当社と同等の条件で独自にIP通 信 網を構築できる環境が十分整っており、現に他 事業者は独自のIP通信網を既に構築していること から、当社のNGNをはじめとするIP通信網にボト ルネック性はないこと。
- ・他事業者が自前の設備を使って独自のIP通信 網を構築できるよう、当社は中継ダークファイバ や局舎コロケーションといった「素材」を最大限提 供しており、他事業者の利用実績も増加していま す。

中継ダークファイバの提供実績:151事業者、 2.986区間、約4.6万芯(2007年3月末)⇒152事 業者、3.431区間、約5.4万芯(2010年3月末) 局舎コロケーションの提供実績:127事業者、 1.884ビル、約4.5万架(2007年3月末)⇒119事 業者、2.003ビル、約5.0万架(2010年3月末)

- また、年々多様化する他事業者からの新しい要 望等にお応えするため、接続メニューの多様化、 手続きの迅速化、情報開示の充実等を通じて、 市場拡大・サービス競争の促進に寄与していま す。
- (2)競争が進展しているブロードバンド市場におい て、当社のIP通信網(NGNを含む)を規制する理 由はないこと。
- ・ 固定ブロードバンド市場における、当社のシェア (2010年3月末)は55.8%、特に首都圏では49.6% と熾烈な競争が展開されており、その結果、我が 国では、光サービスが世界に先駆けて普及する 等、世界で最も低廉で高速なブロードバンドサー ビス環境が実現しています。
- (3)諸外国においてもNGNを含むIP通信網を規制

日)で整理されたとおり、NGN、地域IP網、ひかり 電話網等のIP通信網の指定は適当であると考えま

NGNは、アクセス回線と一体で構築されており、 そもそも競争事業者との接続を前提としていないた め、競争が後退し、NTT が市場支配力を拡大する 結果となっています。現に、NGN上で利用される NTT 東・西のFTTHのシェアは74.5%、OABJ-I P電話のシェアは68.3%(平成22年6月時点「電 気通信サービスの契約数及びシェアに関する四半 期データの公表(平成22年度第1四半期(6月 末))」)と非常に高い状況です。

そのため、指定化は当然であることに加え、競争 を機能させる観点から、NGN等のIP通信網の更な るオープン化は必要不可欠であると考えます。

- 線路敷設基盤については、NTT 東・西は、メタル 回線敷設の際に、道路占有許可、管路使用や電柱 添架承諾等における各種手続き、管路内や電柱上 の敷設スペースの確保を基本的に完了しているた め、光ファイバを容易に敷設できる一方、競争事業 者にとってはゼロからの敷設であり、線路敷設基盤 の公平な利用の問題は未だ解決されていません。 このため、上記手続きの簡素化・簡略化、ビル・住 居まわりの引込み線(地中化エリアや屋内配線)の 開放・転用義務化等の利用条件の見直しが必要と 考えます。
- 現在、FTTH全体の加入者数が増加傾向にある ものの、上述の通り、NTT 東・ 西は74.5%と非常 に高いシェアを有しており、引き続き上昇している状 況です。

これは、NTT 東・西が高いシェアを有する加入電 話からOABJ-IP電話へのマイグレーションが進展 営業上優位な立場にある NTT 東・西の市場支配力 が、固定電話市場からブロードバンド市場へのレバ

(平成 20 年3月 27 日情審通第 53 号。以下「NGN 答申」という。)において示されたとおり、シェア 74% 超を占めるFTTHサービスやシェア70%近いひかり 電話等に利用されるネットワークであり、他事業者 の構築したネットワークを利用してサービス提供を 行うビジネスモデルを採用する事業者(FVNO)や 固定電話網・IP網などネットワークを自ら構築し保 有している事業者(FNO)にとって、利用の公平性 が確保された形で自網とNGNを接続可能であるこ とがその事業展開上不可欠であり、かつ利用者利 便の確保の観点からも不可欠であると考えられるこ と等から、NGNを第一種指定電気通信設備に指定 することとされたものである。

また、NTT 東西のFTTHユーザは、NGNの収容 ルータに収容されると、現時点ではコア網として他 事業者網を選択できないことから、NGNはメタル回 線をアクセス回線とする電話網等よりも他事業者に とっての事業展開上の不可欠性等が一層高まると いう特性を有している。

現在でも FTTH サービスのシェアは上昇傾向に あり、OABJ-IP 電話におけるシェアも依然 70%近い 状況にあることを踏まえると、これらの状況は現段 階においても変わりはないことから、引き続き、 NGN は、第一種指定電気通信設備に指定すること が必要と考えられる。

なお、いまだに中継ルータ等での接続が実現し ていないという NTT 東西の意見については、NGN のアンバンドルやインターフェースのオープン化が 進んでいないという他事業者からの意見が提出さ れている点を踏まえると、接続要望がないとまでは 言えない。

する中で、加入電話の顧客情報を利用できるという ■ 地域IP網については、現に NTT 東西合計で 160 社のISP事業者が地域IP網に接続している状況等 を踏まえれば、地域IP網との接続は引き続き他事

している例はないこと。

・「光の道」構想に関する意見募集(2010年8月17日)において、米国電気通信協会殿から、「米国では、高速大容量の光ファイバー網を構造分離・機能分離・オープン化する規制ではなく、規制を軽微に留めて設備ベースの競争を促す方針が一貫して採られています。」

「このように、日本においては、さらなる規制負担によって高度通信網への設備ベースの投資を阻害するのではなく、現存するオープン化規制などの障壁を取り除くことを検討する必要があると考えられます。米国には、高度通信網のオープン化規制が存在しません。」といった意見があるように、ブロードバンド市場に、従来の電話を前提とした規制を持ち込むことなく、NGN等のIP通信網については、米国と同様に、原則非規制としていただきたいと考えます。

なお、昨年度の検証において、当社のNGN、地域IP網、ひかり電話網を指定電気通信設備とする理由は、以下のとおり、合理的な理由とはならないと考えます。

◆ NGNの昨年度の検証結果

昨年度の検証では、当社のNGNについて、

- ① NGNはシェア70%超を占めるFTTH サービスやシェア75%超を占めるひかり電話等に利用されるネットワークであり、他事業者の構築したネットワークを利用してサービス提供を行うビジネスモデルを採用する事業者(FVNO)や固定電話網・IP通信網などネットワークを自ら構築し保有している事業者(FNO)にとって、利用の公平性が確保された形で自網とNGNを接続可能であることがその事業展開上不可欠であり、かつ利用者利便の確保の観点からも不可欠であると考えられること、
- ② NTT東西のFTTHユーザは、NGNの収容ル

レッジによって行使された結果であって、事業者間 競争は減退しており、公正な競争が行われている 状況とは言えません。

・ NTT 西日本は、指定の対象から除外する根拠として、NTT 東・西の独占市場である加入電話の数値を抜いた上で自らが全く提供していないO50 IP電話の数値を加算したシェアが低いことを挙げていますが、これは正しいシェアとは言えません。

総務省の「電気通信市場における競争状況の評価」においては、サービス間の代替性を基にして市場画定を行っており、固定電話領域における固定電話市場は、加入電話、直収電話、OAB~JIP電話、CATV電話としている一方でO50-IP電話は含まれていません。

「電気通信サービスの契約数及びシェアに関する四半期データの公表」についても「電気通信市場における競争状況の評価」と同様の市場画定を基に発表されており、ご指摘の区分でのシェアによる理由付けは適切ではないと考えます。

(KDDI)

- ■【NGN、地域 IP 網及びひかり電話の指定について】
- ・「次世代ネットワークに係る接続ルールの在り方について(2008 年 3 月 27 日、情報通信審議会答申)」等でも述べられているとおり、NTT 東西殿の次世代ネットワーク(以下、「NTT-NGN」という。)、地域IP網及びひかり電話網(光IP電話用ルータ)への接続は、競争事業者にとって事業展開上不可欠となっており、その状況に何ら変わりはないことから、引き続き、第一種指定電気通信設備への指定を継続する必要があると考えます。

(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンク モバイル) 業者にとって事業展開上不可欠であり、利用者利便の確保の観点から不可欠である状況に変わりはないと考えられる。

このため、地域IP網は、引き続き第一種指定電気通信設備に指定することが当面必要と考えられる。

■ ひかり電話網については、固定電話事業者や携帯電話事業者が、ひかり電話網のひかり電話ユーザに対する着信サービスを提供することは、その事業展開上不可欠であり、また、OAB-JIP 電話市場は引き続き拡大傾向にあり、今後その重要性が高まると考えられる中で、同市場におけるシェアは平成22年3月時点で68.8%(番号ベース)であることから、NGN答申において第一種指定電気通信設備に指定することが必要とされた状況に変わりはないと考えられる。

このため、ひかり電話網は、引き続き第一種指定電気通信設備に指定することが必要と考えられる。

一夕に収容されると、現時点ではコア網として 他事業者網を選択できないことから、NGNは メタル回線をアクセス回線とする電話網等より も他事業者にとっての事業展開上の不可欠性 等が一層高まるという特性を有しており、これ らの状況は現段階においても変わりはないこ と、

から、引き続き第一種指定電気通信設備に指定することが必要とされています。

しかしながら、こうした理由は、以下の観点から、 当社のNGNを指定電気通信設備とする合理的な 理由にはならないと考えます。

- ・ブロードバンド市場においては、他事業者が当社 の固定電話と接続して中継電話サービスを提供 していた時代とは異なり、他事業者は当社のNG Nに依存することなく、エンドユーザを獲得する競 争構造となっていること。
- ・現に他事業者は、独自に構築したIP通信網を用いて、当社に匹敵するブロードバンドユーザを獲得しており、ブロードバンド市場における当社のシェア(2010年3月末)は55.8%、特に首都圏では49.6%と熾烈な競争が展開されていること。
- ・それぞれエンドユーザを抱える独立したネットワーク間の接続は、双方の事業者にとって事業展開上不可欠であり、当社のNGNのみを指定電気通信設備とする理由とはならないこと。
- ・ FVNOは、現にNGNの一般中継局ルータ等で の接続は実施しておらず、いまだ具体的な利用 の要望もないこと。
- ・ FNOについても、現にNGNの一般中継局ルー タ等での接続は実施しておらず、仮に、今後、接 続を実施したとしても、独立した対等のネットワー ク間の接続であり、当社のNGNのみを指定電気 通信設備とする理由とはならないこと。

ータに収容されると、現時点ではコア網として ■ NGN、地域IP網、ひかり電話網については、引き他事業者網を選択できないことから、NGNは 続き指定電気通信設備の対象とすることが必要とメタル回線をアクセス回線とする電話網等より 考えます。

「PSTNのマイグレーションについて〜概括的展望〜」(2010年11月2日 NTT東西殿)が公表されたことや「光の道」構想が推進されることにより今後更にネットワークのIP化が進展していくことを踏まえると、NGN、地域IP網及ひかり電話網の接続事業者からの不可欠性は更に増していくものと考えます

NGN網、地域IP網並びにひかり電話網については、NTT 東西殿のFTTHユーザが、それぞれの網における収容ルータに収容されれば、コア網として他事業者網を選択することが出来ないこと(※2)、また NTT 東西殿はブロードバンド市場において競争が進展していると意見されていますが、アクセス回線と一体的に設置されるNGNにおいて、NTT 東西殿のFTTHの加入者数シェアが74.5%(※3)、と独占化の一途を辿っていること等を考えると、他事業者にとっての事業展開上の不可欠性は非常に高く、引き続き指定設備の対象とする必要があると考えます。

参照:

※2 平成 20 年 3 月 総務省 次世代ネットワーク に係る接続ルールの在り方について 第2章 第一種指定電気通信設備の指定範囲 2. NTT 東西の次世代ネットワークの扱い (2)考え方

NGNは、ボトルネック性を有するアクセス回線と一体として設置される設備であり、以下の3つの視点から、当該設備との接続が、他の電気通信事業者の事業展開上不可欠であり、また利用者利便の確保の観点からも不可欠であることから、第一種指定電気通信設備に指定することが必要である。

~略~

- ◆ 地域IP網の昨年度の検証結果 昨年度の検証では、地域IP網について、
 - ① 少なくとも2010年度時点を見据えた場合、N GNと当面並存する状況の中で、現在よりもその規模を拡大することが想定されており、NTT 東西のFTTHサービスが、FTTH市場のシェアの74%を超える状況の中で近年も拡大傾向にある状況を踏まえれば、FTTHサービス等を提供するネットワークとしてその重要性は高まりこそすれ、低くなるとは直ちに判断することはできないこと。
 - ② 現にNTT東西合計で160社のISP事業者が地域IP網に接続している状況等を踏まえれば、地域IP網との接続は引き続き他事業者にとって事業展開上不可欠であり、利用者利便の確保の観点から不可欠である状況に変わりはないと考えられること、

から、引き続き第一種指定電気通信設備として指定することが当面必要とされています。

しかしながら、こうした理由は、以下の観点から、 当社の地域 IP網を指定電気通信設備とする合理 的な理由にはならないと考えます。

- ・先述のとおり、現に他事業者は、独自に構築した IP通信網を用いて、当社に匹敵するブロードバン ドユーザを獲得しており、ブロードバンド市場にお ける当社のシェア(2010年3月末)は55.8%、特に 首都圏では49.6%と熾烈な競争が展開されてい ること。
- ・ 当社の場合、ISPフリーのオープン型モデルを採用し、数多くのISP事業者と公平に接続しており、今後もオープンなネットワークとして相互接続性の確保を図っていく考えであること。また、ISP事業者は、当社が提供するアクセス網だけでなく、他事業者の提供するアクセス網を利用してサ

3)他事業者網の選択可能性からの視点

他方、NTT 東西のFTTHユーザは、NGNの収容ルータに収容されると、現時点では、コア網としてNG N以外の他事業者網を選択することができないことから、他事業者が、NTT 東西のFTTHユーザに対してサービス提供をするためには、NGNと接続することが不可欠であり、またNGNのユーザが多種多様なサービスを享受できるようにするためには、多様な事業者がNGNに接続することが不可欠となる。

- 3. 地域IP網等の扱い
- (1)地域IP網
- 3)考え方
- ~略~

加えて、地域IP網は、メタル回線をアクセス回線とするADSLサービス等と光ファイバ回線をアクセス回線とするFTTHサービスを提供するネットワークであるが、前述のように、NTT 東西のFTTHユーザは、地域IP網の収容ルータに収容されると、コア網として地域IP網以外の他事業者網を選択することができないことから、今後地域IP網におけるFTTHユーザの増加が想定される中で、地域IP網は、他事業者にとっての事業展開上の不可欠性等をより一層高めることが想定される。

(2)ひかり電話網

~略~

更に、ひかり電話網は、光ファイバ回線をアクセス回線としており、前述のNGNや地域IP網と同様に、NTT 東西のFTTHユーザは、ひかり電話網の収容ルータに収容されると、コア網としてひかり電話網以外の他事業者網を選択することができないが、今後、ADSLからFTTHへのマイグレーション等に伴い、NTT 東西のFTTHユーザの増加が想定される中で、ひかり電話網は、他事業者にとっての事業

ービスを提供されており、自由にアクセス網を選 択できる状況にあること。

- ◆ ひかり電話網の昨年度の検証結果 昨年度の検証では、ひかり電話網について、
 - ① 固定電話事業者や携帯電話事業者が、ひかり電話網のひかり電話ユーザに対する着信サービスを提供することは、その事業展開上不可欠であること、
 - ② 0AB~JIP電話市場は引き続き拡大傾向にあり、今後その重要性が高まると考えられる中で、同市場におけるシェアは、2009年6月時点で70%(番号ベース)であること、

から、引き続き第一種指定電気通信設備に指定することが必要とされています。

しかしながら、こうした理由は、以下の観点から、 当社のひかり電話網を指定電気通信設備とする合 理的な理由にはならないと考えます

- ・それぞれエンドユーザを抱える独立したネットワーク間の接続は双方の事業者にとって事業展開上不可欠であり、ひかり電話網のみを指定電気通信設備とする理由とはならないこと。
- NTT東西の加入電話やISDN以外の直収電話、 OAB~J IP電話、CATV電話、050IP電話の合計に占めるNTT東西の OAB~J IP電話シェアは35%(東西計:2010年3月末)に過ぎないこと。
- ・ 更に携帯電話を含めたシェアで見れば、ひかり 電話のシェアは7%であり、ソフトバンクモバイル 殿が2,300万番号を超えている中で、ひかり電話 は1,000万番号(東西計:2010年3月末)に過ぎな いこと。

(NTT 東日本)

■【次世代ネットワーク、地域IP網及びひかり電話網について】

展開上の不可欠性等をより一層高めると考えられることから、第一種指定電気通信設備に指定することが必要と考えられる。

※3 平成 22 年 6 月 総務省資料「電気通信事業分野の競争状況に関する四半期データの公表」(平成 22 年 3 月末)

(イー・アクセス、イー・モバイル)

- ・ 当社の次世代ネットワーク、地域IP網及びひかり 電話網については、以下の観点においてボトルネッ ク性がないことは明らかであることから、第一種指 定電気通信設備の対象から除外していただきたい と考えます。
 - ① 他事業者がIP網を自前で構築する際の素材となる基盤設備は、線路敷設基盤を含め、世界的に最もアンバンドリング/オープン化が進展しており、また、IP網の自前構築に必要なルータ等の電気通信設備は市中で調達することが可能であるため、意欲ある事業者であれば、自ら設備を構築し、当社と同様のネットワークを自前構築することは十分可能となっていること。→別添1
 - ② 現に、他事業者は独自のIP網を構築し、当社に匹敵するブロードバンドユーザを獲得していること。具体的には、ブロードバンドサービス市場で見た場合、当社シェアは西日本マクロで53%、府県別では最小で36%、FTTH市場での競争が激しい関西エリアでは、京都を除く1府4県でシェア50%を下回り、また、三重、富山の2県では、CATV事業者殿のシェアがそれぞれ55%、52%と、当社のシェアを遥かに凌いでいる状況にあること。→別添2
 - ③ 地域IP網の接続料として、平成13年より、接続約款に「ルーティング伝送機能」を規定していたものの、他事業者による利用実績はないこと。
 - ④ ひかり電話サービスについて、加入電話と代替的なサービス市場で見た場合、直収電話、OAB~JIP電話、CATV電話、050 IP電話の合計に占めるNTT東西のシェアは35%程度(平成22年3月末)、更に、携帯電話も含めたシェアで見れば7%程度(同上)に過ぎない状況にあること。→別添3

⑤ アクセス回線のボトルネック性に起因する影		
響は、オープン化により遮断されており、他事		
業者はアクセス回線からの影響を受けることな		
くネットワークを構築可能であるため、当社の		
アクセス回線のシェアが高いか否かは当社の		
次世代ネットワーク、地域IP網及びひかり電話		
網自体のボトルネック性の有無の判断にあた		
って直接関係がないこと。		
(NTT 西日本)		
意見9 NGN、地域 IP 網及びひかり電話等の指定	再意見9	考え方9
電気通信設備の指定対象については、今後不可	11,60,000	.,,,,,,,,
欠性は更に増していくことから、指定を維持すべ		
大はは文に相じていてこから、相定と幅符すで き。		
■ 現在指定を受けている第一種指定電気通信設備	■ 先般の当社意見で述べたとおり、当社のNGN、	■ 考え方8に同じ。
については、ボトルネック性を有している状況に変	地域IP網及びひかり電話網等のIP通信網について	37273 31-1:4300
化がない限り、議論の余地なく、それと一体として	は、ボトルネック性がなく、以下の観点から、早急に	
設置される電気通信設備も含め指定が継続される	指定電気通信設備の対象から除外していただきた	
ことが必要不可欠です。	いと考えます。	
・ 地域 IP 網、光アクセス回線については、依然とし	(1) 世界で最も徹底したオープン化を図ってきた	
て他事業者にとって実質的に代替性の無いボトル	結果、他事業者は当社と同等の条件で独自にIP	
ネック設備であるという状況があること、また	通信網を構築できる環境が十分整っており、現に	
NTT-NGN、光IP電話用ルータについては、フレッツ	他事業者は独自のIP通信網を既に構築している	
ネクストサービスやひかり電話の加入契約数増加	に事業有は独自のIP通信網を成に構業している ことから、当社のNGNをはじめとするIP通信網に	
により、NTT 東西殿の市場シェアが拡大しているこ	ボトルネック性はないこと。	
とからも、第一種指定電気通信設備としての指定を	・他事業者が自前の設備を使って独自のIP通信	
廃止するという選択肢自体が存在する状況にはな	網を構築できるよう、当社は中継ダークファイバ	
いと考えます。	や局舎コロケーションといった「素材」を最大限	
(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンク	提供しており、他事業者の利用実績も増加して	
モバイル)	います。	
	中継ダークファイバの提供実績:151事業者、	
■【指定対象設備は現行維持が必要】	2,986区間、約4.6万芯(2007年3月末)→152事	
指定の対象設備について、現行維持が必要と考	業者、3,431区間、約5.4万芯(2010年3月末)	
えます。	局舎コロケーションの提供実績:127事業者、	
光の道構想にてIP網の普及促進が求められてい	1,884ビル、約4.5万架(2007年3月末)⇒119事	

る現状において、特に地域IP網・ひかり電話網・NG NやDF等については、接続事業者のサービスを展開する上での不可欠性は更に増していくものであり、レガシー系設備含めた現行の各指定対象設備は今後の日本の通信市場を考える上で必要なものであると考えます。

(イー・アクセス、イー・モバイル)

業者、2,003ビル、約5.0万架(2010年3月末)

- ・また、年々多様化する他事業者からの新しい要望等にお応えするため、接続メニューの多様化、手続きの迅速化、情報開示の充実等を通じて、市場拡大・サービス競争の促進に寄与しています。
- (2) 競争が進展しているブロードバンド市場において、当社のIP通信網(NGNを含む)を規制する理由はないこと。
 - ・固定ブロードバンド市場における、当社のシェア(2010年6月末)は54.9%、特に首都圏では48.5%と熾烈な競争が展開されており、その結果、我が国では、光サービスが世界に先駆けて普及する等、世界で最も低廉で高速なブロードバンドサービス環境が実現しています。
- (3) 諸外国においてもNGNを含むIP通信網を規制している例はないこと。
 - ・「光の道」構想に関する意見募集(2010 年 8 月 17日)において、米国電気通信協会殿から、

「米国では、高速大容量の光ファイバー網を構造分離・機能分離・オープン化する規制ではなく、規制を軽微に留めて設備ベースの競争を促す方針が一貫して採られています。」

「日本においては、さらなる規制負担によって高度通信網への設備ベースの投資を阻害するのではなく、現存するオープン化規制などの障壁を取り除くことを検討する必要があると考えられます。米国には、高度通信網のオープン化規制が存在しません。」

といった意見があるように、ブロードバンド市場に従来の電話を前提とした規制を持ち込むことなく、NGN等のIP通信網については、米国と同様に、原則非規制としていただきたいと考えます。

なお、個別の設備については、以下の観点から、 指定電気通信設備とする合理的な理由がないもの と考えます。

[NGN]

- ・ブロードバンド市場においては、他事業者が当 社の固定電話と接続して中継電話サービスを 提供していた時代とは異なり、他事業者は当社 のNGNに依存することなく、エンドユーザを獲 得する競争構造となっていること。
- ・現に他事業者は、独自に構築したIP通信網を用いて、当社に匹敵するブロードバンドユーザを獲得しており、ブロードバンド市場における当社のシェア(2010年6月末)は54.9%、特に首都圏では48.5%と熾烈な競争が展開されていること。
- ・それぞれエンドユーザを抱える独立したネットワーク間の接続は、双方の事業者にとって事業展開上不可欠であり、当社のNGNのみを指定電気通信設備とする理由とはならないこと。
- ・FVNOは、現に一般中継局ルータ等での接続は実施しておらず、いまだ具体的な利用の要望もないこと。
- ・FNOについても、現に一般中継局ルータ等での 接続は実施しておらず、仮に、今後、接続を実 施したとしても、独立した対等のネットワーク間 の接続であり、当社のNGNのみを指定電気通 信設備とする理由とはならないこと。

【地域IP網】

・先述のとおり、現に他事業者は、独自に構築したIP通信網を用いて、当社に匹敵するブロードバンドユーザを獲得しており、ブロードバンド市場における当社のシェア(2010 年 6 月末)は

54.9%、特に首都圏では 48.5%と熾烈な競争が 展開されていること。

・当社の場合、ISPフリーのオープン型モデルを 採用し、数多くのISP事業者と公平に接続してお り、今後もオープンなネットワークとして相互接 続性の確保を図っていく考えであること。また、I SP事業者は、当社が提供するアクセス網だけ でなく、他事業者の提供するアクセス網を利用し てサービスを提供されており、自由にアクセス網 を選択できる状況にあること。

【ひかり電話】

- ・それぞれエンドユーザを抱える独立したネットワーク間の接続は双方の事業者にとって事業展開上不可欠であり、ひかり電話網のみを指定電気通信設備とする理由とはならないこと。
- ・NTT 東西の加入電話やISDN以外の直収電話、OAB~J IP電話、CATV電話、O50IP電話の合計に占めるNTT東西のOAB~J IP電話シェアは36%(東西計:2010年6月末)に過ぎないこと。
- ・更に携帯電話を含めたシェアで見れば、ひかり電話のシェアは 7%であり、ソフトバンクモバイル殿が 2,300 万番号を超えている中で、ひかり電話は 1,050 万番号(東西計:2010 年 6 月末)に過ぎないこと。

(NTT 東日本)

- 当社の次世代ネットワーク、地域IP網及びひかり電話網については、以下の観点においてボトルネック性がないことは明らかであることから、第一種指定電気通信設備の対象から除外していただきたいと考えます。
- ①他事業者がIP網を自前で構築する際の素材とな

- る基盤設備は、線路敷設基盤を含め、世界的に 最もアンバンドリング/オープン化が進展してお り、また、IP網の自前構築に必要なルータ等の電 気通信設備は市中で調達することが可能である ため、意欲ある事業者であれば、自ら設備を構 築し、当社と同様のネットワークを自前構築する ことは十分可能となっていること。
- ②現に、他事業者は独自のIP網を構築し、当社に 匹敵するブロードバンドユーザを獲得していること。具体的には、ブロードバンドサービス市場で 見た場合、当社シェアは西日本マクロで 51%、府 県別では最小で36%、FTTH市場での競争が激し い関西エリアでは、京都を除く1府4県でシェア 50%を下回り、また、三重、富山の2県では、CAT V事業者殿のシェアがそれぞれ54%、51%と、当社 のシェアを遥かに凌いでいる状況にあること(平成22年6月末)。
- ③地域IP網の接続料として、平成 13 年より、接続約款に「ルーティング伝送機能」を規定していたものの、他事業者による利用実績はないこと。ひかり電話サービスについて、加入電話と代替的なサービス市場で見た場合、直収電話、OAB~J IP電話、CATV電話、O50 IP電話の合計に占める NTT 東西のシェアは 36%程度(平成 22年6月末)、更に、携帯電話も含めたシェアで見れば7%程度(同上)に過ぎない状況にあること。
- ④アクセス回線のボトルネック性に起因する影響は、オープン化により遮断されており、他事業者はアクセス回線からの影響を受けることなくネットワークを構築可能であるため、当社のアクセス回線のシェアが高いか否かは当社の次世代ネットワーク、地域IP網及びひかり電話網自体のボトルネック性の有無の判断にあたって直接関係がないこと。

(NTT 西日本)

意見10 イーサネット系サービス等のデータ通信 網については、ボトルネック性はないことから、指 定電気通信設備の対象から除外すべき。

■【イーサ系サービス等のデータ通信網】

イーサネット系サービス等のデータ通信網につい ては、以下の観点から、指定雷気通信設備の対象 から除外していただきたいと考えます。

- (1) イーサネットサービスの市場における当社の シェアは、20%(2010年3月末)であり、競争は十 分に進展していること。
- (2) また、イーサ装置の価格は1台当たり数十万 円から数百万円程度であり、当社又は電力系 事業者等から光ファイバを借り、自前で装置を 当社ビル等にコロケーションすれば、他事業者 は同等のサービス提供が可能となっており、現 にそれらを利用してサービスを提供しているこ ړځ

なお、昨年度の検証では、イーサネットサービス 等のデータ通信網について、

- ① 現状では、その他の専用線等と伝送路を共 用しており、設備のボトルネック性という意味に おいては他の専用線に用いられている設備と 異なるものではないこと、
- ② イーサネットスイッチはネットワークの一部に 過ぎず、これが市場において容易に調達可能 であることや、一部の事業者がネットワークを 自前構築できることをもって直ちにボトルネック 性がないと判断することはできないこと、

から指定電気通信設備の対象外とすることは適 当でないとされています。

しかしながら、こうした理由は、以下の観点から、 当社のイーサネットサービス等のデータ通信網を指 定電気通信設備とする合理的な理由にはならない

再意見10

の対象外とすることは適当でないと考えます。

※競争セーフガード制度の運用に関する総務省の 考え方(平成22年2月19日)

「イーサネットサービス等のデータ通信網について は、現状では、その他の専用線等と伝送路を共用 しており、設備のボトルネック性という意味において は他の専用線に用いられている設備と異なるもの ではない。

(中略)

以上を踏まえれば、イーサネットサービス等のデー タ通信網について、現時点において指定の対象外 とすることは適当ではない。」

(KDDI)

- ■【イーサネット系サービス等のデータ通信網の指 定について】
- 昨年度の本制度の検証における総務省殿の考 え方でも示されているとおり、イーサネット系サー ビス等のデータ通信網は、専用線等と伝送路を共 用しており、設備のボトルネック性は他の専用線 に用いられている設備と異なるものではありませ λ_{\circ}
- また、接続事業者がネットワークの一部に過ぎな いイーサネットスイッチを調達し、NTT 東西殿と同 等のデータ通信網を自前構築していることのみを もって、直ちに NTT 東西殿の設備にボトルネック 性がないと判断することは適切ではありません。
- 以上を踏まえれば、イーサネット系サービス等の データ通信網は、引き続き第一種指定電気通信

考え方10

■ 昨年度の総務省の考え方※のとおり、指定設備 ■ 昨年度の検証結果に示したとおり、イーサネット サービス等のデータ通信網については、現状では、 その他の専用線等と伝送路を共用しており、設備 のボトルネック性という意味においては他の専用線 に用いられている設備と異なるものではない。

> このため、イーサネットスイッチはネットワークの 一部に過ぎず、これが市場において容易に調達可 能であることや、一部の事業者がネットワークを自 前構築できることをもって直ちにボトルネック性がな いと判断することはできない。

以上を踏まえれば、イーサネットサービス等のデ 一タ通信網について、現時点において指定の対象 外とすることは適当ではない。

と考えます。

- ・ 専用線等と伝送路を共用していることと、設備 のボトルネック性とは直接関係がないこと。
- ・現に他事業者は、当社の中継ダークファイバと 自ら調達したイーサネットスイッチを組み合わ せ、独自のデータ通信網を構築しており、それ 自体が当社のイーサネットサービス等のデータ 通信網にボトルネック性がないことの証左であ ること。

(NTT 東日本)

■ また、イーサネットスイッチについては、他事業者 からの強い接続要望を受け、本年 6 月に接続料を 設定したものの、同年7月、当該他事業者からの接 続申込みが取り下げられ、また現在に至るまで当 該他事業者以外の事業者からの利用要望も全くな いこと。

(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンク モバイル)

設備として指定を継続することが必要と考えます。

(NTT 西日本)【再掲】

意見11 加入者光ファイバについて、指定電気通 信設備の対象から除外すべき。

■【加入者光ファイバの非指定設備化】

現行の固定系の指定電気通信設備規制は、メタ ル回線と光ファイバ回線を区別せず、端末系伝送 路設備の1/2以上の使用設備シェアを保有する 場合には、これと一体として設置される電気通信設 備を指定電気通信設備として規制する仕組みとな っています。

しかしながら、指定電気通信設備規制(ボトルネ ック規制)の根幹となる端末系伝送路設備のうち、 加入者光ファイバについては、はじめから競争下で 構築されてきており、ボトルネック性はなく、既存の メタル回線とは市場環境や競争状況等が以下のと おり異なっていることから、メタル回線と競争下で敷 設される光ファイバ回線の規制を区分し、加入者光

再意見11

公社時代から引き継いだ局舎、電柱、管路、とう道 などの線路敷設基盤の上に構築される加入者回線 にはボトルネック性があることに加え、NTT 東・西は 加入電話の顧客情報を利用できるという営業上優 位な立場にあります。これらに起因する NTT 東・西 の市場支配力が、固定電話市場からブロードバンド 市場へのレバレッジによって行使された結果、加入 者光ファイバのシェアが高まっていることから、加入 者光ファイバについては指定を維持することが必要 です。

線路敷設基盤については、NTT 東・西は、メタル 回線敷設の際に各種手続き、敷設スペースの確保 を基本的に完了しているため、光ファイバを容易に

考え方11

■ メタル回線であろうと光ファイバ回線であろうと、 ■ 昨年度の検証結果では、NTT 東西は、電柱や管 路等の線路敷設基盤や、全加入者回線の9割以上 の回線を有しており、競争事業者にとって、NTT 東 西の光ファイバを利用することが欠かせないことか ら、加入光ファイバを引き続き第一種指定電気通信 設備に指定することが適当としたところである。

> また、光の道報告書においても、線路敷設基盤 の更なる開放に向けて、事業者の要望等を踏ま え、引き続き更なる取組を検討することが適当とさ れているところである。

以上の点を踏まえると、昨年の状況は現時点に おいても変わりはないことから、引き続き第一種指 定電気通信設備に指定することが適当である。

ファイバについては指定電気通信設備の対象から 除外していただきたいと考えます。

- ・線路敷設基盤は既に開放済であり、他事業 者が光ファイバ等を自前敷設できる環境は十 分整備されていること。また、電柱について は、より使い易い高さを利用できるよう改善し、 その手続きも簡便なものに見直してきており、 他事業者が光ファイバを自前設置できる環境 は更に整備されてきていること。
- 現に他事業者も当該線路敷設基盤を利用し て光ファイバ等を自前で敷設しサービスを提供 しており、KDDI殿や電力系事業者は相当量 の設備を保有していること。
- 「光の道」構想に関する意見募集(2010年8月 17 日)において、ジュピターテレコム殿から「ケ ーブルテレビ事業者は、線路敷設基盤を保有 しない状態で、今まで設備競争を行ってきた。 体力のある通信大手キャリアと異なり、規模の 小さいケーブルテレビ事業者が、一社一社のカ バーエリアは狭いながらも業界全体で世帯カバ 一率、88%まで設備を整えられたことは、電気 通信業界において、設備競争をより活発に行う(KDDI) ことが可能であることの証明であると考える」と いった意見が提出されているように、線路敷設 ■ 【加入者光ファイバの指定について】 基盤を持たなくても、意欲のある事業者であれ ば、当社や電力会社の線路敷設基盤を利用し て自前ネットワークを構築することが十分可能 であること。
- ・ KDDI殿、ソフトバンク殿が有する財務力、顧 客基盤を用いれば、光ファイバを敷設しサービ スを提供することは十分可能であること。
- ・ 光ファイバについては、諸外国においても非規 制になっていること。

なお、昨年度の検証では、メタル回線と光ファイバ 回線は、

敷設できる一方、競争事業者にとってはゼロからの ■ なお、端末系伝送路設備について、光ファイバとメ 敷設であり、線路敷設基盤の問題は未だ解決され ていません。具体的には、道路占有許可手続き、 電柱共架・添架承諾手続きの簡素化・簡略化、ビ ル・住居まわりの引込み線(地中化エリアや屋内配 線)の開放・転用義務化等の利用条件の見直しが 必要と考えます。

- 諸外国では光ファイバは日本ほど普及しておら ず、NGNも本格的な商用化段階になく、日本のよう にNGNが光アクセス回線と一体で構築されている 例もないため、ルール整備が必要な状況にないも のと考えます。
- 電気通信設備のボトルネック性を判断するにあた。 り、公社時代から継承された線路敷設基盤の上に 構築され、さらに、加入電話の顧客情報を利用でき るという営業上優位な立場にある NTT 東・西の市 場支配力が、固定電話市場からブロードバンド市場 へのレバレッジによって行使された結果、シェアが 高まっている NTT 東・西の加入者光ファイバと、ゼ ロから敷設をしているCATV回線や高速無線アクセ スとを同列に扱うのは適切ではありません。

- NTT 東西殿が電柱や管路等の線路敷設基盤や 大半の加入者回線を有し、また接続事業者にとっ て NTT 東西殿の光ファイバを利用することが欠か せないという状況に変化はないため、加入者光フ ァイバを第一種指定電気通信設備の対象から除 外する理由は全くないものと考えます。
- なお、FTTH 市場は圧倒的に NTT 東西殿のシェ アが高く(総務省殿公表値:2010年6月末時点で 75.4%)、さらにそのシェアが年々高まっている状況 に鑑みれば、第一種指定電気通信設備の指定を 維持することは勿論のこと、更なるアンバンドルメ

タル回線を区別して指定を行うべきとの意見及びブ ロードバンドに用いていない CATV 回線等をボトル ネック性の判断に含めるべきとの意見については、 考え方5に同じ。

- ①共に利用者から見て代替性の高いブロードバン ドサービスの提供に用いられていること、
- ②既存の電柱・管路等の共通の線路敷設基盤の 上に敷設されていること、
- ③実態としてNTT東西はメタル回線を光ファイバ 回線に更新する際のコスト・手続の両面におい て優位性を有していること、

信設備として指定することとされております。

しかしながら、こうした理由は、以下の観点から、メ タルと光を区別せずに指定電気通信設備とする合理 的な理由にはならないと考えます。

- ・メタル回線(DSLサービス)と光ファイバ(光サー ビス)との間でサービスの代替性があることと、設 備のボトルネック性とは直接関係がないこと。
- ・電柱・管路等の線路敷設基盤は、徹底したオー(イー・アクセス、イー・モバイル) プン化により、他事業者は、構築意欲さえあれ ば、光ファイバを自前敷設することが可能である こと。
- 当社は、メタル回線とは別に光ファイバを重畳 的に敷設しており、メタル回線を保有していること で他事業者よりも安く光ファイバを敷設できるわ けではないため、当社にコスト面での優位性もな いこと。

また、他事業者も計画的に光ファイバを敷設するこ とにより、個々のお客様からの申込みに対して当社 と同等の期間でサービス提供することは可能となっ ており、当社に手続面での優位性はないこと。

(NTT 東日本)

■【加入光ファイバについて】

現行の固定系の指定電気通信設備規制は、端末 系伝送路設備(メタルと光の区別がない)の 50%以 上の使用設備シェアを保有する場合には、これと一

ニューの設定(シェアドアクセスサービスにおける) 分岐端末回線単位での接続等)等を通じた、公正 競争環境の実現に向けた措置を行うべきと考えま す。

(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンク モバイル)

から、メタルと光を区別せずに第一種指定電気通 ■ 加入者光ファイバについては、引き続き指定電気 通信設備の対象とすることが必要と考えます。

> 加入者光ファイバは、総務省 ICT タスクフォース 第 1·2 部会にて、FTTH 市場をより公正な競争市場 とし超高速ブロードバンドの利用率向上を目指し、 サービス競争を促進する観点から、接続料の低廉 化に関してまさに議論されているところであり、光の 道実現を果たす上でも、その不可欠性は益々高ま っていくものと考えます。

体として設置される電気通信設備を指定電気通信設備として規制する仕組みとなっています。

- ・ しかしながら、指定電気通信設備規制(ボトルネック規制)の根幹となる端末系伝送路設備については、電柱等ガイドラインに基づく線路敷設基盤のオープン化や電柱の新たな添架ポイントの開放・手続きの簡素化等により、他事業者が自前の加入者回線を敷設するための環境が整備された結果、他事業者の参入機会の均等性は確保されており、IPブロードバンド市場においては、アクセス区間においても現に「設備ベースの競争」が進展しています。
- ・ 現に、光ファイバについては、電力会社殿が当社の約2倍の電柱を保有しており、電力系事業者殿は相当量の設備を保有する等、当社と健全な設備競争を展開していますし、CATV事業者殿も、通信と放送の融合が進む中、電力会社殿や当社の電柱を利用して自前アクセス回線を敷設し、過去9年間で契約数を1.7倍の3,264万世帯(平成22年3月末。再送信のみを含む)に増加させています。→別添4別添5
- ・ したがって、端末系伝送路設備については、既に 敷設済のメタル回線と、今後競争下で敷設される光 ファイバ等のブロードバンド回線の規制を区分し、 光ファイバについては諸外国での規制の状況も踏 まえ、指定電気通信設備の対象から除外していた だきたいと考えます。
- ・ また、ブロードバンドアクセスのボトルネック性の 判断にあたっては、設備競争における競争中立性 を確保する観点から、通信・放送の融合等を踏ま え、CATV回線(現にブロードバンド通信に使用さ れていないものを含む)や、今後新たな技術革新が 期待される高速無線アクセス等を含めるよう見直す ことについて検討していただきたいと考えます。
- ・ 更に、現行のシェア基準値(50%超)による規制は、事業者間のシェアが50%前後で拮抗する場合

でも、50%超か否かで事業者間に規制上の大きな		
差が生じる仕組みとなっているため、競争中立性を		
確保する観点から、一定のシェアを有する事業者に		
対する規制の同等性を確保するよう見直すことに		
ついて検討していただきたいと考えます。		
(NTT 西日本)		
意見12 加入者光ファイバについて、第一種指定	再意見12	考え方12
電気通信設備として指定することは合理性があ		
る。		
■ メタル回線と光ファイバ回線は、①共に利用者か	■ 先般の当社意見で述べたとおり、指定電気通信	■ 考え方 11 に同じ。
ら見て代替性の高いブロードバンドサービスの提供	設備規制(ボトルネック規制)の根幹となる端末系	
に用いられていること、②既存の電柱・管路等の共	伝送路設備のうち、加入者光ファイバについては、	
通の線路敷設基盤の上に敷設されていること、③	はじめから競争下で構築されてきており、ボトルネ	
実態として NTT 東西殿はメタル回線を光ファイバ回	ック性はなく、既存のメタル回線とは市場環境や競	
線に更新する際のコスト・手続の両面において優位	争状況等が以下のとおり異なっていることから、メタ	
性を有していることから端末系伝送路設備の種別	ル回線と競争下で敷設される光ファイバ回線との規	
(メタル・光)を区別せずに第一種指定電気通信設	制を区分し、加入者光ファイバについては指定電気	
備の指定を行うことには合理性がある。	通信設備の対象から除外していただきたいと考え	
(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンク	ます。	
モバイル)【再掲】	・線路敷設基盤は既に開放済であり、他事業者	
	が光ファイバ等を自前敷設できる環境は十分	
	整備されていること。また、電柱については、よ	
	り使い易い高さを利用できるよう改善し、その手	
	続きも簡便なものに見直してきており、他事業	
	者が光ファイバを自前設置できる環境は更に整	
	備されてきていること。	
	・現に他事業者も当該線路敷設基盤を利用して	
	光ファイバ等を自前で敷設しサービスを提供し	
	ており、KDDI殿や電力系事業者は相当量の設	
	備を保有していること。	
	・「光の道」構想に関する意見募集(2010年8月17	
	日)において、ジュピターテレコム殿から「ケーブ	
	ルテレビ事業者は、線路敷設基盤を保有しない	
	状態で、今まで設備競争を行ってきた。体力の	

ある通信大手キャリアと異なり、規模の小さいケーブルテレビ事業者が、一社一社のカバーエリアは狭いながらも業界全体で世帯カバー率、88%まで設備を整えられたことは、電気通信業界において、設備競争をより活発に行うことが可能であることの証明であると考える」といった意見が提出されているように、線路敷設基盤を持たなくても、意欲のある事業者であれば、当社や電力会社の線路敷設基盤を利用して自前ネットワークを構築することが十分可能であること。

- ・KDDI殿、ソフトバンク殿が有する財務力、顧客 基盤を用いれば、光ファイバを敷設しサービス を提供することは十分可能であること。
- ・光ファイバについては、諸外国においても非規制になっていること。

(NTT 東日本)

- 現行の固定系の指定電気通信設備規制は、端末 系伝送路設備(メタルと光の区別がない)の 50%以 上の使用設備シェアを保有する場合には、これと一 体として設置される電気通信設備を指定電気通信 設備として規制する仕組みとなっています。
- ・しかしながら、指定電気通信設備規制(ボトルネック規制)の根幹となる端末系伝送路設備については、電柱等ガイドラインに基づく線路敷設基盤のオープン化や電柱の新たな添架ポイントの開放・手続きの簡素化等により、他事業者が自前の加入者回線を敷設するための環境が整備された結果、他事業者の参入機会の均等性は確保されており、IPブロードバンド市場においては、アクセス区間においても現に「設備ベースの競争」が進展しています。
- ・ 現に、光ファイバについては、電力会社殿が当社 の約 2 倍の電柱を保有しており、電力系事業者殿 は相当量の設備を保有する等、当社と健全な設備

競争を展開していますし、CATV事業者殿も、通信 と放送の融合が進む中、電力会社殿や当社の電柱 を利用して自前アクセス回線を敷設し、過去 9 年 間で契約数を 1.7 倍の 3.264 万世帯(平成 22 年 3 月末。再送信のみを含む)に増加させています。

したがって、端末系伝送路設備については、既に 敷設済のメタル回線と、競争下で敷設されている光 ファイバ等のブロードバンド回線の規制を区分し、 光ファイバについては諸外国での規制の状況も踏 まえ、指定電気通信設備の対象から除外していた だきたいと考えます。

(NTT 西日本)【再掲】

意見13 メディアコンバータ等の局内装置や局内 光ファイバについて、他事業者による利用実績は ないことから、指定電気通信設備の対象から除 外すべき。

再意見13

考え方13

■【局内装置類及び局内光ファイバ】

メディアコンバータやOLT、スプリッタ等の局内装 置類や局内光ファイバについては、以下の観点か ら、指定電気通信設備の対象から除外していただ きたいと考えます。

- (1) メディアコンバータやOLT、スプリッタ等の 局内装置類は、誰でも容易に調達・設置可能 であり、現に他事業者は局舎コロケーションを 利用して自ら設置していること。その結果、接 続料を設定したものの他事業者の利用は皆無 であること。
- (2) 局内光ファイバについては、ダークファイバ の提供を開始した2001年当初から他事業者に ■ 局内装置類及び局内光ファイバについては引き よる自前敷設を可能としており、2003年からは 効率的な利用を目的とした中間配線盤の開放 等の取組を実施してきた結果、82.5%が他事 業者による自前敷設となっていること。また、 他事業者も計画的に自前工事を行えば、当社

■ メディアコンバータやOLT等の局内装置類や局内 ■ メディアコンバータやOLT等の装置類及び局内光 光ファイバについては、指定設備である加入光ファ イバと一体で設置・構築されるものであることから、 ボトルネック性を有している加入光ファイバから切り 出して判断することは適当ではないと考えます。

ボトルネック設備のオープン化において真の同等 性が担保されない限り、ドライカッパ、ダークファイ バ及びこれらと一体として構築される局内装置類、 局内光ファイバ等は利用の有無にかかわらず、引 き続き指定設備の対象とすべきと考えます。

(KDDI)

続き指定電気通信設備の対象とする必要があると 考えます。

メディアコンバータやOLT等の装置類及び局内 光ファイバについては加入光ファイバと一体として 設置・機能するものであり、昨年度の競争セーフガ

ファイバについては、加入光ファイバと一体として設 置・機能するものであり、加入光ファイバのボトルネ ック性とは無関係に、装置類だけを切り出して、そ の市場調達性や一部事業者における自前設置の 実績をもって、ボトルネック性の有無を判断すること は適当ではない。

また、NTT 東西からは、接続事業者が自前敷設し た芯線数の割合が高いとの意見が示されている が、これについては、接続事業者が局内光ファイバ を自前敷設するのは主として一回の工事により大 きな需要に対応できる場合であることを踏まえる必 要があり、「他事業者も計画的に所定の手続、自前 工事を行えば、当社と同等の期間で敷設が可能」と の意見については、実態を十分に考慮した上で、更 に検証することが必要である。

以上の点を踏まえれば、現時点においても、局内 装置類及び局内光ファイバについて指定の対象外

と同等の期間で敷設が可能となっていること。 自前局内光ファイバの推移:

79%(局内光ファイバ総数184千芯のうち他 事業者による 自前敷設が145千芯(2007年 3月末))

⇒82.5%(局内光ファイバ総数283千芯のう ち他事業者による自前敷設が234千芯 (2010年3月末))

なお、昨年度の検証では、局内装置類及び局内 光ファイバについて、「加入光ファイバと一体として 設置・機能するものであり、加入光ファイバのボトル ネック性とは無関係に、装置類だけを切り出して、 その市場調達性や一部事業者における自前設置 の実績をもって、ボトルネック性の有無を判断する ことは適当ではない」ことから、指定電気通信設備 の対象外とすることは適当でないとされています。

しかしながら、当社の加入者光ファイバにはボト ルネック性はないことに加え、少なくとも現時点では アンバンドルされていることから、当社の局内装置 類及び局内光ファイバは、加入者光ファイバとは切 り離して検討されるべきであり、上記の理由は当該 設備を指定電気通信設備とする合理的な理由には ならないと考えます。

(NTT 東日本)

- ■【局内装置類及び局内光ファイバについて】
- イーサネットスイッチ、メディアコンバータ、光信号(イー・アクセス、イー・モバイル) 伝送装置(OLT)、光局内スプリッタ、WDM装置等 トルネック性がないことは明らかであることから、第 一種指定電気通信設備の対象から除外していただ きたいと考えます。
 - ① 当該装置類は誰でも容易に市中調達・設置す ることが可能である等、参入機会の均等性が確 保されており、意欲ある事業者であれば、自ら

ード制度の検証結果の考え方(※4)から特段の変 化もないことから引き続き指定設備の対象とする必 要があると考えます。

参照: ×4

2009 年度 競争セーフガード制度の運用に関する 意見及びその考え方

考え方12

「メディアコンバータやOLT等の装置類及び局内 光ファイバについては、加入光ファイバと一体として 設置・機能するものであり、加入光ファイバのボトル ネック性とは無関係に、装置類だけを切り出して、 その市場調達性や一部事業者における自前設置 の実績をもって、ボトルネック性の有無を判断する ことは適当ではない。

また、NTT 東西からは、接続事業者が自前敷設 した芯線数の割合が高いとの意見が示されている が、これについては、接続事業者が局内光ファイバ を自前敷設するのは主として一回の工事により大 きな需要に対応できる場合であることを踏まえる必 要があり、「他事業者も計画的に所定の手続、自前 工事を行えば、当社と同等の期間で敷設が可能と の意見については、実態を十分に考慮した上で、更 に検証することが必要である。

以上の点を踏まえれば、現時点においても、局 内装置類及び局内光ファイバについて指定の対象 外とすることは引き続き適当ではない。」

- の局内装置類については、以下の観点においてボ|■ 【局内装置類及び局内光ファイバの指定につい て】
 - 昨年度の競争セーフガード制度(以下、「本制度」 という。)の検証における総務省殿の考え方でも示 されているとおり、メディアコンバータやOLT等の局 内装置類及び局内光ファイバは、ボトルネック性を 有する加入光ファイバと一体として設置・機能する

とすることは引き続き適当ではない。

■ なお、イーサネットスイッチに係る意見について は、考え方10のとおり。

設備を構築し、当社と同様のネットワークを自前 構築することは十分可能となっていること。

- ② 現に、他事業者は自前の光アクセスと当該装置類を組み合わせて、若しくは、当社の光アクセスと当社の局舎コロケーションを利用して当該装置類を設置し、サービス提供していること。
- ③ 光信号伝送装置(OLT)、局内スプリッタについては平成13年より、メディアコンバータについては平成14年より、当社が接続料を設定していたものの、他事業者による利用実績はないこと。また、イーサネットスイッチについては、他事業者からの強い接続要望を受け、本年6月に接続料を設定したものの、同年7月、当該他事業者からの接続申込みが取り下げられ、また現在に至るまで当該他事業者以外の事業者からの利用要望も全くないこと。
- ④ アクセス回線のボトルネック性に起因する影響は、オープン化により遮断されており、他事業者はアクセス回線からの影響を受けることなくネットワークを構築可能であるため、当社のアクセス回線のシェアが高いか否かは当社の当該装置類自体のボトルネック性の有無の判断にあたって直接関係がないこと。
- ・ なお、当該装置類の全てを第一種指定電気通信 設備の対象から除外するのに時間を要する場合に は、少なくとも、他事業者がコロケーションできない 局舎に設置された局内装置類、中継光ファイバの 空きがない区間に設置されたWDM装置等に指定 対象を限定していただきたいと考えます。
- 局内光ファイバについては、他事業者による自前 敷設が可能であり、また、他事業者が計画的に所 定の手続き・自前工事を行うことで、当社が局内光 ファイバを敷設する場合と同等期間で、当該他事業 者も局内光ファイバを自前敷設できることに鑑み、 第一種指定電気通信設備の対象から除外していた

ものであり、装置類だけを切り出して、その市場調達性や一部事業者における自前設置の実績をもって、ボトルネック性の有無を判断することは適当ではありません。従って、当該設備については、引き続き第一種指定電気通信設備として指定を継続することが必要と考えます。

(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンク モバイル) だきたいと考えます。

(NTT西日本)

意見14 FTTHサービスの屋内配線にはボトルネッ ク性はなく、第一種指定電気通信設備に該当し ないと考える。

■【FTTHサービスの屋内配線】

「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルー ルの在り方について | 答申(2009 年 10 月 16 日)にお いて、戸建て向け屋内配線については第一種指定 電気通信設備とすることが適当とされたところです が、当社の屋内配線には、以下の観点から、ボトル ネック性はなく、第一種指定電気通信設備に該当し ないと考えます。

- (1)屋内配線は、お客様の宅内に設置される設 備であり、誰もが自由に設置できる設備である こと。
- (2)現に、FTTHサービス等で利用されている屋 内配線には、メタルケーブル、光ケーブル、同 軸ケーブル、宅内無線、高速電力線通信(PL C)等、多様な形態があるほか、その設置主体 も、お客様ご自身やビル・マンションオーナー、 通信事業者、放送事業者(CATV事業者)等、 様々であること。
- (3)また、屋内配線の設置工事は、工事担任者 の資格があれば、誰でも実施可能であり、現 に多数の工事会社があること。実際、当社が お客様から依頼された屋内配線工事も工事会 社に委託して実施しており、他事業者において も同様に実施することが可能であり、現に実施 していること。

(NTT 東日本)

■ 【FTTHサービスの戸建て向け屋内配線につい て】

再意見14

ルの在り方について」(平成21年10月16日答申) において整理されたとおり、NTT 東・西の設置する 戸建向け屋内配線は、第一種指定設備に該当する という判断が適当と考えます。

加えて、集合住宅向け屋内配線についても同様 に一種指定設備として整理して頂きたいと考えま す。特に、いわゆるフレッツマンション(フレッツのみ) の利用を条件に、NTT 東·西が費用負担して光屋 内配線を敷設するケース)については、ボトルネック 設備であり第一種指定電気通信設備として指定化 されている加入ダークファイバと一体的に光屋内配 線が敷設されており、戸建て向け屋内配線と同じ構 造にあります。

また、屋内配線の転用ルールの整備に当たって は、同答申において「マンション向けFTTHの場合 は、(中略)屋内配線の転用ができない場合には、 既存事業者による顧客のロックイン効果が一層高 いことから、屋内配線を転用する必要性・有用性 は、戸建向けFTTHの場合よりも高いと考えられ る。」との考え方が示されているところであり、ユー ザーの選択肢の幅を広げ、利用者利便の向上を図 るためにも、早期に転用ルールが整備されるよう具 体的な措置を検討していただきたいと考えます。

(KDDI)

■ FTTHサービスの戸建て向け屋内配線について は、引き続き指定電気通信設備に指定する必要が あると考えます。

考え方14

■「雷気通信市場の環境変化に対応した接続ルー|■ 情報通信審議会答申「電気通信市場の環境変化 に対応した接続ルールの在り方について」(平成 21 年10月16日情通審第69号。以下「接続ルール答 申」という。)で示されたとおり、屋内配線はサービ スを事業者が提供しそれを利用者が享受する上 で、その利用が事業者・利用者双方にとって不可欠 となる設備であり、屋内配線に係る公正競争環境を 整備することは、接続事業者の事業展開及び利用 者利便の向上の観点から重要な意味を有する。

> NTT 東西のFTTHサービスについて、その戸建 て向け屋内配線は、NTT 東西が自ら設置するた め、NTT 東西のFTTHシェア(約 74%)と戸建て向 け屋内配線のシェアは基本的に同水準になると考 えられる。現在、コスト削減の観点から、「引き通し」 形態による屋内配線の設置が進められているが、 一種指定設備である引込線と一体となった屋内配 線の設置は、引込線を設置している NTT 東西のみ が可能であり、接続事業者には可能とは言えない。 この点からも、外壁の内外で位置付けを違える現 行の取扱いは、イコールフッティングを確保できな い状況を招来するため、適当ではない。以上の点 から、接続ルール答申において、NTT 東西の設置 する戸建て向け屋内配線は、一種指定設備に該当 すると整理されたところであり、平成 22 年9月に戸 建て向け既設屋内配線の転用について NTT 東西 の接続約款の変更を認可している。

> マンション向け屋内配線の扱いについては、事業 者設置や事業者外設置の屋内配線が混在する中 で、NTT 東西のFTTHのシェアとマンション向け屋

「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルー ルの在り方について」答申(2009年10月16日)にお いて、戸建て向け屋内配線については指定電気通 信設備とすることが適当とされ、これを踏まえた電 気通信事業法施行規則等の改正により第一種指 定電気通信設備に指定されたところですが、本来、 戸建て向け屋内配線については、他事業者やお客 様自身が自由に設置可能であり、現に、他事業者 が自ら行う必要があるONUの設置・設定と同時に 設置されていることに鑑みれば、ボトルネック性が ないことは明らかであり、当社の戸建て向け屋内配 線を第一種指定電気通信設備から除外していただ きたいと考えます。

FTTH市場シェア 74.5%と NTT 東西殿の独占化 が益々高まる状況において、本年 3 月に新たに指 定されたFTTHサービスの戸建て向け屋内配線に ついては事業者間競争の活性化に直結するもので あり、お客様利便性向上の観点からも非常に有用 なものであると考えます。また、同様の観点に立て ば、KDDI殿からの意見にもあるとおり今後、マンシ ョン向けの光屋内配線に対しての指定についても 引き続き検証していく必要があると考えます。

(イー・アクセス、イー・モバイル)

内配線のシェアは、連動しない面がある。NTT 東西 の局舎からマンション共用部までの回線敷設と、マ ンション向け屋内配線の敷設は別々に行うことが一 般的であることから、戸建て向けの場合と異なり、 NTT 東西と接続事業者の間の工事回数の同等性 確保を考慮する必要はないと考えられる。上記を踏 まえ、FTTHのマンション向け屋内配線は、戸建て の場合と異なり、依然、一種指定設備に該当すると 整理することは必ずしも適切ではなく、今後とも屋 内配線の設置状況を注視していくこととする。

(NTT 西日本)

意見15 マンション向け屋内配線を新たに指定電 気通信設備の対象とし、転用ルールについても 期限を決めて早期に整備すべき。

|■ 「雷気通信市場の環境変化に対応した接続ルー|■ マンション向け屋内配線は、2009年10月16日の|■ 考え方14のとおり。 ルの在り方について」(平成21年10月16日答申) において、「NTT 東·西の設置する戸建向け屋内配 線は、第一種指定設備に該当することが適当」との 考え方が示されたことを受け、平成22年1月に戸 建向け屋内配線が指定設備化されていますが、マ ンション向け屋内配線についても同様に一種指定 設備として整理して頂きたいと考えます。特に、い わゆるフレッツマンション(フレッツのみの利用を条 件に、NTT 東·西が費用負担して光屋内配線を敷 設するケース)については、ボトルネック設備である 加入ダークファイバーと一体的に光屋内配線が敷 設されており、戸建て向け屋内配線と同じ構造にあ ります。

また、屋内配線の転用ルールの整備に当たって は、同答申において「マンション向けFTTHの場合 は、(中略)屋内配線の転用ができない場合には、

再意見15

「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルール の在り方について」答申において、「NTT 東西自ら でなく、マンションの管理組合やデベロッパーが設 置する場合など多様な形態が存在すること、更に、 NTT 東西の局舎からマンション共用部までの回線 敷設と、マンション向け屋内配線の敷設は別々に 行うことが一般的であることから、戸建て向けの場 合と異なり、NTT 東西と接続事業者の間の工事回 数の同等性確保を考慮する必要はないと考えられ ることから、マンション向け屋内配線は一種指定設 備に該当すると整理する必要はない」旨示されてお ります。

現段階においてもその状況に変わりは無いこと から、マンション向け屋内配線を第一種指定電気通 信設備にする必要は無いと考えます。

考え方15

なお、接続ルール答申における考え方に示された とおり、屋内配線の転用ルールの整備に関して は、関係事業者間の協議により定めるべき事項に ついて、転用を希望する事業者及び NTT 東西にお いて積極的に協議を行うことが適当であり、この内 容を整理した上で転用ルールの整備に活用するこ ととしている。

また、NTT 東西の屋内配線の転用については、 自らの屋内配線の転用を認めている事業者に限っ て認めるといった考え方を採用することが適当であ る。

既存事業者による顧客のロックイン効果が一層高│■ 他事業者が自前の光ファイバを敷設する場合の いことから、屋内配線を転用する必要性・有用性 は、戸建向けFTTHの場合よりも高いと考えられ る。」との考え方が示されているところ、ユーザーの 選択肢の幅を広げ、利用者利便の向上を図るため にも、早期に転用ルールが整備されるよう具体的 期限を定める等の措置を検討していただきたいと 考えます。

(KDDI)

光屋内配線の相互転用は、2009年10月16日の「電 気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの 在り方について」答申において、「自らの屋内配線 の転用を認めている関係事業者と速やかに協議 し、転用ルールの内容を整理することが適当」と示 されており、KDDI殿と数度(2009年12月、2010年9 月及び10月)にわたり協議を行いました。

その協議において、当社から、

① 相互転用の具体的実施方法を検討するた め、KDDI殿のマンション向け光屋内配線の 設備実態(スプリッタの設置方法等)を教えて いただきたい

と質問させていただくとともに、相互転用の実施に 向けた基本的な考え方として以下の②から⑤をお 示しした上で、KDDI殿の転用に関する考え方や転 用条件をお示しいただくようお願いしたところです。

- ② 費用負担は転用する設備の残存価額(2010 年9月28日に認可を受けた既設光屋内配線 を転用する場合の工事費に係る「既設設備 負担額」と同じ考え方で算出する額)をご負 担いただくこと。
- ③ 転用設備は転用される側から転用する側へ 資産譲渡すること。
- ④ 転用工事は、転用する側が工事を実施する ことが最も効率的と考えていること また、工事の実施にあたっては安全性確保等 が必要と考えていること。
- ⑤ その他円滑な相互転用の実施にあたっては 申込方法、設備管理方法等について双方で 意識を合わせた上で整備しておく必要がある こと 等

しかしながら、KDDI殿は、パブリックコメントにご 意見は出されますが、当社には具体的な設備実態 や転用の実施に向けた考え方等をお示しいただけ

	ないため、協議を進められない状況です。 (NTT 東日本)	
	■ マンション向け屋内配線の指定設備化について ・マンション向け屋内配線について、平成 21 年 10 月 16 日付け答申において、「NTT 東西自らでなく、マンションの管理組合やデベロッパーが設置する場合など多様な形態が存在すること、更に、NTT 東西の局舎からマンション共用部までの回線敷設と、マンション向け屋内配線の敷設は別々に行うことが一般的であることから、戸建て向けの場合と異なり、NTT 東西と接続事業者の間の工事回数の同等性確保を考慮する必要はない」旨示されることから、マンション向け屋内配線は一種指定設備に該当すると整理する必要はない」旨示されており、現段階においてもその状況に変わりは無いことから、マンション向けと屋内配線の転用ルールについて・マンション向け光屋内配線の転用ルールについて・マンション向け光屋内配線の相互転用について、接続事業者がご要望されるのであれば、まずは協議させていただく考えです。(NTT 西日本)	
意見16 NTT 東西のダークファイバを含むアクセス 網については開放ルールの更なる徹底と同等性 を担保すべき。		考え方16
■ 現状、NTT東・西が保有するボトルネック設備については、第一種指定電気通信設備として接続ルール等が課されていますが、ダークファイバー等の利用における手続・リードタイムの非同等性や競争事業者の接続情報の不正流用の問題などを目の当たりにするにつけ、現行のルールでは公正な競争	■ 当社は、電気通信事業法や接続約款に規定されているとおり、ダークファイバ等の利用手続きにおいて、当社利用部門と他事業者とを同等に取り扱っております。 ご指摘の件は、特定エリアで、お客様のお引越し等で申込みが多い時期(2~5月)に、KDDI殿から	■ KDDI からは、同社が NTT 東日本のダークファイ バを利用する際に、一部のエリアにおいて開通遅 延が発生し、NTT 東日本の利用部門との間のダー クファイバ利用の同等性が担保されていない点に ついて是正すべきとの意見が示された。これに関 し、NTT 東日本からは、開通遅延は、繁忙期や

を行い得る環境の確保には不十分であると考えます。

具体的事例としては、当社FTTHサービス(auひかりホーム「ギガ得プラン」)とNTT東日本フレッツ光とで、サービス受付から提供開始までのリードタイムに大きな差が生じたことが挙げられます。

当社auひかりホーム「ギガ得プラン」は、エリアによってはNTT東日本の加入者光ファイバーを利用してサービスを行っていますが、本年2月以降、一部のエリアにおいて主にNTT側の体制が原因で最大3ヶ月もの開通遅延が発生する事態となりました。その一方で、NTT東日本は同じ地域の販売現場で「開通まで、なんと最短10日!」と訴求するPOP広告を掲げるなど、リードタイムに著しい差異が生じる結果となりました。

当社からNTT東日本に対して、再三に亘り開通期間の短縮を申し入れた結果、本年夏頃までに漸次改善が図られましたが、未だ当社とNTT東日本とで同等なリードタイムであるとは言いがたい状況にあります。また、NTT東日本は、当社からの開通申し込み処理が積滞したことが主な原因と説明していますが、そもそも、当社分と自社分の処理体制が同等か否かを外部から客観的に検証することは困難です。

以上の事例からも明らかなように、NTT 東・西のダークファイバーを含むアクセス網については開放ルールの更なる徹底と同等性の担保が望まれます。特に、NTT 東・西がマンションの棟内への加入ダークファイバー引き込みと一体で設置した光屋内配線設備については、住民の選択肢を確保するためにも競争事業者への開放を義務付けるべきと考

大量の申込みをいただいたため、申込みが通常月 の約2倍となり、一時的に受付処理や工事に時間 がかかったものです。

順次処理を行い、6 月以降はそうした状況は解消しております。

また、受付処理や工事に時間がかかった原因のなかには、以下のようなKDDI殿側に起因する問題があった点を認識していただく必要があります。

- ① KDDI殿の申込内容に不備(住所不明・マンションへの申込み・KDDIサービス提供エリア外等)が多く(約3割)、通常手続きの前に当社が再度、申込内容のチェック・修正をせざるを得ず、これに時間を要していたこと。
- ② KDDI殿のお申込みの中には、同一のお客様に 新設工事と廃止工事が伴うもの(約4割)があり、 当社は 1 回の派遣工事で行う体制を用意してお りましたが、KDDI殿からの申込方法は 2 回派遣 しなくてはならない申込み方法が多かったこと。
- ③ KDDI殿は首都圏やマンションの屋内配線等にて自ら工事施工を行う体制を構築しておられますので、当社の工事稼動の逼迫が予想された時期に、当社だけでなくKDDI殿も他県からの工事稼動応援を出していただけないかとお願いしましたが、ご協力いただけなかったこと。

いずれにしても、当社利用部門のお客様も含め、 お客様をお待たせしたことは大変申し訳なく思って おります。

なお、ダークファイバの利用手続きについては、 納期回答及び工事日予約のいずれについても、当 社利用部門と他事業者で同じシステム及び同じ予 約枠の中で実施しております。当社は当社利用部 門や他事業者からの申込みに対して、納期回答 (納期回答の内容は工事形態によって異なります が、例えば、引込線以下の簡易な工事であれば、 KDDI 起因の要因等があったため、一時的に時間がかかったものであるとの意見が示されている。

このような事態が今後繰り返されるようであれば、公正競争の観点から問題となり得る余地があると考えられるが、派遣工事回数の行き違い等NTTの再意見で示された要因については、当事者間で十分な協議を行えば回避が可能であることから、遅滞のないダークファイバの開通に向け、先行実施がなされている支店のノウハウを支店間等現場レベルで共有するなどして、課題を解決することが適当である。

なおマンション向け屋内配線に係るご意見については、考え方 14 のとおり。

えます。 (KDDI)

「6 暦日以降に工事予約が可能」と回答しておりま す。)を実施し、その後、当社利用部門や他事業者 はその納期とお客様希望を勘案して工事日を予約 することになります。

したがって、ご指摘のような当社利用部門と他事 業者の間で手続きやリードタイムに差異はないもの と考えます。

(NTT東日本)

■ 当社は、電気通信事業法等にも定められていると おり、ダークファイバ等の利用手続きにおいて、当 社利用部門と他事業者とを同等に取り扱っておりま す。

(NTT 西日本)

意見17 WDM 装置については、他事業者も自ら設 置することが可能であり、指定電気通信設備の 対象から除外すべき。

■【WDM装置】

WDM装置については、市中で調達可能なもの であり、他事業者は、当社の中継ダークファイバ等 と組み合わせて、白ら設置することが可能であるこ とから、当社のWDM装置に不可欠性はなく、指定 電気通信設備の対象から除外すべきであると考え ます。

(NTT東日本)

- イーサネットスイッチ、メディアコンバータ、光信号 伝送装置(OLT)、光局内スプリッタ、WDM装置等 の局内装置類については、以下の観点においてボ トルネック性がないことは明らかであることから、第 一種指定電気通信設備の対象から除外していただ (KDDI) きたいと考えます。
 - ① 当該装置類は誰でも容易に市中調達・設置す ■【WDM 装置の指定について】 ることが可能である等、参入機会の均等性が確し

再意見17

の対象外とすることは適当でないと考えます。

※競争セーフガード制度の運用に関する総務省 の考え方(平成22年2月19日)

「WDM装置については、中継ダークファイバとー 体として設置・機能するものであることから、装置類 の市場調達性のみから判断するのではなく、中継 ダークファイバのボトルネック性と含めて検討するこ とが必要である。

また、接続ルール答申においても、接続料や接 続条件など貸出しルールの整備を行うことが適当と の考え方が示されたことを踏まえると、WDM装置 を指定の対象外とすることは適当ではない。」

- ・ WDM 装置について、他事業者が調達可能である

考え方17

■ 昨年度の総務省の考え方※のとおり、指定設備 ■ WDM装置については、装置類の市場調達性の みから判断するべきではなく、中継ダークファイバと 一体として設置され、ネットワークの一部として機能 するものであることから、ボトルネック性がないと判 断することは適当ではない。

保されており、意欲ある事業者であれば、自ら 設備を構築し、当社と同様のネットワークを自前 構築することは十分可能となっていること。

- ② 現に、他事業者は自前の光アクセスと当該装置類を組み合わせて、若しくは、当社の光アクセスと当社の局舎コロケーションを利用して当該装置類を設置し、サービス提供していること。
- ③ 光信号伝送装置(OLT)、局内スプリッタについては平成13年より、メディアコンバータについては平成14年より、当社が接続料を設定していたものの、他事業者による利用実績はないこと。また、イーサネットスイッチについては、他事業者からの強い接続要望を受け、本年6月に接続料を設定したものの、同年7月、当該他事業者からの接続申込みが取り下げられ、また現在に至るまで当該他事業者以外の事業者からの利用要望も全くないこと。
- ④ アクセス回線のボトルネック性に起因する影響は、オープン化により遮断されており、他事業者はアクセス回線からの影響を受けることなくネットワークを構築可能であるため、当社のアクセス回線のシェアが高いか否かは当社の当該装置類自体のボトルネック性の有無の判断にあたって直接関係がないこと。
- ・ なお、当該装置類の全てを第一種指定電気通信 設備の対象から除外するのに時間を要する場合に は、少なくとも、他事業者がコロケーションできない 局舎に設置された局内装置類、中継光ファイバの 空きがない区間に設置されたWDM装置等に指定 対象を限定していただきたいと考えます。

(NTT 西日本)【再掲】

ことのみをもって、ボトルネック性の喪失を挙証したとは言えません。

・また、「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について」答申(2009 年 10 月 16 日)においても、競争の促進及びWDM装置のコストを原価とする専用線等接続料の低減効果の観点から「WDM 装置の設置区間における中継ダークファイバの空き波長をアンバンドルして、接続料や接続条件等の貸出ルールの整備を行うことが適当である」としており、第一種指定電気通信設備の指定が継続されるべきと考えます。

(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)

者からの接続申込みが取り下げられ、また現在 ■ WDM装置については、引き続き指定電気通信設 に至るまで当該他事業者以外の事業者からの 備に指定する必要があると考えます。

本年 3 月にWDM空き波長のアンバンドルルールが新たに策定され、すでに当社でのネットワーク構築検討にも大きな役割を果たしており、本ルール化が提唱された「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について」答申(総務省平成21年10月)において期待された効果(※5)が今後、大きく現れていくものと考えます。NWのIP化が進展する中、今後も本ルールのような各事業者におけるIPネットワーク構築の円滑化が図れる有用な施策の検討が期待されます。

参照:×5

- 「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの 在り方について」答申
- 3. 固定ネットワークインフラの利活用
- ③考え方 1)WDM装置の既設区間
- ア 貸出ルールの扱い

「a. 空き波長の貸出ルールの整備を求める事業者が現に存在することから、当該事業者による円滑

	なネットワーク構築が実現し、競争促進に資すること」 (イー・アクセス、イー・モバイル)	
	再意見18 ■ 当社は、他事業者との接続が開始された当初より、局舎コロケーションをオープン化し、2000 年には	考え方18 ■ NTT 東西においては、事故の抑止に努めつつも、 多様な事業を展開する事業者がいることを踏まえ、
平成22年8月31日にNTT殿より「マイグレーションの考え方について」が公表されました。今後、メタルから光へのマイグレーションも進む中、コロケーションに係るNTTリソースや設備に対する更なる効率化促進は必要不可欠な状況となってくるものと考え、NTT東西殿及び接続事業者の取り組みの重要度も増していくものと考えます。 また、接続事業者においては、自らのコスト競争を高めるためにも、実質的に利用を行う範囲内でのNTTリソースや設備の利用が必要な状況となっています。先般、上述のNTTリソースや設備の返却に関する協議において、故意又は過失による損害賠償が規定されている「コロケーションに必要となる担信用設備の利用に関する契約書」の締結、並びに接続約款に基づいた手続きを遵守しているにもかかわらず、接続事業者の設備に恒久的かつ物理的な制限(利用不可)をかけることを条件にするなど、過剰な運用基準を求められるケースも発生しております。 設備効率化促進の観点からも、接続事業者の設備に物理的な制限をかける必要性の有無も含めて	自前工事・保守の実施を含むコロケーションの利用 条件・利用手続き等を接続約款に規定しており、利 用部門と他社が同等に局舎コロケーションを利用で きる環境を整えております。 イー・アクセス殿の意見にある「過剰な運用基準」 というのは、当社から、当社の電力設備の許容量を 超える電流が絶対に流れないよう物理的な措置を お願い申し上げたことを指摘していると推察しま す。 当社がそのようなお願いを申し上げたのは、 ① 過去に他事業者の保守作業中に作業者のミス 等が発生していること、 ② 電力設備は、当社と当社局舎コロケーションを している全他事業者が共用する設備であるた め、仮に作業ミス等で過剰に電流が流れた場合 には、警察、消防用の緊急通報用回線を含めた 全事業者のサービスが停止する重大事故が発 生する可能性があること、 から、重要通信の確保や重大事故を発生させな いためですので、ご理解の程よろしくお願い申し上 げます。	受ける事業を展開する事業有がいることを踏まれ、設備効率化の促進に資することから適正かつ柔軟な運用を行うことが望ましい。
	■ コロケーションの運用条件について、他事業者様	

運用をルール化するなど、明確にしておく必要があ ると考えます。

(イー・アクセス、イー・モバイル)

から具体的なご要望があれば、まずは協議させて いただく考えです。

意

見

(NTT 西日本)

再意見19

モバイル)

ウ アンバンドル機能の対象に関する検証

□		
意見19 NGN等に係るアンバンドル機能のうち、		
ルーティング伝送機能(収容局接続機能・中継		
局接続機能)やイーサネットフレーム伝送機能等		
の利用実績がないものについては、早急にアン		
バンドル機能の対象外とすべき。		

■【NGN等に係るアンバンドル機能】

NGN等に係るアンバンドル機能のうち、実需や 他事業者による利用実績がないものについては、 早急にアンバンドル機能の対象から除外していた だきたいと考えます。

具体的には、以下の機能については、機能の提 供開始以降、他事業者との接続の実績がない状況 が続いていることから、早急にアンバンドル対象か ら除外していただきたいと考えます。

- ・一般収容ルータ接続ルーティング伝送機能
- ・特別収容ルータ接続ルーティング伝送機能
- ・一般中継ルータ接続ルーティング伝送機能
- ・特別中継ルータ接続ルーティング伝送機能
- ・イーサネットフレーム伝送機能

なお、「次世代ネットワークの接続ルールの在り 方について | 答申(2008年3月28日)においても、 「アンバンドルが技術的に可能であっても、オペレ ーションシステム等の改修に多大なコストを要する 場合もあることから、他事業者の具体的な要望を 踏まえつつも、NTT東西に過度の経済的負担を与 えることとならないように留意することも必要であ る」とされており、アンバンドルは他事業者の具体 的な接続要望を踏まえて検討するものであると考

■【アンバンドル機能の対象に関する検証】

再

・「接続の基本的ルールの在り方について(1996) 年 12 月 19 日、電気通信審議会答申)」において、 「技術的に可能な場合には、アンバンドルして提供 しなければならない」と示されているとおり、NTT 東 西殿の第一種指定電気通信設備利用部門(以下、 「営業部門」という。)と接続事業者との間の同等性 の確保という観点から、接続事業者が要望を挙げ た時点で常に接続することが可能な状態であるこ とがアンバンドルの原則と考えます。従って、「他事 業者との接続の実績がない状況が続いているこ と」や「他事業者による利用実績や実需要がないこ と」といった現時点の状況のみをとらえて、アンバン ドルの対象可否を議論すべきではないと考えます。 (ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンク

■ NGNに係る各アンバンドル機能については引き 続きアンバンドル機能の対象とする必要があると 考えます。

昨年度の競争セーフガード制度の検証結果の考 え方(※6)から特段の変化もないこと、また、NTT ■ 中継局接続機能については、NGN答申において 東西殿より「PSTNのマイグレーションについて~

■ 収容局接続機能については、NGN答申におい て示されたとおり、①競争事業者からはアンバンド ルして提供することが求められていること、②今 後、ADSLからFTTHへのマイグレーションが進展 する中で、アクセス回線での設備競争・サービス 競争の激化が想定されるが、それに伴い、他事業 者が自ら調達したアクセス回線等を収容ルータに 接続する形態が増えていくことも想定されること、 ③また、NGNは、今後我が国の基幹的な通信網 となることが想定され、新たな機能や今後段階的 に追加される機能等を活用した事業展開の機会 が拡大するものと考えられるが、その際、既存の 地域IP網で存在していた収容局接続による接続 形態を用意しておくことが、事業者による創意工夫 を活かした多様な利用形態でのNGNへの参入を 促進すると考えられることから、フレッツサービス に係る機能のアンバンドルは当面必要とされたと ころである。

え方

考

考え方19

この状況に現時点で特段の変化もないことか ら、収容局接続機能については、引き続きアンバン ドルの対象とすることが適当である。

示されたとおり、①地域IP網では、既に中継局接続

えます。

(NTT 東日本)

- 当社の次世代ネットワーク、地域IP網、ひかり電 話網、イーサネットスイッチ等の局内装置類、局内 光ファイバ、加入光ファイバ等については、前述の とおり、第一種指定電気通信設備の対象から除外 していただく必要があると考えますが、仮に引き続 き第一種指定電気通信設備の対象とするのであれ ば、少なくとも他事業者による利用実績や実需要 がない機能については、早急にアンバンドル機能 の対象から除外していただく等の対応を行っていた だきたいと考えます。
- ■【収容局接続機能及び中継局接続機能のアンバ ンドルについて】
- フレッツサービスに係る機能(一般収容ルータ接 続ルーティング伝送機能・特別収容ルータ接続ル ーティング伝送機能)については、地域IP網におい て、特別収容ルータ接続ルーティング伝送機能の 接続料を設定していたものの、平成 13 年から現在 に至るまで8年以上、他事業者による利用実績は ないことから、アンバンドルの対象から除外してい ただきたいと考えます。
- 中継局接続に係る機能(一般中継ルータ接続ル ーティング伝送機能・特別中継ルータ接続ルーティ ング伝送機能)についても、接続料を設定したもの の、他事業者による利用実績はないことから、アン バンドルの対象から除外していただきたいと考えま す。
- イーサネットスイッチに係る接続料(イーサネットフ レーム伝送機能)についても、他事業者からの強い 接続要望を受け、本年6月に接続料を設定したもの の、同年7月、当該他事業者からの接続申込みが

概括的展望~ I(2010 年 11 月 2 日 NTT 東西)が 公表されたことにより、NGNの各機能に対する利 用要望が更に高まっていくものと考えます。

参照 ×6

平成22年2月 総務省資料 「競争セーフガード制 度の運用に関する意見及びその考え方 | 考え方 16

■ 収容局接続機能については、NGN答申におい

- て示されたとおり、①競争事業者からはアンバンド ルして提供することが求められていること、②今 後、ADSLからFTTHへのマイグレーションが進展 する中で、アクセス回線での設備競争・サービス競 ■ イーサネットフレーム伝送機能については、NG 争の激化が想定されるが、それに伴い、他事業者 が自ら調達したアクセス回線等を収容ルータに接 続する形態が増えていくことも想定されること、③ま た、NGNは、今後我が国の基幹的な通信網となる ことが想定され、新たな機能や今後段階的に追加 される機能等を活用した事業展開の機会が拡大す るものと考えられるが、その際、既存の地域IP網で 存在していた収容局接続による接続形態を用意し ておくことが、事業者による創意工夫を活かした多 様な利用形態でのNGNへの参入を促進すると考 えられることから、フレッツサービスに係る機能のア ンバンドルは当面必要とされたところである。この 状況に現時点で特段の変化もないことから、収容 局接続機能については、引き続きアンバンドルの 対象とすることが適当である。
- 中継局接続機能については、NGN答申におい て示されたとおり、①地域IP網では、既に中継局接 続に該当していたIPv6サービスはアンバンドルさ れた機能を用いて接続料を互いに支払ってサービ ス提供をしており、②また、NTT 東西のNGN間のI P電話サービスの提供は中継局接続の形態のみ で行われている。③更に今後PSTNからIP網へと ネットワーク構造が変化するに伴い、他事業者の

に該当していたIPv6サービスはアンバンドルされ た機能を用いて接続料を互いに支払ってサービス 提供をしており、②また、NTT 東西のNGN間のIP 電話サービスの提供は中継局接続の形態のみで 行われている。③更に今後PSTNからIP網へとネ ットワーク構造が変化するに伴い、他事業者のネッ トワークとの接続も、IGS接続が減少し中継局接続 が増えていくことが想定される。

このため、中継局接続に係る機能については、 引き続きアンバンドルの対象とすることが適当であ

N答申において示されたとおり、イーサネットサー ビスはユーザのネットワーク全体を単一の事業者 が一括して提供することが望ましいという特性が あり、また今後イーサネットサービスに係る需要が 拡大することが想定されることに鑑みると、NTT 東 西が従来の県域を越えた県間のサービスに進出 するに際しては、公正競争を担保する措置が必要 であり、競争事業者からの接続要望があることを 踏まえると、イーサネットサービスに係る機能(イ ーサネット接続機能)については、引き続きアンバ ンドルの対象とすることが適当である。

なお、他事業者からの接続の申込みが手続上取 り下げられたことをもって、直ちに接続の要望がな くなったとまで判断することは必ずしも適当でない。

取り下げられ、また現在に至るまで当該他事業者	ネットワークとの接続も、IGS接続が減少し中継局	
以外の事業者からの利用要望も全くないことから、	接続が増えていくことが想定される。	
アンバンドルの対象から除外していただきたいと考	このため、中継局接続に係る機能については、	
えます。	引き続きアンバンドルの対象とすることが適当であ	
(NTT 西日本)	る。	
	■ イーサネットフレーム伝送機能については、NG	
	N答申において示されたとおり、イーサネットサービ	
	スはユーザのネットワーク全体を単一の事業者が	
	一括して提供することが望ましいという特性があ	
	り、また今後イーサネットサービスに係る需要が拡	
	大することが想定されることにかんがみると、NTT	
	東西が従来の県域を越えた県間のサービスに進	
	出するに際しては、公正競争を担保する措置が必	
	要であることから、競争事業者からの具体的な接	
	続要望等を見極めた上で、イーサネットサービスに	
	係る機能のアンバンドルをすることが必要と考えら	
	れる。この状況に現時点で特段の変化もないこと	
	から、イーサネットサービスに係る機能(イーサネッ	
	ト接続機能)については、引き続きアンバンドルの	
	対象とすることが適当である。	
	(イー・アクセス、イー・モバイル)	
	■ ボトルネック設備と一体で提供されるNGNに係る	
	機能については、競争促進の観点から、利用の有	
	無にかかわらず、これまで実現している競争をNG	
	N上でも確保するために必要な機能を競争可能な	
	Nエでも確保するにめた必要な機能を競争可能な 料金水準で予めアンバンドルすべきと考えます。	
	科並小学でアめアンハントルりへさと考えまり。 (KDDI)	
│ │ 意見20 IP 電話サービスに係る機能(IGS接続機	(1,12,21)	考え方20
能)の接続料においては、いわゆる「逆ざや問	17毫元∠∪	カルガム0
題」が現に生じているため、アンバンドルの対象		
起」が現に生じているため、アンバンドルの対象から除外するか、総務省において接続料の適正		
性を検証すべき。		
■ また、ひかり電話網が指定電気通信設備とされ	■ ボトルネック設備と一体で構築されるNGN設備	■ IP電話サービスに係る機能のアンバンドルにつ
■ また、いかが电前柄が拍皮电対通信設備とされ	■ ハドルヤブブは哺C一体で伸来されるNGNは哺	■ IF电前リーレベに派の成形のアンハントルにフ

たことによって、昨年度より複数の事業者との間で、他事業者が当社の接続料よりも高い接続料を設定することで事業者間取引の均衡が崩れる「逆ざや」問題が現に発生していることから、関門交換機接続ルーティング伝送機能についてもアンバンドルの対象から除外していただきたいと考えます。

また、現在、接続料の事業者協議において、当社の接続料より高い接続料を提示してきた事業者に対し算定根拠の開示を求めても一切情報が開示されず、その適正性が検証できない状況にあることから、

仮に当該機能がアンバンドルの対象から除外されない場合には、他事業者に対しても接続料の対象コストや算定プロセスの開示を義務付けること等により透明性を確保し、その適正性が検証できる仕組みを早急に導入していただきたいと考えます。(NTT 東日本)

- ■【IP電話サービスに係る機能のアンバンドルについて】
- ・ 従来、ひかり電話網は第一種指定電気通信設備 規制の対象外となっていたため、事業者間協議に より、ひかり電話網の接続料を接続事業者が設定 する接続料と同額とすることで、事業者間取引の バランスを確保することが可能でしたが、ひかり電 話網が第一種指定電気通信設備規制の対象とされ、その接続料設定が義務化されたことから、当 社のみ事業者均一の接続料を定めることとなった 結果、昨年度当社意見で「懸念」として指摘した問 題、すなわち、一部の固定事業者がひかり電話網 の接続料よりも不当に高い接続料を設定し、事業 者間取引のバランスが損なわれる、いわゆる「逆 ザヤ問題」が、現に生じております。
- したがって、当社としては、お客様の利便性を確

の接続料を NTT 東・西が相対で設定できるようになると、ボトルネック設備に起因する市場支配力を背景に特定の事業者を優遇することが可能になり、公平性を担保できなくなるため、決して認められるべきではありません。

(KDDI)

いては、NGN答申において示された考え方のとおり、①他事業者からは、NGNやひかり電話網を第一種指定電気通信設備に指定した上で、接続料設定を求める意見が示されていること、②ひかり電話網では、IGS接続の接続料が設定されており、当該接続料設定が技術的に実現不可能とは言えないこと、③当該接続料を相対取引で決定される場合、相手側事業者によって接続料水準が異なり、公正競争上大きな問題となるとの意見が示されていること等を踏まえれば、引き続き、IP電話サービスに係る機能をアンバンドルの対象とすることが必要と考えられる。

■ NTT 東西の意見にある指定事業者と非指定事業者の接続料水準差については、接続ルール答申を受けて、平成22年3月に二種指定事業者を対象とした接続料算定ルール(第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン。以下「二種指定ガイドライン」という。)が策定されたところであり、当該ガイドラインの策定を踏まえた非指定事業者の積極的な対応により、現行の接続料の適正性の向上が期待されるところである。

また、接続料は設備の使用料として相手方接続 事業者に負担を求めるものであって、事業者間で 合意の上接続協定を締結するものであることから、 その過程においては、移動通信事業者・固定通信 事業者を問わず、可能な限り、事業者間で相互に 理解が得られるよう説明を行うことが適当である。

以上を踏まえ、総務省においては、関係事業者による今後の取組状況を注視することとする。

保しつつ、事業者間取引のバランスを確保する観		
点から、早急に当該機能をアンバンドルの対象か		
ら除外していただく必要があると考えますが、アン		
バンドルの対象から除外するのに時間を要する場		
合には、少なくとも、「電気通信市場の環境変化に		
対応した接続ルールの在り方について」答申		
(H21.10.16)にて、「(不当に高額な接続料に関す		
る)具体的な判断基準については、引き続き議論を		
深めた上で設定することが適当」「(「逆ざや問題」		
について)固定通信市場を含め、段階的に対応す		
ることが適当」とされたことを踏まえ、総務省殿にお		
いて、当社PSTN網の接続料やひかり電話網の接		
続料より高い接続料を設定している固定電話事業		
者に対し、接続料の算定根拠を提出させた上で、		
当社や他事業者より接続料が高い理由や、自社内		
や自社グループ内の無料通話サービスの赤字を		
当該接続料で補填していないこと等について説明		
するように求め、当該事業者の接続料の適正性を		
検証し、不当に高額な接続料が設定されている場		
合は、それを是正する仕組みを設けていただきた		
いと考えます。		
(NTT 西日本)		
意見21 光信号伝送装置(OLT)、メディアコンバ	再意見21	考え方21
ータ、局内スプリッタについては、他事業者によ		
る利用実績はないことから、アンバンドルの対象		
から除外すべき。		
■【局内装置類に係る機能のアンバンドルについ	■ メディアコンバータやOLT等の局内装置類につい	■ 現在、加入光ファイバと接続する場合において
て】	ては、指定設備である加入光ファイバと一体で設	は、意見にある光信号伝送装置(OLT)等局内装
・ 光信号伝送装置(OLT)は平成13年より、メディア	置・構築されるものであることから、ボトルネック性	置は接続事業者が自前で設置しており、利用実績
コンバータ・局内スプリッタについては平成14年よ	を有している加入光ファイバから切り出して判断す	がないものも存在するが、今後、多様な事業者が
り、当社が接続料を設定していたものの、平成13・	ることは適当ではないと考えます。	加入光ファイバへの接続を希望することも考えられ
14年から現在に至るまで7・8年以上、他事業者に	ボトルネック設備のオープン化において真の同	るところである。
よる利用実績はないことから、アンバンドルの対象	等性が担保されない限り、ドライカッパ、ダークファ	したがって、OLT等局内装置のアンバンドルに
から除外していただきたいと考えます。	イバ及びこれらと一体として構築される局内装置	ついては、今後も拡大が予想されるFTTHサービス

(NTT 西日本)【再掲】	類、局内光ファイバ等は利用の有無にかかわらず、引き待ち指向部供の対象しまざましまるまま	の提供に必要な装置であるため、競争事業者による利用申集のない状況について、その理点が見た
	ず、引き続き指定設備の対象とすべきと考えます。	る利用実績のない装置について、その理由が具体
	(KDDI)	的な接続要望等の不存在によるものかどうか将来
		的に判断する必要があることに留意しつつ、現時
		点では引き続きアンバンドルの対象とすることが適
	T * D	当である。
意見22 アンバンドル機能の対象については現行 維持が必要。	再意見22	考え方22
■ アンバンドル機能対象は現行維持が必要	■ 先般の当社意見で申し上げたとおり、NGN等に	■ 考え方 19 に同じ。
アンバンドル機能対象について、現行維持が必	係るアンバンドル機能のうち、実需や他事業者によ	なお、NTT 東西の再意見にある接続料水準差
要と考えます。現在対象となっているアンバンドル	る利用実績がないものについては、早急にアンバ	(逆ざや)については、考え方 20 に同じ。
機能によって、ADSLをはじめとした消費者にとっ	ンドル機能の対象から除外していただきたいと考え	
て安価で利便性の高い様々な通信サービスの提	ます。	
供が実現されています。	具体的には、以下の機能については、機能の提	
また、「電気通信市場の環境変化に対応した接	供開始以降、他事業者との接続の実績がない状況	
続ルールの在り方について」報告書(2009 年 10 月	が続いていることから、早急にアンバンドル対象か	
総務省)を受けて、FTTR(ドライカッパサブアンバ	ら除外していただきたいと考えます。	
ンドル)やWDM波長といった新たなアンバンドル	・一般収容ルータ接続ルーティング伝送機能	
が実現しています。これら機能によって接続事業者	・特別収容ルータ接続ルーティング伝送機能	
の創意工夫を凝らした新たなサービスの登場が期	・一般中継ルータ接続ルーティング伝送機能	
待され、特にWDM波長のアンバンドルについて	・特別中継ルータ接続ルーティング伝送機能	
は、接続事業者のIPネットワーク構築の円滑化や	・イーサネットフレーム伝送機能	
効率化において非常に有用な機能であり、今後更	なお、「次世代ネットワークの接続ルールの在り	
に需要が伸びていくものと考えます。	方について」答申(2008年3月28日)においても、	
(イー・アクセス、イー・モバイル)	「アンバンドルが技術的に可能であっても、オペレ	
	ーションシステム等の改修に多大なコストを要する	
■ また、ドミナント規制の見直し議論の結果如何を	場合もあることから、他事業者の具体的な要望を	
問わず、ボトルネック設備を有する事業者とその他	踏まえつつも、NTT 東西に過度の経済的負担を与	
の事業者の同等性という公正競争の要であるアン	えることとならないように留意することも必要であ	
バンドル規制の維持は必要不可欠です。	る」とされており、アンバンドルは他事業者の具体	
(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンク	的な接続要望を踏まえて検討するものであると考	
モバイル)	えます。	
	また、ひかり電話網が指定電気通信設備とされ	
	たことによって、昨年度より複数の事業者との間	

で、他事業者が当社の接続料よりも高い接続料を 設定することで事業者間取引の均衡が崩れる「逆 ざや」問題が現に発生していることから、関門交換 機接続ルーティング伝送機能についてもアンバンド ルの対象から除外していただきたいと考えます。

現在、接続料の事業者協議において、当社の接 続料より高い接続料を提示してきた事業者に対し 算定根拠の開示を求めても一切情報が開示され ず、その適正性が検証できない状況にあることか ら、仮に当該機能がアンバンドルの対象から除外 されない場合には、他事業者に対しても接続料の 対象コストや算定プロセスの開示を義務付けること 等により透明性を確保し、その適正性が検証でき る仕組みを早急に導入していただきたいと考えま す。

(NTT 東日本)

- 当社の次世代ネットワーク、地域IP網、ひかり電話網等については、前述のとおり、第一種指定電気通信設備の対象から除外していただく必要があると考えますが、仮に引き続き第一種指定電気通信設備の対象とするのであれば、少なくとも他事業者による利用実績や実需要がない機能については、早急にアンバンドル機能の対象から除外していただく等の対応を行っていただきたいと考えます。
- ・特にひかり電話網については、従来第一種指定電 気通信設備規制の対象外となっていたため、事業 者間協議により、ひかり電話網の接続料を接続事 業者が設定する接続料と同額とすることで、事業者 間取引のバランスを確保することが可能でしたが、 ひかり電話網が第一種指定電気通信設備規制の 対象とされ、その接続料設定が義務化されたこと から、当社のみ事業者均一の接続料を定めること となった結果、昨年度当社意見で「懸念」として指

	摘した問題、すなわち、一部の固定事業者がひか	
	り電話網の接続料よりも不当に高い接続料を設定	
	し、事業者間取引のバランスが損なわれる、いわ	
	ゆる「逆ザヤ問題」が、現に生じております。	
	したがって、当社としては、お客様の利便性を確保	
	しつつ、事業者間取引のバランスを確保する観点	
	から、早急に当該機能をアンバンドルの対象から	
	除外していただく必要があると考えます。	
	・ なお、アンバンドルの対象から除外するのに時間	
	を要する場合には、少なくとも、「電気通信市場の	
	環境変化に対応した接続ルールの在り方につい	
	て」答申(平成21年10月)にて、「(不当に高額な接	
	続料に関する)具体的な判断基準については、引	
	き続き議論を深めた上で設定することが適当」	
	「(「逆ざや問題」について)固定通信市場を含め、	
	段階的に対応することが適当」とされたことを踏ま	
	え、総務省殿において、当社PSTN網の接続料や	
	ひかり電話網の接続料より高い接続料を設定して	
	いる固定電話事業者に対し、接続料の算定根拠を	
	提出させた上で、当社や他事業者より接続料が高	
	い理由や、自社内や自社グループ内の無料通話	
	サービスの赤字を当該接続料で補填していないこ	
	と等について説明するように求め、当該事業者の	
	接続料の適正性を検証し、不当に高額な接続料が	
	設定されている場合は、それを是正する仕組みを	
	設けていただきたいと考えます。	
	(NTT 西日本)	
意見23 技術的に可能な場合にはアンバンドルす	再意見23	考え方23
るという原則に基づき、①収容ルータ・中継ルー		
タ・ひかり電話収容装置における加入者単位の		
アンバンドル、②ドライカッパの上部区間のサブ		
アンバンドル、③複数の区間にわたるWDM装置		
のアンバンドルを行うべき。		
	■【加入者単位でのアンバンドル等】	①収容ルータ等における加入者単位のアンバンドル

的ルールの在り方について(1996年12月19日、電 気通信審議会答申)」において、「技術的に可能な 場合には、アンバンドルして提供しなければならな い」との原則が示されています。

- この原則にもとづくアンバンドルにより、ADSL等 の安価で消費者ニーズに即した多様なサービスが 実現され、事業者間の競争を通じてブロードバンド の普及、消費者利便性の向上に貢献してきました が、現在、NTT-NGNを中心にアンバンドル化が不 十分な点が多数あり、FTTH 市場(戸建て/ビジネ ス)におけるNTTグループのシェアは、2010年3月 末で約74.4%と極めて強い独占状態にあり、光IP電 話も同様に約68.8%シェアを得ている等、極めて独 占性が高く既に今までの競争政策の成果が水泡に 帰したといっても過言ではない状況です※2。
- 従って、総務省殿においては、公正競争環境の 実現に向けて以下に掲げる項目について早急に アンバンドル化を図るべきと考えます。
 - 収容局に設置されているNTT-NGN用の収容ル 一タのインタフェース(中継ルータ側)に接続点を 追加し、NTT-NGNサービスのアクセス回線につ いて加入者単位でのアンバンドル
 - 中継局に設置されているNTT-NGN用の中継 ルータのインタフェースに接続し、NTT-NGNサー ビスの中継回線とアクセス回線を併せて加入者 単位でのアンバンドル
 - ドライカッパの上部区間に係る網使用料等の 設定(サブアンバンドル)
 - 特別光信号中継回線のアンバンドル構成の見 直し(複数の光信号中継回線及び光信号局内伝 送路から構成される回線の両端においてWDMを 対向して設置している区間についても、WDMアン バンドル区間の対象とすべき)
 - 接続事業者のIP中継網と固定端末系伝送路設 備に直接接続する交換設備であるひかり電話収

ケーション、電柱・管路の開放等、ネットワークのオ ープン化を推進してきた結果、他事業者は自前で ネットワークを構築できる環境が十分整っていると 考えています。現に、意欲ある事業者は、独自のI Pネットワークを自ら構築し、多種多様なブロードバ ンドサービスの提供を自ら行い、ブロードバンドユ ーザを多数獲得されている環境下にあり、ブロード バンド市場における当社のシェア(2010年6月末) は 54.9%、特に首都圏では 48.5%と熾烈な競争が 展開されています。

このようなIPブロードバンド市場における事業者 間の接続形態は、当社の固定電話網を中継事業 者に貸し出す形態が中心だったPSTN時代とは大 きく異なり、独立したネットワーク同士の接続となる ため、ご指摘のような加入者単位でアンバンドルを 実施する必要性は乏しいと考えます。

また、仮に、当該アンバンドルを実施しようとす れば、以下の理由からコストが嵩み、ユーザ料金 ②ドライカッパの上部区間のサブアンバンドル や接続料金の高騰につながる可能性があります。

したがって、NGN上での加入者単位でのアンバ ンドルについては行う考えはありません。

· NGNの収容局ルータ上部を接続点とし、NG Nアクセス回線の加入者単位でのアンバンドル 機能を設定することについては、当社のNGN では負荷分散による効率的なネットワーク構築 の観点から、収容ルータが上位の中継ルータ にパケットを伝送する機能しか有しないように ③複数区間にわたる WDM 装置のアンバンドル ータ等の容量の抜本的な見直しを含むNGNの 網構成の大幅な変更が発生し、多額の開発コ ストが嵩むことになります。

なお、「固定端末系伝送路設備に直接接続す る交換設備であるひかり電話収容装置」とは収 容ルータのことをさすと思われますが、同様の

当社が、ドライカッパ、ダークファイバ、局舎コロ |■ IPネットワークは、PSTN に比べると構築が容易 であり、独自の IP ネットワークを構築して独自のサ ービス等を提供している事業者も多いところであ る。したがって、競争事業者が自らのIPネットワー クにユーザを収容することが可能であれば、IPネッ トワーク同士の競争を促進することが可能となる。

> ただし、現状では、①ユーザは、NTT の FTTH サ ービスを選択すると、コア網はNTT(NGN)を選択す るしかないといった実態にあり、②FTTH サービス における NTT 東西のシェアは 74%を超え、上昇傾 向にある状況である。

> 以上を踏まえ、総務省においては、NGN におい て実現すべきアンバンドル機能・サービスや IP 網 への移行に伴う課題について、その実現方法やコ スト負担の在り方を含め、総務省及び関係する通 信事業者・ISP などにおいて、速やかに検討の場を 設け、本年中を目途に成案を得ることとしている。

|■ ドライカッパの上部区間に係る接続料設定につい ては、まずは接続事業者が具体的な要望をもつ て、NTT 東西と協議すべきものである。

その上で、当該アンバンドル要望が技術的に可 能な場合には、NTT東西に過度の経済的負担を与 えることがないように留意しつつアンバンドルする という原則に基づき対応することとなる。

設計されており、アンバンドルするためにはル ■ 複数の区間にわたる WDM 装置の利用について は、NTT 東西の再意見にあるとおり、運用上利用 可能との考えが示されているところであり、当事者 間においてよく協議すべきものと考える。

容装置のアンバンドル

※2 電気通信事業分野の競争状況に関する四半期 データ(2009年度第4四半期(3月末))(2010年7月 6日)

(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)

理由から、当該アンバンドル機能の設定は、多額のコストが嵩むことになります。

- ・NGNの中継局ルータを接続点とし、NGNとアクセス回線を併せて加入者単位のアンバンドル機能を設定することについては、当社NGNの仕様上、①利用者は通信毎に接続事業者を切り替えて通信すること、②NGN内に閉じたサービスを利用すること、が可能となっており、特定の接続事業者向けに接続先を限定することができない仕様となっており、これを変更するには多額のコストが嵩むことになります。
- ■【ドライカッパの上部区間に係る網使用料等の設定(サブアンバンドル)】

2010年1月19日のドライカッパの下部区間の網使用料の認可申請の意見募集の際、当社は「上部区間のみを利用する場合の具体的な利用形態等は分かりかねますが、実需要があるとのことであれば、具体的な要望内容を協議で伺った上で、検討させて頂く考え」との意見を表明しております。

また、2010年3月29日の答申においても、「ドライカッパの上部区間の網使用料の設定については、接続事業者から具体的な要望があり、技術的に可能な場合にはアンバンドルするという基本的な考え方に基づき判断することが適当である。」と示されております。

しかしながら現時点、ソフトバンク殿からは、パブリックコメントでのご意見にとどまっており、本件についての具体的な協議要望や接続要望を実際にいただいたことは一度もございません。

■【特別光信号中継回線のアンバンドル構成の見直し(複数の光信号中継回線及び光信号局内伝送路から構成される回線の両端においてWDMを対向して設置している区間についても、WDMアンバンドル区間の対象とすべき)】

当社は、現行の規定においても、複数の中継区

間を跨った場合でも両端にWDMが設置されていれば提供することとしており、2010 年 1 月 19 日の特別光信号中継回線の接続料の認可申請の意見募集において、その旨を表明させていただいております。

今回のご意見を受けて、あらためて当社よりソフトバンク殿に対して説明をしたところ、現行の規定上で利用可能である点はご理解いただいていることを確認しており、既に解決済みの問題だと考えています。

(NTT 東日本)

- ソフトバンク殿がアンバンドルすべきと御指摘されている機能について、弊社としては以下のとおりと考えます。
- 中継局に設置されている NTT-NGN 用の中継ルータのインタフェースに接続し、NTT-NGN サービスの中継回線とアクセス回線を併せて加入者単位でアンバンドル
- ・ NGNの中継局ルータを接続点とし、NGNとアクセス回線を併せて加入者単位のアンバンドル機能を設定することについては、当社のNGNの仕様上、①利用者は通信毎に接続事業者を切り替えて通信したり、②NGN内に閉じたサービスを利用することが可能となっており、特定の接続事業者向けに接続先を限定することができない仕様となっていることから、現時点では困難であると考えます。
- 収容局に設置されている NTT-NGN 用の収容ルータのインタフェース(中継ルータ側)に接続点を追加し、NTT-NGN サービスのアクセス回線について加入者単位でのアンバンドル
- 接続事業者の IP 中継網と固定端末系伝送路設備に直接接続する交換設備であるひかり電話収容装置のアンバンドル
- NGNの収容局ルータ上部を接続点とし、NGNア

クセス回線の加入者単位でのアンバンドル機能を設定することについては、当社のNGNでは、負荷分散による効率的なネットワーク構築の観点から、収容ルータが上位の中継ルータにパケットを伝送する機能しか有しないように設計されており、アンバンドル化するためにルータ等の容量の抜本的な見直しを含むNGNの網構成の大幅な変更が発生し、多額の開発コストが嵩むことから、現時点では困難であると考えます。

- ドライカッパの上部区間に係る網使用料等の設定(サブアンバンドル)
- ・ 今後、接続事業者から具体的なアンバンドル要望が寄せられた場合には、接続事業者網との接続形態等を伺い、当社設備の提供の態様や運用面、システム面で必要となる対応等を検討した上で、これらを踏まえた適切な接続料を設定させていただく考えです。
- 特別光信号中継回線のアンバンドル構成の見直 し(複数の光信号中継回線及び光信号局内伝送路 から構成される回線の両端においてWDMを対向し て設置している区間についても、WDMアンバンドル 区間の対象とすべき)
- ・ 特別光信号中継回線にかかる接続約款変更申 請にあたっての当社再意見(平成 22 年 3 月)にお いて述べましたとおり、当社としては、要望区間が ご指摘の設備形態であった場合においても、空き 波長があれば、基本的には提供可能です。

(NTT 西日本)

■ ボトルネック設備と一体で提供されるNGNに係る機能については、競争促進の観点から、これまで実現している競争をNGN上でも確保するために必要な機能を競争可能な料金水準で予めアンバンドルすべきと考えます。

(KDDI)

意見24 NGN 上で OABJIP 電話を提供すべく NTT 東西と個別協議を行ったが、交渉が暗礁 に乗り上げている。NTT の独占回帰が進み市場競争が成り立たなくなるおそれがあるため、I P電話に係る機能(帯域制御機能)をアンバンドルすべき。

再意見24

考え方24

■ NTT東西殿が提供するNGNアンバンドル化に対して諸方面より指摘がなされていると認識しています。その中でもNTT東西殿が提供するひかり電話サービスは中継網内に位置する帯域制御機能を利用することで通話品質を確保していますが、相互接続事業者としてNTT東西殿と同様に帯域制御機能を利用したくアンバンドル化を要望していますが進展しておりません。

本来、第一種指定電気通信設備は技術的に 可能である限りアンバンドルするものとされてい ます。

しかしながら、NGNの帯域制御機能のアンバンドル化について、NTT東西殿との個別協議にて開発を要望した所、詳細な技術条件に入る前の実現方式の基本的検討段階で、中小規模の事業者が負担しうる許容範囲を遥かに超える費用規模、加えて期待する利益も失われる程の対応期間が想定される旨の回答を受けました。

このため弊社が目するNGNを利活用した接続 事業者提供の0ABJ-IP電話実現の要望は、現状 暗礁に乗り上げております。

市場競争の観点からすれば、支配力の強い NTT東西殿が発展的で先進性のあるNGNの展開・拡大を進める最中、競争事業者が追随していくためにはNGN機能のアンバンドル化の推進による参入機会の拡大が必要と考えています。現状のような硬直した状態が長く続くのであれば0ABJ-IP電話市場に関してはNTT東西殿の独占 ■ フュージョン・コミュニケーションズ殿とは、3 回 (2008 年 6 月、2009 年 11 月、2010 年 3 月)協議をさせていただきましたが、ご提示いただけたのは、サービスや実現方式の概要図だけでしたので、より詳細な中身を教えていただかないと、ご要望内容が実現可能か否か、実現可能な場合の開発に係る概算額や期間の検討ができないことから、検討を進めるためには、概要図より詳細な中身を教えていただきたいと申し上げてきたところです。

しかしながら、フュージョン・コミュニケーションズ殿から、当時の協議の中において、開発の規模感でも良いから参考になるものはないかとご要望されましたので、フュージョン・コミュニケーションズ殿よりご提示いただいた概要図には、IPv6ネイティブ方式と似た仕組みと、通信品質を確保する仕組みが示されていたため、当社が当時開発に着手していたIPv6ネイティブ方式の開発費用等を参考として申し上げております。

その後、フュージョン・コミュニケーションズ殿からは、前にご提示いただいた概要図より詳細な中身をお示ししていただいておらず、当社としては、現時点ではご要望内容が実現可能か否か、実現可能な場合の開発に係る概算額や期間の検討に入れない状況です。なお当社としては、ご要望があれば引き続き協議させていただく考えです。

(NTT 東日本)

■ 接続に係る網改造のコスト負担や技術的条件については、基本的には要望事業者が具体的な接続形態等を示した上で事業者間において協議すべきものと考えるが、NGN 上で接続事業者がOAB-JIP 電話を提供する事例など、当事者間の協議に任せるのみでは、網改造に係るコストが著しく高額になるため公正な競争を行えない場合がある旨の意見が出されているところである。

このような意見も参考に、総務省においては、 NGNにおいて実現すべきアンバンドル機能・サー ビスや IP 網への移行に伴う課題について、その 実現方法やコスト負担の在り方を含め、速やかに 検討の場を設け、本年中を目途に成案を得る予 定である。 回帰が進み、市場競争が成り立たなくなることを 危惧しております。

前述した通り、NGNは第一種指定電気通信設備に指定されながらも、帯域制御機能を始めアンバンドル化が難航しており、独占排他性を帯びた状況にあると言えます。

つきましては、NGNアンバンドル化の本格的な 取り組み、ないしは代替的な規制措置の検討を 進めることが喫緊の課題と考えます。

(フュージョン・コミュニケーションズ)

■ フュージョン・コミュニケーションズ殿からは、ご 指摘の帯域制御機能の利用を含む接続要望をい ただき、協議を実施いたしましたが、当社として は、詳細な技術条件に入る前の実現方式の基本 的検討段階に留まるものであり、当社としては、 現時点、フュージョン・コミュニケーションズ殿にお いて、協議の内容等を踏まえ、要望内容の具体 化を進めていただいているところと認識していま す。今後、具体的な提案を頂ければ、当社として も、実現方式や概算費用等の詳細な検討を進め てゆく考えです。

(NTT 西日本)

■ フュージョン・コミュニケーションズ株式会社殿 の意見に賛同します。

弊社は、無線呼出(ポケットベル)事業を営む 通信事業者であります。

弊社のサービスには OAB で始まる着信者課金 と 020 で始まる発信者課金があります。

また 020 番号の発信者課金を利用した付加サービスとして、020番号にFAXを送るとメールで受信できる D-FAX サービスの利用者も着実に増えております。

弊社は、平成 11 年に NTT 東日本殿(以下、NTT 東)、NTT 西日本(以下、NTT 西)殿と締結した相互接続協定によって、日本全国の固定電話より発信者課金サービスを提供しておりました。

その後、平成 15 年に NTT 東西殿より「法人向け」「中電話サービス」(0ABJ-IP 電話)のサービス開始に先がけて、弊社への接続案内をいただいており、弊社としても是非接続していただくことを希望いたしましたが、当時は NTT 東西殿の設備面に問題があるとのことで、接続には至っておらず、弊社との接続時期は未定となっておりまし

た。

長期に亘り、NTT 東西殿の社内検討結果が出ない段階において、NTT 東西殿は「法人向けIP電話サービス」(OABJ-IP電話)のサービスを開始され、「一般加入電話」から「ひかり電話」に番号ポータビリティにて同番号移行を推進されております。これにより弊社の顧客への影響が甚大となり、看過できない状態となったため、接続交渉をさせていただいておりましたが、接続約款に従って申請すれば手続きをするとのことでありました。

しかしながら、接続申請に向けた事前の個別協議だけで 1 年強の時間を要していること、また接続に際し発生するシステム開発費用等、弊社のような規模の事業者では負担できる費用規模を遥かに超える金額を打診されております。

NTT 東西殿における「一般加入電話」から「ひかり電話」への同番号移行は、PSTNからIPへの移行という面でも、既存の相互接続事業者への配慮が全く行われていない実態は、実質的な他事業者の排除であることを強く認識していただきたいものと考えます。

接続約款は新規接続を前提としていますが、元々、接続協定によって接続されていた相互接続事業者との接続なのか新規での相互接続なのかは分けて考えるべきで、既存の相互接続事業者に関しては、最短の期間かつ最小限の費用で手続きされるよう直ちに改善していただきたいと考えます。

現在も弊社の顧客にはひかり電話からの呼出 しができない等、ご不便をおかけしております。

事業者の都合でサービスが利用できたりできなくなったりするような行為は利用者保護の観点からも決して容認すべきではないと考えます。

(東京テレメッセージ)

	■ ナナ NONのナープ、ルレー胆」 ブナ 似変かって	
	■ また、NGNのオープン化に関しては総務省ICT タスクフォース第1・2部会において光の道実現	
	のための論点のひとつとして再度検討されている	
	ところですが(※7)、今回のフュージョン・コミュニケーションズ殿からの具体的な帯域制御機能の	
	アンバンドル化要望も受けて関係事業者間にて	
	速やかに検討が開始されるべきであると考えま	
	す。 	
	※7 総務省ICTタスクフォース第1・2部会 公正競争	
	応務省に「ダヘグノオーへ第1・2部会 公正競争 の一層の活性化に関する論点整理(案)	
	「②中継網(ボトルネック設備)のオープン化の在	
	り方	
	- ~略~ ■ 上記②の観点からは、ネットワーク事業者同	
	★ 工能での観点がらば、ペッドノーノ事業有向 士の接続のための機能だけではなく、コンテンツ	
	配信事業者等の上位レイヤー事業者が、NGN	
	上にサービスプラットフォームを構築するために	
	必要な機能(認証・課金、帯域制御などの通信プラットフォーム機能)についても、アンバンドルす	
	る方向で検討することが適当ではないか。」	
	(イー・アクセス、イー・モバイル)	
意見25 8分岐単位での光ファイバ貸出しルール	再意見25	考え方25
では新規参入が阻害される等の問題がある。 OSU 共用実験にも成功していることから、1分岐		
単位の接続料設定を行うべき。		
■ FTTH 市場(戸建て/ビジネス)におけるNTTグ	■ ブロードバンド市場は、FTTHだけでなく、CAT	■ 光の道報告書において示されたとおり、1芯(8
ループのシェアは、2010年3月末で74.4%※6と更	VやWiFi等多様なアクセス手段により提供されて	分岐)単位での接続料設定と1分岐単位での接
なる独占化傾向を示しています。 ・ このような傾向が継続するなかメタルから光ファ	おり、DSL、FTTH、CATVを合計したブロードバンド全体の当社のサービスシェア(2010年6月末)	続料設定には、以下のようなメリット・デメリットが 考えられる。
イバへのマイグレーションが進行しており、メタル	は、東日本エリアで約 54.9%、首都圏では 48.5%	①1芯単位の接続料設定は、相対的には設備競
回線数の減少等によりレガシー系サービスの接	であること等、熾烈な競争が展開されています。	争に配慮した方式であるが、少ない分岐回線の
続料は上昇傾向を示していますが、NTT東西殿	また、線路敷設基盤(電柱・管路)の徹底した	み利用する事業者にとっては割高となる。

の事業規模にとってのみ都合の良い狭い光配線 区域や、光アクセスサービス市場の競争に寄与 するとは言い難い加入光ファイバ接続料水準、8 分岐単位での光ファイバの貸出し等の公正競争 上の問題のため光サービスへの新規参入が阻 害されています。

- ・ このため、自前の設備を持たない競争事業者は、光サービスに参入できない一方で、接続料が上昇傾向のレガシー系サービスに取り残される状況となっており、既存事業者の市場退出の可能性すらも懸念されている状況です。このような状況を放置した場合、競争環境の後退、延いては利用者料金への影響等、消費者利便の低下を誘引させる恐れがあり、当該状況を早急に是正し、FTTH市場における公正競争環境を確保することが急務と考えます。
- ・ なお、イー・アクセス株式会社、KDDI株式会社、 ソフトバンクテレコム株式会社、株式会社ビック東 海、ソフトバンクBB株式会社の5社は、NTT東日 本殿の商用設備環境を再現してのOSU共用実験 に成功※7しており、技術的にも運用面でも問題 なく、分岐端末回線毎の貸出しが実現可能であ ることを確認しています。
- ・ 従って、総務省殿においては、これ以上公正競争環境を後退させないためにも、技術面・運用面からも実現可能な具体策である分岐端末回線あたりの接続料設定等、公正競争上の問題の解消に向けた必要な措置を迅速に講じるべきと考えます。
- ※6 電気通信事業分野の競争状況に関する四半 期データの公表 (2009年度第4四半期(3月末)) (2010年7月6日)より
- ※7 FTTHサービス市場におけるお客様利便性向上の実現に向けた取組みについて ~複数事業者

オープン化により、他事業者は、構築意欲さえあれば引込線を自前敷設することが可能な環境であり、現にKDDI殿や電力系事業者、CATV事業者等は自前で敷設しています。

こうした自ら設備を構築しているSTNet 殿、ケイ・オプティコム殿といった電力系事業者からは、「光の道」構想に関する意見募集(2010 年 8 月 17日)において、「分岐端末回線あたりの接続料設定等は、設備競争やサービス競争の促進に支障をきたすものであり、実施すべきではない」との意見が出されているところであり、健全な設備競争やサービス競争の促進に支障をきたすような措置を講じるべきではないと考えます。

当社としては、これまで主張してきたとおり、O SUの共用については、

- ①今後のサービスの多様化や新サービスの 提供が困難になること、
- ②現在よりも、提供コストが嵩み、サービス 品 質が低下すること、

から、実施する考えはありません。

なお、他事業者からOSU共用の実験に成功したとの意見がありますが、どういう状況でどのような検証結果をもって、正常と確認したのか不明です。

仮に成功したというのであれば、当社が共用しなくても、他事業者間で効率的なサービス提供を行うことは十分に可能であることから、OSU共用を要望する事業者間で共用を実施すればよいものと考えます。

また、ソフトバンク殿は光配線区域について意見されておりますが、当社の光配線区域は、設備全体でのコストの低廉化、開通工事の効率化、保守・運用上から見た設備品質の確保等を考慮するとともに、既存の配線ルート、ケーブルによる

②分岐回線単位の接続料設定は、利用分岐回線 分だけのコスト負担となるため、サービス競争が 促進されると考えられるが、設備競争への影響 や効率的な利用のインセンティブが低下するといった懸念が想定される。

上記の点も踏まえ、総務省及び関係事業者において、分岐回線単位での接続料設定を含め、 平成 23 年度以降の接続料算定方法の見直しに向けた具体的な検討を行うことされている。

総務省においては、NTT 東西から申請のあった接続料変更案について、平成23年1月25日に認可の適否を示さずに情報通信行政・郵政行政審議会に諮問を行ったところであり、平成22年度内を目途に成案を得る予定である。

によるNTT仕様OSU共用の検証結果~(2010年3月10日)

(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)

道路横断の可否など、各地域の事情等を勘案した上設定しているところです。

仮に光配線区域を拡大した場合、所外スプリッタ等の収容効率が高まるメリットはあるものの、引込線が長延化し、光ファイバの開通工事や故障修理の効率性が損なわれる等、光ファイバの敷設・維持運用コストが嵩み、接続料の低廉化に支障をきたすことから、これを変える考えはありません。

なお、他事業者が光配線区域の大きさを自由 に設定されたいとのことであれば、スプリッタ及び スプリッタ下部の配線ケーブルや引込線等を各 事業者が自前で敷設することにより実現可能と 考えます。

(NTT 東日本)

■ FTTH市場では、NTT 東・西が大きなシェアを保持している中で、競争事業者も自ら投資を行い、設備競争の推進を図っているところですが、利用者に多様な選択肢を確保する観点からは、ボトルネック設備である NTT 東・西のダークファイバやシェアドアクセスを利用できる仕組みも必要です。このため、設備競争による投資インセンティブの確保とサービス競争のバランスを考慮しながらNTT 東・西の光ファイバの貸出しルールを検討することが重要と考えます。

(KDDI)

■ 当社としては、これまで主張してきたとおり、OS Uの共用については、①今後のサービスの多様 化や新サービスの提供が困難になること、②現在 よりも、提供コストが嵩み、サービス品質が低下 することから、実施する考えはありません。 当社 が共用しなくても、他事業者間で効率的なサービス提供を行うことは十分に可能であることから、O

SU共用を要望する事業者間で共用を実施すればよいものと考えます。

・ なお、光の道構想に関する意見募集(平成 22 年 8 月)においては、STNet 殿、ケイ・オプティコム殿といった自ら設備を構築している電力系事業者等からも、設備競争やサービス競争の促進に支障をきたすものであり、実施すべきではないとの意見が出されているところであります。

(NTT 西日本)

- 分岐端末回線単位での接続料設定は、光アクセス網の進化を止めることになるうえ、インフラ構築事業者に比して設備投資リスクを負わない接続事業者だけを一方的に有利にするものであり、設備構築をベースとした競争を歪めるため、引続き実施すべきではありません。
- ・設備共用では、既存設備への収容率を高めることを優先するあまり、新たな技術を導入しないといったように、各事業者に、アクセス網を進化させようとするインセンティブが働かないため、光アクセス網の進化が停滞
- ・設備コストや需要と乖離した接続料設定は、投資 リスクを負うインフラ構築事業者との公平性を欠 き、投資インセンティブを阻害

加入光ファイバ接続料を含め、今後の接続料設定にあたっては、上記を踏まえつつ、NTT 東西、接続事業者だけでなく、インフラ構築事業者も含めた、競争事業者間の公平性を担保することが必要です。

なお、FTTH市場におけるNTT東西のシェアの 高まりに対しては、NTT 東西をはじめとした NTT グループ全体に対する行為規制等の強化によっ て対処すべきであります。

(ケイ・オプティコム)

意見26 NGNプラットフォーム機能(帯域制御機能、認証・課金機能、QoS等)について、ユーザ単位で利用できるように、予め構築し、オープン化すべき。

再意見26

考え方26

■ NGNにおける機能の開放が進んでいない NTT-NGNのプラットフォーム機能(帯域制御機能や認証・課金機能)の開放については、昨年実施された「競争セーフガード制度の運用に関する意見」の中でも議論されており、継続してアンバンドル化の検討を行うこととされています。しかし、現時点においてもプラットフォーム機能の開放は進んでいない。2010年8月に実施された「光の道」構想に関する意見募集の中でも、改めて他の通信事業者等から、アクセス網が一体となりIP時代のボトルネックとなりうるNTT-NGNの機能について、『競争事業者が同等のサービスを提供できるよう、多様な階梯で接続点を設け、ユーザ単位で公正に開放することが必要である』との意見も出されています。

·NGNにおける公正な競争環境の整備が必要 NGNの機能がユーザ単位で開放されることで、NTT-NGNに収容される加入者が、NTT以外の事業者が提供するNGNのサービスを利用できるようになる。このような環境を整備することで、NGNの通信サービスの領域で通信事業者同士による公正な競争が促進されると考えます。

「光の道」の整備および利活用の向上に貢献 通信事業者同士による競争が進むことで多種 多様なNGNの通信サービスが出現し、アプリケー ションサービスを提供する事業者向けのプラット フォーム機能の整備も進むと考えられます。この ような環境になることで、NGN上に様々なサービ スが提供されるようになり、ユーザの利活用も促 進されることが期待できます。 ■ プラットホーム機能については、2009年10月16 日の「電気通信市場の環境変化に対応した接続 ルールの在り方について」答申において、当該機 能のアンバンドルを要望する事業者が、具体的 な要望内容をもとに当社と協議を行うことが適当 と整理されておりますが、現時点、他事業者から 具体的な要望内容の提示がない状況です。

当社は、当社のNGN上で、お客様が多様なサービスを更にご利用していただけるようにしていきたいと考えていますが、帯域制御機能や認証・課金機能等のプラットフォーム機能については、国際標準が定まっておらず、他事業者からの具体的な接続要望もないのが実情であることから、まずは、要望される事業者において要望内容を具体化していただき、当社としては、その実現方法については、国際標準化動向も踏まえ、NNIによるアンバンドルだけでなく、UNIやSNIでの提供を含め、できる限り早期かつ低廉に実現できる方法で対応していきたいと考えています。

また、プラットフォーム機能については、将来現れるサービスの芽を摘むことがないように、あらかじめ規制するのではなく、事業者間の創意工夫に委ねることが重要であると考えます。

(NTT東日本)

■ 当社は、当社のNGN上でお客様が多様なサービスをご利用して頂けるようにしていきたいと考えていますが、プラットフォーム機能のアンバンドルについては、現時点に至るまで、他事業者からの具体的な接続要望はない状況にあるため、まず

■ NGN 上においては、NTT 東西が提供する回線 情報通知機能やデータコネクト等の新サービス が登場するなど、UNI/SNI 接続によるサービスの 多様化が見られるところである。

これら以外のプラットフォーム機能(認証、QoS、 帯域制御、位置固定等)のオープン化について は、まずは当該機能のオープン化を求める事業 者が具体的要望内容をもとに、NTT 東西と協議 をすることが適当である。

また、ブロードバンド利活用の促進のためには、多様な事業者による多様なコンテンツ・アプリケーション等の提供が重要であることから、NGNにおける通信プラットフォーム機能の在り方や、NGNにおいて実現すべきアンバンドル機能等について、その実現方法やコスト負担の在り方を含め、速やかに検討の場を設け、本年中を目途に成案を得る予定である。

(社団法人テレコムサービス協会)

■ また、NTT東・西が光アクセス回線と一体として 構築を進めているNGNは指定設備であって、ブ ロードバンド・IP時代における新たなボトルネック となり得ることから、現在の加入電話加入者が NTT以外の電話サービスを選択できるのと同じよ うに、NGN加入者が競争事業者の同等のサービ ス(電話、放送、VOD、VPN等)を簡単な手続に より適正な価格でユーザー単位で利用できるよ う、認証、QoS、帯域制御、位置固定等の機能を 予め構築し、開放すべきです。

(KDDI)

は、要望事業者において要望内容を具体化していただく必要があると考えます。当社は、具体的なご要望が寄せられた場合には、技術的な困難性や過度の経済的負担が生じないことを確認の上、当該事業者と協議を進めていく考えです。

- ・また、当社としては、具体的なご要望をお聞かせ 頂ければ、積極的に対応していく考えであり、国際標準の動向も踏まえつつ、NNIによる機能アン バンドルだけでなく、UNIやSNIでの機能提供を 含め、できるだけ早期かつ低廉に実現できる方法 を選択・提案させていただく考えです。
- ・ なお、プラットフォーム機能については、将来現れるサービスの芽を摘むことがないように、あらかじめ規制するのではなく、事業者間の創意工夫に委ねることが重要であると考えます。

(NTT 西日本)

意見27 NGN における IPv6 接続の網内折返し機能については、IP 網の機能としては当然のものであり無料にすべき。

■ NGNにおけるIPv6ネイティブ接続の網内折り返し機能

2011年4月に開始が予定されているNGNにおけるIPv6ネイティブ接続について、NTT東西は「網内折り返し機能」の利用を必須とし、かつ有料としています。しかし、本来のIPの機能に従えば網内折り返しが実現できるのは当然であり、その機能を有料とすることには疑問があります。現状のNTT-NGNにおいて、この機能の実現のために特別のコストがかかるのであれば、NTTがNGN構築時にIPv6インターネットへの接続を考慮していなかったことに原因があります。

・IPv6への移行の促進

この「網内折り返し機能」が有料となると、従来の IPv4 接続と比べて IPv6 接続が高コストとなり、

再意見27

■ 今回、接続事業者よりご要望いただいたネイティブ方式によるIPv6 インターネット接続と、網内折り返し機能を用いた当社サービスには、共通機能として開発できる部分があり、あわせて開発を行うものです。 当該開発にかかる費用は、ネイティブ方式の

当該開発にかかる費用は、ネイティブ方式の 要望元である接続事業者と当社で按分負担する こととしており、当社が負担した開発費用につい ては、本サービスを利用するお客様から回収させ ていただきたいと考えており、具体的なサービス の料金等については、今後検討していく考えで す。

(NTT 東日本)

■ 今回、接続事業者様よりいただいたネイティブ

考え方27

■ NGN の網内折返し機能については、IPv6 インターネット接続に必要な設備等と共通的に利用することから、当該費用は、ネイティブ接続事業者とNTT 東西の間で分担することとされており、NTT東西は当該機能開発に要した費用をユーザ料金として回収することになるが、この料金については、一義的にはNTT東西が決定するものである。

他方、当該料金の水準は、IPv6 インターネット接続を提供するISP事業者がトンネル方式を選択するか、ネイティブ方式を選択するか等を判断するに当たって重要性の高い情報であることから、NTT 東西においては、IPv6 インターネット接続に係る接続約款の認可時に要請したように、ISP 事業者に対しては、ユーザ約款の届出時期

ISP による IPv6 移行の促進を阻害する恐れもあることから、NTT-NGN の IPv6 ネイティブ接続の料金に関して、十分な配慮が必要であると考えます。

(社団法人テレコムサービス協会)

方式によるIPv6インターネット接続実現のご要望にあわせて、当該サービスの実現に必要となる網内折り返し機能を、希望するお客様に提供するための開発を行う予定です。

- ・網内折り返し機能を提供するために必要となる 開発費用は、要望元である接続事業者と、当該 機能を用いたサービスの提供を予定している当 社で按分負担することとしており、当社が負担し た開発費用については、本サービスを利用する お客様から回収させていただく必要があると考え ています。
- ・ なお、具体的なサービスの料金等については需要動向や競争環境等を十分に踏まえて検討していく考えです。

田辛日

(NTT 西日本)

にとらわれることなく、必要な情報を積極的に開 示することが必要である。

(2) 第二種指定電気通信設備に関する検証 ア 指定要件に関する検証

意見28 全ての携帯電話事業者又は上位3事業 再意見28 考え方28	
总兄20 主(の携帯电站争未有又はエ位3争未 丹息兄20 一月の兄20 - 「月ん月20 - 「月ん月20 - 「月ん月20 - 「日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本	
者を第二種指定電気通信設備規制の対象にす	
べき。	
■【第二種指定電気通信設備規制の対象】 ■ 欧州においては、すべての携帯電話事業者がS ■ 接続ルール答申で示されたとおり、二種指	定設
第二種指定電気通信設備制度については、以 MP指定されており非対称規制とはなっていないこ 備に指定する端末シェアの閾値(25%)につ	いて
下の観点から特定の事業者だけを対象とするので│とや、有限希少な周波数の割当てを受けているとい│は、他に採用すべき合理的な割合も存在した	こいに
はなく、全ての事業者を対象とし、接続料の適正性│う携帯電話特有の事情、更には、第二種指定電気│とから、現時点でこの考え方を変更する積極	的理
を検証する必要があると考えます。 通信設備規制の適用対象か否かで接続料低廉化 由は認められないが、二種指定制度の規制根	拠に
(1)携帯通信事業者は、国から有限希少な電波の割 の取り組みに差異があることを踏まえ、全携帯電話 ついては、指定電気通信設備制度の包括的	な見
当を受けた事業者であり、公共財を利用して事業 事業者を第二種指定電気通信設備を設置する電 直しが必要となった場合に、当該見直しの中	で改
を展開している以上、全ての携帯通信事業者は、気通信事業者に指定すべきと考えます。 めて検証を行うことが適当である。	
他の事業者に対して適正な料金で円滑な接続を確(NTTドコモ) なお、接続ルール答申を受けて策定したニ	種指
保する責務があること。	者以
(2)第一種指定電気通信設備である当社ひかり電話 ■ 第二種指定制度は、電波の有限希少性等により 外の携帯電話事業者についても、検証可能性	に留
網が 1,000 万番号(東西計:2010 年 3 月末)である 新規参入が困難な市場が形成されており、このよう 意した上で二種指定ガイドラインを踏まえた積	極的

一方で、携帯電話市場でみればシェア 25%に満た ないとして二種指定電気通信設備規制の対象外と されているソフトバンクモバイル殿は 2,300 万番号 (2010 年 3 月末)を超えている等、お互いに接続料 を支払い合う関係にある固定通信事業者からみる と、その影響力は非常に大きくなっていること。

(NTT 東日本)

- ■【第二種指定電気通信設備規制の対象につい て】
- 携帯電話事業者殿は、国から割当を受けた公共 財である電波の有限希少性を背景に、市場を寡占 することで、元来、他事業者との接続協議において「(イー・アクセス、イー・モバイル) 強い交渉力を有していましたが、携帯電話サービ ばシェア 25%に満たないとして第二種指定電気通 信設備規制の対象外とされている事業者であって も約 2.300 万の契約者を抱えるようになる等、規制 が課されていない携帯電話事業者殿の交渉力は 強くなっています。
- したがって、現に規制が課されておらず接続料が 高止まりしている携帯電話事業者殿の接続料の適 正性を確保する等の観点から、第二種指定電気通 信設備規制については、事業者ごとにその適用要 否を違えるべきでないと考えます。

【「第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガ イドライン」の運用について】

昨年度、「電気通信市場の環境変化に対応した 接続ルールの在り方について | 答申(H21,10,16)を 踏まえ、「第二種指定電気通信設備制度の運用に 関するガイドライン」の策定・公表がなされており、 同ガイドラインでは、第二種指定電気通信事業者 以外の事業者の接続料算定が当該事業者の自主 的な取組みに委ねられているところですが、これま な市場で相対的に多数の端末設備を有する事業者は対応を行うことが適当である。 は、他の事業者との接続協議において強い交渉力 を有し、優越的な地位に立つといったその「市場支 配力に起因した規制」であると認識しています。

そのため、本制度の規制対象、規制内容につい ては市場支配力に応じて検討されるべきであって、 約 5.600 万ものユーザを抱え、市場シェア 50%近く を有する事業者が存在する中、当社のような新規 参入事業者も含めて本制度の規制を全事業者に一 律にするとの NTT 東西殿の主張については、制度 本来の趣旨には沿っていないものであると考えま す。

スの急速な普及により、移動通信市場の中で見れ ■ 公社時代から継承しているボトルネック設備が存 在する固定通信市場と当初から設備競争を行って きたモバイル市場とでは、歴史的背景が全く異なり

> 現時点では、モバイル市場は、各事業者による 設備競争を基本とした競争が機能し、サービスの多 様化や利用者料金の低廉化といったユーザー利便 性の向上が実現しているため、「相対的に多数の端 末設備を有する事業者は、他の事業者との接続協 議において強い交渉力を有し、優越的な地位に立 つ」という第二種指定電気通信設備制度の規制根 拠は合理性に欠くものであると考えます。

> しかし、50%近いシェアを有し市場支配力のある 事業者が存在することから、当該事業者に対し行 為規制が課されていることについては、第二種指定 電気通信設備制度の有無にかかわらず、一定の合 理性があると考えられるため、継続すべきと考えま す。

> 従って、モバイル市場における規制については、 市場支配力のある事業者に対する現行の行為規 制以外は撤廃すべきと考えます。

で第二種指定電気通信事業者以外の事業者の接 続料が最も高止まりしてきた等を踏まえれば、全て の携帯電話事業者殿を対象に、同ガイドラインが 適用されるべきであると考えます。

また、第二種指定電気通信事業者以外の事業者 の接続料算定について自主的な取組みに委ねた 結果、「接続料算定の適正性を確保することで、携 帯電話事業者殿の間における接続料格差の縮小 が見込まれる」との同答申の議論の前提が崩れ、 第二種指定電気通信事業者以外の事業者と第二 種指定電気通信事業者との間の接続料格差が拡 大する等した場合には、総務省殿において、直ち I■【第二種指定電気通信設備を設置する事業者の に第二種指定電気通信設備制度の対象の見直し に着手するとともに、当該事業者の接続料を是正 していただきたいと考えます。

(NTT 西日本)

|■ 第二種指定電気通信設備を設置する事業者の指| 定要件

第二種指定電気通信設備の指定の要件は、事 業法第34条第1項及び施行規則第23条の9の2 第2項及び第3項に規定されているとおりであり、 現在のところ、これら規定に基づき適切に運用され ていると考えます。

しかしながら、実質的に上位3事業者(株式会社 エヌ・ティ・ティ・ドコモ、KDDI 株式会社、ソフトバンク モバイル株式会社)による移動通信市場寡占化が 継続し、また、ソフトバンクモバイル株式会社の市 場シェアが上昇し(平成 21 年 7 月 18.6%⇒平成 22 年 7 月 19.3%)、実質的に株式会社ウィルコムも同 社が傘下に治める状況となっていることから、上位 3 事業者による寡占状態は進行しているところです (株式会社ウィルコムを含めた上位3事業者の市場 占有率は 97.5%(平成 22 年 7 月現在))。この寡占|(ソフトバンク BB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモ 化の進展が新規参入事業者の参入や成長を阻害/バイル)

なお、市場の競争状況が変化しているにもかか わらず、設備シェア25%といった硬直的な閾値の みで規制の適用を判断することは、第二種指定電 気通信設備制度の規制を受けない事業者の接続 料が高止まりするなど市場全体を歪ませる恐れが あるため、基本的には第二種指定電気通信設備制 度を撤廃することが必要と考えますが、仮に撤廃さ れないのであれば、実態を踏まえ、適時適切に見 直すべきと考えます。

(KDDI)

指定要件】

ドミナント規制の枠組み見直しの検討を行うに当 たては、ドミナント事業者に対する非対称規制を基 本コンセプトにすることやグループドミナンス等の問 題にフォーカスすべきと考えます。

第二種指定電気通信設備規制においては、現 在、第二種指定電気通信設備を設置する電気通信 事業者(以下、「二種指定事業者」という。)に指定 する端末シェアの閾値を 25%とし、一律の規制を行 っていますが、EU における市場支配力の存在等に 係る議論を参考にして、市場シェア 40%~50%を超え る二種指定事業者に対する規制強化等を検討すべ きであり、左記の意見にある二種指定事業者の範 囲の拡大という考えは適切ではないと考えます。

また、移動通信市場における公正競争環境の整 備及び競争活性化による消費者利便の向上を図る 観点では、二種指定事業者に対するメール転送や ネットワークシェアリングの推進等の実効的な措置 を実現すべきであり、総務省殿においては、事業者 間協議の状況を注視しつつ、その実現に向けた議 論を推進して頂きたいと考えます。

し、市場の健全な拡大を阻害していることは明白であることから、施行規則第23条の基準を見直して、ソフトバンクモバイル株式会社も第二種指定電気通信設備を設置する事業者として認定することを要望します。当該意見は過去の意見募集においても提起されているところですが、その後の上位事業者による実質的な市場寡占化拡大傾向も鑑み、再度の御検討をお願いする次第です。

この点について、昨年度の「競争セーフガード制度に基づく検証結果」においては、「有限希少な公共財である電波を割り当てられている携帯電話業者は、全て第二種指定電気通信設備規制の対象にすべきとの指摘について接続ルール答申で示されたとおり、二種指定事業者に指定する端末シェアの閾値(25%)については、他に採用すべき合理的な割合も存在しないことから、現時点でこの考え方を変更する積極的理由は認められないが、二種指定制度の規制根拠については、指定電気通信設備制度の包括的な見直しが必要となった場合に、当該見直しの中で改めて検証を行うことが適当である。」と結論付けられています。

しかしながら、そもそも、①閾値(25%)自体の根拠が不明朗であり、「他に採用すべき合理的な割合も存在しない」ことの挙証がなされていないこと、②「現時点でこの考え方を変更する積極的理由は認められない」と結論づけているが、上述のとおり、上位3事業者による市場寡占状態が進行していることから、既に、「指定電気通信設備制度の包括的な見直しが必要となった場合」に至っていることは明白です。

この点について、総務省殿が速やかに検討されることを強く要望します。

(社団法人テレコムサービス協会)

イ 指定の対象に関する検証

再意見
意見29 アンバンドルに膨大なコストや期間を要
する場合は、二種指定事業者の費用負担で実
施すべき。また、注視すべき機能として、パケット
着信機能とIMEI通知機能を追加すべき。

■アンバンドル化すべき機能について

昨年度の「競争セーフガード制度に基づく検証結 果」においては、本課題に関連にして、「上位レイヤ 一設備も、公正競争の確保のため、第二種指定電 気通信設備の対象にすべきとの指摘について総務 省は、接続ルール答申を受け、本年度中に二種指 定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン を策定し、二種指定ガイドラインを策定するに当た っては、次の点について検討することとする。

- ① 二種指定ガイドラインにおいて、アンバンドルに係 る仕組みを設けること。
- ② アンバンドルに係る仕組みにおいて、「アンバンド ルすることが望ましい機能 | の対象を第二種指定 電気通信設備との接続に係る機能とし、「アンバン ドルすることが望ましい機能」に位置付けるに当た っては、当該機能に係る設備を第二種指定電気通 信設備に指定することの妥当性についても検討す ること。」

としています。

その後制定された「第二種指定電気通信設備制 度の運用に関するガイドライン」(平成 22 年 3 月) では、アンバンドルすることが望ましい機能として、 ①音声接続機能、②ISP 接続機能、③レイヤ 3 接 続機能、4レイヤ2接続機能が掲げられています。 しかるに、現在、第二種指定電気通信事業者とし て認定されている事業者のうち 1 社は、②及び④ の機能がアンバンドル化されていません。一方、上 記ガイドラインによれば、「接続要望に伴う追加コス トがある場合には、原則として、接続事業者におい

再意見29

- |■ 当社の開発期間や開発費の算定方法について|■ パケット着信機能は、MVNO網からのパケット通 は、認可約款である NTT 東西と同一条件であり、 当社においても接続約款として既に公表しているも のです。
- また、開発期間については当社内のサービス開 発等と何ら区別することなく対応しており、意図的 に遅延させる等の行為は行っておりません。むし ろ、接続事業者からの早期に実現したいとの要望 により、場合によっては開発完了を待たず運用対 処等により、提供の準備が十分に整わない段階で 提供を行っているのが実態です。
- そもそもアンバンドル化とは、網の基本機能とし て接続料で回収しているものを個別に切り出して提 供することであり、パケット着信機能や IMEI 通知機 能のような、元々、網に備わっていない機能はアン バンドル化要望ではなく、新たな開発要望と位置付 けられるべきものです。
- なお、IMEI 通知機能については、接続事業者か らの要望を受け、接続約款に則り、対応を行ってい るところです。
- パケット着信機能は HLR(サービス制御局)と直 収パケット交換機との間で通信を行うことにより可 能となる機能です。網の構成上、HLR と直収パケッ ト交換機の双方が同一の網内に存在するレイヤ 3 接続において提供可能な機能であり、恣意的にレ イヤ 3 接続のみに対応させている訳ではありませ

(NTTドコモ)

考え方29

信の開始を可能とする機能であるところ、当該機能 の提供を受けることにより、MVNOにおいても、M 2M端末の呼起し等、端末の能動的な制御が可能 となるものであり、必要性・重要性の高いサービス に係る機能であると考えられる。

考え方

IMEI通知機能(以下「端末情報提供機能」とい う。)は、通信中の端末の種類・個体を識別する番 号(IMEI)をMVNO網へ通知する機能であるとこ ろ、当該機能の提供を受けることにより、MVNOに おいても、端末種類別の帯域制御等、端末ごとの 異なるサービス提供が可能となるものであり、必要 性・重要性の高いサービスに係る機能であると考え られる。

したがって、パケット着信機能及び端末情報提供 機能については、二種指定ガイドラインにおいて 「注視すべき機能」に位置付け、一定期間、事業者 間協議の状況を注視することとする。

■ 二種指定ガイドラインは、「他の事業者から機能 のアンバンドルに係る要望があり、これが技術的に 可能な場合には、二種指定事業者に過度に経済 的負担を与えることのない範囲で、当該機能をアン バンドルすることが望ましい」としており、二種指定 事業者のみが費用負担することを前提としていな い。また、二種指定ガイドラインで示したとおり、接 続に必要なシステム開発等の費用については、接 続要望に伴う追加コストである場合には、原則とし て、接続事業者において応分負担すべきである。

て応分負担すべきである」となっていますが、当該 |■ 必要な機能については、事業者間の協議の中 事業者においては、アンバンドル化に要する追加 コストが膨大であると言われ、かつ、当該ガイドライ ンが「二種指定事業者に過度の経済的負担を与え ることのない範囲で、当該機能をアンバンドル化す ることが望ましい」としていることから、上記の「応 分負担 しのかなりの部分を接続事業者が負担する ことになり、実効的にアンバンドル化及びそれに基 づく接続が実現し得ないという事態に陥っていると 思われます。

これが真実であるならば、当該ガイドラインや競 争セーフガード制度は、実質的に「矛盾」を包含し た規定であり、詰まるところ、電気通信事業法自体 が機能していないということになります。そこで、ま ず、総務省殿がアンバンドル化に要するコストと期 間を調査し、公表することを要望します。さらに、膨 大なコストや期間を要することが事実であった場合 は、この現実を踏まえた施策(上記①~④の機能 は、第二種指定事業者の費用負担にて実施する、 その前提としてガイドラインや規則の整備を行う 等)を採ることを要望します。

上記の例は、自ら複雑な網・装置構成を導入し、 それを障壁としてアンバンドル化や接続の実質的 拒否事由としているとも思える手法です。同様のこ とは、「アンバンドル化することを注視すべき機能」 についても言えます。例えば、パケット着信機能 | ■ 第二種指定制度については、前回当社意見(※| は、M2M 通信を行うときに重要な機能ですが、当 該機能をレイヤ3接続のみに対応させ、レイヤ2接 続では即座に実現できない構成にしている第二種 指定事業者が存在します。一般的に開発期間は 1 年以上を要するため、開発による時間差を利用障 壁として活用することが可能です。

そこで、「注視すべき機能」についても、第二種 指定電気通信事業者ごとの開発期間と開発に要 する費用を総務省殿が調査し、公表することを要

で、双方の合意の下で必要な情報を開示し合意形 ■ 二種指定ガイドラインで示したとおり、接続に必要 成を図っていくものと認識しています。

また、「第二種指定電気通信設備制度の運用に 関するガイドライン」において「アンバンドルすること が望ましい機能」「注視すべき機能」として列挙され ている項目については、事業者間で合意形成に向 けた協議が進んでいます。

なお、列挙されている機能のうち「② 課金機能・ コンテンツ情報料の回収代行機能」、「④ GPS位 置情報の継続提供機能」、「⑥ 携帯電話のEメー ル転送機能」については、そもそも接続機能には該 当しないものと考えます。

当社は、上記と同様の意見を「第二種指定電気 通信設備制度の運用に関するガイドライン(案)」に 対する意見募集において述べていますが、当該意 見に対する総務省の考え方は、「電気通信設備と の接続により提供される機能であることから、接続 機能に該当する。とされています。

しかし、このような考え方では、いかなる機能で あっても、総務省の裁量によって接続機能と捉える ことができ、あまりに広義に解釈が可能であること から、より丁寧に考え方を整理すべきと考えます。 (KDDI)

9)でも述べたとおり、制度創設以降、一度も見直し が行われていない中で「第二種指定電気通信設備 制度の運用に関するガイドライン」や「MVNOに係 る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関す るガイドライン」及び「電気通信事業における販売奨 励金の会計上の取扱いに関する運用ガイドライン」 といった制度への補足的な位置づけの措置が行わ れてきたことを踏まえれば、現在の本制度自体が 有効に機能しているかは疑問であり、テレコムサー

- なシステム開発等の費用及び期間については、合 理性の観点から必要と認められる範囲に限られる べきであるが、まずは事業者間において協議すべ き事項である。
- ある機能を「アンバンドルすることが望ましい機 能」に位置付けるに当たっては、当該機能に係る 設備を二種指定設備に指定することの妥当性につ いても検討することとなるが、個々の機能を「アン バンドルすることが望ましい機能」に位置付けるか 否かについては、二種指定ガイドラインで示した判 断基準のほか、事業者間協議の状況を踏まえ、必 要に応じて個別に判断することが適当である。

望します。

また、昨年度の検証結果では、上述のとおり、 「当該機能に係る設備を第二種指定電気通信設備 に指定することの妥当性についても検討するこ と。」とされていますが、ある二種指定事業者にお いては、「アンバンドル化が望ましい機能」である ISP 接続さえも、第二種指定電気通信設備として認 定されていない設備を利用せざるを得ない状況で 参照: ※9 あると理解しています。この点も含め、ガイドライン 平成 22 年度競争セーフガード制度意見書 当社意見 ついて、第二種指定電気通信設備化の検討を速 |証・見直し やかに進めていただくことを要望します。かかる検 討が、公正競争、電気通信の発展、利用者利益の 確保に寄与することは明白です。

また、注視すべき機能として、(レイヤ2接続でも レイヤ 3 接続でも利用可能な)パケット 着信機能と IMEI 通知機能を追加することを要望します。後者 は、端末による通信能力等を接続事業者が把握す るために重要です。

(社団法人テレコムサービス協会)

ビス協会殿のご意見は、まさにその実態をご指摘さ れているものと考えます。

そのため、第二種指定制度自体の見直しの検討 は今後も継続的に行われていく必要があり、その際 には、光の道構想においても論点として提起された 総合的な市場支配力に着目した制度の在り方の検 討と連携して進めることが必要と考えます。

に列挙されているアンバンドル化候補の全機能に□■第二種指定通信設備制度に対しての継続的な検□

~略~

今後のブロードバンドサービスの更なる高速化等 に伴う固定市場との融合や本年 9 月に認可された 携帯端末向け新サービス「マルチメディア放送」等 のコンテンツ配信市場等の周辺市場への影響力の 拡大、そして現在のモバイル市場においてすでに 40%以上ものシェアを有する巨大なドミナント事業 者の存在を考えれば、その市場支配力に応じた制 度構築が検討されることは必然と考えます。具体的 には、例えば、第二種指定事業者に指定する端末 シェアの閾値は現在 25%となっていますが、すでに 40%以上のシェアを有する事業者が存在することを 踏まえ、シェア水準に応じて段階的に厳格な規制を 適用するといった方法等が考えられ、また、規制内 容としては、接続約款の認可制、会計分離やアン バンドル制度等のネットワークの開放義務等が考え られます。

(イー・アクヤス、イー・モバイル)

意見30 注視すべき機能として掲げられたものに 関しては、一部、引き続き注視する必要がある。 SMSとEメール転送機能の役割は非常に大き く、スマートフォンの普及等の市場と端末を取り

再意見30

考え方30

巻く環境変化に留意願いたい。

- ただし、貴省が平成22年3月「第二種指定電気通 信設備制度の運用に関するガイドライン」にて、以 下の①~⑥にて「注視すべき機能」として掲げられ たものに関しては、一部、引き続き注視する必要が ある。また、平成 21 年頃には国内では未だ普及し ていなかったために深く検討はされてこなかった、 いわゆるスマートフォンにおける注視すべき機能は その機能の利用形態に従来から普及している携帯 電話機器とは異なる部分があり、機能を注視する 上でサービスやユーザがグローバルに広がること も考慮の上で、検討を願いたい。
 - ① 料金情報提供機能
 - ② 課金機能・コンテンツ情報料の回収代行機能
 - ③ 大容量コンテンツ配信機能
 - ④ GPS位置情報の継続提供機能
 - ⑤ SMS接続機能
 - ⑥ 携帯電話のEメール転送機能

注視すべき機能のうち、特に②課金機能・コンテ ンツ情報料の回収代行機能や4GPS位置情報の 継続提供機能に関しては、民間事業者同士の協議 の場であるモバイルプラットフォーム協議会他で平 成 21 年初頭から協議をした結果、メニューリストに 掲載される公式サイト、掲載されない一般サイトの 双方で機能の利用が進みつつあり、当法人として は歓迎する方向であり、関係者各位の協議の結果 であり感謝したい。

また、今後国内でも普及が見込まれるスマートフ オンについては、後述の当法人からの意見として別 途提出している「端末で利用するアプリケーション 機能」が、その端末の特性から、アプリによって事 業者が提供するサービスを柔軟に行うことができ、 従来の携帯電話よりもサービス提供の利便性が高 くなっている。また、各通信事業者からもスマートフ

必要な機能については、事業者間の協議の中 ■ 現在、「注視すべき機能」として位置付けられてい で、双方の合意の下で必要な情報を開示し合意形 成を図っていくものと認識しています。

また、「第二種指定電気通信設備制度の運用に 関するガイドライン」において「アンバンドルすること が望ましい機能」「注視すべき機能」として列挙され ている項目については、事業者間で合意形成に向 けた協議が進んでいます。

なお、列挙されている機能のうち「② 課金機能・ コンテンツ情報料の回収代行機能」、「④ GPS位 置情報の継続提供機能」、「⑥ 携帯電話のEメー ル転送機能」については、そもそも接続機能には該 当しないものと考えます。

当社は、上記と同様の意見を「第二種指定電気 対する意見募集において述べていますが、当該意 見に対する総務省の考え方は、「電気通信設備と の接続により提供される機能であることから、接続 機能に該当する。」とされています。

しかし、このような考え方では、いかなる機能で あっても、総務省の裁量によって接続機能と捉える ことができ、あまりに広義に解釈が可能であること から、より丁寧に考え方を整理すべきと考えます。 (KDDI)(再掲)

るものについては、スマートフォンの普及等のモバ イル市場の環境変化も考慮しつつ、引き続き注視 することとする。また、スマートフォン向けアプリケ ーションの配信方法等に係る御意見については、 今後の二種指定設備制度の運用に当たっての参 考とさせていただく。

なお、SMS接続機能については、平成21年9月 に携帯電話事業者間において当該機能の実現に 向けた検討に係る基本合意がなされたところであ るが、携帯電話のEメール転送機能についても、事 業者間協議による合意形成が早期に図られること が望ましい。

·通信設備制度の運用に関するガイドライン(案)」に ■ 現在、「注視すべき機能」として位置付けられてい るものについては、電気通信設備との接続により 提供される機能であることから、事業者間で提供さ れる場合には、接続機能に該当する。

オン上のアプリの提供ルールが徐々に明らかにな ってきているところではあるが、スマートフォンがグ ローバルに販売展開されていることなどから、その アプリの提供ルールとして機能の解放が進む一方 で、一定の共通認識として、セキュリティ全般、ユー ザの認証、著作権の管理などについての仕組みが スマートフォン端末や電気通信事業者によってまち まちになることは、かえって市場の発展を阻害する 可能性もある。これらの点は、民間事業者が自ら解 決すべき課題でもあり、貴省への要望とは言い難 いが、行政省庁の立場として留意願いたい。 また、検討が進んでいる⑤SMS接続機能、⑥ 携帯電話のEメール転送機能のそれぞれに与える

影響、果たす役割は、非常に大きいものと考える。 例えば、SMS接続機能を利用した課金手段などが 国外では広く普及しており、スマートフォンにおける 事業者のグローバルなサービスの提供では、国内 事業者にとっても有効に機能する可能性が高い。ま た、携帯電話のEメール転送機能なくしては、新た な端末の買い替え・買い増し需要が進まない側面 もあり、⑤・⑥のいずれも、従来の注視すべき機能 として検討していた段階とは市場環境・端末を取り 巻く環境の変化があることに留意願いたい。

(モバイル・コンテンツ・フォーラム)

意見31 接続会計制度を導入する等の追加施策 の検討が必要。また、二種指定制度自体の見直 しの検討行うべき。

証・見直しの必要性

第二種指定制度については、国民にとっても生 活必需品として日常生活において不可欠なものと なったモバイルサービスの現状を受けて、昨年の 「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルール 再意見31

通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在 り方について」の検討において整理が図られたとこ ろであり、当社は、「第二種指定電気通信設備制度 の運用に関するガイドライン」に則り、適正に対応し ていく所存です。

考え方31

|■ 第二種指定通信設備制度に対しての継続的な検|■ 本件については、昨年の情報通信審議会「電気|■ 二種指定事業者に対する接続会計制度について は、平成22年11月26日に電気通信事業法の改 正を含む放送法等の一部を改正する法律が成立 したことを受け、同年12月14日に第二種指定電気 通信設備接続会計規則(案)を情報通信行政・郵 政行政審議会に諮問したところ。

の在り方について | 報告書(2009 年 10 月 総務省) の検討にて、制度設立以来はじめての検証が行わ れ、その結果、現行制度では補いきれなかった接 続料算定の基本的な考え方等を示した「第二種指 定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン」 が策定されました。他方、導入が予定されていた接 続会計制度は廃案となりましたが、同報告書にお いて期待された接続料算定の適正化及び透明性 向上への効果・役割を十分に果たすためにも、あら (NTT ドコモ) ためて同制度の導入が期待されるところです。また 更なる公平かつ公正な競争環境を整えるため、同 ■ 公社時代から継承しているボトルネック設備が存 | ガイドラインの運用状況を定期的に検証すること や、スタックテストや接続約款の認可制等の追加施 策の検討が行われていく必要があると考えます。

他方、第二種指定制度自体の見直し自体につい ては、見送りされています。上述の「第二種指定電 気通信設備制度の運用に関するガイドライン」や 「MVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適 用関係に関するガイドライン」及び「電気通信事業 における販売奨励金の会計上の取扱いに関する運 用ガイドライン」等の第二種指定制度への補足的な 位置づけの措置が今までも行われてきたことを踏ま えれば、現在の第二種指定制度自体が有効に機 能しているかは疑問であると考えます。そのため第 二種指定制度自体の見直しの検討は今後も行わ れていく必要があり、その際には、光の道構想にお いても提起された、第二種指定制度の規制根拠で もある市場支配力に着目した制度の在り方が検討 される必要があると考えます。

今後のブロードバンドサービスの更なる高速化等 に伴う固定市場との融合や本年 9 月に認可された 携帯端末向け新サービス「マルチメディア放送」等 のコンテンツ配信市場等の周辺市場への影響力の 拡大、そして現在のモバイル市場においてすでに 40%以上ものシェアを有する巨大なドミナント事業

なお、欧州においては、すべての携帯電話事業 者がSMP指定されており非対称規制とはなってい ないことや、有限希少な周波数の割当てを受けて いるという携帯電話特有の事情、更には、第二種 指定電気通信設備規制の適用対象か否かで接続 料低廉化の取り組みに差異があることを踏まえ、全 携帯電話事業者を第二種指定電気通信設備を設 置する電気通信事業者に指定すべきと考えます。

在する固定通信市場と当初から設備競争を行って きたモバイル市場とでは、歴史的背景が全く異なり ます。

現時点では、モバイル市場は、各事業者による 設備競争を基本とした競争が機能し、サービスの多 様化や利用者料金の低廉化といったユーザー利便 性の向上が実現しているため、「相対的に多数の端 末設備を有する事業者は、他の事業者との接続協 議において強い交渉力を有し、優越的な地位に立 つ」という第二種指定電気通信設備制度の規制根 拠は合理性に欠くものであると考えます。

しかし、50%近いシェアを有し市場支配力のある 事業者が存在することから、当該事業者に対し行 為規制が課されていることについては、第二種指定 電気通信設備制度の有無にかかわらず、一定の合 理性があると考えられるため、継続すべきと考えま す。

従って、モバイル市場における規制については、 市場支配力のある事業者に対する現行の行為規 制以外は撤廃すべきと考えます。

なお、市場の競争状況が変化しているにもかか わらず、設備シェア25%といった硬直的な閾値の みで規制の適用を判断することは、第二種指定電 気诵信設備制度の規制を受けない事業者の接続

二種指定制度の見直しに係る御意見について は、考え方 28 に同じ。

者の存在を考えれば、その市場支配力に応じた制 度構築が検討されることは必然と考えます。具体的 には、例えば、第二種指定事業者に指定する端末 シェアの閾値は現在25%となっていますが、すでに 40%以上のシェアを有する事業者が存在することを 踏まえ、シェア水準に応じて段階的に厳格な規制を (KDDI) (再掲) 適用するといった方法等が考えられ、また、規制内 容としては、接続約款の認可制、会計分離やアン ■ 2009 年 10 月 16 日の「電気通信市場の環境変化 バンドル制度等のネットワークの開放義務等が考 えられます。

(イー・アクセス、イー・モバイル)

料が高止まりするなど市場全体を歪ませる恐れが あるため、基本的には第二種指定電気通信設備制 度を撤廃することが必要と考えますが、仮に撤廃さ れないのであれば、実態を踏まえ、適時適切に見 直すべきと考えます。

に対応した接続ルールの在り方について」答申で は、「一部の非指定事業者が設定する接続料水準 を巡って提起・議論されてきた面があるが、二種指 定事業者に係る公正な接続料算定ルールが確立 されれば、当該事業者も、自主的な情報開示等を 積極的に実施する考えを示している。(中略)まず は当該事業者による今後の取組状況を注視した上 で、固定通信市場を含め、段階的に対応すること が適当と考えられる。」と整理され、二種指定事業 者に限定した「第二種指定電気通信設備制度の運 用に関するガイドライン」が整備されたところです。

しかしながら、当時接続料が高止まりしていた非 指定事業者の接続料は、他の携帯電話事業者と 比べ依然として高い状況にあり、また、その算定根 拠の開示を求めても一切情報が開示されず、その 適正性が検証できない状況にあり、当該事業者の 自主的な取組みに委ねるだけでは、接続料の適正 性・透明性の確保は、期待されないと考えます。

したがって、総務省殿においては、早急に、携帯 事業者間の接続料格差を是正するための措置を 講じていただくか、もしくは、第二種指定電気通信 設備制度の対象を全ての事業者を対象とする等、 接続料の適正性・透明性の向上を図るための仕組 みづくりの検討に着手していただきたいと考えま す。

(NTT 東日本)

■「第二種指定電気通信設備制度の運用に関する ガイドライン」では、第二種指定電気通信事業者以 外の事業者の接続料算定が当該事業者の自主的 な取組みに委ねられているところですが、これまで 第二種指定電気通信事業者以外の事業者の接続 料が最も高止まりしてきた等を踏まえれば、全ての 携帯電話事業者殿を対象に、同ガイドラインが適 用されるべきであると考えます。

イー・アクセス殿、テレコムサービス協会殿が主張されるとおり、同ガイドラインに基づく接続料の算定プロセスやそのガイドラインの運用状況の検証については、当社としても必要だと考えますが、その検証に関しても、全ての携帯事業者を対象に行われるべきであると考えます。

また、第二種指定電気通信事業者以外の事業者の接続料算定について自主的な取組みに委ねた結果、「接続料算定の適正性を確保することで、携帯電話事業者殿の間における接続料格差の縮小が見込まれる」との「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について」答申(平成21年10月16日)の議論の前提が崩れ、第二種指定電気通信事業者との間の接続料格差が拡大する等した場合には、総務省殿において、直ちに第二種指定電気通信設備制度の対象の見直しに着手するとともに、当該事業者の接続料を是正していただきたいと考えます。

(NTT 西日本)

(3)禁止行為に関する検証

3-1) 指定電気通信設備に係る禁止行為に関する検証

イ 禁止行為規制の運用状況に関する検証

意見	再 意 見	考え方
意見32 昨年の NTT 西日本の業務改善命令に象	再意見32	考え方32

徴されるように、NTT 東西が接続の業務に関して 知りえた情報を目的外利用している実態がある。 業務改善計画の進捗を明らかにするとともに、ア クセス部門の分離等の抜本的な措置を講じるべ き。

■ NTT 東・西によるFTTH販売に係る接続関連情報 ■ の利用

接続事業者は、NTT 東・西が保有するボトルネッ ク設備に接続してサービス展開を図っています。 NTT 西日本事案のような事例が発生していることに 鑑みると、接続業務に係る他事業者の情報を自社 の営業活動に流用するような違法行為が NTT 東・ 西によって行われている可能性が濃厚であると言 わざるを得ません。こうした行為は、電気通信事業 法第30条に抵触することから、接続業務で知り得 た他事業者の情報を利用した営業活動を禁止して いるファイアーウォール措置の徹底を実質的に担 保できる体制を構築すべきと考えます。

なお、こうした問題は、ボトルネック設備を保有す る部門を NTT 東・西の組織内に留めたことが根本 的な原因となっているため、抜本的に解決するに は、アクセス部門の NTT 東・西からの完全資本分 離を行い、NTT 東・西の利用部門への差別インセン ティブを除外するしかないと考えます。

(KDDI)

- 接続に関して知りえた情報の目的外利用 NTT 東・西殿による FTTH 販売等に係る接続関 連情報の利用
- 本問題に関しては、総務省殿より、2008年2月18 日に NTT 東西殿に対する行政指導が行われ、NTT 東西殿からも適切な対応を実施した旨の報告があ ったところですが、その後も、競争事業者から本問 題事例が発生していることが繰り返し指摘されてき

「競争セーフガード制度の運用に関する意見募集 ■ 一昨年NTT西日本及びその県域等子会社におい (2010年度)」における当社意見のとおり、電気通信 事業法に基づき対象事業者に対する行為規制が 定められてはいるものの、規制当局に実効的な調 **査権限が付与されていないため、組織内部に立ち** 入っての調査等により違反行為を立証することがで きないという制度的な限界があります。現行の規制 を実効あるものとするためには、第三者機関による モニタリングや監査等を行ってその結果を公表する ことなどにより、競争事業者等外部からも公正競争 確保の実態を確認できる何らかの仕組みが必要と 考えます。 また、行為規制が及ばないNTT東・西 ■ NTT に係る公正競争要件を含めた競争政策の在 の県域等子会社を介したフレッツとドコモ携帯電話 のセット販売や、市場支配的事業者と関係事業者 による排他的なグループ連携等の禁止にもかかわ らず、形式的にオープンであるという体裁により NTT ファイナンスを通じたグループ各社の請求一本 化など、脱法的な行為が公然と行われています。

これらの問題は、ボトルネック設備を保有する部 門を NTT 東・西の組織内に留めたこと、及び、持株 り、本質的な問題解決のためには、活用業務制度 の是非を含む、持株会社体制の廃止やグループ解 体を視野に入れた NTT の在り方についての抜本的 な見直しが不可欠と考えます。

加えて、「ボトルネック設備の保有」、「(公社時代 から継承した)顧客基盤の活用」といった同等性の 問題、および、NTT グループの総合的な市場支配 カによる「グループドミナンスの行使」の問題への

- て接続情報が目的外に提供された事案が発生した ことを受け、昨年2月、他事業者情報の取扱いに関 する業務の在り方について、NTT 西日本に対して 業務の方法の改善及びその他の措置を講じること を命令するとともに、NTT 東日本に対して業務の運 営の在り方について要請を行った。今後は NTT 西 日本の業務改善計画、NTT 東日本の実施計画の 履行状況等を引き続き注視し、必要に応じて適切な 措置を講ずることとする。
- り方については、合同部会の取りまとめ等を踏まえ て「光の道」構想に関する基本方針等を策定・公表 したところである。当該基本方針等に基づき、機能 分離の実施、子会社等との一体経営への対応、業 務範囲の弾力化に関する電気通信事業法等の改 正案が、今国会への提出に向けて閣議決定され た。
- 会社体制を維持してきたことに根本的な原因があ|■ また、合同部会の最終取りまとめに盛り込まれた 措置については、毎年度の継続的なチェックに加 え、制度整備の実施後3年を目処に、その有効性・ 適正性について、包括的な検証を行うこととしてい る。その結果、特に、公正競争環境が十分に確保さ れていない場合には、ボトルネック設備の更なるオ ープン化や、構造分離・資本分離を含めたファイア ウォール規制の強化など、公正競争環境を整備す るための更なる措置について検討を行う。

たところです。

- このような状況において、昨年11月18日に報道 発表されたNTT西日本殿における情報漏洩事件※ 4(以下、「本件」という。)が発生したことは、総務省 (KDDI) 殿が、NTT 東西殿からの報告を鵜呑みにして、的 の結果、接続事業者への影響だけでなく、不正に 情報を流出された顧客に対しても、影響が発生した 事実を総務省殿は強く認識すべきです。
- 本件に対しては、総務省殿は、本年2月4日に業 務改善命令を行い、NTT 西日本殿からの業務改善 計画、NTT 東日本殿からの実施計画の提出及び、 その対応状況報告を要請しているところではありま すが、この対応は NTT 東西殿の報告を鵜呑みとす るこれまでの対応と大差がなく、同様の問題が再発 すると考えられるため、総務省殿においては、より 踏み混んだ対策を行うべきと考えます。
- 現在、NTT 東西殿は、本件に関して、「問題が発 生したプロセス」、「昨年 11 月には対象データが存」■ 【禁止行為規制について】 在しないと報告したにも関わらず本年6月に対象デ ータが突如発見された理由」、「対象データの内 容」、及び「本年 8 月末に完了した外部機関による 検証結果」等、利害関係者である接続事業者に対 して当然に説明されるべき事項に関しても、十分な 説明を行っていない状況にあり、接続事業者として は、NTT 東西殿の講じられた対策が十分なものか どうかを検証できる状況にはありません。総務省殿 においては、まず、NTT 東西殿にて、説明責任を果 たすことを強く要請いただくべきと考えます。また、 そのうえで、NTT 東西殿の情報管理プロセスが客 観的に検証され、適正性が担保されるような仕組み の導入を推進すべきと考えます。
- しかしながら、これまで問題解決に至らない要因 が、本質的には設備管理部門と設備利用部門が同 一企業体に存在しているという NTT 東西殿の組織

対処として、第三者機関による監視体制の導入等 や行為規制の範囲の子会社等への拡大をただち に実施すべきと考えます。

確な予防措置を講じなかったことも一因であり、そ|■ 全国で、全ての利用者に多様な選択肢を確保す るためには、ボトルネック設備のオープン化による サービス競争を行うことは不可欠です。その観点で は、NTT 東・西と競争事業者との間のイコールフッ ティングを完全に確保するための手段の一つとして NTT 東・西の構造分離をすることが考えられます。

> ただし、競争促進のためには、全ての設備を自ら 設置することによる設備競争を維持・促進すること が大前提であり、設備競争によって、ICTインフラの 技術革新が促進され、ユーザーに新しい価値を提 供することが可能となると考えます。

(KDDI)

- 「接続の業務に関して入手した情報の目的外利 用の防止」については、2008 年 2 月に総務省殿か ら NTT 東西殿に対して本制度の検証結果に基づき 行政指導が行われ、同年3月にNTT東西殿におい て適切な処置を図った旨、総務省殿に対する報告 が行われたところです。
- しかしながら、昨年11月にNTT西日本殿が代理 店に対して顧客情報リストを不適切に提供した事案 (以下、「情報漏洩事案」という。)が発覚したことに より、これまでの処置が不十分であることが露呈し た形となり、接続事業者としては、NTT 東西殿にお ける再発防止への取り組み姿勢に大きな疑念を抱 かざるを得ない状況です。
- そのため、接続事業者は、情報漏洩事案の発生 原因や NTT 西日本殿における対策の内容を正確 に理解するために、昨年 11 月以来、長期に渡り

構造上の問題であることは明白であり、上記対応だけでは、抜本的な解決には至らないものと考えます。従って、総務省殿においては、顧客への悪影響の回避、及び公正競争環境の確保を行うために、タスクフォースにおける議論等を通じて、NTT 東西殿組織の構造分離を推進し、抜本的な解決を図るべきと考えます。

※3 NTT 西日本殿 HP(2009 年 11 月 18 日) http://www.NTT-west.co.jp/news/0911/09 1118a.html

(ソフトバンクテレコム、ソフトバンクBB、ソフトバンク モバイル)

■ NTT 西日本情報漏洩問題について

競争セーフガード制度の運用において、これまで 競争事業者各社から「NTT 東西殿とその県域等子 会社等の一体的な事業運営」や「NTT116 窓口にお ける不適切なフレッツ光サービス営業」の事例につ いて、NTT 東西殿の営業面でのファイアーウォール の実態について指摘されてきましたが、NTT 東西殿 は従来より十分なファイアーウォールの構築を実施 しているとの説明を行い(※2)、検証結果においても 注視すべき事項となっています。

参照:※2 平成 21 年度競争セーフガード制度意見書 NTT 東西殿再意見

■NTT 東殿

「(略)なお、人事交流によって公正競争を阻害することがないよう、会社間人事異動時には役員を含めた全従業員を対象として退任・退職(転籍)後を含めた守秘義務等の遵守に関する誓約書の提出を義務付けるなどの取り組みを実施しております。」「(略)会社の形態に関わらず、当社の業務を委託する際には、当社からの委託業務

NTT 西日本殿に対して幾度となく質問文書を送付する等により、説明を求めてきたところです。しかしながら、一向に明確な回答を頂けず、いまだに多くの疑問点が残っているため、NTT 東西殿における対策の妥当性を接続事業者が判断することは困難な状況にあります(主な疑問点については、別添資料1参照)。

- ・ さらに、行政指導を受け自ら掲げた再発防止策に ついても、十分な説明責任を果たさない NTT 東西 殿の不誠実な対応は、当事者意識を著しく欠いて いると言わざるを得ず、今回策定された業務改善 計画及び実施計画(※)が確実に遂行されないので はないかとの疑念を払拭することができません。事 実、弊社共は計画実施後もファイアーウォール機能 の徹底が図られていない事例を確認しており、この 疑念を強めている状況です(別添資料2参照)。
- そもそも、問題の本質は、NTT 東西殿の社内に接続事業者の情報が存在していることであり、その情報を使うことで、NTT 東西殿が競争上優位に立つことができるというインセンティブを保有し、接続事業者のみが、自社の情報を不正に利用されるリスクを負うという不公平な競争環境の構図が存在していることにあると考えます。
- 従って、本件の完全なる問題解決を図るためには、NTT東西殿の営業部門と第一種指定電気通信設備管理部門(以下、「設備部門」という。)を別会社化し、設備部門をNTTグループの資本関係からも分離することにより、NTT東西殿の営業部門と接続事業者の競争条件を完全に同一にすることが唯一の策であると考えます。なお、この別会社化における設備部門の分離の方法については、例えば、弊社共が「光の道」議論で提案しているとおり、アクセス回線を保有するアクセス回線会社と通信会社に完全分社化する方法等があると考えます。
- 総務省殿においては、真に公正な競争環境を確

で知り得た情報の目的外利用の禁止について業 務委託契約に規定する等、適切な措置を講じる とともに、公正競争マニュアルの整備及び研修等 を徹底していることから、公正競争上の問題は生 じていないものと考えます。(略)」

■NTT 西殿

「なお、人事交流によって公正競争が阻害さ れることがないよう、会社間人事異動時には役 員を含めた全従業員を対象として退任・退職(転 籍)後を含めた守秘義務等の遵守に関する誓約 書の提出を義務付けるなどの取組みを実施して おります。また、県域等子会社の当社からの委 託業務を実施する組織に対しては、公正競争面 の目的外利用の禁止について業務委託契約にモバイル) 規定する等、適切な措置を講じているところであ り、公正競争上問題はないものと考えます。」

しかしながら、昨年末に相次いて発覚したNTT西 日本-兵庫殿及び NTT 西日本-北陸殿における接 続情報の漏洩問題は、まさに NTT 東西殿において 接続情報に関するファイアーウォールが事実上存 在しなかった事例であり、これまでの NTT グループ に対する公正競争要件に課題があることを示す極 めて重大な問題であると考えます。

具体的には、本事例を起こした NTT 西日本-兵 庫殿及びNTT西日本-北陸殿が禁止行為の対象に なく、現行の法制度が NTT グループの事業運営実 態と大きく乖離している点、本事案が活用業務の認 可基準等の公正競争要件に悉く反している点(※|(イー・アクセス、イー・モバイル) 3)、そして競争セーフガード制度による検証スキー 公正競争要件における課題が本事例にて明らかに なったと考えます。

保するために、「グローバル時代における ICT 政策 に関するタスクフォース」等において、上述のような NTT の組織の在り方に踏み込んだ議論を積極的に 推進して頂きたいと考えます。

※NTT 西日本殿 報道発表資料「業務改善計画 等の提出について」別紙

業務改善計画(概要)(2010年2月26日)

http://www.NTT-west.co.jp/news/1002/100226b. html>

NTT 東日本殿 報道発表資料「実施計画の提出に ついて」別紙

実施計画(概要)(2010年3月2日)

http://www.NTT-east.co.jp/release/1003/100302 a.html>

における顧客情報の適切な取扱いや顧客情報(ソフトバンクテレコム、ソフトバンクBB、ソフトバンク

- 注視すべき事項については、NTT 西日本情報漏 洩問題が発生した事実も踏まえ
- 現在まで指摘のあった事例を調査し、報告書同 様に今後の検討の道筋や具体的な指標を設定
- 各研究会や競争評価等とより密接な連携を構築 するなど、今後の各公正競争要件の見直し検討に 資するようなより実効的な検証へと見直す必要があ ると考えます。

なお、本制度の目的はあくまで電気通信市場に おける公正競争要件の有効性を問うものであり、例 年 NTT 東西殿が指摘されている「不公正な行為を 行っているかのような誤解を生じさせない」との事象 とは、性質が異なるものと考えます。

ムが形骸化していると考えられる点といった現行の ■ 昨年兵庫県にて発生した NTT 西日本による接続 情報の不正提供は、極めて重大な問題であり、徹 底した措置を講じる必要があるとの点につきまして 参照 :※3 NTT 東西殿に対する各種活用業務 認可

- ■次世代ネットワークを利用したフレッツサービ スの県間役務提供・料金設定(平成20年2月)
- ■次世代ネットワークを利用したIP電話サービス の県間役務提供・料金設定(平成20年2月)
- ■イーサネットサービスの県間役務提供・料金設 定(平成 20 年 2 月)
- ■戸建て住宅ユーザ向け IP 電話サービスの県 間伝送等に係る料金設定(平成17年1月)
- ■集合住宅ユーザ向け IP 電話サービスの県間 伝送等に係る料金設定(平成 16 年 7 月)

【営業面のファイアーウォールに対する NTT 東西 殿による措置】

従来から、営業面でのファイアーウォールにつ いては、以下のとおり所要の措置を講じており、 今後とも公正な競争が阻害されることのないよう 配意することとし、営業面でのファイアーウォール(ケイ・オプティコム) を確保していく考えである。

部門は別々の組織として設置しており、接続の 業務を通じて知り得た情報を目的外に利用す ることがないよう、本社からの通達、社員用マ ニュアル、社員向け説明会により徹底した指導 を実施している。

(略)

【認可条件】

(略)

加入電話及びINS64の契約に関して得た加入 者情報であって、他事業者が利用できないものを 用いた営業活動を行わないこと

(略)

は、ソフトバンクBB株式会社、ソフトバンクテレコム 株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社、KDDI 株式会社と同じ考えであります。

しかしながら、弊社としましては、本事案の根本 的な原因は、NTT 東西の県域等子会社が何ら制約 なく活動できる状況にあるためと考えておりますの で、講じるべき具体的な措置としましても、NTT 東西 のアクセス部門の構造分離や資本分離ではなく、 NTT 東西と同じ規制を県域等子会社にも適用する ことが、何より必要であると考えます。

同時に、委託会社への管理監督義務の明確化 等、委託会社を通じた不透明な活動を抑止するた めの措置も講じるべきであります。

公正な競争環境を確保するためには、まずは、 抜け道のないルール化・透明性の確保等、NTT グ ループの事業活動全般に、抜けなく法規制の網を 被せることが必要であり、NTT の経営形態につきま しては、「グループドミナンス排除」の観点から見直 し検討することが、重要であると考えます。

① 本社や支店において、相互接続部門と営業 ■ 当社は、これまでも公正競争確保に十分配慮して 事業活動を行ってきたところですが、他事業者情報 を不適切に取扱う可能性を排除し、より厳格な仕組 みを構築する観点から、お客様利便の確保にでき るだけ配意しつつ、システム面に踏み込んだ措置、 体制等の見直しを講じることとし、実施計画(2010 年3月2日)を策定しました。

> 現在、この実施計画の内容に沿って、セキュリテ ィ強化の取組みを着実に実行しているところです。 具体的には、

- ・ システム面の措置として、他事業者情報の一 括抽出規制及び閲覧規制
- 体制整備として、情報セキュリティ推進部の設 置、他事業者情 報を扱う業務の設備部門への

これらの課題を解決し公正な競争市場環境を確保するためには、本意見書の冒頭でも述べた通り、以下のような NTT グループの組織形態及び業務実態に応じた公正競争要件の再構築を行うことが必要と考えます。

- 禁止行為規制及び特定関係事業者の見直し
- 活用業務制度の在り方の見直し
- ・競争セーフガード制度について実効的な検証制度 への見直し

(イー・アクセス、イー・モバイル)

■ 本年2月4日、他の電気通信事業者の電気通信 設備との接続の業務に関して入手した情報の取扱 いについてNTT西日本殿に対して業務改善命令が 出されたこと、および、これに関連してNTT東日本 殿に対して行政指導が行われたことを受け、NTT 西日本・東日本殿各々による業務改善計画・実施 計画の策定、総務省殿への四半期毎の実施状況 報告が行われているところです。

総務省殿においては、本事案の再発防止のため、十分な原因究明とNTT東・西殿における業務改善策の有効性に対する厳格な検証を行うとともに、接続部門が他事業者から得た情報を営業部門から実効上分離するための根本的な措置を実施いただくことをあらためて強く要望します。

本年4月20日に開催された総務省の「グローバル時代におけるICT政策に関するタスクフォース」における「過去の競争政策レビュー部会」及び「電気通信市場の環境変化への対応検討部会」の合同ヒアリングにおいて、日本電信電話株式会社殿から「改善策について、今後、第三者機関によるチェックを追加実施する考えです。」との表明があり、これを受けて、NTT東・西殿が自ら選定した外部機関によるチェックが本年8月末までに完了したと伺っておりますが、これについては客観性・透明性・検証可能

移管、県域等子会社における情報セキュリティマネジメント体制の明確化

- ・ 社員教育等の充実として、子会社も含めた規程類の充実、研修の拡充
- · 点検・監査の徹底として、子会社も含めた自主 点検周期の短縮化監査項目の追加

等を実施しています。

この取り組みについては、外部機関より、実施計画の有効性及び実施状況についてチェックを受け、8月末で完了しています。

今後も、点検・監査については、必要に応じて外部機関の力も活用しながら、継続的かつ徹底して繰り返し実施していきます。加えて、社員教育の充実を行い、情報セキュリティ強化について社員の意識向上を継続的かつ徹底的に図っていく考えです。

したがって、公正競争は確保されていると考えて おり、機能分離、構造分離や禁止行為規制の見直 し等の追加的措置は必要ないと考えます。

また、資本分離を行うと、多様化し高度化するユーザニーズに応えていくことが難しくなり、かえってユーザの利便性を低下させる等の問題があると考えます。

(参考)実施計画に基づいて実施した主な取組み

性の点から不十分であると考えます。

弊社共、接続に係る情報の提供主体かつ利害関係人である接続事業者としては、上記業務改善命令に係る電気通信事業紛争処理委員会殿の答申において指摘されている「措置に対する客観的な検証可能性への配意」の確保の観点から、NTT 西日本殿のみならず NTT 東日本殿に対しても、利害関係者から独立した公平性のある第三者が、問題点が改善されたか否かについてのチェック項目と手順を予め明らかにした上で定期的に監査を行ってその結果を公表するといった、外部による客観的な検証と適正性の担保が可能となるような何らかの透明性の高い監視の仕組みを導入すべきと考えます。

(イー・アクセス、関西ブロードバンド、ケイ・オプティコム、KDDI、彩ネット、ZIP Telecom、ジャパンケーブルネット、ジュピターテレコム、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクBB、新潟通信サービス、フュージョン・コミュニケーションズ、マイメディア、ミクスネットワーク)

- 他事業者サービス情報の取扱いに関し、業務改善命令(平成22年2月4日)を厳粛に受け止め、 業務改善計画(平成22年2月26日)の遂行等を 通じ、再発の防止に努めてまいります。
- ・ また、その他の禁止行為規制に関して、事業法 等の法令及び共同ガイドライン等に基づき、引き続 き適正な事業活動を行い、法令遵守の一層の徹底 を図り、公正競争の確保に努めてまいります。 (NTT 西日本)

項目	实施内容	实施時期
・他事業者情報の 袖出規制	・すべての概容情報管理システム端末からの他事業者情報の一括袖田を不可とするためシステム上の措置を実施。	H21.12月
・他事業者情報の 関 政 規制	・他事業者情報について、概容情報管理システムの政修 を行い、営業部門での閲覧を原則不可とした。	H22.5月
・他事業者情報を 扱う業務の設備 卸門への移管	 営業銀門で実施している受法等処理業務のうち、他事業者情報を取り扱う業務を設備銀門へ移替。 自社サービスの販売に持りる担当とは原則、別ビルまたは別コロアル。例外的に同一コロアの場合、別倒歴・別入口として電子的認証装置等により入室管理を徹底。 	H22.6月
・情報セキュリティ 推進卸の新設	 NTT東日本グループにおける情報セキュリティの横断的かつ株一的な影響を実施する機構として設置。 果は第十条社における情報セキュリティマネジメント体制の明確化 	H224月 H22 <i>5</i> 月
・規程類の見直し	・お客機賃船緊護に関する社内規程列について、他事業 右賃債の取扱いに関する規定を追加・充実。 ・果球等子会社における当該規程員の連守機務を業務 変託契約に規定。	H22.5月
・研修の充実	・当社及び景域等子会社を対象に、他事業者情報の通 正利用に関する研修を実施。	H22.7月
・アクセスログ監査	・アクセスログ監査について、監査する周期を四半期に 一度から毎月に見直し。	H22.5月
・自主点検の充実	・アクセス権限等の登録状況の発認の自主点検の周期 について、半期に一度から四半期に一度に見直し。	H22.5月
·業務監查	・実施計画に基づく「顧客情報管理システムの関覧規制」、 「規程数の見直し」等について、当社及び県域等子会社 に対する業務監査項目に連加。	H22.5月
・外倒機関の チェック	・外部機関による実施計画の有効性及び実施状況につ いてチェック	H22.8月

(NTT 東日本)

■ 外部機関によるチェックについては、3 月に策定した他事業者情報の適正な取扱いに関する実施計画の有効性及び取組み状況について、いずれも有効であるとの調査結果を8月末に受けており、その旨を総務省にも報告しています。

チェック結果について具体的に申し上げると、有効性のチェックでは、外部機関が、他事業者情報を扱う業務において他事業者情報が営業部門に渡るおそれが残っていないかという観点からチェックを行いました。その結果、実施計画の対策が、想定されるリスクに対して有効に機能しているとの調査結果をいただいています。

また、実施状況のチェックでは、実施計画が予定どおり実施されているかの観点から、地域子会社

の営業部門・設備部門に出向き、システムの表示 や規程類の確認、社員等への質問を行うなどの方 法により、チェックを受けております。その結果、計 画どおりに取り組んでいるとの調査結果をいただい ています。

この外部機関のチェックは、「検証可能性」に配意して、総務省への実施状況の報告を行うだけでなく、自主的に外部機関にもチェックをしていただくこととしたものです。

また、外部機関によるチェックについては、

- ① NTT 東西と資本関係がなく、情報セキュリティに 関する豊富な経験とノウハウを有する外部機関 が、自らの判断によりチェックする項目や方法を 定めて実施
- ② チェックの結果は、9 月 3 日の総務省への実施 状況報告、10 月 22 日の事業者説明会における ご説明、

する等、「客観性」「透明性」に十分配意した検証になっていると認識しています。

当社としては、今後も、必要に応じて外部機関の 力も活用しながら、引き続き情報セキュリティに関 する点検・監査を継続的かつ徹底して繰り返し実施 していく考えです。

(NTT 東日本)

■ 当社は、昨年度の兵庫及び北陸での事案(以下、 昨年度事案)を受け、顧客情報管理システム端末 からの他事業者情報の一括抽出規制・閲覧規制な どのシステム面での対策を講じるとともに、受注等 処理業務のうち他事業者情報を扱う業務を営業部 門から設備部門へ移管するなどの業務面での対策 も講ずるなどの施策を行うこととした業務改善計画 (平成 22 年 2 月 26 日)により、他事業者情報を営 業部門から隔絶する措置について、既に策定・実行 しているところであります。

- 業務改善計画の実行状況については、総務省殿 に3ヶ月ごとに報告を行うことに加え、その有効性・ 実施状況についての外部機関によるチェックを8月 までに完了しています。チェックの結果、業務改善 計画に記載された施策は計画通りに遂行されてお り、同一ケースの再発抑止に効果がある、という旨 の調査結果をいただいており、当該チェック結果に ついては、関係する電気通信事業者様に対し書面 でお知らせするとともに、10 月 22 日には説明会を 開催しております。当該外部機関には、情報セキュ リティに関する多くの監査を実施した実績があり、 情報セキュリティに関する豊富な経験とノウハウを 有するとともに、当社と資本関係がない機関を選定 したことから、当社としては客観的なチェックが行わ れたものと考えており、今後も必要に応じて外部機 関の力も活用しながら、引き続き情報セキュリティ に関する点検・監査を継続的かつ徹底して繰り返し 実施していく考えです。また、昨年度事案に関する 関係事業者への説明会を合計3回(4月、8月、10 月) 開催し、事案の全容、事案発生後に講じた措置 について説明を行っております。
- ・ したがって、他事業者様が提起されている「NTT 東西殿の情報管理プロセスが客観的に検証され、 適正性が担保されるような仕組みの導入」、「透明 性の高い監視の仕組みの導入」などの新たな措置 は不要であると考えます。

(NTT 西日本)

- 当社は、本事案については、営業部門における他 事業者情報に係る顧客情報管理システム端末に不 十分な点があったこと、並びに営業部門における他 事業者情報の取扱いに関するルール等が徹底され ていなかったことに起因すると考えております。
- ・ 他事業者情報の取扱いについては、業務改善命 令(平成22年2月4日)を踏まえた業務改善計画

(平成 22 年 2 月 26 日)に則り、顧客情報管理シス テム端末における他事業者情報の一括抽出規制、 閲覧規制などのシステム面での対策を講じるととも に、受注等処理業務のうち他事業者情報を取り扱う 業務を設備部門へ移管するなどの業務面の措置を 講じております。更に、規範意識強化及び監査・監 督体制強化の観点から、社内規程や運用ルールの 見直し、点検の強化、研修の充実等の取組を実施 しております。この取り組みについては、外部機関 より、業務改善計画の有効性及び実施状況につい てチェックを受け、8 月末で完了しており、今後も、 点検・監査については、必要に応じて外部機関の 力も活用しながら、継続的かつ徹底して繰り返し実 施していきます。 なお、NTT 東西の組織のあり方については、競争 セーフガードの検証対象ではないと考えます。 (NTT 西日本) 考え方33 意見33 NTT東西の116窓口において、接続 再意見33 に関して知り得た情報を用いたフレッツ光の 営業活動が行われている。こうした事例の発 生を防ぐため、ファイアウォール措置を実質 的に担保する体制の構築が必要。 ■ NTT 東・西の116窓口における加入電話移転 【116におけるフレッツ勧誘】 ■ 本意見に指摘されている事案について、NTT 東西 手続きに伴うフレッツ光の営業活動 は、116 番への加入電話又は INS ネット 64 の移転 KDDI 殿も指摘しているとおり、116 窓口における 申込みを行う顧客に対し、当該顧客からの要望が NTT 東・西は、公社時代から継承した加入電話 加入電話移転手続き等に伴うフレッツ光の営業活 の「顧客基盤を活用」できると共に、接続業務 動の問題事例は依然として存在しており、電気通信 無いにもかかわらずフレッツ光の営業活動を行うこ とを厳格に禁じており、公正競争を阻害している事 に関して知り得た他の電気通信事業者及びその 市場の公正な競争環境に支障を及ぼしている状況 実はないと主張している。 に変化はありません。この問題については、2009年 利用者に関する情報を取得できることから、加 入電話の手続きの際に接続情報をフレッツ光の 2月に総務省殿からNTT東西殿に行政指導が行わ れたにも係らず、依然として改善されていない状況 ■ 本件については、これまでの競争セーフガード制 営業活動において用いている可能性がありま 度の運用においても行政指導や注視すべき事項と す。営業面でのファイアーウォールを遵守する に鑑み、当該行為に対して罰則を課す等の実効性 必要があるにも関わらず、今年度においても、 のある指導を行うと共に、116 窓口とフレッツサービ するなどの対応を行ってきたところであるが、一昨 未だ116窓口における加入電話移転手続き等 ス受付センターの所在地及び対応者を物理的に分 年 NTT 西日本及びその県域等子会社において接 に伴うフレッツ光の営業活動の問題事例が報告 離させることや、それぞれの受付窓口業務を NTT 続情報が目的外に提供された事案が発生したこと

されており、事態は依然として改善されていな い状況が続いています。

禁止行為に該当し、フレッツ光が活用業務としまバイル) て認可された際の条件である「雷気通信事業の 公正な競争の確保に支障を及ぼすおそれがない■ 116 窓口における不適切な B フレッツ勧誘につい こと」からも逸脱した行為であるといえます。

こうした事例の発生を防止するには、NTT 東・ 西内において、加入電話とフレッツ光の部門の 所在地・対応者を物理的に分離するなど、ファ イアーウォール措置の徹底を実質的に担保でき る体制を構築すべきと考えます。

(KDDI)

- 接続に関して知りえた情報の目的外利用 116 におけるフレッツ勧誘
- NTT 東西殿の 116 窓口において利用者が加入電 話の移転・転居の手続きを行う際に、NTT 東西殿が 接続業務で取得している顧客情報をもとにし、利用 ADSL事業者の案内及びフレッツ光サービスへの勧 誘を行うといった不適切な営業について、当該行為 が行われることのないよう 2007 年度、2008 年度の 検証において、NTT 東西殿に対し、改めてその周 (イー・アクセス、イー・モバイル) 知・徹底を図るよう要請されその履行状況の報告を 求めるとする措置が行われたところです。
- しかしながら、弊社共にて実施したアンケートによ ると、上述の行為に関する事例は昨年度とほぼ同 じ傾向を示しています。総務省殿のこれまでの対応 は不十分であり、その結果、FTTH 市場における NTT 東西殿の独占化に拍車をかけている現状は極 めて問題であり、直ちに是正を行う必要があると考 えます。
- 具体的には、総務省殿において、指導後の違反 事例について罰則を課す等、より実効性のある指 導を行うと共に、116 窓口とフレッツサービス受付セ

グループ以外の会社に委託する等の踏み込んだ措 置を実施すべきと考えます。

本事例は、電気通信事業法第30条に定める (ソフトバンクテレコム、ソフトバンクBB、ソフトバンク

ては、今までも競争セーフガード制度において行政 指導や注視すべき事項への指定の対処がなされて いますが、毎年のように問題事例の報告が絶えず 行われており、現在の競争セーフガード制度上の 対処だけでは抜本的な対策は難しいと考えます。

現在の 116 窓口における Bフレッツサービス営業 の考え方は、「IP時代における電気通信番号の在り 方に関する研究会第二次報告書 (平成 18 年 6 月 総務省)において、利用者利便性の観点から、当面 利用可能と整理されているところです。しかしなが ら、本年度の競争セーフガード制度の検証において は、行政指導等の対処はもちろんのこと、毎年のよ うに問題事例の報告がなされている現状を踏まえ、 公正競争確保の観点から再度考え方の整理が行 われるよう、次の検討ステップへの道筋が示される べきであると考えます。

|■ 当社の 116 窓口においては、お客様が他社 DSL サービスをご利用の場合には、加入電話の移転・ 廃止等の注文を受け付けた際に当該事業者へもサ ービス廃止等の手続きが必要となることから、従来 よりその旨の注意喚起を行うこととしています。

しかし、その場合でも、他事業者名を特定するこ とはできないことから、具体的なADSL事業者名を 当方から案内することはできません。

また、営業部門において他事業者情報を取扱わ ない体制を構築する観点から、他事業者情報の閲 覧規制を2010年5月に実施した結果、お客様がど を受け、昨年2月、他事業者情報の取扱いに関す る業務の在り方について、NTT 西日本に対して業 務の方法の改善及びその他の措置を講じることを 命令、NTT 東日本に対して業務の運営の在り方に ついて要請を行った。

これを受けて、NTT 東西において、116 窓口にお ける他事業者情報の閲覧規制を実施している。仮 に NTT 東西による措置が徹底されず 116 窓口にお いて他事業者情報の目的外利用が行われた場合 には、電気通信事業法及び電気通信事業分野にお ける競争の促進に関する指針(以下「共同ガイドラ イン」という。)に照らし、電気通信事業法第 30 条第 3項第1号に抵触する又は潜脱することとなるおそ れがある。

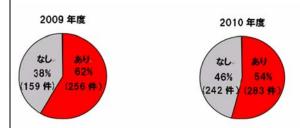
このため、NTT 東西における改善計画、実施計 画の適切な履行が図られるよう、引き続き注視して いくこととする。

ンターの所在地及び対応者を物理的に分離するこ とや、NTT グループ以外の会社が個別に委託業務 として運用する等の踏み込んだ措置を併せて対策 として実施すべきと考えます。当該問題が放置され た結果、NTT グループの独占の進行による市場支 配力の拡大に、歯止めをかけることができなけれ ば、総務省殿は規制機関としての信頼を勝ち取るこ とができないものと考えます。

(弊社共実施のアンケート)

116 における回線移設手続き時の利用 ADSL 事 業者案内、フレッツ勧誘有無についての調査結果

- ①利用 ADSL 事業者の案内 (対象:全アンケート 回答者対象)
 - Q:NTT116 番にて電話回線移設のお手続きをし て頂いた際に、ADSL 事業者まで連絡するよう にという案内が、NTT からありましたか。



- ②具体的な利用 ADSL 事業者(Yahoo!BB)利用の 当社は接続の業務で知り得た情報の目的外利用 案内 (対象:①で「利用 ADSL 事業者への連絡 案内があった」と回答した方)
 - Q:その際に、「Yahoo! BB」という名前の案内が NTT116 番担当者の方からありましたか?

のサービスをご利用しているのか把握することがで きなくなっていますが、他事業者からは、移転・廃止 等の注文受付時に他事業者へ連絡するよう注意喚 起を行うことは継続してほしいとの要望を受けてい ます。

これを踏まえて、加入電話の移転、廃止等の注 文を受付した場合、全てのお客様に対し他事業者 サービスの利用有無を確認したうえで、お客様から 他事業者へ契約変更・廃止等の手続きを行う必要 がある場合には、当該事業者へご連絡いただくよう 注意喚起を行うこととしました。

したがって、閲覧規制の前後を問わず、当社から お客様に対しご利用中のADSL事業者へ連絡する よう注意喚起を行っていることについて、公正競争 上の問題は一切ないと考えます。

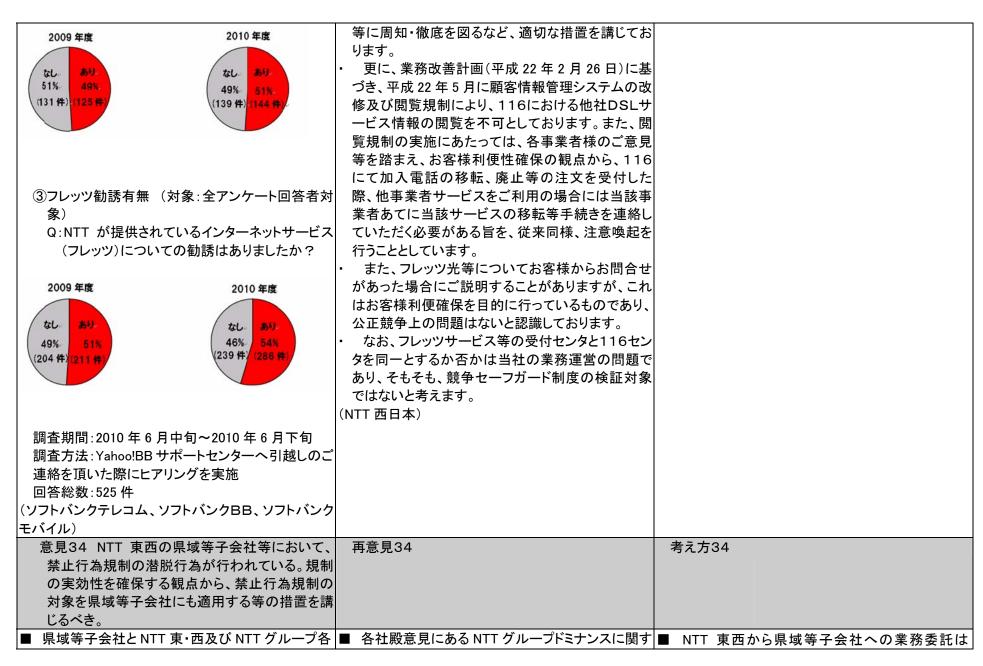
また、当社は、116番への加入電話又はINSネッ ト 64 の移転申込みを行うお客様に対し、当該お客 様からのご要望が無いにもかかわらず、フレッツ光 の営業活動を行うことについても、当該行為を厳格 に禁じています。

なお、当社の 116 窓口におけるフレッツ光の対応 については、お客様の利便性確保の観点からお客 様のご要望にお応えして実施しているものであり、 公正競争を阻害するものではありません。

以上のとおり、ソフトバンク殿、KDDI殿によるい ずれの指摘もあたらず、公正競争を阻害している事 実はないことから、これまでに実施した措置に加え て、新たな措置を講じる必要はないと考えます。

(NTT 東日本)

の防止やフレッツサービス等の営業活動において 加入電話及びINS64の契約に関して得た加入者 情報であって他事業者が利用できないものを用い ないことについて、支店及び県域等子会社の社員



社の一体営業

NTT 東·西の県域等子会社による携帯電話の販 売は、NTT 東・西が、自らのサービスの販売を受託 している県域等子会社を通じて NTT ドコモと連携す ることにより、固定と移動をセットで販売する一体営 業であり、これは子会社を介して禁止行為規制を潜 脱する行為といえます。こうした子会社を通じた固 定と移動のセット販売や、NTT 西日本事案のような 接続で知り得た情報の本体から子会社への提供を 踏まえると、県域等子会社を介したNTTグループの 一体営業の実態が浮かび上がります。

これらの営業活動は、禁止行為対象事業者の電(イー・アクセス、イー・モバイル) 気通信業務の主たる部分を委託するものであって、 実態上は禁止行為対象事業者による行為と同じで |■ 県域等子会社への業務の委託は、経営の効率化 あるため、禁止行為の対象範囲を子会社等まで拡 大する必要があると考えます。

(KDDI)

- 子会社を通じた脱法的な共同営業 NTT 東西殿への規制の子会社への適用
 - 弊社共調べによると、県域等子会社が運営 する一部の販売店において、NTT ドコモ殿の 携帯電話を販売する行為が依然として散見さ れますが、※5これは子会社を介した実質的な NTT 東西殿と NTT ドコモ殿の一体営業に他な りません。
 - このような県域等子会社を通じた排他的な 一体営業等の実態については、これまでも各 接続事業者から指摘されてきたところであり、 総務省殿の考え方においても公正競争阻害の 恐れが指摘されているところです。
 - ・ しかしながら、これまでに総務省殿から出さ れた指導は、NTT 東西殿と県域等子会社の役 員人事兼務の報告を行うことにとどまるもので あり、さらに 3 年連続して指導が出されている

る各事案は、競争セーフガード制度においても毎年 のように報告されていますが、検証結果としては注 視すべき事項に留まっており、抜本的な解決には 未だ至っておりません。

各社殿意見に共通し特に重要なことは、NTT 西 日本情報漏洩問題をみても明らかなように、現在は NTTグループ間の連携が非常に容易で強大な市場 支配力の行使が可能な組織構造になっていること にあり、市場環境や業務実態にあわせた各公正競 争要件の見直しが一切行われてきていなかったこ とにあると考えます。

を図る観点から行っているものであり、こうした経営 努力の成果は、お客様サービスの向上、更にはユ ーザ料金や接続料金の低廉化にも反映していま

会社の形態等に関わらず、当社の業務を委託す る際には、従来より当社からの委託業務で知り得た 情報の目的外利用の禁止について業務委託契約 に規定する等、適切な措置を講じるとともに、一層 の公正競争の遵守・徹底に向けて、営業部門にお ける他事業者情報の閲覧を原則不可とするシステ ム改修や、他事業者情報を取り扱う受注等処理業 務の営業部門からの分離及び設備部門への移管 など、他事業者情報の不適切な取扱いが生じる余 地を一切残さない厳格な仕組みを構築しており、公 正競争上の問題はないと考えます。

また、県域等子会社による NTT ドコモの代理店 業務については、当社からの受託業務とは組織を 分け、当社から受託した業務に係る顧客情報の目 的外利用の禁止について業務委託契約に規定す る等、公正競争確保のための適切な措置が講じら れており、排他的な一体営業はありません。

NTT 東西の経営の効率化の観点から行われてい ることから、それを制限するような措置をとることは 望ましくないが、禁止行為規制の趣旨を踏まえれ ば、NTT 東西がその子会社に業務委託した場合に 当該子会社が委託を受けた業務に関し反競争的 な行為を行うことは当該規制を事実上潜脱するも のとして看過し得ないと考えられる。このことから合 同部会の取りまとめ等を踏まえて「光の道」構想に 関する基本方針等を策定・公表したところであり、 当該基本方針等に基づき、子会社等との一体経営 への対応を含む電気通信事業法等の改正案が、 今涌常国会への提出に向けて閣議決定されてい る。。

なお、本件については、これまでの競争セーフガ ード制度の運用においても、NTT 東西と県域等子 会社との間の役員兼任の実態の報告を要請する 等の対応を行ってきたが、上記改正法案に係る規 定の整備等と並行して、NTT 東西と県域等子会社 との間の役員兼任に伴い公正競争確保上の問題 が発生しないかどうか引き続き注視していく必要が あるため、NTT 東西に対し、当該実態の本年度の 状況について報告を求めることとする。

にもかかわらず、今に至るまでなんら事態の改 善につながっていないことに鑑みれば、人事情 報の報告のみではいかなる効果も期待できな いことは明らかです。

- 一方で、当該問題は、タスクフォース「光の■ 販売代理店については、従来より各社独自の情 道 ローキンググループ(以下、「ワーキンググ ループ」という。)において、取り挙げられ、県 域等子会社の規制の在り方等について議論が 行われているところです。ワーキンググループ で議論を尽くし、NTT 東西殿と県域等子会社と の役員兼任を禁止する等の厳格なルールを定 めることは当然のこと、ドミナント規制の在り方 の見直し議論が行われる中で電気通信事業 法第 31 条等を見直すことで、県域等子会社に もNTT 東西殿と同様の禁止行為規制を適用す べきと考えます。
- ※4 県域等子会社のホームページ上で、NTTドコ モ殿の携帯電話を販売している旨を掲載 NTT-西日本-東海

http://www.NTT-west-tokai.co.jp/original/in dex.html>

NTT-西日本一中国

http://www.NTT-west-chugoku.co.ip/keitai.h tml >

(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバ イル)

■ 1. 県域子会社・販売代理店における情報管理に ついて

NTT西日本あるいはNTT西日本の代理店を名乗 る者からの自宅固定電話へのフレッツサービスの 勧誘が、いまだ散見されます。

この点、NTT西日本は、販売代理店等が独自に 作成した名簿等を用いて架電しているものであり、

したがって、県域等子会社を特定関係事業者に 指定して規制を強化する必要はないと考えます。 (NTT 東日本)

- 報に基づいて営業活動を展開しております。
- お客様情報及び他事業者情報(以下、他事業者 情報等という)を取り扱う業務を委託する場合は、 当該委託先に対し、業務委託契約書等において、 他事業者情報等の適正な取扱いに関する管理・監 督・指導についての責任者の設定、他事業者情報 等の目的外利用の禁止や情報セキュリティに関す る安全管理措置、事故発生時のペナルティ等につ いて規定するとともに、規範意識強化の観点から、 公正競争条件確保や情報セキュリティ強化に向け た社員研修を徹底して実施しているところです。
- 特に県域等子会社等については、情報管理体制 や自主点検等についてより厳格な情報管理義務を 定め、NTT 西日本と同等の情報管理ルールを課し ているところであり、また県域等子会社の営業部に 対し、業務用PCの総点検を実施するなど、更なる 点検強化を図っています。
- なお、他事業者情報等を取り扱う業務を再委託す る場合には、NTT 西日本の書面による同意を必要 としております。また、一次委託先に対し、再委託先 にも一次委託先と同等の情報管理を義務づけるよ う求めるとともに、再委託先の行為について、一次 委託先が責任を負うことを規定するなど、厳格な管 理・監督を行っております。

(NTT 西日本)

■ 県域等子会社への業務委託は、経営効率化の観 点から実施しているものであり、こうした効率化の 努力は、お客様サービスの向上や料金の低廉化を 通じ、お客様利便の向上に資するものであると考え NTT西日本としては関知していないとのスタンスでありますが、昨年兵庫県にて発生したNTT西日本による接続情報の不正提供の発生状況・経過(※)を鑑みると、接続情報や顧客情報が利用されているとの疑念がぬぐえないことから、改めて、再委託や再々委託等、間接的な契約先を含め全県域等子会社・全販売代理店を調査する等、徹底した措置が必要と考えます。

特に、業務委託先等への管理・監督責任がある NTT西日本においては、不適切な行為が発覚した 場合は、当該契約を打切るという断固とした姿勢で もって、再委託や再々委託等、間接的な契約先を 含め県域等子会社・販売代理店の管理・監督を行 うことが肝要と考えますので、その点強く指導いた だくことを要望いたします。

※兵庫県にて発生したNTT西日本による接続情報の不正提供の発生状況・経過

- ・ 直接規制のかからないNTT西日本-兵庫、 販売代理店が介在する形で発生した
- ・廃棄した顧客データと概ね一致する顧客データが、NTT西日本-兵庫内に存在していたにもかかわらず、本年6月になってはじめて認知されている

(ケイ・オプティコム)

ております。

- 当社の県域等子会社による NTT ドコモ殿の代理 店業務については、当社からの委託業務を実施す る組織とは別の組織において、委託業務とは独立 して実施しており、営業情報等に関するファイアー ウォールを担保するなど、適切な措置を講じており ます。
- また、県域等子会社の当社からの委託業務を実 施する組織に対しては、顧客情報及び他事業者情 報の適正な取り扱いに係る管理体制の構築を義務 付ける等、適正な取扱いについて業務委託契約に 規定する等の措置を講じてきたところであります が、他事業者情報の取扱いについては、業務改善 命令(平成22年2月4日)を踏まえた業務改善計 画(平成22年2月26日)に則り、顧客情報管理シ ステム端末における他事業者情報の一括抽出規 制、閲覧規制などのシステム面での措置、受注等 処理業務の一部を設備部門へ移管するなどの業務 面の措置を講じるとともに、規程等の見直し・点検 の強化・研修の充実等の規範意識強化、監査・監 督体制の強化の措置を講じております。この取り組 みについては、外部機関より、業務改善計画の有 効性及び実施状況についてチェックを受け、8月末 で完了しており、今後も、点検・監査については、必 要に応じて外部機関の力も活用しながら、継続的 かつ徹底して繰り返し実施していきます。
- ・ 以上のとおり、当社は、事業法等の法令及び共同ガイドライン等の各種ガイドラインを遵守した事業活動に向けた措置を既に講じていることから、県域等子会社に対してNTT東西本体と同等の禁止行為規制を適用するなどの規制拡大は不要と考えます。

(NTT 西日本)

意見35 ドコモショップは NTT ドコモの一部と見な

再意見35

考え方35

すことができることから、NTT ドコモと同等の禁止 行為規制を課し、グループ他社の商品の販売禁 止等の措置を講じるべき。

- わせた割引サービスの提供
 - ドコモショップにおける B フレッツ販売
- 弊社共は過年度の本制度の意見において、一部 のドコモショップにおける NTT 東西殿のフレッツサ ービスの営業やフレッツサービスと携帯電話とのセ ット販売等による値引きの実態について指摘してお りますが、依然として、このような状況が継続してい ます。
- この点について、総務省殿は、2009年度の本制 度の運用に関する意見及びその考え方において、 当事者が代理店であれば直ちに排他性があるとは 言えないとの考え方を示していますが、これは実態 に即したものになっていないと考えます。
- ドコモショップについては、専ら株式会社エヌ・テ ィ・ティ・ドコモ(以下、「NTTドコモ」という。)殿の製 品、サービスを取り扱う店舗である実態、及び多く のユーザの認識を考慮しても、ドコモショップに、 NTT グループ以外の事業者のサービス契約を目的 に訪問するユーザは想定できず、競争事業者がド コモショップに対して自社商品の取り扱いを依頼す ることは現実的には考えられません。このような状 況を踏まえると、ドコモショップは NTT ドコモ殿の一 部とみなすべきであり、代理店が運営する店舗での 行為であるとしても、実質的な排他性が十分に存在 するものと考えます。
- る競争の促進に関する指針(以下、「共同ガイドライ

る各事案は、競争セーフガード制度においても毎年 のように報告されていますが、検証結果としては注 視すべき事項に留まっており、抜本的な解決には 未だ至っておりません。

各社殿意見に共通し特に重要なことは、NTT 西 日本情報漏洩問題をみても明らかなように、現在は NTTグループ間の連携が非常に容易で強大な市場 支配力の行使が可能な組織構造になっていること にあり、市場環境や業務実態にあわせた各公正競 争要件の見直しが一切行われてきていなかったこ とにあると考えます。

(イー・アクセス、イー・モバイル)

■ 本件についてはドコモショップを運営する代理店 が、NTT ドコモとの代理店契約とは別に、当社との 販売代理店契約に基づきフレッツ光を取扱っている に過ぎず、当社とNTTドコモとの間に共同の営業行 為はありません。

また、ドコモショップ等の販売代理店がどの商品 を取り扱うか、どのようなサービスを組合せた販売 を行うかは、販売代理店自らの営業戦略に基づくも のであり、NTT 東西とドコモによる排他的な営業行 為に当たらないと考えます。

したがって、NTT グループ商品の取扱いを禁止 する等の販売代理店の自主性を損ねるような措置 は不要であると考えます。

(NTT 東日本)

従って、総務省殿は、「電気通信事業分野におけ ■ 本件についてはドコモショップを運営する代理店 が、NTT ドコモ殿との代理店契約とは別に、当社と

|■ 自己の関係事業者のサービスを排他的に組み合|■ 各社殿意見にある NTT グループドミナンスに関す|■ 本意見において指摘されている事案について NTT 東西及び NTT ドコモは、ドコモショップを運営す る代理店が、自らの経営判断によってそれぞれと販 売契約を結び販売しているにすぎず、NTT 東西と NTT ドコモとの間に共同の営業行為は発生してい ないとしており、排他的営業行為に該当するとの論 拠が十分に得られているわけではない。

> あくまで販売代理店が独自の判断で NTT 東西と 代理店契約を締結し販売している場合にはこれをも って直ちに排他性があると言えるものではないが、 自己の関係事業者のサービスを排他的に組み合 わせた割引サービスの提供等に当たる場合には、 電気通信事業法及び共同ガイドラインに照らし、電 気通信事業法第 30 条第3項第2号及び「日本電信 電話株式会社の移動体通信業務の分離の際にお ける公正有効競争条件」(平成4年4月 28 日)(2) に抵触する又は潜脱するおそれがあることから、引 き続き注視していくこととする。

ン」という。)」に記載されている差別的取扱いの本来の趣旨を踏まえ、このような実質的な排他的営業行為を看過せず、ドコモショップにおける NTT グループ他社商品の取り扱いを禁止する措置や、少なくとも、NTT ドコモ殿における顧客情報を用いてのNTT グループ他社商品の営業禁止等の情報のファイアーウォールの確保、及び NTT グループ商品同士を組み合わせてのセット割引の禁止措置を早急に実施すべきと考えます。 (ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)	いるに過ぎず、当社とNTTドコモ殿との間に共同の営業行為はありません。 ・ また、当社とNTTドコモ殿との共同営業については、排他的なものでない限り、禁止されるものではないと理解しております。 ・ なお、過年度の競争セーフガード制度において、本件と同趣旨の意見については、「あくまで販売代理店がNTT 東日本との代理店契約によって実施し	
意見36 家電量販店における NTT 東西・NTT コミュニケーションズ・NTT ドコモの各サービスの一体的な販売活動は公正な競争環境を阻害するため、NTT 東西及び NTT ドコモに対し販売代理店の監督義務を負わせる等の追加的なルールを整備すべき。		考え方36
■ 一部の電気通信事業者に対する不当な優先的取	■ 家電量販店等を通じた、特定関係事業者やドミナ	■ 本意見において指摘されている事案のうち、NTT

扱い、及び量販店等への不当な規律干渉(ISPに 対する差別的取扱い)

OCN の優先的取扱い

- 弊社共調べによると、一部の家電量販店では、 NTT 東西殿の B フレッツ販売時に OCN のみを取り 扱っている事例や、NTT 東西殿のフレッツサービス と NTT ドコモ殿の携帯電話との同時加入に対する 高額ポイントの付与等の施策が依然として行われ ています。
- これら事案が、NTT東西殿・NTTドコモ殿・エヌ・テ ィ・ティ・コミュニケーションズ株式会社(以下、「NTT (KDDI) コミュニケーションズ」という。)殿の主張するように、 代理店の判断によるものか、実態を調査すべきと ■ 家電量販店等の販売代理店がどのISPを取り扱 考えます。
- 仮に代理店の判断によるものであることが実証さ れた場合であっても、こうした市場支配力を有する 事業者が提供するサービス同士を組み合わせた割 引サービス等の提供の結果、競争原理が機能しな くなることは明らかです。総務省殿においては、十 分な検証を行わず NTT 西日本殿の情報漏洩問題 (NTT 東日本) を引き起こしたというこれまでの検証の甘さを認識 の上、より踏み込んだ検証を行うべきと考えます。 ■ 過年度の競争セーフガード制度において、本件と
- 具体的には、共同ガイドラインに記載されている 差別的取扱いの禁止や、NTT再編に関する基本方 針における NTT 東西殿と NTT コミュニケーションズ 殿の共同営業禁止の本来の趣旨に鑑み、代理店 の判断に基づくものであっても、これら競争阻害性 を有する販売行為は決して認められるべきでない ことから、NTT 東西殿・NTTドコモ殿は、自社に課さ れている規制の趣旨を代理店に周知・理解をさせ るとともに、代理店による排他的なセット販売行為 を行わせないよう監督義務を負わせる等の追加的 なルールを整備すべきと考えます。上記対応を行 わないのであれば、市場における問題の放置に他 ならず、総務省殿として信頼を再び勝ち得ることは

ント事業者同士のサービスの一体的な販売は、事 実上、固定と移動をセットで販売する一体営業であ り、自己の関係事業者と一体となった排他的業務 に該当するものであり、電気通信事業法第30条を 潜脱する営業活動であることから、禁止行為の対 象範囲を拡大する必要があると考えます。

前述の通り、販売代理店であっても、販売活動自 体は、禁止行為対象事業者による行為と同じであ るため、NTT 東・西は代理店の販売活動についても 指導・監督責任があると考えます。

うか、どのような商品を取り扱うかは、販売代理店 自らの営業戦略に基づくものであり、NTT 東西と NTT コミュニケーションズ、NTT ドコモとの排他的な ■ しかし、自己の関係事業者のサービスを排他的に 共同営業には当たりません。また、販売代理店の 経営の自主性を損ねるような措置は不要であると 考えます。

- 同趣旨の意見については、「不当性を有する差別 的な取扱いであるとの論拠は必ずしも十分ではな い」との検証結果が示されているところであり、本年 度の意見についても、具体的な根拠に基づかない 推測であることから、改めて検証する必要性は乏し いと考えます。
- そもそも、家電量販店などの販売代理店がどの商 品を取り扱うか、どのようなキャンペーンを行うかは 代理店自らの営業戦略として実施されるものであ り、公正競争上の問題が認められないにも関わら ず、こうした代理店の戦略に結果的に制限をかける ことにつながる追加的なルール等は、代理店各社 の経済活動の自由を侵害するものであり、問題で

東西がOCNを優先的に取り扱っているとの指摘に ついては、NTT 東西及び NTT コミュニケーションズ は、家電量販店が自らの判断で個別に契約関係を 結んでいるにすぎず、家電量販店を通じた営業活 動については独立して実施されているとしている。 また、フレッツ光とNTTドコモの携帯電話の同 時加入に対する高額ポイントの付与等の指摘に ついては、NTTドコモは販売代理店がNTTドコ モとの代理店契約とは別に、自らの経営判断でN TT東西とフレッツサービスの販売に関する代理 店契約を締結し、販売促進施策としてポイント付 与を行っているとしており、両事案において、排 他的営業行為に該当するという論拠が十分に得 られているわけではない。

組み合わせた割引サービスの提供等に当たる場合 には、電気通信事業法及び共同ガイドラインに照ら し、電気通信事業法第 30 条第3項第2号及び「日 本電信電話株式会社の移動体通信業務の分離の 際における公正有効競争条件」(2)に抵触する又 は潜脱するおそれがあることから、引き続き注視し ていくこととする。

できないものと考えます。

|(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンク|(NTT 西日本) モバイル)

|■ 2. 家電量販店等を通じた営業活動について

家電量販店等での NTT 東西・NTT コミュニケー ションズ・NTT ドコモの各サービスの一体的な販売 活動について、これまでの競争セーフガード制度の 検証において、各事業者から多くの問題提起がさ れてきましたが、検証結果においては、NTT 各社 自身が排他的な取引をしているわけではなく、家電 量販店等の経営判断によるものとされております。

そのようななか、フレッツでの地デジ対策として、 NTT グループが資本参加する事業者が提供する 映像サービス(フレッツ・テレビ、ひかりTV)も同様 に取扱われる等、一体的な販売活動が加速してお り、今後も拡大していくものと想定されます。

結果的に、家電量販店等において、特定関係事 業者やドミナント事業者同士のサービスを一体的 り、また NTT 再編の趣旨にも反するものと考えま す。

また、NTT 各社サービスの一体的な販売活動が 拡大することは、情報通信市場全体の競争環境に 深刻な影響を及ぼすことから、一概に家電量販店 等の経営判断によるものと結論づけることなく、 NTT 各社及びその子会社による営業活動のなか で、このような経営判断を誘引するような施策がと られていないかについて、検証することが必要であ ると考えます。

(ケイ・オプティコム)

意見37 NTT ファイナンスの NTT グループカードに よるセット割引や、NTT が検討中であるとされる NTT ファイナンスによる料金一括請求について

あると考えます。

|■ 弊社は、NTT 東日本、西日本とは個別に家電量 販店と代理店契約を締結した上で、家電量販店を 通じた営業活動について独立して実施しており、公 正競争上の問題はないと認識しております。

さらに、昨年度の競争セーフガード制度における 検証結果において「当該代理店の販売施策が『自 己の関係事業者のサービスを排他的に組み合わ せた割引サービスの提供に該当するとの論拠は十 分でない』」との考え方が示されております。

このような状況において、代理店の営業活動に 関する追加的なルール整備を行うことは、その合理 性を欠くのみならず、弊社及び家電量販店が行う正 当な営業活動を阻害するものであることから適当で はないと考えます。

(NTT コミュニケーションズ)

- に販売することは、公正競争を阻害するものであ | ドコモショップや家電量販店等を運営する販売代 理店が当社との代理店契約とは別に、自らの経営 判断で NTT 東・西とフレッツサービスの販売に関す る代理店契約を締結し、販売促進施策を実施して いるものであり、何ら排他性があるものではないと 考えます。
 - また、当社と販売代理店との契約においては、当 社の顧客情報等を当社に係る業務以外に利用する ことを禁止していることから、公正競争上問題なく、 新たな規制を追加する必要はないと考えます。

(NTTドコモ)

再意見37

考え方37

は、NTT グループの排他的な連携により公正競 争を害するものである。

けるグループ各社の優先的取扱い

NTT 持株の傘下にある NTT ファイナンスが、NTT ドコモや公社時代に構築したボトルネック設備を保 有するNTT東・西と、NTTグループ各社との実質的 なセット割引を実施することは、実効上排他性があ るため公正競争上問題であると考えます。また、形 式的には他社にもオープンになっているものの、競 合領域の多いライバル企業との組み合わせはビジ ネス上あり得ないため、結果的に排他的になってい るといえます。

さらに、平成22年6月1日付け日本経済新聞朝 刊では、NTT ドコモの携帯電話、NTT 東・西の固定 電話およびフレッツ光とひかり電話、NTT コミュニケ ーションズが提供する長距離・国際電話とOCNの 計6サービスの料金徴収業務を、平成23年度中に NTT ファイナンスに集約すると報じられています。

これが事実であるならば、自己の関係事業者と 一体となった排他的業務に該当するものであり、電 気通信事業法第30条に抵触する行為そのものと いえます。

本事案はグループドミナンスに起因する問題であ り、本来は持株会社体制の廃止によって対処すべ きです。それが実現するまでの暫定的な応急措置 として、「関係事業者」の判断基準に、資本関係の みならず、当該事業者の取引総量において NTT グ ループが占める割合を含める(例:取引総量の5 0%以上を NTT グループが占めるのであれば、関 係事業者とみなす。)こと等により、排他的か否かを 実効性の観点から判断すべきであると考えます。そ の上で、公平な取扱いにより競争を機能させるとい う観点から、接続事業者がNTTグループと同等に、

- |■ NTT ファイナンスによる NTT グループカードにお 我が国の電気通信市場は、1985年の電電公 本意見において指摘されている事案について、 社民営化以降、NTT に対する累次の構造的措置 (88年のデータ通信事業の分離、92年の移動 体通信事業の分離、99年の NTT 再編成) に加え て、接続規制・行為規制措置が累積的に適用され るなど、世界でも最も徹底した公正競争環境が整 備されています。
 - この間、NTTは、電気通信市場における激しい 競争の中、上記の公正競争条件を遵守しつつ、持 株会社方式によるグループ経営を通じて、業務の アウトソーシングや代理店等の活用などに積極 果敢に取り組むことにより、経営の効率化による 低廉なユーザ料金・接続料金の実現やお客様サー ビスの充実など消費者利便の向上に邁進してき ました。
 - こうした様々な経営改善施策については、我が 国のあらゆる産業分野と同様、もはや一企業だけ の力で実現できるものではなく、子会社・関連会 社を含む多数のビジネスパートナーとの幅広い 提携・協業が不可欠となっています。
 - NTT としては、今後とも、グループの主要通信 会社がお客様ニーズに対応して積極果敢な事業 運営を行うとともに、様々なビジネスパートナー 自身の創意工夫により生み出される付加価値を 大いに活用し、消費者利便の向上に最大限貢献し ていく考えです。また、このことが、我が国の電 気通信市場における競争のダイナミズムを一層 活性化させるものと確信しています。
 - このような観点から、NTT 東西及び NTT ドコモ に対する禁止行為規制の適用については、法律に 定められた違反行為の要件に基づき厳密に行っ て頂きたいと考えます。

NTTドコモは自社からNTTファイナンス社へ割引 原資等の提供は行っておらず、あくまでNTTフ ァイナンス社の経営判断によりポイント環元等 の提供を行っているものと認識しているとしてい

当該特典は、自己の関係事業者のサービスを排 他的に組み合わせた割引サービスの提供が禁止 されているNTT東西又はNTTドコモにおいて実 施されているものではなく、また、NTTグルー プ以外の事業者の雷気诵信サービスも組み合わ せて提供されており、このような取扱いは現行の 法制度上直ちに禁止されるものとはいえない。

また、御指摘の一部新聞報道については、NT Tは、6月1日付のニュースリリースにおいて、 顧客の利便性向上の観点から料金請求の一本化 に取り組む検討を行っているが具体的な内容は 固まっていないとしている。

しかし、特典の提供方法や料金請求一本化の方 法如何によっては、「自己の関係事業者のサービ スを排他的に組み合わせた割引サービスの提供」 等を禁止した電気通信事業法第30条第3項第2 号や同法第31条第2項第2号、「日本電信電話 株式会社の移動体通信業務の分離の際における 公正有効競争条件」(2)及び「日本電信電話株 式会社の事業の引継ぎ並びに権利及び義務の承 継に関する基本方針」(平成9年12月4日)に おける承継会社への事業の引継ぎに当たって電 気通信の分野における公正な競争の確保に関し 必要な事項に関する基本的な事項(以下「NTT の承継に関する基本方針」という。)(七)(八) を事実上潜脱するおそれがあるため、引き続き注

例えば NTT 東・西の加入電話やフレッツ等を自社・ サービスとセットで請求スキームを用意すべきと考 えます。

(KDDI)

- |■ 一部の電気通信事業者に対する不当な優先的取 扱い、及び量販店等への不当な規律干渉(ISPに 対する差別的取扱い)
 - NTT ファイナンス殿を介した優先的取扱い 〈NTT グループカードによるセット割引〉
- |・ NTT 持株殿傘下(NTT 持株殿 91.1%所有)の、NTT ファイナンス株式会社(以下、「NTT ファイナンス」と いう。)殿が提供する「おまとめキャッシュバック」サ 一ビスについて、共同ガイドラインで禁止されている 「自己の関係事業者のサービスを排他的に組み合 わせた割引サービスの提供」に該当する恐れがあ ることを過年度の弊社共の意見で指摘しているとこ ろです。
- 同サービスの対象である NTT グループ外の企業 は、大手 ISP2 社(NEC ビッグローブ株式会社殿及 びニフティ株式会社殿)に過ぎず、昨年度の時点か ら当該サービスの対象企業に変化はなく、実質的 な一部の電気通信事業者に対する優先的取扱い が解消されたとはいえません。
- 企業とフレッツサービス提携企業により、NTT グル ープの市場シェアを利用した割引サービスを実質 的に認めるものであり、NTTグループ殿の独占性を 推進することに他なりません。総務省殿において は、禁止行為規制の本来の趣旨や、共同ガイドライ ンに規定する「自己の関係事業者のサービスを排 他的に組み合わせた割引サービスの提供」の禁止 を厳格に運用する観点から、関連会社を通じた実 質的なセット割引を認めるべきではなく、即時に「お まとめキャッシュバック」のサービス提供を禁止する

- 仮に違反行為の要件が拡大解釈等により不明確 視していくこととする。 となれば、規制の対象となる NTT 東西及び NTT ドコモはもとより、当該企業との取引を重要なビ ジネス領域とする子会社・関連会社や多数のビジ ネスパートナーの予見可能性は著しく低下し、本 来正当な事業活動まで制約を受けざるを得なく なります。結果として、消費者利便が大きく損な われることとなります。
- ・ 近年、我が国の電気通信市場においては、ブロ ードバンド化・IP化の急速な進展に伴い、様々 なサービスの連携・融合が実現しつつあります。 公正競争の確保についても、こうした市場実態を 的確に反映したものとすることが必要であり、電 話時代の競争を前提とした制度から、ブロードバ ンド・IPの設備競争を前提とした制度(事後規 制)に転換するべきであると考えます。
- それが直ちに実現できないとしても、他事業者 が既に提供しているお客様利便について、規制が 非対称であるが故に NTT グループのお客様だけ が享受できないという現状は早急に改善すべき であり、市場実態や消費者利便等を踏まえた規制 の緩和をお願いしたいと考えています。

(NTT)

このような状況を黙認することは、NTT グループI■ 当社から NTT ファイナンス社へ割引原資等の 提供は行っておらず、あくまで NTT ファイナンス 社の経営判断によりポイント環元等の提供を行 っているものと認識しております。 (NTT ドコモ)

等の措置を講じるとともに、NTT 持株殿の子会社・ 関連会社に対し、NTT グループ商品のセット割引に 相当する行為全てを禁止する措置を講じることが必 要と考えます。

〈NTT ファイナンスによる一括請求〉

- 本年6月1日に、NTTファイナンス殿がNTTグループ企業の料金一括徴収サービスを開始する旨が日本経済新聞より報じられました。
- ・ 現状では、NTT ファイナンス殿及び NTT グループ 企業からは当該サービスの開始について正式発表 されていませんが、固定ユーザ約 6500 万、移動体 ユーザ約 5600 万という契約数※6 をもとに NTT ファ イナンス殿が料金ー括徴収サービスを開始すれ ば、巨大なアドバンテージを持ったファイナンス企業 が誕生することとなり、クレジットカードや料金徴収 に関する市場において、大変な脅威となることが想 定されます。
- ・ NTT ファイナンスについて、独占禁止法上の問題が生じないか、公正取引委員会が監視する必要がある一方、総務省殿においては、NTT 東西殿、NTT コミュニケーションズ殿及び NTT ドコモ殿等が NTT ファイナンス殿を中核として、脱法的に排他的な割引サービス提供等のグループ連携を行わせないよう、未然の防止や監視等の措置を講じる必要があると考えます。
 - ※5 NTT グループ HP(2010 年 3 月末データ)
 http://www.NTT.co.jp/ir/fin/subscriber.html>
 固定は加入電話、INS ネット、フレッツ ADSL、フレッツ光、ひかり電話契約数の合計値、移動体は携帯電話契約数。

(ソフトバンクテレコム、ソフトバンクBB、ソフトバンク モバイル) 意見38 レイヤ3接続機能とレイヤ2接続機能に ついて、その接続料算定プロセスをすべて公開 し、総務省も再度検証すべき。

■ 接続料の適正性の検証

事業法第30条第3項第3号は、「他の電気通信 事業者(以下中略)に対し、その業務について不当 に規律をし、又は干渉すること」を禁止しています。 一方、事業法第34条第3項第4号は接続料の水 準を規定し、「第二種指定電気通信設備制度の運 用に関するガイドライン」は、より具体的に、接続料 原価の算定プロセスや原価として算入すべきコスト や利潤等を記載しています。然るに、当該ガイドラ インにおいても、接続料算定式(特定された原価か ら接続料をどのように導出するか)については記載 されておらず、接続約款に記載されている接続料が 適正であるか否かを検証するしくみが全く明らかに されていません。このことにより、第二種指定電気 通信事業者が、事業法第34条第3項第4号が規 定する接続料水準より高い接続料を接続事業者に 課し、相対的に自己にとって有利な取引を行い、 「他の電気通信事業者の業務について不当に規律 している」可能性を否定できません。第二種指定電 気通信事業者がどのような算定式を用いて接続料 を算定したのか、特に、設備の処理能力(容量)に 基づく接続料であるべきレイヤ 3 接続機能とレイヤ (KDDI) 2 接続機能について、その接続料算定プロセス(特 に算定式)をすべて公開するとともに、総務省殿に ■ 本件については、昨年の情報通信審議会「電気 おいても再度検証していただくことを強く要望しま す。

(テレコムサービス協会)

再意見38

■ 当社の移動体接続料については当然適正に算|■ 二種指定ガイドラインで示したとおり、二種指定事 定されています。

接続料の算定の適正性・透明性の向上を図るこ とは当然重要ですが、移動体のような設備競争が 機能している市場環境下では、各事業者が自ずと 効率的な設備構築・運用を図っていくことになるた め、固定市場のように規制を課する必要性は認め られず、接続料規制を含む第二種指定電気通信設 備制度については基本的に不要であると考えま す。

しかし、50%近いシェアを有し市場支配力のあ る事業者が存在することから、当該事業者に対し 行為規制が課されていることについては、一定の 合理性があると考えられるため、継続すべきと考え ます。

現行の行為規制以外については、ガイドライン 等で行政がルール化することは、かえって市場全 体の接続料の適正性を歪めたり、硬直化を招くこと になりかねないため、事業者間の協議による自主 的なルールに基づいて実現することが適当と考え ます。

通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在 り方について」の検討において整理が図られ、「第 二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイド ライン」において、事業者は定められた様式により 「総務省に対して算定根拠を明らかにすることが適 当とされ、「総務省は、当該接続料の算定がガイ ドラインに示す考え方に沿ったものであるか否かに

考え方38

業者は、接続料の設定又は変更の内容を含む接続 約款の届出を行う際に、総務省に対して算定根拠 を明らかにすることが適当であり、総務省は、当該 接続料の算定が二種指定ガイドラインに示す考え 方に沿ったものであるか否かについて、必要な検証 を行うこととしている。ただし、当該算定根拠には、 二種指定事業者の経営上の機密に関する情報が 含まれていることから、少なくとも、算定プロセスを 全て公開することは適当でない。

ついて、必要な検証を行う」とされているところです。

当社は、当該ガイドラインに則り、適正に対応していく所存ですが、総務省殿においては、二種指定事業者以外の事業者を含め、提出された算定根拠に基づき接続料の適正性について検証を行い、事業者間の接続料格差の適正化を図っていただきたい。

(NTTドコモ)

■ 2009 年 10 月 16 日の「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について」答申では、「一部の非指定事業者が設定する接続料水準を巡って提起・議論されてきた面があるが、二種指定事業者に係る公正な接続料算定ルールが確立されれば、当該事業者も、自主的な情報開示等を積極的に実施する考えを示している。(中略)まずは当該事業者による今後の取組状況を注視した上で、固定通信市場を含め、段階的に対応することが適当と考えられる。」と整理され、二種指定事業者に限定した「第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン」が整備されたところです。

しかしながら、当時接続料が高止まりしていた非 指定事業者の接続料は、他の携帯電話事業者と 比べ依然として高い状況にあり、また、その算定根 拠の開示を求めても一切情報が開示されず、その 適正性が検証できない状況にあり、当該事業者の 自主的な取組みに委ねるだけでは、接続料の適正 性・透明性の確保は、期待されないと考えます。

したがって、総務省殿においては、早急に、携帯事業者間の接続料格差を是正するための措置を講じていただくか、もしくは、第二種指定電気通信設備制度の対象を全ての事業者を対象とする等、接続料の適正性・透明性の向上を図るための仕組みづくりの検討に着手していただきたいと考えま

(NTT 東日本)(再構) ■「第二種指定電気通信設備制度の運用に関する ガイドライン」では、第二種指定電気通信事業者以 外の事業者の接続料算定が当該事業者の自主的 な取組みに委ねられているところですが、これまで 第二種指定電気通信事業者以外の事業者を接続 料が最も高止まりしてきた等を踏まえれば、全ての 携帯電話事業者服を対象に、同ガイドラインが適 用されるべきであると考えます。 イー・アクセス股、テレコムサービス協会殿が主 張されるとおり、同ガイドラインの運用状況の検証 については、当社としても必要だと考えますが、そ の検証に関しても、全ての携帯事業者を対象に行 われるべきであると考えます。 また、第二種指定電気通信事業者を対象に行 われるべきであると考えます。 また、第二種指定電気通信事業者と対象に行 われるべきであると考えます。 また、第二種指定電気通信事業者と対の事業 者の接続料算定の適正性を確保することで、 携帯電話事業者と関の間における接続料格差の縮 小が見込まれる」との「電気通信事の環境変化 に対応した接続ルールの在り方について」答申(平成21年10月16日)の議論の前提が崩れ、第二種 指定電気通信事業者と関かの事業者と所と正種相定電気通信事業者との間の接続料格差が拡大する 等した場合には、総務省殿において、直ちに第二種指定電気通信要備制度の対象の見位にと著 まするとともに、当該事業者の接続料を是正していた だきたいと考えます。 (NTT 西日本)、に再構り			
■「第二種指定電気通信設備制度の運用に関する ガイドライン」では、第二種指定電気通信事業者以 外の事業者の接続料算定が当該事業者の自主的 な取組みに委ねられているところですが、これまで 第二種指定電気通信事業者以外の事業者の接続 料が最も高止まりしてきた等を踏まえれば、全ての 携帯電話事業者殿を対象に、同ガイドラインが適 用されるべきであると考えます。 イー・アクセス殿、テレコムサービス協会殿が主 張されるとおり、同ガイドラインに基づく接続料の算 定プロセスやそのガイドラインの連用状況の検証 については、当社としても必要だと考えますが、そ の検証に関しても、全ての携帯事業者を対象に行 われるべきであると考えます。 また、第二種指定電気通信事業者以外の事業 者の接続料算定について自主的な取組みに委ね た結果、「接続料算定の適正性を確保することで、 携帯電話事業者殿の間における接続料格差の縮 小が見込まれる」との「電気通信事の環境変化 に対応した接続ルールの在り方について「答申(平 成21年10月16日)の議論の前提が崩れ、第二種 指定電気通信事業者との「同の接続料格差が拡大する 等した場合には、総務省殿において、直ちに第二 種指定電気通信と書きると問に対応して、直ちに第二 種指定電気通信と職制度の対象の見直しに着手 するとともに、当該事業者の接続料を是正していた だきたいと考えます。		す。	
ガイドライン」では、第二種指定電気通信事業者以 外の事業者の接続料算定が当該事業者の自主的 な取組みに委ねられているところですが、これまで 第二種指定電気通信事業者以外の事業者の接続 料が最も高止まりしてきた等を踏まえれば、全ての 携帯電話事業者服を対象に、同ガイドラインが適 用されるべきであると考えます。 イー・アクセス殿、テレコムサービス協会殿が主 張されるとおり、同ガイドラインの運用状況の検証 については、当社としても必要だと考えますが、そ の検証に関しても、全ての携帯事業者を対象に行 われるべきであると考えます。 また、第二種指定電気通信事業者以外の事業 者の接続料算定について自主的な取組みに委ね た結果、「接続料算定の適正性を確保することで、 携帯電話事業者殿の間における接続料格差の縮 小が見込まれる」との「電気通信市場の環境変化 に対応した接続ルールの在り方について」答申(平 成21年10月16日)の議論の前提が節れ、第二種 指定電気通信影備制度の対象の見直しに着手 電気通信事業者と第二種指定 電気通信影像制度の対象の見直しに着手 するとともに、総務省殿において、直ちに第二 種指定電気通信設備制度の対象の見直しに着手 するとともに、当該事業者の接続料を是正していた だきたいと考えます。		(NTT 東日本)(再掲)	
ガイドライン」では、第二種指定電気通信事業者以 外の事業者の接続料算定が当該事業者の自主的 な取組みに委ねられているところですが、これまで 第二種指定電気通信事業者以外の事業者の接続 料が最も高止まりしてきた等を踏まえれば、全ての 携帯電話事業者服を対象に、同ガイドラインが適 用されるべきであると考えます。 イー・アクセス殿、テレコムサービス協会殿が主 張されるとおり、同ガイドラインの運用状況の検証 については、当社としても必要だと考えますが、そ の検証に関しても、全ての携帯事業者を対象に行 われるべきであると考えます。 また、第二種指定電気通信事業者以外の事業 者の接続料算定について自主的な取組みに委ね た結果、「接続料算定の適正性を確保することで、 携帯電話事業者殿の間における接続料格差の縮 小が見込まれる」との「電気通信市場の環境変化 に対応した接続ルールの在り方について」答申(平 成21年10月16日)の議論の前提が節れ、第二種 指定電気通信影備制度の対象の見直しに着手 電気通信事業者と第二種指定 電気通信影像制度の対象の見直しに着手 するとともに、総務省殿において、直ちに第二 種指定電気通信設備制度の対象の見直しに着手 するとともに、当該事業者の接続料を是正していた だきたいと考えます。			
外の事業者の接続料算定が当該事業者の自主的な取組みに委ねられているところですが、これまで第二種指定電気通信事業者以外の事業者の接続料が最も高止まりしてきた等を踏まえれば、全ての携帯電話事業者殿を対象に、同ガイドラインが適用されるべきであると考えます。 イー・アクセス殿、テレコムサービス協会殿が主張されるとおり、同ガイドラインに基づ(接続料の算定プロセスやそのガイドラインの運用状況の検証については、当社としても必要だと考えますが、その検証に関しても、全ての携帯事業者を対象に行われるべきであると考えます。 また、第二種指定電気通信事業者以外の事業者の接続料算定について自主的な取組みに委ねた結果、「接続料算定について自主的な取組みに委ねた結果、「接続料算定について自主的な取組みに委ねた結果、「接続料算定について直生を確保することで、携帯電話事業者殿の間における接続料格差の縮小が見込まれる」との「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの液在り方について」答申(平成21年10月16日)の議論の前提が崩れ、第二種指定電気通信事業者以外の事業者と第二種指定電気通信事業者以外の事業者と第二種指定電気通信事業者以外の事業者と第二種指定電気通信事業者以外の事業者と第二種指定電気通信事業者には、総務省殿において、直ちに第二種指定電気通信通信設備制度の対象の見直しに着手するとともに、当該事業者の接続料を是正していただきたいと考えます。		■ 「第二種指定電気通信設備制度の運用に関する	
な取組みに委ねられているところですが、これまで 第二種指定電気通信事業者以外の事業者の接続 料が最も高止まりしてきた等を踏まえれば、全ての 携帯電話事業者般を対象に、同ガイドラインが適 用されるべきであると考えます。 イー・アクセス酸、テレコムサービス協会殿が主 張されるとおり、同ガイドラインに基づく接続料の算 定プロセスやそのガイドラインの運用状況の検証 については、当社としても必要だと考えますが、そ の検証に関しても、全ての携帯事業者を対象に行 われるべきであると考えます。 また、第二種指定電気通信事業者以外の事業 者の接続料算定について自主的な取組みに委ね た結果、「接続料算定の適正性を確保することで、 携帯電話事業者殿の間における接続料格差の縮 小が見込まれる」との「電気通信市場の環境変化 に対応した接続ルールの在り方について」答申(平 成21年10月16日の議論の前提が崩れ、第二種 指定電気通信事業者以外の事業者と第二種指定 電気通信事業者以外の事業者と第二種指定 電気通信事業者との間の接続料格差が拡大する 等した場合には、総務省殿において、直ちに第二 種指定電気通信遺備制度の対象の見直しに着手 するとともに、当該を事業者の接続料を是正していた だきたいと考えます。		ガイドライン」では、第二種指定電気通信事業者以	
第二種指定電気通信事業者以外の事業者の接続 料が最も高止まりしてきた等を踏まえれば、全ての 携帯電話事業者服を対象に、同ガイドラインが適 用されるべきであると考えます。 イー・アクセス限、テレコムサービス協会服が主 張されるとおり、同ガイドラインに基づく接続料の算 定プロセスやそのガイドラインの運用状況の検証 については、当社としても必要だと考えますが、そ の検証に関しても、全ての携帯事業者を対象に行 われるべきであると考えます。 また、第二種指定電気通信事業者以外の事業 者の接続料算定について自主的な取組みに委ね た結果、「接続料算定の適正性を確保することで、 携帯電話事業者殿の間における接続料格差の縮 小が見込まれる」との「電気通信市場の環境変化 に対応した接続ルールの在り方について」答申(平 成21年10月16日)の議論の前提が崩れ、第二種 指定電気通信事業者以外の事業者と第二種指定 電気通信事業者との間の接続料格差が拡大する 等した場合には、終務省殿において、直ちに第二 種指定電気通信助事業者とで、直ちに第二 種指定電気通信助事業者の接続料を是正していた だきたいと考えます。		外の事業者の接続料算定が当該事業者の自主的	
料が最も高上まりしてきた等を踏まえれば、全ての 携帯電話事業者殿を対象に、同ガイドラインが適 用されるとおり、同ガイドラインに基づく接続料の算 定プロセスやそのガイドラインの運用状況の検証 については、当社としても必要だと考えますが、そ の検証に関しても、全ての携帯事業者を対象に行 われるべきであると考えます。 また、第二種指定電気通信事業者以外の事業 者の接続料算定について自主的な取組みに委ね た結果、「接続料算定について自主的な取組みに委ね た結果、「接続料算定の適正性を確保することで、 携帯電話事業者殿の間における接続料格差の縮 小が見込まれる」との「電気通信市場の環境変化 に対応した接続ルールの在り方について」答申(平成 21 年 10 月 16 日)の議論の前提が崩れ、第二種 指定電気通信事業者との間の接続料格差が拡大する 等した場合には、総務省殿において、直ちに第二 種指定電気通信を強制度の対象の見直しに着手 するとともに、総務省殿において、直ちに第二 種指定電気通信を顕備制度の対象の見直しに着手 するとともに、当該事業者の接続料を是正していた だきたいと考えます。		な取組みに委ねられているところですが、これまで	
携帯電話事業者殿を対象に、同ガイドラインが適用されるべきであると考えます。 イー・アクセス殿、テレコムサービス協会殿が主張されるとおり、同ガイドラインに基づく接続料の算定プロセスやそのガイドラインの運用状況の検証については、当社としても必要だと考えますが、その検証に関しても、全ての携帯事業者を対象に行われるべきであると考えます。 また、第二種指定電気通信事業者以外の事業者の接続料算定について自主的な取組みに委ねた結果、「接続料算定の適正性を確保することで、携帯電話事業者殿の間における接続料格差の縮小が見込まれる」との「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について」答申(平成21年10月16日)の議論の前提が前れ、第二種指定電気通信事業者以外の事業者と第二種指定電気通信事業者との間の接続料格差が拡大する等した場合には、総務省殿において、直ちに第二種指定電気通信設備制度の対象の見直しに着手するとともに、当該事業者の接続料を是正していただきたいと考えます。		第二種指定電気通信事業者以外の事業者の接続	
携帯電話事業者殿を対象に、同ガイドラインが適用されるべきであると考えます。 イー・アクセス殿、テレコムサービス協会殿が主張されるとおり、同ガイドラインに基づく接続料の算定プロセスやそのガイドラインの運用状況の検証については、当社としても必要だと考えますが、その検証に関しても、全ての携帯事業者を対象に行われるべきであると考えます。 また、第二種指定電気通信事業者以外の事業者の接続料算定について自主的な取組みに委ねた結果、「接続料算定の適正性を確保することで、携帯電話事業者殿の間における接続料格差の縮小が見込まれる」との「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について」答申(平成21年10月16日)の議論の前提が前れ、第二種指定電気通信事業者以外の事業者と第二種指定電気通信事業者との間の接続料格差が拡大する等した場合には、総務省殿において、直ちに第二種指定電気通信設備制度の対象の見直しに着手するとともに、当該事業者の接続料を是正していただきたいと考えます。		料が最も高止まりしてきた等を踏まえれば、全ての	
用されるべきであると考えます。 イー・アクセス殿、テレコムサービス協会殿が主張されるとおり、同ガイドラインに基づく接続料の算定プロセスやそのガイドラインに運用状況の検証については、当社としても必要だと考えますが、その検証に関しても、全ての携帯事業者を対象に行われるべきであると考えます。 また、第二種指定電気通信事業者以外の事業者の接続料算定について自主的な取組みに委ねた結果、「接続料算定の適正性を確保するととで、携帯電話事業者殿の間における接続料合の縮小が見込まれる」との「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について」答申(平成21年10月16日)の議論の前提が崩れ、第二種指定電気通信事業者以外の事業者と第二種指定電気通信事業者との間の接続料格差が拡大する等した場合には、終務省殿にいて、直ちに第二種指定電気通信設備制度の対象の見直しに着手するとともに、当該事業者の接続料を是正していただきたいと考えます。		= =	
イー・アクセス殿、テレコムサービス協会殿が主張されるとおり、同ガイドラインに基づく接続料の算定プロセスやそのガイドラインの運用状況の検証については、当社としても必要だと考えますが、その検証に関しても、全ての携帯事業者を対象に行われるべきであると考えます。また、第二種指定電気通信事業者以外の事業者の接続料算定について自主的な取組みに委ねた結果、「接続料算定の適正性を確保することで、携帯電話事業者殿の間における接続料格差の縮小が見込まれる」との「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について」答申(平成21年10月16日)の議論の前提が崩れ、第二種指定電気通信事業者以外の事業者と第二種指定電気通信事業者との間の接続料格差が拡大する等した場合には、総務省殿において、直ちに第二種指定電気通信と同じに着手するともに、総務省殿において、直ちに第二種指定電気通信設備制度の対象の見直しに着手するともに、当該事業者の接続料を是正していただきたいと考えます。			
張されるとおり、同ガイドラインの運用状況の検証については、当社としても必要だと考えますが、その検証に関しても、全ての携帯事業者を対象に行われるべきであると考えます。 また、第二種指定電気通信事業者以外の事業者の接続料算定について自主的な取組みに委ねた結果、「接続料算定の適正性を確保することで、携帯電話事業者殿の間における接続料格差の縮小が見込まれる」との「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について」答申(平成21年10月16日)の議論の前提が崩れ、第二種指定電気通信事業者以外の事業者と第二種指定電気通信事業者以外の事業者と第二種指定電気通信事業者以外の事業者と第二種指定電気通信事業者以外の事業者とが拡大する等した場合には、総務省殿において、直ちに第二種指定電気通信設備制度の対象の見直しに着手するとともに、当該事業者の接続料を是正していただきたいと考えます。			
定プロセスやそのガイドラインの運用状況の検証については、当社としても必要だと考えますが、その検証に関しても、全ての携帯事業者を対象に行われるべきであると考えます。 また、第二種指定電気通信事業者以外の事業者の接続料算定について自主的な取組みに委ねた結果、「接続料算定の適正性を確保することで、携帯電話事業者殿の間における接続料格差の縮小が見込まれる」との「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について」答申(平成21年10月16日)の議論の前提が崩れ、第二種指定電気通信事業者以外の事業者と第二種指定電気通信事業者との間の接続料格差が拡大する等した場合には、総務省殿において、直ちに第二種指定電気通信設備制度の対象の見直しに着手するとともに、当該事業者の接続料を是正していただきたいと考えます。		****	
については、当社としても必要だと考えますが、その検証に関しても、全ての携帯事業者を対象に行われるべきであると考えます。 また、第二種指定電気通信事業者以外の事業者の接続料算定について自主的な取組みに委ねた結果、「接続料算定の適正性を確保することで、携帯電話事業者殿の間における接続料格差の縮小が見込まれる」との「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について」答申(平成21年10月16日)の議論の前提が崩れ、第二種指定電気通信事業者以外の事業者と第二種指定電気通信事業者との間の接続料格差が拡大する等した場合には、総務省殿において、直ちに第二種指定電気通信設備制度の対象の見直しに着手するとともに、当該事業者の接続料を是正していただきたいと考えます。			
の検証に関しても、全ての携帯事業者を対象に行われるべきであると考えます。 また、第二種指定電気通信事業者以外の事業者の接続料算定について自主的な取組みに委ねた結果、「接続料算定の適正性を確保することで、携帯電話事業者殿の間における接続料格差の縮小が見込まれる」との「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について」答申(平成21年10月16日)の議論の前提が崩れ、第二種指定電気通信事業者以外の事業者と第二種指定電気通信事業者との間の接続料格差が拡大する等した場合には、総務省殿において、直ちに第二種指定電気通信設備制度の対象の見直しに着手するとともに、当該事業者の接続料を是正していただきたいと考えます。			
われるべきであると考えます。 また、第二種指定電気通信事業者以外の事業者の接続料算定について自主的な取組みに委ねた結果、「接続料算定の適正性を確保することで、携帯電話事業者殿の間における接続料格差の縮小が見込まれる」との「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について」答申(平成21年10月16日)の議論の前提が崩れ、第二種指定電気通信事業者以外の事業者と第二種指定電気通信事業者との間の接続料格差が拡大する等した場合には、総務省殿において、直ちに第二種指定電気通信設備制度の対象の見直しに着手するとともに、当該事業者の接続料を是正していただきたいと考えます。			
また、第二種指定電気通信事業者以外の事業者の接続料算定について自主的な取組みに委ねた結果、「接続料算定の適正性を確保することで、携帯電話事業者殿の間における接続料格差の縮小が見込まれる」との「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について」答申(平成21年10月16日)の議論の前提が崩れ、第二種指定電気通信事業者以外の事業者と第二種指定電気通信事業者との間の接続料格差が拡大する等した場合には、総務省殿において、直ちに第二種指定電気通信設備制度の対象の見直しに着手するとともに、当該事業者の接続料を是正していただきたいと考えます。			
者の接続料算定について自主的な取組みに委ねた結果、「接続料算定の適正性を確保することで、携帯電話事業者殿の間における接続料格差の縮小が見込まれる」との「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について」答申(平成21年10月16日)の議論の前提が崩れ、第二種指定電気通信事業者以外の事業者と第二種指定電気通信事業者との間の接続料格差が拡大する等した場合には、総務省殿において、直ちに第二種指定電気通信設備制度の対象の見直しに着手するとともに、当該事業者の接続料を是正していただきたいと考えます。			
た結果、「接続料算定の適正性を確保することで、 携帯電話事業者殿の間における接続料格差の縮 小が見込まれる」との「電気通信市場の環境変化 に対応した接続ルールの在り方について」答申(平 成 21 年 10 月 16 日)の議論の前提が崩れ、第二種 指定電気通信事業者以外の事業者と第二種指定 電気通信事業者との間の接続料格差が拡大する 等した場合には、総務省殿において、直ちに第二 種指定電気通信設備制度の対象の見直しに着手 するとともに、当該事業者の接続料を是正していた だきたいと考えます。			
携帯電話事業者殿の間における接続料格差の縮 小が見込まれる」との「電気通信市場の環境変化 に対応した接続ルールの在り方について」答申(平 成21年10月16日)の議論の前提が崩れ、第二種 指定電気通信事業者以外の事業者と第二種指定 電気通信事業者との間の接続料格差が拡大する 等した場合には、総務省殿において、直ちに第二 種指定電気通信設備制度の対象の見直しに着手 するとともに、当該事業者の接続料を是正していた だきたいと考えます。			
小が見込まれる」との「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について」答申(平成21年10月16日)の議論の前提が崩れ、第二種指定電気通信事業者と外の事業者と第二種指定電気通信事業者との間の接続料格差が拡大する等した場合には、総務省殿において、直ちに第二種指定電気通信設備制度の対象の見直しに着手するとともに、当該事業者の接続料を是正していただきたいと考えます。			
に対応した接続ルールの在り方について」答申(平成21年10月16日)の議論の前提が崩れ、第二種 指定電気通信事業者以外の事業者と第二種指定 電気通信事業者との間の接続料格差が拡大する 等した場合には、総務省殿において、直ちに第二 種指定電気通信設備制度の対象の見直しに着手 するとともに、当該事業者の接続料を是正していた だきたいと考えます。			
成21年10月16日)の議論の前提が崩れ、第二種 指定電気通信事業者以外の事業者と第二種指定 電気通信事業者との間の接続料格差が拡大する 等した場合には、総務省殿において、直ちに第二 種指定電気通信設備制度の対象の見直しに着手 するとともに、当該事業者の接続料を是正していた だきたいと考えます。			
指定電気通信事業者以外の事業者と第二種指定電気通信事業者との間の接続料格差が拡大する等した場合には、総務省殿において、直ちに第二種指定電気通信設備制度の対象の見直しに着手するとともに、当該事業者の接続料を是正していただきたいと考えます。			
電気通信事業者との間の接続料格差が拡大する 等した場合には、総務省殿において、直ちに第二 種指定電気通信設備制度の対象の見直しに着手 するとともに、当該事業者の接続料を是正していた だきたいと考えます。			
等した場合には、総務省殿において、直ちに第二 種指定電気通信設備制度の対象の見直しに着手 するとともに、当該事業者の接続料を是正していた だきたいと考えます。			
種指定電気通信設備制度の対象の見直しに着手 するとともに、当該事業者の接続料を是正していた だきたいと考えます。			
するとともに、当該事業者の接続料を是正していた だきたいと考えます。			
だきたいと考えます。			
(NTT 西日本)(再掲)			
意見39 コンテンツのメニューリストへの掲載につ 再意見39 考え方39		再意見39	考え方39
いては、通信事業者による不当な扱いを受けて	いては、通信事業者による不当な扱いを受けて		
いるといった状況はない。	いるといった状況はない。		

「電気通信事業分野における競争の促進に関 する指針」(08 年 8 月改訂。以下「共同ガイドライ ン」)では、事業法上の問題となる具体的な行為の 例が「第4 コンテンツの提供に関連する分野」など に掲げられており、一般社団法人モバイル・コンテ ンツ・フォーラム(以下、当法人)に所属する会員企 業等であるコンテンツプロバイダーでは、特にメニ ューリストへの掲載について、通信事業者より不当 な扱いを受けるといった状況は見当たらないと考え る。よって、禁止行為規制の運用状況としては、民 間事業者間での協議により円滑に運用されている ものと考える。

(モバイル・コンテンツ・フォーラム)

意見40 NTT 東日本は電気通信事業法等の法令 及び各種ガイドラインを遵守して事業活動を行っ てきており、公正競争上の問題は特段生じてい ない。

ラインを遵守して事業活動を行っていることから、公 正競争上の問題は特段生じていないと考えており ますが、昨年度の検証結果においても、複数の事 項が引き続き注視していくものとされています。

引き続き注視していく事項として検証結果に記載 されること自体、当社が不公正な行為を行っている かのような誤解を生じさせかねないことから、競争 セーフガード制度の運用にあたっては、過去に注 視事項とされたものについて、現に公正競争上の 問題が生じていないものは、あらためて注視事項と して記載しないよう見直しを行うべきと考えます。 (NTT 東日本)

再意見40

(2010年度)」における当社意見のとおり、電気通信 事業法に基づき対象事業者に対する行為規制が 定められてはいるものの、規制当局に実効的な調 **査権限が付与されていないため、組織内部に立ち** 入っての調査等により違反行為を立証することがで きないという制度的な限界があります。現行の規制 を実効あるものとするためには、第三者機関による モニタリングや監査等を行ってその結果を公表する ことなどにより、競争事業者等外部からも公正競争 確保の実態を確認できる何らかの仕組みが必要と 考えます。

また、行為規制が及ばない NTT 東・西の県域等 子会社を介したフレッツとドコモ携帯電話のセット販 売や、市場支配的事業者と関係事業者による排他 的にオープンであるという体裁により NTT ファイナ

■ 本意見では特にメニューリストへの掲載につい て、通信事業者より不当な扱いを受けるといった状 況は見当たらないとしているが、第二種指定電気通 信設備を設置する事業者のうち禁止行為規制の適 用を受ける者が特定のコンテンツプロバイダに対し 不当な規律・干渉を行っていると認められる場合は 第 30 条第3項第3号に抵触するおそれがあること から、引き続き注視していくこととする。

考え方40

│■ 当社は、従来より事業法等の法令及び各種ガイド│■ 「競争セーフガード制度の運用に関する意見募集│■ 総務省では、「競争セーフガード制度に基づく検 証結果 に基づき講じるべき措置について、電気通 信事業の公正な競争を確保するため、平成20年2 月 18 日、平成 21 年2月 25 日、及び平成 22 年2 月 19 日、NTT 東西に対して要請を行い、その講じ た措置について報告を受けたところである。

> 要請した事項については、NTT 東西による取組 みがなされているところであるが、今後の競争セー フガード制度の運用を通じた検証において引き続 き注視し、NTT 東西の取組みが不十分なため市場 支配的な電気通信事業者に対する禁止行為規定 に違反している等と認められる場合には、電気通 信事業の公正な競争を確保する観点から必要な追 加的措置を講じる。

的なグループ連携等の禁止にもかかわらず、形式 ■ NTT に係る公正競争要件を含めた競争政策の在 り方については、合同部会の取りまとめ等を踏まえ ンスを通じたグループ各社の請求一本化など、脱し 法的な行為が公然と行われています。

これらの問題は、ボトルネック設備を保有する部 門を NTT 東・西の組織内に留めたこと、及び、持株 会社体制を維持してきたことに根本的な原因があ り、本質的な問題解決のためには、活用業務制度 の是非を含む、持株会社体制の廃止やグループ解 体を視野に入れた NTT の在り方についての抜本的 ■ また、合同部会の最終取りまとめに盛り込まれた な見直しが不可欠と考えます。

加えて、「ボトルネック設備の保有」、「(公社時代 から継承した)顧客基盤の活用」といった同等性の 問題、および、NTT グループの総合的な市場支配 カによる「グループドミナンスの行使」の問題への 対処として、第三者機関による監視体制の導入等 や行為規制の範囲の子会社等への拡大をただち に実施すべきと考えます。

(KDDI)

- 注視すべき事項については、NTT 西日本情報漏 洩問題が発生した事実も踏まえ
- 現在まで指摘のあった事例を調査し、報告書同 様に今後の検討の道筋や具体的な指標を設定
- 各研究会や競争評価等とより密接な連携を構築 するなど、今後の各公正競争要件の見直し検討に 資するようなより実効的な検証へと見直す必要があ ると考えます。

なお、本制度の目的はあくまで電気通信市場に おける公正競争要件の有効性を問うものであり、例 年 NTT 東西殿が指摘されている「不公正な行為を 行っているかのような誤解を生じさせない」との事象 とは、性質が異なるものと考えます。

(イー・アクセス、イー・モバイル)

■《制度の運用について》 競争事業者は、実際にあった事例をもとに問題

て「光の道」構想に関する基本方針等を策定・公表 したところである。当該基本方針等に基づき、機能 分離の実施、子会社等との一体経営への対応、業 務範囲の弾力化に関する電気通信事業法等の改 正案が、今国会への提出に向けて閣議決定され た。

措置については、毎年度の継続的なチェックに加 え、制度整備の実施後3年を目処に、その有効性・ 適正性について、包括的な検証を行うこととする。 特に、公正競争環境が十分に確保されていない場 合には、ボトルネック設備の更なるオープン化や、 構造分離・資本分離を含めたファイアウォール規制 の強化など、公正競争環境を整備するための更な る措置について検討を行う。

提起をしているため、指摘された事項を全て検証対象とし、疑念が払拭されない限りは、少なくとも、全てを注視事項として、継続的にウォッチすることが必要であります。

昨年兵庫県にて発生したNTT 西日本による接続情報の不正提供は、NTT 西日本における従来からの措置が不十分であったことに加え、2007年度の検証結果に基づく行政指導「NTT 東西が接続の業務に関して入手した情報の目的外利用の防止等について、NTT 東西及び NTT 東西から受託した業務を行う会社の社員等に周知・徹底すること」に対する取組みが不十分であったことにも起因するものであります。

このため、2007年度~2009年度の検証結果に基づく累次の行政指導に対して NTT 東西が実施するとした措置について、実効性があったか、継続的に機能しているか等を検証するとともに、さらなる措置の実施を指導することが必要であります。

特に、前述の事案発生を受けて、NTT 東西が追加対策を講ずるとしていることを踏まえると、行政指導がなされた他の事項についても、対策の追加や改善の余地が残っているものと考えます。

《規制強化について》

NTT 東西が本来の規制の枠を超えて、自らの理屈によって事業範囲を拡大していることが根本的な問題であり、市場における NTT シェアの高まりの原因でもあります。

そのため、NTT グループ内の連携、子会社・販売会社を通じた連携、他事業分野の事業者との連携等、NTT グループにおける事業運営上の全ての行為に対して適切かつ抜けのない規制をかける必要があると考えますので、禁止行為規制や NTT 等に係る累次の公正競争要件の適用範囲拡大、規制内容のさらなる強化等を行うべきであります。

また、活用業務は、今後認可を控えるべきであ り、現在の認可業務についても取消しを含め改めて 認可可否を検証すべきであると考えます。 (ケイ・オプティコム)

意

見

3-2) 特定関係事業者制度に係る禁止行為規制の運用に関する検証

恵 見
意見41 公正競争環境を確保するため、NTTドコ
モ、NTT データ等の電気通信事業者や県域等子
会社等の非電気通信事業者を NTT 東西の特定
関係事業者に追加すべきである。

再意見41

考え方41

- 特定関係事業者制度の形骸化 NTTドコモ殿等の追加
- 特定関係事業者の範囲を検討するに当たり、総 務省殿は昨年度、以下のような考え方を示していま す。

「一昨年度の検証結果では、まずは競争セーフ ガード制度の運用を通じ、電気通信事業法第30条 第3項に係る禁止行為規制の適用による対処のみ で十分なものであるか否かを検証することが適当で あり、当該検証の積み重ねを踏まえ、所要の措置 を講じることの適否について改めて検討していくとし たところであり、現時点においては、一昨年度の検 証結果を変更する特段の事情は認められない。」

- ここ 2、3 年における営業部門の統合や NTT ファ イナンス殿による一括請求等、NTT グループ会社 間の連携が加速度的に進展している環境変化が、 NTT 再編の趣旨の形骸化につながることは明らか であり、「一昨年度の検証結果を変更する特段の事 情」に十分値するものと考えます。
- 従って、総務省殿においては、業務の連携等を図 るグループ会社等が増大している点も踏まえて、 NTT ドコモ殿、株式会社エヌ・ティ・ティ・データ(以 下、「NTT データ」という。)殿、株式会社エヌ・ティ・

適用による対処のみでは公正競争の確保に十分で ないと考えられるものについて、特定関係事業者の 指定を行うことにより、厳格なファイアーウォールを 設けるものであり、こうした趣旨の下、現在 NTT コ ムが第一種指定電気通信事業者である NTT 東·西 の特定関係事業者として指定されていると理解して います。

しかしながら、持株会社体制でグループー体経 営をしていることに加え、活用業務が認められたこ とによって NTT 東・西の業務範囲が拡大し、本来 西が行うこととなった結果、特定関係事業者制度が 前提とする NTT 東・西と NTT コムとの関係が、NTT 東・西内部の設備部門と利用部門との関係に置き 換わることによって同制度が形骸化し、NTT 東·西 の利用部門と競争事業者との間の同等性が損なわ れて、同制度の効果が発揮できていない状況にあ ると考えます。

このような状況が生じた根本的な原因は、前述 のとおり、持株体制でグループー体経営を行うこと ができる組織形態を残したままで、ボトルネック設力 備を保有する NTT 東・西に対して、活用業務制度を

■ 特定関係事業者制度の趣旨は、禁止行為規制の ■ 電気通信事業法第 31 条第1項及び第2項は、同 法第30条第3項に係る禁止行為規制には該当しな い行為について、第一種指定電気通信設備を設置 する電気通信事業者が特定関係事業者に比べて 他の電気通信事業者に不利な取扱いをした場合に 電気通信事業者間の公正な競争及び電気通信の 健全な発達に及ぼす弊害が大きいことに鑑み、第 一種指定電気通信設備を設置する事業者に対し、 特定関係事業者との間においてさらに厳格なファイ アウォールを設ける趣旨で規制を課すものである。

考

え

方

NTT コムが担うべきNGNのような業務を NTT 東·■ 子会社等との一体経営への対応については、こ れまでも競争セーフガードの検証等に基づきその 状況を注視してきており、合同部会の取りまとめ等 を踏まえて「光の道」構想に関する基本方針等を策 定・公表したところである。 当該基本方針等に基づ き、電気通信事業法等の改正案が、今国会への提 出に向けて閣議決定されている。また、上記の措置 を含む合同部会取りまとめに盛り込まれた措置に ついては、毎年度の継続的なチェックに加え、制度 整備の実施後3年を目処に、その有効性・適正性 について、包括的な検証を行うこととされている。

ティ エムイー殿等の電気通信事業者はもちろんのこと、県域等子会社や NTT ファイナンス殿等といった非電気通信事業者に対しても特定関係事業者の指定の範囲を拡大すべきと考えます。

(ソフトバンクテレコム、ソフトバンクBB、ソフトバンク モバイル) 認めたことにあると考えます。

従って、上記のような NTT 東・西の利用部門と競争事業者との間の非同等性の問題を除けば、特定関係事業者の指定の範囲拡大に賛同しますが、本来は、IP・ブロードバンド時代の NTT の在り方や活用業務制度について抜本的な見直しを行い、真の公正競争環境を確保することが必要と考えます。加えて、総合的な市場支配力に着目した事前規制の導入をただちに実施すべきであり、具体的には、禁止行為の範囲についても、第一種指定電気通信設備を設置する事業者だけでなく、それに関連した子会社・団体等まで範囲を拡大すべきと考えます。

委託先である県域子会社やサービスを販売する 代理店であっても、NTT 東・西の責任において業務 を委託・販売代理契約をしており、実態上は、禁止 行為対象事業者である NTT 東・西による行為と同 等であることから、管理・監督責任のある NTT 東・ 西の責任範囲とすべきと考えます。

(KDDI)

■ 県域等子会社への業務の委託は、経営の効率化を図る観点から行っているものであり、こうした経営努力の成果は、お客様サービスの向上、更にはユーザ料金や接続料金の低廉化にも反映しています。

会社の形態等に関わらず、当社の業務を委託する際には、従来より当社からの委託業務で知り得た情報の目的外利用の禁止について業務委託契約に規定する等、適切な措置を講じるとともに、一層の公正競争の遵守・徹底に向けて、営業部門における他事業者情報の閲覧を原則不可とするシステム改修や、他事業者情報を取り扱う受注等処理業務の営業部門からの分離及び設備部門への移管など、他事業者情報の不適切な取扱いが生じる余地を一切残さない厳格な仕組みを構築しています。

■ よって、特定関係事業者の指定範囲の拡大については、上記の措置の有効性を検証することが適当であり、引き続き注視していくこととする。

したがって、公正競争上の問題はなく、県域等子会社を禁止行為規制の対象及び特定関係事業者とする必要はないと考えます。

また、情報通信市場は、技術のイノベーションが 非常に早く、モバイル化、ブロードバンド化が大きく 進展し、同時にサービスやプレイヤーのグローバル 化が急激に進むなど、大きなパラダイム変化が進 展しており、現に NTT グループ以外の他社は、固 定・携帯事業を同一の会社が提供するのみなら ず、同一会社あるいは同一グループ内の固定電話 ー携帯電話相互間のみの通話を無料化するなど、 市場環境・競争環境は大きく変化しています。

このような中で当社だけが柔軟なサービス提供・連携ができないとすると、IPブロードバンドの利活用促進やお客様利便の向上を阻害することになります。

当社は従来より事業法等の法令及び各種ガイドラインを遵守して事業活動を行ってきたところであり、公正競争上の問題はないことから、NTT ドコモや NTT データ等を特定関係事業者に指定して規制を強化する必要はないと考えます。

(NTT 東日本)

- 当社は、「日本電信電話株式会社の移動体通信業務の分離の際における公正有効競争条件」や「日本電信電話株式会社の事業の引継ぎ並びに権利及び義務の継承に関する基本方針」で示されたルールを遵守しており、また、接続や取引条件等に関して、NTTドコモ殿等のNTTグループ各社に比して、他の電気通信事業者に不利な取扱いを行っておらず、公正競争上問題ないものと考えます。
- ・ また、県域等子会社の当社からの委託業務を実施する組織に対しては、公正競争面における顧客情報の適切な取扱いや顧客情報の目的外利用の

禁止について業務委託契約に規定する等の措置を
講じてきたところであり、また、業務改善計画(平成
22 年 2 月 26 日)の策定・実行を通じ、他事業者情
報の適正利用に向けた措置を講じております。
・ 以上のとおり、当社は、事業法等の法令及び共
同ガイドライン等の各種ガイドラインを遵守した事業
活動に向けた措置を既に講じていることから、特定
関係事業者の拡大は必要ないと考えます。

(NTT 西日本)

2 日本電信電話株式会社等に係る公正競争要件の検証

(1)検証の対象

意見	再 意 見	考え方
意見42 NTT コミュニケーションズが、NTT 再編成	再意見42	考え方42
前に取得した加入者情報を活用したアウトバウン		
ド営業を行っている事例が存在している。マイラ		
イン制度導入の経緯等に照らして不適切であり、		
当該情報の営業活動利用の禁止が必要である。		
■ NTT コミュニケーションズ殿による NTT 東西殿顧	■ 弊社は、顧客情報の保持については NTT の再編	■ NTT コミュニケーションズは、アウトバンド営業に
客情報の保持	成に関する基本方針で示された NTT 東日本・西日	ついては再編後に自社サービスの利用実績がある
・ 弊社共のユーザより「NTT コミュニケーションズ殿	本と弊社との間のルールを遵守しております。	顧客に対して実施しているとしており、公正競争上
のサービス利用実績がないにもかかわらず、NTT	また、弊社アウトバンド営業は、再編後に弊社サ	の問題が発生しているという論拠が十分に得られ
コミュニケーションズ殿の担当者から自身の加入者	ービスのご利用実績があるお客様に対して実施し	ているわけではない。しかし、同社が、NTT 再編成
情報を元に営業活動を受けた。情報の入手経路を	ているものであり、ご利用実績のないお客様に対し	の際に継承した加入者情報であって他事業者が用
問いただしたところ、NTT再編の際に当該個人情報	て NTT 再編時に取得した加入者情報を利用したア	いることができないものを用いて、NTT 再編成後に
について承継したため、把握しており、それを用い	ウトバウンド営業を行っているという事実はありませ	同社の利用実績のない利用者に対して営業活動を
て営業している旨の説明を受けた」といった事例が	\mathcal{L}_{\circ}	行うことは、「NTT の承継に関する基本方針」(九)
毎年報告されています。	(NTT コミュニケーションズ)	に抵触する又は潜脱するおそれがある。このため、
・ NTT コミュニケーションズ殿が、NTT 再編時に取		同社による営業活動について引き続き注視していく
得した加入電話サービスに係る加入者情報を利用		こととする。
し、プラチナライン等のアウトバウンド営業を行うこ		
とは、電気通信事業法第30条第3項第2号及び		
「NTT の承継に関する基本方針」(八)(九)を潜脱		

するものと考えられ、競争事業者に比して極めて有 利な立場で営業を行えるものであり、決して認めら れない行為です。

総務省殿においては、注視するとして当該状況を 放置するのではなく、NTT コミュニケーションズ殿が NTT 再編時に承継した契約者情報の利用実態の 調査を行うとともに、マイラインサービスで NTT コミ ュニケーションズ殿のサービスを利用していない顧 客の情報を廃棄させる等、当該加入者情報の営業 活動利用を禁止する措置を講じるべきと考えます。 (ソフトバンクテレコム、ソフトバンクBB、ソフトバンク モバイル)

再意見43

考え方43

意見43 NTT 東西とNTTコミュニケーションズの法 人営業の集約に関連して、NTT 東西及び NTT コ ミュニケーションズが共同営業を行っている事例 が見受けられており、禁止行為規制及び NTT 再 編成時の公正競争要件に抵触しているおそれが あることから、所要の措置を講じる必要がある。

- 地域会社と長距離会社の営業業務集約
- 過年度の本制度の意見において、弊社共が指摘 してきたところですが、NTT 東西殿とNTT コミュニケ ーションズ殿による共同営業行為(顧客の紹介・共 同提案等)は継続的に行われている状況です。
- 総務省殿においては、NTT 東西殿の法人営業を NTTコミュニケーションズ殿へ集約した際に、NTTコ ミュニケーションズ殿に提供される顧客情報が競争 事業者に提供される顧客情報と同一であれば問題 ないとする判断がなされていますが、これでは全て の顧客情報が NTT 東西殿及び NTT コミュニケーシ ョンズ殿の三社間でも共有できることとなり、「自己 の関係事業者と一体となった排他的な業務」等を助 長する要因となります。
- このような状況を抜本的に解決するためには、現(KDDI) 状の法規制だけでは不十分であることから、日本

■ NTT 再編成の際、長距離会社(NTT コミュニケー)■ 本意見において指摘されている事案について、 ションズ)は、NTT 東・西とは独立した営業部門を設し 置することとされ、提供される顧客情報その他の情 報は、他の電気通信事業者との間のものと同一と することが義務付けられたと認識しています。

本事案が事実であるならば、「日本電信電話株 式会社の引継ぎ並びに権利及び義務の継承に関 する基本方針 1の「(九)地域会社と長距離会社との 間で提供される顧客情報その他の情報は、他の電 気通信事業者との間のものと同一とすること」に抵 触する行為であるといえることから、直ちに踏み込 んだ検証を行う必要があると考えます。また、NTT 東・西及びNTTコミュニケーションズは、事実関係を 自ら明らかにすべきと考えます。

NTT 東西は、NTT コミュニケーションズの販売業務 を受託する場合の条件や、同社に提供する顧客情 報その他の情報は他の電気通信事業者との間のも のと同一であるとしており、公正競争上の問題が発 生しているという十分な論拠が得られているわけで はない。

しかし、仮に当該措置の運用が徹底されない場 合には、電気通信事業法第30条第3項第2号及び 「NTT の承継に関する基本方針」(八)(九)に抵触 するおそれがあることから、NTT 東西による当該措 置の運用について引き続き注視していくこととする。

電信電話株式会社等に関する法律(以下、「NTT 法」という。)の改正等によりNTT 東西殿とNTTコミュニケーションズ殿の共同営業行為を明確に禁止すべきと考えます。 (ソフトバンクテレコム、ソフトバンクBB、ソフトバンクモバイル)	合の条件、当社が NTT コミュニケーションズに提供する顧客情報その他の情報は、他の電気通信事業	
	■ お客様から要望があった場合、当社の営業担当者とNTTコミュニケーションズ殿の営業担当者が同行することがありますが、その場合においても、当社がNTTコミュニケーションズの販売業務を受託する場合の条件、当社がNTTコミュニケーションズに提供する顧客情報その他の情報は他の電気通信事業者との間のものと同一としており、公正競争上の問題はないものと考えます。	
	■ 法人営業については、お客様の利便性向上の観点から、弊社が有する大規模/グローバルICTソリューションのノウハウを活かしてお客様に対応するよう実施したものです。弊社は NTT 東日本・西日本とは独立して営業活動を実施しており、再編成の主旨に反するものではありません。 (NTT コミュニケーションズ)	
意見44 活用業務制度の導入により NTT 法や NTT 再編成の本来の目的と齟齬をきたし、また NTT 東西の業務範囲規制が形骸化している。公 正競争確保の観点から、NTT のアクセス網の分 離等を実現すべき。		考え方44

■ 業務節囲規制の形骸化

- NTT 法第 1 条第 2 項における「地域電気通信事 業を経営することを目的とする株式会社とする」と の規定や「NTT の再編成についての方針」(1996 年 12 月 6 日公表)における「地域通信各社は、基 本的に県内に終始する通信を扱うとの規定にある とおり、NTT 東西殿の本来の業務範囲は地域電気 通信事業に限られているところです。
- しかしながら、2001 年度の活用業務制度導入以 降、次々と当該業務の認可がなされ、結果として、 NTT 東西殿が活用業務であるひかり電話サービス やフレッツサービス、NTT-NGN 上のサービスを実 質的に主要業務として拡大させることで、NTT 法や NTT 再編成の本来の目的と齟齬をきたすばかりで なく、NTT 東西殿の業務範囲規制自体の形骸化を 招く結果となっています。
- NTT 再編の趣旨を踏まえれば、上述のとおり 定されるべきであり、業務範囲規制の形骸化を解 消し、公正競争環境を促進するためにも NTT 東西 殿の構造分離が必要不可欠と考えられます。従っ て、このような観点からも十分な議論を行い、早急 に構造分離を実現すべきです。

(ソフトバンクテレコム、ソフトバンクBB、ソフトバンク モバイル)

■ そもそも活用業務制度については、IP化の進展と■ NTT 法第2条第5項の規定に基づき、総務大臣 多様なお客様ニーズに対応し、より低廉で多彩なサ ービスを提供できるようにするとの趣旨から、当時 県内通信に限定されていた NTT 東西の業務範囲 の拡大が 2001 年に法制化されたものと認識してい ます。

また、当社は活用業務の実施にあたって、NTT 法、「東・西 NTT の業務拡大に係る公正競争ガイド ライン」、活用業務認可時の認可条件等を遵守して おり、公正競争上の問題は生じていないものと考え ます。

当社は、今後も光サービスの利活用促進に向け て、お客様のより高度で多様なニーズに対応した多 彩なブロードバンドサービスを提供していく考えで

ブローバル化、IP化、ブロードバンド化等への積 す。

(NTT 東日本)

- NTT 東西殿の業務範囲は地域電気通信事業に限 我が国の情報通信市場においては、情報通信技 術の革新や多種多様な事業者の積極的な市場参 入によって激しい競争が繰り広げられており、当社 がこれまで営んできた活用業務によって、競争を阻 害するような状況にないことは明らかです。むしろ、 本制度により、IPブロードバンド市場の競争がより 一層促進され、世界に類を見ないダイナミックな発 展に大きく寄与したものと認識しています。
 - 情報通信市場は、IP化の進展により、県内/県 た。 間等の区分のないシームレスなサービスが主体と なってきており、更に今後は固定/移動や通信/|■ なお、合同部会の最終取りまとめに盛り込まれた 放送等の融合化の進展し、また、コンテンツ・アプリ ケーションや端末など通信サービスの上下のレイヤ との一体性が高いビジネスモデルなどが登場し始 めています。

こうした技術・市場環境の中で、当社がお客様の より高度で多様なニーズに対応した多彩なブロード バンド・ユビキタスサービスを提供していくために

- は、NTT 東西による地域電気通信業務等の円滑な 遂行及び電気通信事業の公正な競争の確保に支 障を及ぼすおそれがないと認めるときは、NTT 東西 が活用業務を営むことについて認可しなければなら ないとされている。総務省としては、「東・西 NTT の 業務範囲拡大の認可に係る「公正な競争の確保に 支障を及ぼすおそれ」のある場合等の考え方」(以 下、「東·西 NTT の業務範囲拡大に係る公正競争ガ イドライン」という。)に従い、NTT 東西が営もうとす る活用業務がこれら要件を満たすか否かを審査し た上で、認可に係る判断を行ってきた。
- 極的な対応を可能にするとともに、ICTの利活用を 促進し、ブロードバンドの普及を図る観点からは、 機能分離や子会社等との一体経営への対応等に より更なる公正競争確保を図ることを前提に、市場 環境の変化や消費者のニーズに迅速に対応でき るよう制度・ルールの見直しが必要である。こうした 観点から、合同部会の取りまとめ等を踏まえて「光 の道」構想に関する基本方針等を策定・公表したと ころである。当該方針等に基づき、NTT 東西の業 務範囲の弾力化等に関する電気通信事業法等の 改正案が今国会への提出に向けて閣議決定され
- 措置については、毎年度の継続的なチェックに加 え、制度整備の実施後3年を目処に、その有効性・ 適正性について、包括的な検証を行う。特に、公正 競争環境が十分に確保されていない場合には、ボ トルネック設備の更なるオープン化や、構造分離・ 資本分離を含めたファイアウォール規制の強化な ど、公正競争環境を整備するための更なる措置に

は、活用業務制度をより積極的に利用していくこと ついて検討を行う。 が不可欠であり、また、多様な競争の創出による市 場の活性化といった観点からも、当社が活用業務 の枠組みを用いて新たなサービスを弾力的に提供	
場の活性化といった観点からも、当社が活用業務	
の枠組みを用いて新たなサービスを弾力的に提供	
マノリエがエットで ハコット へがいっか ノー ピントで オーノンド カモ アイ	
していくことが望ましいことから、今後も、①「地域通	
信業務の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがな	
い」こと、②「公正な競争の確保に支障を及ぼすお	
それがない」ことの2つの要件を踏まえ、活用業務	
を実施していく考えです。	
(NTT 西日本)	
意見45 IP化の進展と多様なユーザニーズに対応 再意見45 考え方45	
し、より低廉で多様なサービスの提供が可能となり	
るよう、活用業務制度をこれまで以上に迅速かつ	
柔軟に運用すべき。	
■ 【活用業務認可制度】 ■ NTT 東日本の意見にある「活用業務制度につい ■ 考え方 44 に同じ。	
活用業務制度については、IP化の進展と多様な ては、(中略)当時県内通信に限定された NTT 東西	
ユーザニーズに対応し、より低廉で多彩なサービスの業務範囲の拡大が法制化されたもの」との認識	
を提供できるようにするとの趣旨から、当時県内通は、同制度が導入された際の前提条件を無視し、	
信に限定されていた NTT 東西の業務範囲の拡大 競争が促進された場合例外的に認められる活用業	
が法制化されたものと認識しています。 務をあたかも本来業務であるかのように意図的に	
こうした趣旨に照らし、今後も東・西 NTT がお客 曲解したものと言わざるをえず、到底是認できるも	
様のより高度で多様なニーズに対応した多彩なブロのではありません。	
ロードバンドサービスをスピーディーに提供し、市場 活用業務認可制度については、NTT 東・西の本	
の活性化に貢献していくためには、昨年度の検証 来業務を地域通信市場に限定した NTT 再編の趣	
時に総務省の考え方で「パブリック・コメントを招請」旨に大きく反しており、本来であれば、持株会社体	
する場合には、迅速なサービスの提供という利用者制に起因するグループドミナンス、ボトルネック設備	
利便の向上の観点からの要請にも十分配慮する」の保有、競争の促進、公正競争環境の確保につい	
と示されたとおり、活用業務制度について、これましての諸問題を解決することが必須であるにもかか	
で以上に迅速かつ柔軟に運用していただきたいとしわらず、そのような問題を解決しないまま NTT 東・	
考えます。 西の業務範囲拡大が認められてしまったというとこ	
(NTT 東日本) ろに根本的問題があると考えます。	
活用業務認可制度導入時の考え方(IT革命を推	
■ 当社は、これまで活用業務制度を利用して、IP化 進するための電気通信事業における競争政策の在	

- ービスの提供や通信料金の低廉化など、ユーザ利 便の向上に努めてきたところであります。
- ・ 今後も、お客様ニーズの高度化・多様化に迅速・ 的確にお応えし、多彩なブロードバンド・ユビキタス サービスをスピーディーに提供していくためにも、 更には多様な競争の創出による市場の活性化の 観点からも、これまで以上に活用業務制度を迅速 かつ柔軟に運用していただきたいと考えます。 (NTT 西日本)

日)では、「東・西 NTT の業務範囲の規制緩和が認められるためには、公正競争条件が整備され、また、NTT による自主的な競争促進措置が講じられること等により、地域通信市場において競争が確実に進展することが見込まれることが必要」であり、「競争の進展が見込まれないと判断された場合は、完全資本分離を含む NTT グループの経営形態の抜本的な見直しに着手することが必要」とされています。

しかしながら、地域通信市場においては、NTT東・西が公社時代より一貫して独占的な地位にあり、同市場での競争が進展したとは断じていえない結果になっていることに加え、NTT西日本事案が発生する等、公正競争環境が確保されている状況にはなく、毎年、競争セーフガード制度において、NTTグループによる公正競争を阻害する事例が指摘されているところです。その一方で、NTTによる自主的な競争促進措置は全く講じられておりません。

また、活用業務が認められたことによって NTT 東・西が展開しているNGNについても、NTT 東・西自身が保有する光アクセス回線と一体として構築されており、さらに競争事業者との接続を前提とせず、ネットワークのオープン化が十分に図られていません。このため、NGNと一体となった光ファイバの市場シェアは74.5%と非常に大きく、引き続き上昇している状況となっており、これは、独占市場である固定電話市場の市場支配力を放置したまま、活用業務を認めたことによる影響が大きいと言えます。

上述のような事例は、活用業務の認可要件である「電気通信事業の公正な競争の確保に支障を及ぼすおそれがないと認められること」、「東・西 NTT の業務範囲拡大に係る公正競争ガイドライン」において規定されている「東・西 NTT が活用業務を営むために講ずべき措置(公正競争を確保するための7

つのパラメータ)」にも明らかに反しています。

以上のような状況が、活用業務制度導入時における考え方、活用業務の認可要件、ガイドラインで示されている内容を明らかに逸脱しているにも拘わらず、これまで放置されてきたことを踏まえ、総務省は、過去のレビューを厳格に行った上で、真の公正競争を確保するために、活用業務制度の是非を含む、持株会社体制の廃止やグループ解体を視野にいれた NTT の在り方についての抜本的な見直しを実施する必要があると考えます。

(KDDI)

■【活用業務認可条件について】

- ・ 活用業務の認可においては、営業面でのファイアーウォールの確保が判断基準の一つとされていますが、情報漏洩事案の再発防止等に接続事業者が一社として納得できていない状況にも係らず、本年10月に新たな活用業務の認可が行われました。このような状況を踏まえれば、活用業務認可の審査が厳粛に行われていないと言わざるを得ません。
- ・ 真に公正な競争環境を促進させ消費者利便の向上を図るためには、競争環境に歪みを生じさせる活用業務の認可を続けるのではなく、あらゆる事業者に競争上の同等性を担保することが必要です。そのためには、NTT 東西殿のアクセス網の分離が必要不可欠であり、このような観点についても十分な議論を行い、早急にアクセス網の分離を実現すべきと考えます。

(ソフトバンクテレコム、ソフトバンクBB、ソフトバンク モバイル)

■ 活用業務制度は、今後拡大が想定されている業務内容(例、ISPなど)を念頭に入れて、運用スキーム、その在り方を含め、見直しを行う時期に来てい

ると考えます。

活用業務認可制度の本来の趣旨は、日本の通信市場の競争活性化を目的とし、NTT グループ各社間のヤードスティック競争及び相互参入による直接競争を促進させるために、県内通信サービスだけでなく他サービスにおいても参入を可能とさせる意義も有して、NTT 再編時に設立されたものと認識しています(※10)。

しかしながら、現状は、活用業務認可制度を通じて様々なサービスが認可されてきた一方で、NTT グループ各社間のヤードスティック競争及び直接競争は行われることはなく、IP電話やNGNといった県間役務への業務拡大だけが着々と進められ、FTTHにおける NTT の独占化傾向など、NTT グループの市場支配力を強める要因の 1 つとなっており、本制度設立の趣旨として期待された効果は一切出ていないと考えます。

参照:×10

平成8年2月 総務省 電気通信審議会「日本電信電話株式会社の在り方についてー情報通信 産業のダイナミズムの創出に向けて一」答申

- 2 NTT の再編成の意義
- 2-1 再編成を必要とする理由
- (1) ボトルネック独占解消による競争の促進
- (ア) 前述したように、ボトルネック独占の弊害を防止する観点から、非構造的措置に加えて、構造的措置を併せて講ずることにより、競争促進の効果を抜本的に高めることが必要である。
- (イ) 具体的には、NTT の独占部門と競争部門を分離することによって、競争部門の競争を一層促進するとともに、再編各社間のヤードスティック競争、あるいは直接競争によってボトルネック独占力の行使を防止するとともに、それ自体の解消を目指すことが必要となる。これにより、NTT の経

営効率化のインセンティブが向上することが期待 される。 3-2 新しい市場における NTT の姿 再編成後の NTT の姿は次のようになる。 (1)基本的視点 次のような基本的視点に基づき、再編成を行うこ ととする。 (ア) NTT の潜在的な力を全面的に開花させ得 る、自由化を目指した体制とする。 (イ) 多元的な主体による公正有効競争を促進す る体制とする。 (ウ) 再編成会社間のヤードスティック競争とと もに、相互参入による直接競争の創出を目指 す。 (イー・アクセス、イー・モバイル) ■《規制強化について》 NTT 東西が本来の規制の枠を超えて、自らの理 屈によって事業範囲を拡大していることが根本的な 問題であり、市場における NTT シェアの高まりの原 因でもあります。 そのため、NTT グループ内の連携、子会社・販 売会社を通じた連携、他事業分野の事業者との連 携等、NTT グループにおける事業運営上の全ての 行為に対して適切かつ抜けのない規制をかける必 要があると考えますので、禁止行為規制や NTT 等 に係る累次の公正競争要件の適用範囲拡大、規制 内容のさらなる強化等を行うべきであります。 また、活用業務は、今後認可を控えるべきであ り、現在の認可業務についても取消しを含め改めて 認可可否を検証すべきであると考えます。 (ケイ・オプティコム)

考え方46

再意見46

意見46 NTT 東西の「フレッツ・テレビ」サービス

は、依然として NTT 東西が放送サービスの提供 主体であると誤認されている状況に変わりがない ため、広告宣伝方法の更なる見直しや「フレッツ・ テレビ」という名称の禁止等の追加的措置を講じ る必要がある。

■ NTT 東日本の「フレッツ・テレビ」の広告表示 2009年度の検証結果では、「利用者が『フレッ ツ・テレビ』サービスを NTT 東西による放送サービ スと誤解することのないよう、NTT 東西は放送サー ビスの提供主体が他社であることについて利用者 が明確に理解できるようにする措置を十分に講じる ことが適切である。」とされており、2008年度の要 請内容については注視するとされているところです が、平成22年6月時点の広告物(別添資料参照) を見ても何ら改善が見られず、「放送サービスの提 供主体が他社であること」を利用者が視認しやすい 表記になっているとは言えません。

NTT 東・西が放送事業を行うことは禁止されてお り、提供主体が NTT 東・西であるような誤解を利用 者に与える広告手法は問題です。利用者への説明 責任の観点からも、放送サービスの提供主体はオ プティキャストであり、同社との契約が別途必要なこ とが理解できるように目立させて表示すべきと考え ます。

(KDDI)

1.「フレッツ・テレビ」について

「フレッツ・テレビ」に関して、2008年度検証結果 に基づくNTT 東日本に対する行政指導において 「利用者がフレッツ・テレビサービスをNTT 東日本に よる放送サービスと誤解することなく、放送サービ スの提供主体が他社であることについて明確に理 解できるようにするため、放送サービスの提供主体 が他社であることを広告に明記すること」とされまし

は、電気通信サービス「フレッツ光」及び「フレッツ・ テレビ伝送サービス」であり、放送サービスの提供 は行っていません。

また、当社はフレッツ・テレビの提供において、放 送サービスの提供主体がオプティキャストである旨 を広告に明記しており、指摘のような誤解が生じな いよう努めているところです。

したがって、現に公正競争上の問題は生じておら ず、また、放送サービスの提供主体を誤認しないた めの措置は既に講じていることから、新たな措置を 追加する必要はないと考えます。

当社は今後とも電気通信サービスである「フレッ ツ光」、「フレッツ・テレビ伝送サービス」等の提供を 通じて、インターネットのみならず、映像サービスな どますます多様化してきているお客様のニーズに 対して応えていくとともに、地デジ対策にお困りのお 客様への解決の一助としてもご要望にお応えして いきたいと考えています。

なお、KDDI殿が提出されている、「平成22年6 月時点の広告物(別添資料参照)」は、実際に使用 された広告物の一部のみを抜粋しており、放送サ ービスの提供主体がオプティキャストである旨が別 面に明記されているにもかかわらず、その事実には 言及することなく紹介されています。

このような添付資料は、当社の広告イメージを損 ね、本文における記述と相まって、当社の広告物に おける公正競争遵守に向けた取り組みを不当に貶 める結果となりかねないことから、意見として取り上

■ フレッツ・テレビにおいて、当社が提供しているの ■ NTT 法においては NTT 東西が放送事業を営むこ とは認められておらず、「東·西 NTT の業務範囲拡 大に係る公正競争ガイドライン」においても活用業 務に放送業は含まないとしていることを踏まえると、 利用者が「フレッツ・テレビ」サービスを NTT 東西に よる放送サービスと誤解することのないよう、NTT 東西は放送サービスの提供主体が他社であること について利用者が明確に理解できるようにする措 置を十分に講じることが適切である。

> このため、一昨年度の検証結果に基づく要請を 受けて講じている措置の運用状況等について引き 続き注視していくこととする。

た。

その点に関して、NTT 西日本の広告・CMにおい て、一定の表示はなされているものの、それ以上に 「NTT 西日本の会社ロゴ」や「CM等で採用している」■ 「フレッツ・テレビ」の提供にあたっては、広告・CM キャラクター」を大きく露出させており、そもそもサー ビス名称に「フレッツ」を使っていることと相まって、 「フレッツ・テレビ」が NTT 西日本の放送サービスで あると利用者が誤解するにものになっております。

放送事業への参入を許されていない NTT 西日本 が、あたかも放送サービスを提供しているかのよう に認識させる広告が引続き行われ、またCMによる マス訴求を拡大している状況にあることから、放送 サービスに関して「フレッツ」ブランドの利用を禁止 する等、NTT 西日本に対し、より一層の改善措置を 指導すべきであります。

また、このような NTT 西日本による他社サービス の大々的な販売促進活動が、NTT 法第2条第4項 第1号の規定(目的達成業務)等に照らして、逸脱 するものになっていないかも検証することが必要と 考えます。

加えて、「フレッツ・テレビ」は、それぞれの市場で 独占的な支配力を持つ NTT グループとスカイパーJ SATによって、子会社等を介した複雑な資本関係 のもと提供されていることから、そのなかで排他的 な結合や連携が生じていないか、利用者料金設定 に何らかの影響を与えていないか等について、検 証することも重要と考えます。

(ケイ・オプティコム)

げるべきでないと考えます。

(NTT 東日本)

- 等については、以下の内容※を掲載し、放送サー ビスの提供主体を明確にすることで、指摘のような 誤解が生じないよう努めております。
- ※広告物への主な掲載内容
- -「フレッツ・テレビ」は、NTT 西日本が提供する電 気通信サービス「フレッツ・テレビ伝送サービス | の契約と、㈱オプティキャストが提供する放送サ ービス「オプティキャスト施設利用サービス」の契 約によりご利用頂けます。
- -フレッツ·テレビ月額利用料682.5円(税込)(オ プティキャスト施設利用料210円(税込)/月を 含みます。)
- ※CMでの掲載内容
- -「フレッツ・テレビ」は地デジ受信方法のひとつであ り、「フレッツ光」を利用し、(株)オプティキャスト の放送サービス(地上/BS)を受信するサービ スです。
- -フレッツ·テレビ月額利用料682.5円(税込)(オ プティキャスト施設利用料210円(税込)/月を 含みます。)」
- また、一昨年度、本社に設置した広告審査組織な どにおいて、すべての広告物の審査を実施している ところであります。

現在、ブロードバンド市場においては、トリプルプ レイに対するお客様ニーズに応えるべく、様々な事 業者が自らの経営資源の活用や他社とのアライア ンスなどを通じ、映像サービスやIP電話サービスな どを提供し、活発な競争を展開しています。

当社も、インターネット以外のフレッツ光の新たな 利用シーン・魅力として、フレッツ光と共に提供され る各種映像サービスの紹介を通じて、こうしたお客 様ニーズに応えていく考えです。

・ なお、フレッツ・テレビの提供について、他の放送 事業者様からのご要望がある場合には、事業者を 問わず協業に向け協議させていただく所存です。 (NTT 西日本)

意見47「NTT IDログインサービス」、「NTT ネット 決済」等の上位レイヤサービスを通してNTTグル ープの不当なグループ連携が進められている。

再意見47

考え方47

■ NTT 東・西/NTT ドコモの市場支配力の上位レイ ヤーへの行使、当該市場支配力を起点としたグル ープドミナンスの行使(NTT IDログインサービス、 NTT ネット決済等)

禁止行為規制の対象である NTT ドコモが、NTT グループ内の自己の関係事業者のみ(NTT コム、NTT レゾナント)と連携してシングルサインオンやー括請求のようなサービスを提供することは、禁止行為に定める自己の関係事業者と一体となった排他的業務であるといえます。

さらに、NTT 東・西のサービスが対象に加わった 場合には、加入電話をレバレッジとしたグループドミ ナンスが行使され、公正競争がより一層阻害される おそれがあると考えます。

(KDDI)

■ 2. NTT グループにおけるID連携について 本年5月から、NTTコミュニケーションズ・NTTドコ モ等により「NTT IDログインサービス」「NTT ネット 決済」が提供開始されました。

このような取組みは、NTT グループ各社が培った 顧客基盤を梃子にNTT グループの一体化を志向す

■ NTT 東・西/NTT ドコモの市場支配力の上位レイ ■ 【グループドミナンスの行使(NTT ID ログインサー ■ 本意見において指摘されている事案について、 ヤーへの行使、当該市場支配力を起点としたグル ビス、NTT ネット決済)】 NTT コミュニケーションズ及び NTT ドコモは、他事

- ・ KDDI 殿及びケイ・オプティコム殿が指摘しているとおり、「NTT ID ログインサービス」及び「NTT ネット決済」は、サービス名称のとおり、NTT グループ以外の競争事業者とのサービス提携を行うことを想定できるものではなく、自己の関係事業者と一体となった排他的業務に該当するものと考えます。
- ・ このような行為が公然と行われる状況を防ぐためには、NTT グループのドミナンス性の完全な排除が必要であり、NTT グループの資本分離等の抜本的な措置を行うべきと考えます。

(ソフトバンクテレコム、ソフトバンクBB、ソフトバンク モバイル)

■ 各社殿意見にある NTT グループドミナンスに関する各事案は、競争セーフガード制度においても毎年のように報告されていますが、検証結果としては注視すべき事項に留まっており、抜本的な解決には未だ至っておりません。

各社殿意見に共通し特に重要なことは、NTT 西日本情報漏洩問題をみても明らかなように、現在はNTTグループ間の連携が非常に容易で強大な市場支配力の行使が可能な組織構造になっていることにあり、市場環境や業務実態にあわせた各公正競

■ 本意見において指摘されている事案について、 NTT コミュニケーションズ及び NTT ドコモは、他事 業者からの要望がある場合には認証・決済基盤を 同様に提供するものであり、特定の事業者につい て排他的な差別的取扱いを行うものではないとして おり、公正競争上の問題が発生しているという十分 な論拠が得られているわけではない。

しかし、当該特典の提供方法の実態如何によっては、自己の関係事業者のサービスを排他的に組み合わせた割引サービスの提供等を禁止した電気通信事業法第30条第3項第2号及び「日本電信電話株式会社の移動体通信業務の分離の際における公正有効競争条件」(2)を事実上潜脱するおそれがあるため、引き続き注視していくこととする。

双方における市場支配力を強化するとともに、当該とにあると考えます。 支配力をコンテンツ等の上位レイヤ市場に拡大しよ(イー・アクセス、イー・モバイル) うとするものであります。

NTT コミュニケーションズ・NTT ドコモのID連携は、 顧客やコンテンツ等の囲い込みに繋がるものであ ることから、排他性の有無について十分検証いただ くことが必要と考えます。

また、NTT グループの一体的活動は、NTT 再編 (NTT コミュニケーションズ) 時の趣旨に反するため、その是非についても検証 いただくことを要望いたします。

(ケイ・オプティコム)

特に、あわせて約7.000万近い利用者を持つ ■「NTT ID ログインサービス」、「NTT ネット決済 | は、認証・決済基盤を広くオープンにコンテンツプロ バイダ等にご利用いただくものであり、特定の事業 者について排他的な取り扱いを行うものではありま せん。

- |■ 当社が NTT ID ログインサービスに提供している| 当社のIDを利用して認証を行う仕組みや、NTTネッ ト決済に提供する料金回収代行サービス等は、他 事業者から要望があれば同様に提供を行っている ものであり、「自己の関係事業者と一体となった排 他的業務」に該当する事実はありません。 (NTTドコモ)
- 我が国の電気通信市場は、1985年の電電公 社民営化以降、NTT に対する累次の構造的措置 (88年のデータ通信事業の分離、92年の移動 体通信事業の分離、99年のNTT再編成)に加え て、接続規制・行為規制措置が累積的に適用され るなど、世界でも最も徹底した公正競争環境が整 備されています。
- ・ この間、NTT は、電気通信市場における激しい 競争の中、上記の公正競争条件を遵守しつつ、持 株会社方式によるグループ経営を通じて、業務の アウトソーシングや代理店等の活用などに積極 果敢に取り組むことにより、経営の効率化による 低廉なユーザ料金・接続料金の実現やお客様サー ビスの充実など消費者利便の向上に邁進してき ました。
- こうした様々な経営改善施策については、我が

国のあらゆる産業分野と同様、もはや一企業だけの力で実現できるものではなく、子会社・関連会社を含む多数のビジネスパートナーとの幅広い提携・協業が不可欠となっています。

- ・ NTT としては、今後とも、グループの主要通信会社がお客様ニーズに対応して積極果敢な事業運営を行うとともに、様々なビジネスパートナー自身の創意工夫により生み出される付加価値を大いに活用し、消費者利便の向上に最大限貢献していく考えです。また、このことが、我が国の電気通信市場における競争のダイナミズムを一層活性化させるものと確信しています。
- ・ このような観点から、NTT 東西及び NTT ドコモ に対する禁止行為規制の適用については、法律に 定められた違反行為の要件に基づき厳密に行っ て頂きたいと考えます。
- ・ 仮に違反行為の要件が拡大解釈等により不明確となれば、規制の対象となる NTT 東西及び NTT ドコモはもとより、当該企業との取引を重要なビジネス領域とする子会社・関連会社や多数のビジネスパートナーの予見可能性は著しく低下し、本来正当な事業活動まで制約を受けざるを得なくなります。結果として、消費者利便が大きく損なわれることとなります。
- ・ 近年、我が国の電気通信市場においては、ブロードバンド化・IP化の急速な進展に伴い、様々なサービスの連携・融合が実現しつつあります。公正競争の確保についても、こうした市場実態を的確に反映したものとすることが必要であり、電話時代の競争を前提とした制度から、ブロードバンド・IPの設備競争を前提とした制度(事後規制)に転換するべきであると考えます。
- それが直ちに実現できないとしても、他事業者が既に提供しているお客様利便について、規制が 非対称であるが故に NTT グループのお客様だけ

が享受できないという現状は早急に改善すべき であり、市場実態や消費者利便等を踏まえた規制 の緩和をお願いしたいと考えています。 (NTT) 考え方48 意見48 NTT グループの実質的な一体経営を防 再意見48 止する観点から、現行の公正競争要件に加え、 NTT グループ会社間の役員等の人事異動を禁 止する等の追加措置が必要である。 |■ NTT グループ内人事交流に係る実質的な一体経|■ NTT グループ間での役員等の人事異動が公正競|■ 本意見において指摘されている事案について、 争上問題として指摘されるのは、持株会社体制に NTT 東西は、「NTT の承継に関する基本方針」で示 されたルールを遵守しており、また、「会社間人事異 よるグループー体経営がその根本的な原因となっ NTT グループ内の人事交流については、ここ数年 頻繁に行われていることが見受けられます。単なる ているためです。 動時には役員を含めた全従業員を対象として退任・ 種々の事例に鑑みると、グループ間の役員等異 退職(転籍)後を含めた守秘義務等の遵守に関す 人事交流にとどまるものではなく、グループー体化 を推進するための要素として、またグループ全体の 動が顧客情報の共有やグループー体の営業活動 る誓約書の提出を義務付けるなどの取組を実施し 競争力強化の要素として、NTT 持株殿を中心に戦 の温床となっており、グループドミナンスが発揮され ている」としている。 略的に人材配置が行われている節も見受けられま ている状況である可能性が非常に高いため、抜本 これについては、「日本電信電話株式会社の移 的に解決するためには早急に持株会社体制を廃止 す。 動体通信業務の分離の際における公正有効競争 本件については、これまでの検証結果において、 すべきと考えます。加えて、特定関係事業者の範囲 条件 I(三)及び「NTT の承継に関する基本方針 I 「NTT 東西は会社間人事異動時には役員を含めた を拡大し、役員兼任の禁止だけでなく転籍を含む異 (一)(二)を実質的に潜脱する行為となっていない 全従業員を対象として退任・退職(転籍)後を含め た守秘義務等の遵守に関する誓約書の提出を義 す。 務付ける等の取組を実施しているとしており、引き (KDDI) 続き注視していく」とされていますが、守秘義務遵守 の誓約書を提出さえすれば、NTT グループ会社間 ■ 再編成後の人事については、NTT の再編成に関 での役員異動が自由に行える、という状態を暗黙 する基本方針で示された東西地域会社と NTT コミ 的に認めることは、グループの連携強化を後押しす ュニケーションズとの間のルール及び移動体分離 るものにほかならず、NTT グループと競争事業者と の際における公正有効競争条件を遵守しており、 の間での公正競争環境を実現するというそもそもの 新たな規制を追加する必要はないと考えます。 移動体部門の分離並びに NTT 再編の趣旨に反す なお、人事交流によって公正競争を阻害すること がないよう、会社間人事異動時には役員を含めた るものであると考えます。 従って、弊社共の従前からの主張どおり、現行の 全従業員を対象として退任・退職(転籍)後を含め 公正競争要件に規定されている役員兼任や在籍出 た守秘義務等の遵守に関する誓約書の提出を義 向を禁止するのみでは不十分であり、NTT 持株殿、 務付けるなどの取り組みを実施しております。 NTT ドコモ殿、NTT コミュニケーションズ殿、NTT デ (NTT 東日本)

- ータ殿等の NTT グループ会社間の役員等の人事 異動を禁止する等の追加措置が必要と考えます。 ■ 当社における人事については、「日本電信電話株
- 加えて、こうしたグループ会社間の人事異動は、 持株会社体制の組織管理形態によってこそ可能であることを考慮すれば、タスクフォースの議論において NTT グループの持株会社体制自体を見直すべきと考えます。

(ソフトバンクテレコム、ソフトバンクBB、ソフトバンク モバイル)

- 当社における人事については、「日本電信電話株式会社の移動体通信業務の分離の際における公正有効競争条件」や「日本電信電話株式会社の事業の引継ぎ並びに権利及び義務の承継に関する基本方針」で示されたルールを遵守しており、公正競争上問題ないものと考えます。
- ・ なお、会社間人事異動時には役員を含めた全従 業員を対象として退任・退職(転籍)後を含めた守 秘義務等の遵守に関する誓約書の提出を義務付 けるなど、人事交流によって公正競争が阻害される ことがないよう、公正競争の遵守に引き続き取り組 んでいく考えです。

(NTT 西日本)

■ 再編成後の人事については、NTT の再編成に関する基本方針で示された NTT 東日本・西日本と弊社との間のルールを遵守しており、公正競争上の問題はないものと認識しております。

なお、会社間人事異動時には役員を含めた全従 業員を対象として退任・退職(転籍)後を含めた守 秘義務等の遵守に関する誓約書の提出を義務付 けるなど公正競争を確保するための取り組みを実 施しており、新たな規制を追加する必要はないもの と考えます。

(NTT コミュニケーションズ)

- 役員の選任については、出身に関わらず、電気通信事業に精通している者、あるいは当社が必要としている高度な専門知識を有するものの中から、人格、識見に優れ、役員として最も適任と思われる候補者を選定しており、公正競争上問題ないと考えます。
- · さらに、役員の人事異動に際し、退任・退職(転 籍)後を含めた守秘義務等の遵守に関する誓約書

	の提出を義務付ける等の取り組みを実施しており、	
	公正競争の確保に配意しております。	
	(NTTドコモ)	
意見49 NTT ブランドカは競争環境に大きな影響	再意見49	考え方49
を及ぼすため、そのブランドカの影響を検証し、		
早急にブランド使用に係るルールを確立する必		
要がある。		
■ さらに、県域等子会社や NTT グループ各社は、	■ 先般の当社意見で述べたとおり、県域等子会社	
NTT 法第8条によって本来使用が NTT 持株および	や NTT グループ各社は、NTT 法第8条によって本	係は、企業ブランドや料金設定、営業戦略等も反
NTT 東・西に限定されている「日本電信電話」=	来使用が NTT 持株および NTT 東・西に限定されて	映した結果と考えられ、競争政策上直ちに問題と
NTT ブランドを「NTT 東日本一〇〇」や「NTT〇〇」		なる事象とは必ずしも言えない。よって、ブラン
のように社名に冠することにより、NTT 再編時の趣		ドカが公正競争にもたらす影響について豊富な
旨に反して公社時代から継承したブランド力を、法		データに基づく緻密な分析を行った上で十分な
の趣旨を逸脱してグループ全体で使用していること		議論を行うことが必要であり、NTT のブランド
から、直ちに使用を制限すべきです。	全体で使用していることから、直ちに使用を制限す	力と公正競争の関係について引き続き注視して
(KDDI)	べきです。	いくこととする。
	(KDDI)	
■ NTT ブランドの優位性		■ NTTドコモについては、「東·西NTTの業務範囲拡
	■ ブランドの使用については、「再編成に関する基	大に係る公正競争ガイドライン」において、NTT東西
間の競争環境に大きな影響を及ぼしているものと		がNTTドコモと連携して活用業務に該当するFMC
考えます。特に、FMC の展開や上位レイヤへの進		サービスを提供する場合にNTTドコモと共同営業を
出に伴って、グループ会社間の連携強化に起因す		行うとすれば、NTT東西とNTTドコモのブランドカが
るブランドカの相乗的効果により、競争環境への影		相乗的に機能する等により公正競争が阻害される
響度合いが増すことが懸念されます。	(NTT 東日本)	ことが懸念されることから、両者の共同営業を禁止
・ これまでの本制度の検証結果においては、総務		する旨を掲げている。いる。
省殿より、ブランドカ分析の必要性は示されている		
ものの、「NTT ブランドカと公正競争の関係につい		■ また、「NTT 東日本一〇〇」等の県域等子会社の
て引き続き注視していく」と述べるにとどまっていま		社名については、法制上特段の制約はないもの
す。その後、具体的に分析を実施する等の進展は	について禁止されておらず、ブランドや信頼性は	の、NTT 東西と誤認される可能性は否定できないこ
見られない状況ですが、ブランドカの影響が検証結		とから、公正競争確保及び利用者保護の観点から
果等において明示されているにも係らず、何の措置		問題が生じていないかどうか引き続き注視する。
も講じないことは公正競争の阻害要因を放置し続		
けることとなり、問題であると考えます。	(NTT 西日本)	
・ タスクフォース等で NTT 組織の在り方について検		

討されている現時点において、総務省殿による「NTT」ブランド力の詳細分析がなされることは重要であり、特に NTT 東西殿の県域等子会社である「NTTー●●」といった社名が公正競争上に与える影響等の分析をする必要があると考えます。歴史的成り立ち等に起因し、消費者にとって「NTT」ブランドは優位性をもつものと見受けられるため、グループ全体に対して「NTT」ブランドを使用させず、事業会社・子会社毎に異なるブランドを使用させる等、早急にブランド使用に係るルールを確立することが必要と考えます。 (ソフトバンクテレコム、ソフトバンクBB、ソフトバンクモバイル)		
■ NTT グループの実質的な一体経営を防止するため、「NTT」や「エヌ・ティ・ティ」の名称の県域子会社等における使用を制限する方向で運用すべきだと思います。 (個人)		
意見50 NTT 西日本が恒常的に提供している「光 ぐっと割引」については、地域ごとの料金設定に 合理的理由があるか、適正コストを下回る競争 阻害的な料金設定になっていないかについて改 めて検証する必要がある。	再意見50	考え方50
■ 3.「光ぐっと割引」について 地域限定キャンペーンとして5年以上継続して実施されており、既に恒常的な割引メニューとなっている NTT 西日本の「光ぐっと割引(※)」について、以下の事項を検証することが必要と考えます。 ① FTTH市場環境の変化やFTTHの普及状況等を踏まえると、地域毎に提供料金を変えることの合理的な理由(世帯数の多い都市部は設備の稼働率が高く、他地域に比べ提供コストが安い等)が失われていると考えられることか		■ 共同ガイドラインにおいては、電気通信事業法上問題となる行為として、独占的分野から競争分野への内部相互補助により不当な競争を引き起こす料金を設定することや、競争事業者を排除又は弱体化させるために適正なコストを著しく下回る料金を設定することが掲げられているところである。 累次の活用業務認可に係る運用においても、活用業務に係る利用者料金がネットワークコスト及び小売コストの合計額を下回る等、競争阻害的な料金で提供されていないことを検証するため認可申

ら、利用の公平の観点から、改めてその是非 を検証することが必要

- ② 活用業務制度を利用して提供され、また指定 電気通信役務でもある NTT 西日本のフレッツ 光やひかり電話の利用者料金について、「光 ぐっと割引」が適用されることによって、競争阻 害的な料金設定になっていないか検証するこ とが必要
 - ※フレッツ光の月額利用料が最初の1年間: 3.150 円(税込)となる割引。大阪府・京都 府·兵庫県·愛知県·静岡県・ 広島県・福岡 県を対象に地域限定で、平成 17 年から実 施。

(ケイ・オプティコム)

意見51 NTT グループ以外の事業者による固定・ 携帯事業の一体的な提供等の市場環境・競争環 境の変化に応じ、NTT グループに係る累次の公 正競争要件については、適宜見直しを行う必要 がある。

- 電気通信市場は、ドコモ分社や NTT 再編成(地 域・長距離分離)時とその様相を一変させ、NTT グ ループ以外の他社は、固定・携帯事業を同一の会 社で提供しており、更に自社内や自社グループ内 の固定電話・携帯電話相互間での通話料無料サー ビスを提供しているところです。
- また、競争事業者のお客様が、固定/移動の融 合サービス等の利便性を享受できる一方、当社の お客様だけが利便性を享受できないということにな れば、当社のお客様の利便性が著しく損なわれる ことになります。
- |・ したがって、NTT グループに係る累次の公正競争 (KDDI) 要件のうち、既にその役割を終えているものについ ては、速やかに見直しを行う必要があると考えま す。

再意見51

■ 現状において、既に役割を終えている公正競争要 ■ NTTに係る公正競争要件を含めた競争政策の在 件はないと考えます。

NTT 西日本事案が発生する等、公正競争環境が 確保されていない状況は明らかであることから、むし しろ累次の公正競争要件では不十分であり、より実 効性を担保できるよう見直すべきと考えます。

現行の規制を実効あるものとするためには、独 立的な第三者機関によるモニタリングや監査等を 業者等外部からも公正競争確保の実態を確認でき る何らかの仕組みが必要と考えます。

- |■ 【公正競争要件における検証の対象】

請に当たって収支の見込み等の提出を求めてきた ところである。

競争事業者を排除又は弱体化させるために適正 なコストを著しく下回る料金を設定すること等、競争 阻害的な行為がなされていないかどうか引き続き 注視していくこととする。

考え方51

- り方については、合同部会の取りまとめ等を踏まえ て「光の道」構想に関する基本方針等を策定・公表 したところである。当該基本方針等に基づき、機能 分離の実施、子会社等との一体経営への対応、業 務範囲の弾力化に関する電気通信事業法等の改 正案が、国会への提出に向けて閣議決定された。
- 行ってその結果を公表することなどにより、競争事 また、合同部会の最終取りまとめに盛り込まれた 措置については、毎年度の継続的なチェックに加 え、制度整備の実施後3年を目処に、その有効性・ 適正性について、包括的な検証を行う。特に、公正 競争環境が十分に確保されていない場合には、ボ トルネック設備の更なるオープン化や、構造分離・ NTT 東西殿より、公正競争要件の撤廃を含めた 資本分離を含めたファイアウォール規制の強化な

(NTT 西日本) 見直しを求める意見が提示されていますが、ボトルと、公正競争環境を整備するための更なる措置に ネック性やグループドミナンス等に起因する問題が ついて検討を行う。 解決していない中では、現行規制の撤廃は認めら れません。 また、本制度において競争事業者から指摘されて いる問題事例では、子会社や代理店等の活用によ る脱法的行為が多く存在しており、電気通信市場に おける公正競争環境を実現するためには、NTT 東 西殿に対する更なる規制強化とともにその子会社 や代理店等も含めた規制の適用について、早急に 検討を行う必要があると考えます。 (ソフトバンクテレコム、ソフトバンクBB、ソフトバンク モバイル) ■《規制強化について》 NTT 東西が本来の規制の枠を超えて、自らの理 屈によって事業範囲を拡大していることが根本的な 問題であり、市場における NTT シェアの高まりの原 因でもあります。 そのため、NTT グループ内の連携、子会社・販売 会社を通じた連携、他事業分野の事業者との連携 等、NTT グループにおける事業運営上の全ての行 為に対して適切かつ抜けのない規制をかける必要 があると考えますので、禁止行為規制や NTT 等に 係る累次の公正競争要件の適用範囲拡大、規制 内容のさらなる強化等を行うべきであります。 また、活用業務は、今後認可を控えるべきであ り、現在の認可業務についても取消しを含め改めて 認可可否を検証すべきであると考えます。

3 その他

意 見	再 意 見	考え方

(ケイ・オプティコム)

意見52 これまでの行政指導に対するNTT東西の 措置の実効性を検証し、必要であれば追加の措 置を講じるべき。第三者による監視・検査等の仕 組みを導入する等を行い、競争セーフガード制度 の実効性をさらに高めるべき。 再意見52

考え方52

■ 1. これまでの行政指導に対する措置の再検証に ■ ついて

昨年兵庫県にて発生した NTT 西日本による接続情報の不正提供は、NTT 西日本における従来からの措置が不十分であったことに加え、 2007年度の検証結果に基づく行政指導「NTT 東西が接続の業務に関して入手した情報の目的外利用の防止等について、NTT 東西及び NTT 東西から受託した業務を行う会社の社員等に周知・徹底すること」に対する取組みが不十分であったことにも起因するものであります。

このため、2007年度~2009年度の検証結果 らかの仕組みが必要と考えます。 (KDDI) するとした措置について、実効性があったか、継続 的に機能しているか等を検証するとともに、さらなる 措置の実施を指導することが必要であります。

「MTT 西日本情報漏洩問題や NTT グループの一体

特に、前述の事案発生を受けて、NTT 東西が追加対策を講ずるとしていることを踏まえると、行政指導がなされた他の事項についても、対策の追加や改善の余地が残っていると考えます。

なお、競争セーフガード制度の実効性をさらに高める観点から、客観的な検証が可能となるような、より透明性の高い第三者による監視・検査等の仕組みを導入することも、検討に値するものと考えます。

(ケイ・オプティコム)

■ 左記意見に賛同いたします。

先般の当社意見のとおり、電気通信事業法に基づき、対象事業者に対する行為規制が定められてはいるものの、規制当局に実効的な調査権限が付与されていないため、組織内部に立ち入っての調査等により違反行為を立証することができないという制度的な限界があります。現行の規制を実効あるものとするためには、第三者機関によるモニタリングや監査等を行ってその結果を公表することなどにより、競争事業者等外部からも公正競争確保の実態を確認できる何らかの仕組みが必要と考えます。(KDDI)

■本年度の意見募集においても、昨年発覚した NTT 西日本情報漏洩問題や NTT グループの一体 的な営業(子会社を通じた共同営業、人事交流等) 等の NTT グループの市場支配力の濫用が懸念さ れる事例に対して数多くの意見が各社より主張さ れており、公正な競争環境確保を考える上で課題 となっている NTT グループの公正競争要件の再構 築については、今後「光の道」戦略大綱に基づき早 急に検討される必要があります。

そのような中で、各社殿が共通的に意見されている NTT グループの各公正競争要件の遵守状況に対する実効性のある検証及び監査スキームの導入について、弊社としても賛同致します。

■ 考え方1に同じ

本来は競争セーフガード制度がその大きな役割を担うひとつと考えますが、NTT 西日本情報漏洩の問題だけを取り上げても、スキームによる効力の拡充が必要と考えます。

具体的には前回当社意見でも述べた通り(※1)となりますが、それに加えて各社殿のご意見にあるような第三者の監査機関の導入検討も必要であると考えます。NTT 西日本情報漏洩問題に関しては、以前から各競争事業者より数多くの問題点の指摘が示されていたにも拘らず、NTT 東西殿からの報告内容を確認すること以外措置はなく、結果的に当該問題発覚が遅れた大きな原因になったと考えます。現行制度では各公正競争要件の遵守状況について、実際の状況を確認し担保できるような手段は存在せず、その解決方法のひとつとして、第三者の監査機関の導入は非常に有用であると考えます。

参照※1 平成 22 年度競争セーフガード制度意 見書 当社意見

■競争セーフガード制度の在り方

~略~

競争セーフガード制度は、今までも公正競争確保のために一定の成果を挙げてきた有用な制度であると考えますが、NTT 西日本情報漏洩問題を契機に、本来の競争セーフガード制度整備の目的に立ち戻り、具体的事例に対しては、検証後の各公正競争要件見直し検討への道筋がより明確となるような実効性の高いスキームへの再構築が必要であると考えます。具体的な見直し内容としては、以下のような点が挙げられます。

・報告内容に対する検証 要請事項に対する報告内容(NTT 東西殿等) について、実効性の有無等の検証を実施 ・実効的な検証・検討スキームの構築

注視すべき事項については、現在まで指摘の あった事例を調査し、報告書同様に今後の検討 の道筋や具体的な指標の設定が必要であり、あ わせて各研究会や競争評価等とより密接な連携 を構築

PDCAサイクルの確立

制度全体の運用状況を定期的(例:3 年毎)に 検証し、市場環境や NTT グループの組織・業務 形態の変化等を鑑みて問題点があれば、公正 競争要件の見直しを含め随時改善を行うといっ たPDCAサイクルの確立

(イー・アクセス、イー・モバイル)

■ 当社は、これまでも公正競争確保に十分配慮して事業活動を行ってきたところですが、他事業者情報を不適切に取扱う可能性を排除し、より厳格な仕組みを構築する観点から、お客様利便の確保にできるだけ配意しつつ、システム面に踏み込んだ措置、体制等の見直しを講じることとし、実施計画(2010年3月2日)を策定しました。

現在、この実施計画の内容に沿って、セキュリティ強化の取組みを着実に実行しているところです。 具体的には、

- ・システム面の措置として、他事業者情報の一括 抽出規制及び閲覧規制
- ・体制整備として、情報セキュリティ推進部の設置、他事業者情報を扱う業務の設備部門への 移管、県域等子会社における情報セキュリティ マネジメント体制の明確化
- ・社員教育等の充実として、子会社も含めた規程 類の充実、研修の拡充
- ・点検・監査の徹底として、子会社も含めた自主 点検周期の短縮化監査項目の追加

等を実施しています。

この取り組みについては、外部機関より、実施計画の有効性及び実施状況についてチェックを受け、8月末で完了しています。

今後も、点検・監査については、必要に応じて外 部機関の力も活用しながら、継続的かつ徹底して 繰り返し実施していきます。加えて、社員教育の充 実を行い、情報セキュリティ強化について社員の意 識向上を継続的かつ徹底的に図っていく考えです。

したがって、公正競争は確保されていると考えており、機能分離、構造分離や禁止行為規制の見直 し等の追加的措置は必要ないと考えます。

また、資本分離を行うと、多様化し高度化するユーザニーズに応えていくことが難しくなり、かえってユーザの利便性を低下させる等の問題があると考えます。

(参考)実施計画に基づいて実施した主な取組み

項目	実施内容	実施時期
・他事業者情報の 抽出規制	・すべての顧客情報管理システム端末からの他事業者情報の一括抽出を不可とするためシステム上の措置を実施。	H21. 12月
・他事業者情報の 閲覧規制	・他事業者情報について、顧客情報管理システムの改修 を行い、営業部門での閲覧を原則不可とした。	H22. 5月
・他事業者情報を 扱う業務の設備 部門への移管	・営業部門で実施している受注等処理業務のうち、他事業者情報を取り扱う業務を設備部門へ移管。 ・自社サービスの販売に携わる担当とは原則、別ビルまたは別フロア化。例外的に同一フロアの場合、別部屋・別入口として電子的認証装置等により入室管理を徹底。	H22. 6月
・情報セキュリティ推進部の新設	・NTT東日本グループにおける情報セキュリティの横断 的かつ統一的な取組みを実施する組織として設置。 ・県域等子会社における情報セキュリティマネジメント体 制の明確化	H22.4月 H22.6月
・規程類の見直し	・お客様情報保護に関する社内規程類について、他事業 者情報の取扱いに関する規定を追加・充実。 ・県域等子会社における当該規程類の遵守義務を業務 委託契約に規定。	H22. 5月
・研修の充実	・当社及び県域等子会社を対象に、他事業者情報の適 正利用に関する研修を実施。	H22. 7月
・アクセスログ監査	・アクセスログ監査について、監査する周期を四半期に 一度から毎月に見直し。	H22. 5月
・自主点検の充実	・アクセス権限等の登録状況の確認の自主点検の周期 について、半期に一度から四半期に一度に見直し。	H22. 5月
・業務監査	・実施計画に基づく「顧客情報管理システムの閲覧規制」、 「規程類の見直し」等について、当社及び県域等子会社 に対する業務監査項目に追加。	H22. 5月
・外部機関の チェック	・外部機関による実施計画の有効性及び実施状況につ いてチェック	H22. 8月

(NTT 東日本)

■ 外部機関によるチェックについては、3 月に策定した他事業者情報の適正な取扱いに関する実施計画の有効性及び取組み状況について、いずれも有効であるとの調査結果を8月末に受けており、その旨を総務省にも報告しています。

チェック結果について具体的に申し上げると、有効性のチェックでは、外部機関が、他事業者情報を扱う業務において他事業者情報が営業部門に渡るおそれが残っていないかという観点からチェックを行いました。その結果、実施計画の対策が、想定されるリスクに対して有効に機能しているとの調査結果をいただいています。

また、実施状況のチェックでは、実施計画が予定 どおり実施されているかの観点から、地域子会社 の営業部門・設備部門に出向き、システムの表示 や規程類の確認、社員等への質問を行うなどの方 法により、チェックを受けております。その結果、計 画どおりに取り組んでいるとの調査結果をいただい ています。

この外部機関のチェックは、「検証可能性」に配意して、総務省への実施状況の報告を行うだけでなく、自主的に外部機関にもチェックをしていただくこととしたものです。

また、外部機関によるチェックについては、

- ① NTT 東西と資本関係がなく、情報セキュリティに関する豊富な経験とノウハウを有する外部機関が、自らの判断によりチェックする項目や方法を定めて実施
- ② チェックの結果は、9 月 3 日の総務省への実施状況報告、10 月 22 日の事業者説明会におけるご説明、

する等、「客観性」「透明性」に十分配意した検証になっていると認識しています。

当社としては、今後も、必要に応じて外部機関の 力も活用しながら、引き続き情報セキュリティに関す る点検・監査を継続的かつ徹底して繰り返し実施し ていく考えです。

(NTT 東日本) 再意見53

意見53 現行の競争セーフガード制度の運用だけ では問題の根幹が解決できない。NTT 法等の関 連法規を抜本的に改正すべき。

■ 競争セーフガード制度の意義

競争セーフガード制度は、電気通信事業法に基 づく指定電気通信設備制度及び NTT 法に関連した 公正競争要件の有効性・適正性を確保するため に、発生した問題に対処し、また、発生する蓋然性 が高い問題を未然に防ぐことを目的として創設され た制度です。当該制度は、NTT グループや第二種 指定電気通信設備を保有する事業者が、適正に事 業を実施しているか否かを検証するために一定の 効果を発揮しているところであり、今後もこの制度を 継続して運用していただきたいと考えます。

しかしながら、現在の制度及びその運用によっ て、問題の根幹にある重要な課題が解決されてい ないことも歴然たる事実です。その原因は、NTT 法 及び NTT 等に係る公正競争要件など、NTT の事業 並びに業務を律する法令等の規定が、現状の実質 的な独占体制を排除していないことに起因すると考 えます。

即ち、持株会社である日本電信電話株式会社 は、東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株 式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会 社等の100%親会社であり、また、株式会社エヌ・ ティ·ティ·ドコモに対しても株式持分比率が高い筆 頭株主であることから、すべての情報が持株会社 に集積され、また、持株会社の意向により、実質的 に各子会社・関連会社に対して、統一的な指示が

■ これまでも、NTT グループにおける累次の公正競 ■ 総務省では、「競争セーフガード制度に基づく検 争に関する措置、ルールの整備が行われてきまし たが、NTT グループによる「ボトルネック設備の保 有」、「(公社時代から継承した)顧客基盤の活用」、 「グループドミナンスの行使」等の問題については、 ブロードバンド・IP時代への移行期である現在にお いても未だ解決に至っていません。

むしろ、NTT 西日本事案のような公正競争上の 問題が発生するとともに、活用業務による NTT 東・ 西の業務範囲拡大などによって競争事業者間との 同等性が損なわれており、公正競争環境が確保さ れている状況にあるとは到底いえません。

加えて、NTT 東・西のNGNはボトルネック設備で ある光アクセス回線と一体で構築されており、競争 事業者との接続を前提としていないことから、これ まで実現していた有効な競争が損なわれてきてお ■ NTT に係る公正競争要件を含めた競争政策の在 り、NTT グループは、競争を排除し、NGNを梃子に 市場支配力の拡大、グループ連携の強化を図るな ど、状況はますます悪化していると言えます。

これらの問題は、ボトルネック設備を保有する部 門をNTT東・西の組織内に留めたこと、持株会社体 制を維持してきたこと、それらを解消しないまま、活 用業務による NTT 東・西の業務範囲拡大を認めた ことに根本的な原因があるため、本質的な問題解 決のためには、活用業務制度の是非を含む、持株 会社体制の廃止やグループ解体を視野に入れた 考え方53

証結果」に基づき講じるべき措置について、電気通 信事業の公正な競争を確保するため、平成20年2 月 18 日、平成 21 年2月 25 日、及び平成 22 年2 月 19 日、NTT 東西に対して要請を行い、その講じ た措置について報告を受けたところである。

要請した事項については、NTT 東西による取組 みがなされているところであるが、今後の競争セー フガード制度の運用を通じた検証において引き続 き注視し、NTT 東西の取組が不十分なため市場支 配的な電気通信事業者に対する禁止行為規定に 違反している等と認められる場合には、電気通信 事業の公正な競争を確保する観点から必要な追加 的措置を講じる。

り方については、合同部会の取りまとめ等を踏まえ て「光の道」構想に関する基本方針等を策定・公表 したところである。当該基本方針等に基づき、機能 分離の実施、子会社等との一体経営への対応、業 務範囲の弾力化に関する電気通信事業法等の改 正案が今国会への提出に向けて閣議決定された。 その後も合同部会の最終取りまとめに盛り込まれ た措置については、毎年度の継続的なチェックに 加え、制度整備の実施後3年を目処に、その有効 性・適正性について包括的な検証を行う。

発出されているのが現状であると考えられるからで す。

これは、少数株主のいない100%子会社を主体 とした事業連合体である限り、自然発生的かつ必 然的に起こる至極当たり前の事象です。

特に、NGN や光ファイバ網に係る各種の問題、 通信レイヤーのみならず上位レイヤーまでの垂直 統合を固定・移動通信の双方について積極的に進 めている NTT グループの状況を鑑みると、役員の 兼任禁止や各種料金設定の制約条件の付与に代 (KDDI) 表される現在の法制度下での公正競争要件自体 が不十分であり、NTT 持株会社が複数の事業会社 を保有する現在の資本関係自体を大幅に見直す必 要があることは自明であると考えます。また、昨年 来、かかる状況が全く変化していないことから、可 及的速やかな見直しが必要と考えます。

以上の点を鑑み、NTT 法を始めとする関連法規 自体の抜本的な改定を、本格的に検討・実施してい ただくことを要望します。

(テレコムサービス協会)

意見54 公益法人である(財)日本電信電話ユー ザ協会及び(財)日本公衆電話会は、実質的に NTT グループの営業拠点となり、公益法人を介し たグループの事実上の一体営業であり、禁止行 為に反する。よって、禁止行為の対象範囲をグル ープ参加の団体等まで拡大すべき。

話会(PCOM)

公益法人である日本電信電話ユーザ協会、日本 公衆電話会は共に、事実上、公社時代からの顧客 基盤をそのまま継承し、NTT 再編前の経営形態の ままで運営されています。(財)日本電信電話ユー ザ協会は、NTT グループのOBが本部の役員に就 任し、現役の NTT 東・西、NTT ドコモの役員・支店 NTT の在り方についての抜本的な見直しが不可欠 と考えます。

加えて、「ボトルネック設備の保有」、「(公社時代 から継承した)顧客基盤の活用」といった同等性の 問題、および、NTT グループの総合的な市場支配 カによる「グループドミナンスの行使」の問題への 対処として、第三者機関による監視体制の導入等 や行為規制の範囲の子会社等への拡大をただちに 実施すべきと考えます。

再意見54

|■ (財)日本電信電話ユーザ協会、(財)日本公衆電|■ 本件は、財団法人である「日本電信電話ユーザ協|■ 御指摘の(財)日本電信電話ユーザ協会及び 会 |及び「日本公衆電話会 |の活動に係るものであ り、主務官庁による監督等の定められた規範に則 って適正に指導・監督されていると認識していま す。

> また、NTTグループ各社の商品・サービスの割引 等は「日本電信電話ユーザ協会」及び「日本公衆電 話会」が各団体の判断で特典として実施しているも

考え方54

(財)日本公衆電話会の事業活動については、引き 続き、「公益法人の設立許可及び指導監督基準の 運用指針」(平成8年12月19日)に基づいた適切 な指導監督に努めていく。

長等が地方の協会の理事・顧問等になっているな のであり、公正競争上の問題は生じていないことか ど、実質的に NTT グループ傘下にあり、全都道府 ら、禁止行為の範囲を拡大する必要はないと考え 県支部の拠点は、NTT 東·西の支店か県域等子会 社のいずれかに設置され、会員に対して NTT グル (NTT 東日本) ープ各社の商品・サービスについて割引等を行って います。これは、私企業の利益のために存在してい■ (財)日本電信電話ユーザ協会及び(財)日本公 るわけではない公益法人を介した事実上の一体営 業であり、禁止行為に反する行為といえます。 衆電話会については、昨年度の競争セーフガード これらの営業活動は、禁止行為対象事業者の電 制度において、「『公益法人の設立許可及び指導監 気通信業務の主たる部分を委託するものであって、 督基準』に基づいた適切な指導・監督に努めてい 実態上は対象事業者による行為と同じであるため、 く。」とある通り、主務官庁により適正に指導・監督 禁止行為の対象範囲をグループ傘下の団体等まで がなされているものと考えます。 なお、当社と(財)日本電信電話ユーザ協会との 拡大する必要があると考えます。 間に各種サービスの販売等に関わる契約は一切ご (KDDI) ざいません。 (NTT 西日本) 本件については、「電気通信事業者が特定の者 に対し不当な差別的取扱いを行っている」等の電気 通信事業法上の規定に抵触するものではなく、NTT グループ会社間の内部相互補助等も行っておりま せん。 なお、法人向けの料金割引については、本件に 限らず個別案件ごとに提供条件等を勘案し、相対 契約によりその提供を行っているものです。 (NTTドコモ) 再意見55 NTT の競争事業者の意見のうち、現在 考え方55 の NTT と肩を並べる企業の育成に障壁となる部 分への意見以外特に利害関係者の難癖に近い 意見については取り上げるべきではない。 |■ NTT グループに対し批判的なコメントが多く寄せら|■ 競争セーフガード制度は、PSTN(回線交換網)か れていますが、NTT 利用者からするとはっきりいっ らIP網へのネットワーク構造の変化や市場統合の て迷惑です。セーフガードのおかげで他社が展開す 進展が見込まれる中、電気通信事業法に基づく指

るようなサービスが NTT から提供されにくい、もしく は後出しになる事案が多発しているだけでなく、サ ービス品質も低下しています。我々エンドユーザー が望むものは、NTT の開放ではなく自由な選択肢 にあります。これは例えば端末系伝送路だけでな く、中継伝送路や長距離伝送路の全てにおいて複 数の選択肢が存在すると事とそれらの事業者間を 意識せずとも接続可能な社会の実現です。批判す る他者は、その実現は可能であるのにもかかわら ず自ら利益率の高い事業だけを選択しながら、リス クの高い事業に対しては NTT に押し付けたままで あり、ユニバーサル料金等と言うわかりにくいコスト 負担をユーザーに転嫁し、対立企業は自らその域 に踏み込むうとしていません。過渡期にはそのよう な状況も仕方がないとは思いますが、NTT を民営 化して相当の期間が経過しております。NTTの対立 事業者にのみ甘いセーフガードは国営を考え、そろ そろ見直されるべきです。特に NTT の営業姿勢を 批判している KDDI 等はその勧誘方法については、 まるで NTT から KDDI へ地域全体が移行を決定し たかのような詐欺まがいの営業を行わせています。 (自宅へ訪問してきた勧誘員を追い返した経験があ ります)営業活動に対しては個々の企業ポリシーに 委ねられているとは思いますが、必要以上の競争 原理導入がこのような市場の品位低下、サービス 低下を招いている事は明白です。歴代の総合通信 基盤局長殿はこの事態をどのように見られていた のか不思議でなりません。以上、長々と前置きをさ せていただきましたが、現在の NTT と肩を並べる企 業の育成に障壁となる部分への意見以外特に利害 関係者の難癖に近い意見については以後、取り上 げることのなきよう強く求めるものであります。以 上。

定電気通信設備制度及び NTT 法に関連した NTT グループに係る累次の公正競争要件の有効性・適正性を確保するため、これらを定期的に検証する仕組みとして運用するものである。

総務省としては、当該検証の結果を踏まえ、必要に応じて、指定電気通信設備の対象やNTT等に係る公正競争要件の見直し等の所要の措置を速やかに講じることとなるが、これらについては、市場実態等に応じて、従来の公正競争要件等を緩和・撤廃するだけでなく、追加的措置等を講じることもあり得るところであり、個別の事例・事案ごとに必要な措置を判断することになると考えている。

(個人)

■ 1. 政府が旧電電公社へ出資する必要性を考え 直すべき時が来た! 現在、政府が出資するNTT 持ち株会社の傘下には、加入者電話・固定電話事業へ(OCN ブランド)を行なう NTT コミュニケーションズ社、携帯電話事業を行なう NTT 東西社、長距離電話事業、ISP 事業(OCN ブランド)を行なう NTT アータ社、ボータルサイト事業(goo プランド)を行なう NTT アータ社、ボータルサイト事業(goo プランド)を行なう NTT ファシリティー社等、多種多数が存在する。 1-1. 納税者向けユニパーサルサービス以外の事業のために政府出資が必要なのか? NTT 持ち株会社の傘下には、電話・電報事業の他に、インターネット関連事業、通信工事事業等を含め、多種多数の子会社が存在する。 たが、そもそも、交換機技術時代の旧電電公社が民営化された際に、政府が大株主になってまで、納税者に対するサービス実施を確保しなければならないと考えられた事業の種類は、加入者電話・固定電話(ユアバーサルサービス)だけに限定されていたのではないのか? ISP 事業やボータルサイト事業のようなインターネット関連ビジネスの世界には、完全民間資本の優れた競合他社が存在している。 (ただし、光ファイバーを機の保有問題が関連するので、優れた競合他社が存在している。) 従わて、NTTコミニニケーションズ社(のISP事業)や NTT ロジナント社までもを、政府が大株主である持ち体会社の傘下に配置する必要性は、全く無いと考えられる。

1-2 IP 電話技術に適した、フェアな事業群・企業群の 再構成が必要である

交換機電話網から IP 電話網への技術変更が進めば、市内市外、東西(南北)や短距離長距離という、交換機電話網時代における従来概念は、意味をもたなくなるはずである。

そうであるならば、IP 電話網が普及した時代においてまでも、加入者電話事業に、NTT 東社、NTT 西社、NTTコミュニケーションズ社(長距離電話)という区別を設けて、その筆頭に、NTTグループ持ち株会社をわざわざ設置する必要性は、全く無いと考えられる。

(もしも政府出資の会社が必要だと考えるのであれば、NTT 東社、NTT 西社、NTT コミュニケーションズ社(長距離電話)を統合した会社を新規に設置し、その会社へ政府が出資しさえすれば、ユニバーサルサービスを十分に提供できるのではないだろうか?)

2. NTT グループ持ち株会社の解散と、政府出資先 の限定化

現行 NTT グループの事業・子会社構成をこのまま継続させてしまうと、政府が大株主として上位に存在する必要性が無い事業までもが、持ち株会社の傘下に含まれてしまう。これでは、他事業者との健全な競争を阻害してしまう。

2-1. 本来あるべき新しい姿

本来あるべき姿へ移行するためには、下記 1~4 を実施する必要があると考える。

- 1. 現行持ち株会社をいったん解散する。
- NTT 東社、NTT 西社、NTT コミュニケーションズ 社(長距離電話)を統合した会社を新規設置する。
- 3. ユニバーサルサービス負担を前提に、 上記2の新設会社に政府が出資する。

- 4. NTT グループ保有のボトルネック設備を、 上記 2 とは別の新規設立完全別資本会社へ移 行する。
- 2-2. 早急に取り組みを開始すべき資本面の課題 ここで大きな課題が発生する。

現行 NTT 持ち株会社の株主から大きな反発が予想されることである。

しかし、政府は、納税者が必要とする最低限度の 通信サービスを、納税者に対し保障しなければなら ない立場ではあっても、民間企業同士の純粋なサ ービス・技術競争を、政府出資企業が営利的優位 となるように間接誘導する立場であってはならない はずである。

3. 政府が自覚すべき、NTT 持ち株会社大株主としての責任

政府は、NTT 持ち株会社解散を前提に、NTT グループが抱える通信・情報処理事業を再度組織変更するよう、NTT グループに対して強く指導すべきである。(当然、NTT 法も大幅改正すべきである。) 政府は、持ち株会社他株主に対して、政府が出資・関与する必要性のあるサービス・事業範囲とその程度を、再定義して説明しなおすべきである。 (他株主は、政府の間接誘導による、NTT グループの競争優位性を期待すべきではない。)